

同 廣 島 出 張 所	廣島市八丁堀二三高橋武夫法律事務所
鳥 取 縣 聯 合 會	鳥取縣西伯郡縣村河岡
島 根 縣 聯 合 會	島根縣能義郡母里村
石 川 縣 聯 準 備 會	石川縣羽咋郡堀松村末吉
山 口 縣 聯 合 會	山口縣防府町三田尻赤間
德 島 縣 聯 合 會	德島縣麻植郡西尾村西麻植
同 愛 媛 縣 聯 合 會	德島市佐古大裏町五丁目
同 南 豫 出 張 所	松山市永代町一七
同 伊 豫 出 張 所	愛媛縣北宇和郡三間村川之内 左竹方
同 高 知 縣 聯 合 會	同 伊豫郡南伊豫村八倉西 川原方
同 福 岡 縣 聯 合 會	高知縣高岡郡波介村 池上方
同 同 筑 後 出 張 所	同 安藝郡土居村春日 岡林方
同 同 京 筑 地 區 委 員 會	小倉市外企救町 北方
佐 賀 縣 聯 準 備 會	福岡縣三井郡善導寺村
熊 本 縣 聯 準 備 會	同 京都市豊津村本町四丁目
新 田 支 部	農民労働學校内
鹿 兒 島 縣 聯 合 會	唐津市双子 山口方
岩 手 縣 聯 準 備 會	熊本市本庄町白川端二六八
全 國 農 民 組 合 總 本 部	宮崎縣那珂郡七郷村郷之原小松滋雄方 鹿兒島縣始良郡國分町 盛岡市二日市町 東京市芝區田村町二ノ二 大阪市旭區森小路町六六三

全國農民組合規約

第一章 總 則

- 第一條 本組合は「全國農民組合」と稱し總本部を大阪に出張所を東京に置く。
- 第二條 本組合は本部の宣言綱領及決議の貫徹を計るを以て目的とする。
- 第三條 本組合は全日本に於ける小作農小作兼自作農及び日傭農其他本組合の承認したるものを以て構成す。
- 第二章 機 關
- 第一 大 會
- 第四條 大會は本組合の最高決議機關にして本組合の主要なる事務一切を審議す。
- 第五條 大會は大會代議員中央委員及び總本部役員を以て構成す。
- 第六條 大會代議員は聯合會を選擧區とし其の選出方法は中央委員會に於て決定す。
- 第七條 大會は毎年一回中央委員長之を召集し前年選定したる時期及場所に於て開催す、中央委員會に於て必要と認めたる場合は臨時大會を召集することを得。
- 臨時大會を召集し得ざる時は擴大中央委員臨時大會を召集することを得、擴大中央委員の構成は中央委員會に於て決定す。
- 第八條 大會は議長副議長は大會に於て之を選出す、議長は大會書記及び大會各種委員を選任す。
- 第九條 大會は大會代議員の二分の一以上出席するに非ざれば議決することを不得す。

第十條 大會の議決は出席議員の過半数によりて成立す。

第十一條 大會は中央委員長一名中央委員若干名會計監査若干名を選出するものとす。

中央委員選出比率及び方法は別に之を定む。

第二 中央委員會

第十二條 中央委員會は本組合最高の執行機關にして大會の決議を執行し特に緊急を要する事項を審議決行す、但し此場合は次期大會の承認を得ることを要す。

第十三條 中央委員會は中央委員長中央委員を以て構成す。

第十四條 中央委員會は必要に應じ中央委員長之を召集す中央委員三分の一以上の請求ありたる場合は中央委員長は直ちに之を召集することを要す。

第十五條 中央委員會は中央委員の半数以上出席するに非ざれば議決することを不得す。

第三 中央常任委員會

第十六條 中央常任委員會は本組合の常務の執行機關にして特に緊急の場合には中央委員會に代りて審議決行す、但し此場合には次期中央委員會の承認を経ることを要す。

第十七條 中央常任委員會は中央委員長中央常任委員を以て構成す中央常任委員會は中央委員會に於て互選するものとす。

第四 總本部

第十八條 總本部は本組合の常務執行指導機關にして中央委員會から次回中央委員會に至るまでの全活動を指導し中央機關紙を發行し本組合所屬の一切の團體並に支部聯合會に拘束力ある方針を與

ふるものとす。

第十九條 總本部は中央常任委員會及び書記を以て構成し左の役員を置く。

中央常任委員長一名、中央常任委員若干名書記若干名

第二十條 中央委員長は本組合を代表し本組合一切の事務を總理す

第二十一條 書記は總本部事務を助け中央委員會並に中央常任委員會に發言權を有す、書記の任免は中央委員會之を行ふ。

第二十二條 總本部は本組合の常務執行指導の完全を期する爲に左の部門を置く。

組織部、政治部、争議部、産業部、財務部、國際部、機關紙部。

第二十三條 各部門は中央委員會の統制の下に部長一名部員若干名を以て構成す、部長は中央常任委員會之に當り部長部員の選任は中央委員會之を行ふ。

第二十四條 總本部は必要に應じ各部門の他に各種の委員會を設くることを得。

第二十五條 總本部は必要ありと認めたる場合支部、聯合會にオルグ(指導者)を派遣す但し派遣オルグは總本部統制の下に當該支部及び聯合會書記として活動するものとす。

第二十六條 青年部、婦人部は中央委員會統制の下に獨立部門とし規約を別に定む。

第二十七條 總本部會計は財務部長之を管掌す。

第五 會計監査

第二十八條 會計監査は本組合の會計事務一切を監督督勵す。

第二十九條 會計監査は中央委員會並に中央常任委員會に發言權を

有す。

第三章 組織

第一 班 支部

第三十條 班は一部落字を區域とし數名の組合員を以て組織し必要に應じてその下に組を組織す。

第三十一條 支部は一町村を區域とし班二個以上若しくは組合員十名以上を以て組織す。

第三十二條 支部を新たに設立する時は支部規約及び組合員名簿に所定の組合費一箇年を添へ聯合會に提出し其の承認を得ることを要す。當該地方に聯合會なき時は總本部に直屬するものとす。

第二 聯合會

第三十三條 聯合會は府縣を單位とし當該府縣内の五支部以上を以て組織す。

第三十四條 聯合會は中央委員會の統制の下に所屬支部の行動を統一し共通の事項及び事務を處理するものとす。

第三十五條 聯合會の規約並に聯合會員に關する規定は中央委員會の承認を得ることを要す。

第三 地區委員會

第三十六條 地區委員會は府縣聯合會内に於て鬭争と動員に必要な地區内の班及び支部の代表者を以て構成し聯合會の指導統制の下に所屬班及び支部の活動を統制處理す。

第四 地方協議會

第三十七條 地方協議會は鬭争と地理的關係に基く近接の二個以上の聯合代表者を以て構成し總本部の統制の下に關係聯合會の聯絡

統一を計り本組合の全國的統一補助機關とす。

第四章 會計

第三十八條 本組合の經費は組合員の負擔とす。

第三十九條 總本部費は一箇年前納とし、支部より直接徴收す、但しその徴收を聯合會計に依託することを得。

第四十條 總本部の經費豫算は中央委員會に於て原案を作成し大會の協賛を経る事を要す。

第四十一條 總本部の經費決算は大會の承認を得ることを要す。

第四十二條 中央委員會の承認を得るに非ざれば豫算外の支出をなす事を得ず。

第四十三條 本組合の會計年度は二月一日より翌年一月三十一日迄とす。

第五章 機關紙

第四十四條 本組合は本組合の機關紙規定に基き機關紙を發行す。

第六章 罰則

第四十五條 本組合所屬支部聯合會及個人にして本組合の宣言綱領規約大會の決議及中央委員會の規定に服せざる場合は中央委員會又は大會にて除名することを得。

第四十六條 除名の決議は凡て定員の三分の二以上出席し且三分の二以上之に同意する事を要す。

附則 第四十七條 本規約の修正又は變更は大會に於て出席議員の三分の二以上の賛成を要す。第四十八條 聯合會は必要に應じ當該府縣内の適當の地方に聯合會出張所を設くる事を得。

(下河部良佐)

小 作 争 議

一般經濟事情の小作爭議に及ぼしたる影響

我農村に於ける小作爭議は昨昭和七年に入りても依然たる農業恐慌状態の繼續に依つて減退どころか益々増加の趨勢を示して居るのである。即ち昨年度に於て滿洲事變を楔機として農民運動の一部には方向轉換が行はれ、是等農民組合が従來の經濟鬭争中心主義から、愛國的諸運動に精進せる結果是等組合の地盤に於ては小作爭議が著しく減少せるとか、又政府の自力更生運動の影響に依つて従來の階級的對立鬭争を中止し地主小作協力して自力更生計畫を樹つるに至つたとか、又は救農事業の結果小作農の經濟的緩和を招來し、これが爲め小作爭議が減少の傾向を見するに至つた等所謂、地方的又は局部的には小作爭議減少の傾向を示すに至つたところも見受けられたが、この傾向は大勢を支配する迄に至らず、小作爭議は依然たる農業恐慌の深化に依つて益々激成發展して居るのである。

試みに昨年度に於て一般經濟事情が如何に小作爭議に影響を及ぼせしか少しく述べて見よう。

1 凶作の影響

上半期から所謂インフレ政策の行はれる迄の期間は一昨年と

同様農業恐慌の依然たる繼續に依つて農民の窮乏は愈々深刻化した爲め、小作爭議は益々發展したのであるが、殊に一昨年に於ける凶作の影響は、農民の窮乏に一層拍車を加へ、其結果として昨年春季に於て小作料減免鬭争が各地に捲き起されたのであつた。而して秋に入りては更にこの小作人の窮乏から肥料資金其他の生産資金に缺乏を生じて人爲的の凶作が再び繰返されて小作爭議は益々深刻化したのであつた。

ロ インフレ政策の影響

而して九月以來政府は不況を打開すべく各種のインフレ政策を行つたのであるが、この政策も農業方面には大した好影響を齎らさないのみか、却つて貧農の窮乏を増大したかの觀がある。即ち政府の對策の結果は米麥を始め農産物價格の漸騰を導いたのであるが、窮乏化せる小作人の中には既に立毛の中から賣買契約の成立せるものもあり、又中小農業者の農産物を賣放つ時期についても、米の如きは著しく低落せる時期なりし爲め、(註一)夏秋蠶の値上りが養蠶農民の窮乏を幾分緩和せしめ(註二)一部大地主或は賣買斡旋業者が利益を得しのみにて一般米作農民はその恩恵に浴すること極めて尠く、加ふるに農産物價格の騰貴に比し、農村必需品(殊に經營必需品)騰貴大なるにより(註三)

一般米作農民の収入は著しく減殺されたのである。殊に賣る米もなき貧農の如きは賣買時期の關係(一般に貧農は米價下落期たる收穫期に飯米を賣拂ひ米價の騰貴せる頃飯米を購入するのが多いと云はれて居る)及び賃銀収入の激減等によつて(註三)その窮迫は益々激化し、爲めに小作料滞納其他契約不履行に依る消極的争議が益々増加したのである。而してこの農民の極度の窮乏化は從來迄は觀念的に地主小作の對立を嫌惡し來たりし農民をまるで鬭争の渦中に投ずる様になり、小作争議は地域的にも著しく擴大化したのであつた。

一方又地主階級の情勢を見るに、米價の騰貴は直接地主の收入を増加せしめたのであるが、小地主の多い我國に於ては之に依つて利益を受くる地主は比較的尠くて、彼等の多くはこの利益を享受せぬのみか、一般物價の騰貴に依つてその生活は益々窮乏化したのである。

而して地主階級の斯くの如き窮乏化は彼等をして積極的(小作料値上要求、小作料請求並に土地取上)又は消極的(自作農化、土地賣却)な自衛手段を講ぜしむる事に依つて益々小作争議を激成せしめて居るのであるが、殊に最近インフレ景氣に依つて土地に對する投資が次第に旺勢となるに伴ひ、土地返還争議が愈増加の傾向にある事は注目すべき事であらう。(註四)

ハ 一般産業界不振の影響
昨年度に於ても大衆の極度の窮乏から、軍需工業等特殊産業

註四 山形縣下に於ける土地賣買件数を年次別に表示すれば左の如くである。
昭和五年三一、八七七件 同六年二五、〇二三件 同七年二六、九五〇件

小作争議の一般的趨勢

小作争議の一般的趨勢を把握する上に於て、その件数の増減狀況、關係範圍の狀況、地域的移動狀況等を見る事は最も重要な事であらう。仍て今これ等の狀況について昨年度の實況を見よう。

イ 争議件数の増加

小作争議が重要な農村問題として世人の注目を惹く様になつたのは大正六年以降の事である。尤もそれ以前に於ても不作凶作等に際して地主と小作人との間に不和を生じ、減免交渉の行はれたることは其例に乏しくはないが、多くは一時的且つ局部的の紛争で、決して今日の如く恒常的且つ一般的現象ではなかつたのである。

然るに歐洲大戰後潮來せるデモクラシー思想は、都市に於ては勞働運動の勃興を促し、勞働争議を激發せしめたと同時に、農村に於ては小作人の自覺を喚起せしめて小作争議勃發の楔機を造つたのであるが、大戰後に於ける經濟事情の變遷と社會事情の變化は小作人の生活に益々重壓を加へ、小作争議をして恒常的な發展をとげしめたのであつた。而して兩三年前より我國

を除く、一般産業界は依然沈滞の狀態にあつたが、この産業界の不振は都市出稼中絶、失業者の歸農等の現象を生じ、爲めに土地需要増加に依る土地返還争議を熾烈ならしめて居る。又都市のこの不況は農民の副業収入を減退せしめ、農民の窮迫に拍車を加へて居るが、これ等は間接的に小作争議増加の素因を作つたのであつた。

以上の如く昨年度は農民經濟緩和の爲めの諸インフレ政策が行はれたるに拘らず、小作争議は益々深化の情勢を導いたのであるが、今これが概勢について少しく詳細に述べて見よう。

註一 日本經濟年報第十一輯二一八頁参照

註二 農村狀態の項参照

註三 長野縣下に於ける農業關係勞働者雇賃銀年次別調査を表示すれば左の如くである。
昭和三年を一〇〇とする指數

養蠶雇賃銀

男	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年
女	九二	六六	五〇	四九

農作雇賃銀

男	一〇〇	七九	五二	四六
女	九七	七九	五三	四六

に襲ひ來たれる農業恐慌は、小作人は勿論地主をも窮乏化せしめて小作争議を激發せしむるに至つたが、殊に昭和六年度には遂にその件数は三千件を突破し、我國に於ける小作争議件数の最高記録を見せ、次いで昨年度に於ても前述せるが如く依然たる農村の不況に依つて、その件数は前年にも増して増加の趨勢を示したのである。今参考の爲め大正六年以降最近に至るまでの件数を掲ぐると左の如くである。

年次別小作争議件数

年次	件数
大正 6年	85
7年	256
8年	326
9年	408
10年	1,680
11年	1,578
12年	1,917
13年	1,532
14年	2,106
昭和 元年	2,751
2年	2,052
3年	1,866
4年	2,434
5年	2,478
6年	3,419
7年	3,414

關係範圍の縮小化

次に關係耕地面積並に關係人員數等に就て見るに、近代的な小作争議の勃發して以來大正十四年頃までは、争議關係の耕地面積(田)並に關係地主、小作人共にその實數に於ても又割合に於ても年々増大して所謂廣汎なる小作争議が展開されたのであるが、同年以降その割合は(一争議關係耕地面積並に人員)漸減の傾向を示し、殊に昭和四年以來この傾向は急速に

發展して所謂小規模にして實質的の争議が激増したのであつた。

而して七年度に於ける状況を見るに、關係人員中地主数は前年同期に比し實數割合共に増加を示したが、小作人數關係耕地面積は何れも前年度よりも更に減少したのであつた。而して斯

小作争議關係範圍

	昭和5年		昭和6年		昭和7年	
	總數	一議均争平	總數	一議均争平	總數	一議均争平
争議總件數	2,478	—	3,419	—	3,414	—
參加人員	地主	14,159	23,763	16,706	18.0	4.9
	小作人	58,565	81,135	61,499	23.7	18.0
合計	72,724	29.3	104,903	30.6	78,205	32.9
關係土地面積	田	28,426.7	49,231.8	31,693.5	2.5	9.3
	畑其他	10,359.8	10,258.3	7,030.0	4.2	2.0
合計	39,799.0	16.1	60,364.7	17.7	39,027.6	11.4

而して關係耕地面積中、畑地は昭和四年以來農業恐慌に依る

表の如くである。今試みに兩三年間の小作争議關係範圍の推移状況を示すと上の如くである。思はれる。

桑園、果樹園等の争議の激發により一時増加の趨勢を示したが、七年に入りてこの種の争議は再び減少した。蓋しこれは蘭價、野菜、果實價が漸騰せること、及びこの種の争議が六年の争議によりて一應解決したる結果からであらう。

ハ 分布状況 曩に述べたるが如く、我國に於ける近代的小作争議は歐洲大戰後に於ける思想的經濟的激變につれて發生を見た爲め、その初期にありてはこれ等の影響を最も強く感受する事情にあつた地方、即ち濃尾平野を中心とする岐阜、愛知の兩縣、近畿の兵庫、大阪、奈良の各縣、九州の福岡縣等比較的限定された地方に多く發生したのであつた。

事等は注目すべき事であらう。

小作争議の態様

小作争議發生の原因は種々雑多であつて、多くは各種の遠因近因が相錯して發生するに至るのが常である。従つて争議にあたり、地主、小作兩當事者の主張要求等も決して單純ではな

即ち小作争議發生以來大正十五年頃までは所謂小作人の攻勢時代とも見るべく、小作料減免に關する争議が争議の大半を占めて居たのであるが、同年以降となると、地主の攻勢的態度に依つて漸次小作權關係の争議が増加する様になり、殊に兩三年以來農村不況の深刻化につれてかうした傾向は益々たかまつたのであつた。

試みに各種小作争議要求事項中七年度と前年同期との増減状況を表示すれば一八七頁表の如くである。

而して、前述の如く、七年度に於てもこの傾向は依然繼續して居るのであるが、今この種争議中主なるものについて述べれば左の如くである。

1 不作凶作に依る小作料一時減要求争議

此種原因に依る小作争議は小作争議中最も原始的なもので、

府縣名	自同九年	自同十年	自同十一年	自同十二年	自同十三年	自同十四年	自同十五年
岐 阜	二六八	一、四八五	一、一七五	一、〇三五	一、〇三五	一、〇三五	六三一
兵 庫	一五三	一、〇七七	七八二	七八二	七八二	七八二	五九三
愛 知	一一五	六五六	六七一	六七一	六七一	六七一	四七三
岡 山	八九	二七三	六七一	六七一	六七一	六七一	四六四
大 阪	六〇	二二三	六七一	六七一	六七一	六七一	四〇七
福 岡	四二	二二三	六七一	六七一	六七一	六七一	三七六
奈 良	四〇	二二三	六七一	六七一	六七一	六七一	三五四
山 梨	四〇	二二三	六七一	六七一	六七一	六七一	三四六
東 京	二一	二〇五	二〇五	二〇五	二〇五	二〇五	二六三
山 崎	二一	二〇五	二〇五	二〇五	二〇五	二〇五	二六三
佐 賀	一九	一八九	一八九	一八九	一八九	一八九	二六三
神 奈 川	一五	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	二五一
廣 島	—	—	—	—	—	—	—

而して七年度に於ける争議の地域的推移状況を見るに、從來小作争議の激甚地とされて居た大阪、兵庫、奈良の各府縣は、農民運動の衰微の結果、争議件数は減少の傾向を示したが、之に反して北海道、青森、栃木、岡山、群馬、富山、福島等の諸地方が、凶作並に不況の影響によつて争議件数が著しく増加したのであつた。

今参考の爲七年度に於ける争議の分布状況を圖表にて示すと次頁の如くである。

因に最近農村不況が深刻化するに伴ひ、農民が著しく窮乏した結果争議が各地共おしなべて増加する様になつた事及從來あまり發生を見なかつた山間僻地等に争議が増加する様になつた

表 圖 布 分 議 争 作 小 度 年 七 和 昭



要 求 事 項	昭 和 6 年 (同 期)		昭 和 7 年		○ 増 △ 減
	件 數	割 合	件 數	割 合	
小 作 料 値 上 反 對	37	1.4	50	1.8	○ 13
小 作 料 改 訂 期 間 延 長	63	2.3	13	0.5	△ 50
小 一 時 的 小 作 料 減 額	1,122	41.7	947	34.4	△ 175
永 久 的 小 作 料 減 額	108	4.0	72	2.6	△ 36
小 作 料 統 一 又 是 改 定	19	0.7	23	0.9	○ 4
小 納 米 的 格 下 又 是 依 裝 的 改 良	11	0.4	7	0.2	△ 4
込 米 廢 止	7	0.3	4	0.1	△ 3
獎 勵 米 給 與 並 增 加	5	0.2	13	0.5	○ 8
肥 料 代 耕 作 費 立 毛 的 賠 償	15	0.6	14	0.5	△ 1
小 作 契 約 繼 續	961	35.7	1,173	42.6	○ 212
小 作 權 又 是 永 小 作 權 的 確 認	100	3.7	57	2.1	△ 43
小 作 權 又 是 永 小 作 權 的 賠 償	100	3.7	83	3.0	△ 17
代 地 交 附	8	0.3	11	0.4	○ 3
舊 地 主 小 作 申 込 受 與	—	—	33	1.2	○ 33
小 作 地 買 受 與	18	0.7	18	0.6	—
小 過 納 小 作 料 的 返 還	3	0.1	4	0.1	○ 1
契 約 又 是 調 停 條 項 履 行	3	0.1	11	0.4	○ 8
小 作 料 納 入 延 期 並 分 割 支 拂	25	0.9	11	0.4	△ 14
其 他	31	1.2	115	4.2	○ 84
	53	2.0	97	3.5	○ 44

從來迄は我國小作争議件数の過半を占めて居たのであつた。然るに大正十五年頃より漸次減少の傾向を示せること次表の如くである。

而して次表にも見らるゝ如く、七年度に至つてこの種の争議は極僅少ではあるが再び増加した。蓋しこれが理由としては、

年 次	件 數	%
大正15年	1957	71.1
昭和 2年	1,038	50.6
同 3年	882	47.3
同 4年	1,230	50.6
同 5年	567	22.9
同 6年	1,171	34.3
同 7年	1,057	31.0

備 考 不 作 因 作 に 依 る 争 議 件 數

小作料減免によつて幾分なりともその窮乏を緩和せんとする様になつた事、等がその主なるものであらう。

而して七年度に於て此種争議の多かつた地方を挙げれば、次に示すが如く、一般に關西地方に於て此種争議が多いやうであるが、これは凶作の甚だしき地方にありては減免の餘地なきに反し六、七分作と云ふが如き地方に於て却つて地主小作の分配問題が紛糾せる結果だと思はれる。

備 考 不 作 因 作 を 原 因 と す る 主 要 争 議 地

三重(八一件) 新潟(四八件) 岡山(四六件) 大阪(四〇件)

又この種争議は一般に左翼農民組合の地盤に多い様であるがこれは左翼的組合が所謂「土地を農民へ」のスローガンの下に積極的な抗争を起した結果によるのであらう。

口 農 産 物 價 格 下 落 に よ る 小 作 料 一 時 減 要 求 争 議

農産物價格下落を理由とする小作料一時減要求争議は大正十

一 六 年 に 於 け る 凶 作 の 影 響

によつて七年春季にこの種争議が増加せる事。二 農村不況の影響に依つて肥料不足に依る人爲的不作が現出せる事。三 小作人の窮乏が増大すると共に他に適當なる窮乏切抜策なき爲此種理由に依る

二年度に於けるバニクと昭和五、六兩年に互る農産物價格の激落の際にはいづれも著しき増加を見せたが、七年に入つて此種争議は著しき減少を見たのである。

備考 農産物價格下落に依る争議件数

年次	件数
大正15年	5
昭和2年	21
同 3年	11
同 4年	3
同 5年	285
同 6年	240
同 7年	50

而してこれが理由としては農産物價格下落の場合にはかかる事項を争因とする事は小作人に有利であらうが、農産物が騰貴の趨勢にある場合には小作人に取つて寧ろ不利である爲め斯く昨年度には著しき減少を見たものと思はれる。

ハ 契約小作料高率を理由とする永久減要求争議

此の外従來の契約小作料を高率なりとし、又は小作料の不均衡或は農業收益の收支不償等を理由に小作料の永久的減額を要求して争議を起す場合もある。

而して小作料高率を理由とする小作料永久減の争議は大正六七年頃より漸次増加し、殊に舊日本農民組合が永久三割減を決定して以來、大正十二三年頃にはこの種争議は總件数の三割七分迄占めた事もあるが、其後漸減して七年度の如きも六年に比して七五件の減少を見てゐる。又農業收益の收支不償を理由とする争議も大正十二年の頃に

は可成りな件数に達して居たが其後漸減の傾向を示し、昨年度も前年に比し更に減少して居る。一般に此種要求はその貫徹は困難であつて、假令妥協なりても低率に終り、而も次年度に至つて同様の要求を提出すること困難なる爲め小作争議戦術上よりもかゝる策を採らざる様にあり、減少を見て居るのであらう。

備考

小作料高率 小作農薄益 生計困難	昭和二年同	三年同	四年同	五年同	六年同	七年
二〇四件	一三〇件	一一一件	一一一件	一一四件	九七件	七四件
一三	八	一一	一一	四五	一〇	

二 小作債行改廢に伴ふ争議

上記の外産米検査施行に伴ひ、小作人側より込米、口米の廢止、或は俵裝料、獎勵米の増加を要求し、または小作料の品質、等級の格下げ或は俵裝の更正を要求して争議を惹起する場合もある。

而して此種争議は明治三十六年米穀法施行以來各地に發生し小作争議發生の歴史から見れば各地に於ける小作争議、農民運動勃發の端緒をなして居ることが多い（最近の社會運動小作争議編参照）。なれどもこの種争議は一旦解決すれば爾後再び惹起する事が尠い爲めあまり増加を見ない様である。乍併、最近農村不況の深刻化と共に小作料の品質又は等級格

下の運動が漸次普及する様になつた爲め、（七年に於ても京都、新潟等に此種運動が行はれた）七年は六年に比し幾分の増加を見たのであつた。

備考 産米検査込米獎勵米關係争議件数

年次	件数
昭和2年	18
同 3年	7
同 4年	25
同 5年	37
同 6年	9
同 7年	26

而して以上の如き小作料減免要求に對し、従來地主は土地返還等の積極的行動に移るものが尠なかつたが、最近に於ては此種要求又は訴訟手段に出づる等頗る積極的な態度に出でつゝあ

る事は注目すべき點であらう。

以上は主として小作人側の積極的行動に依る争議であるが、最近地主の積極的行動によるものとも見らるべき争議が漸次増加の趨勢にある事は注目すべきことであらう。

ホ 小作料滞納に依る争議

農村不況が深刻化するに伴ひ、小作人の中には小作料の一部又は全部を滞納するものが續出する状況であるが、これに對し地主も農村不況に依りて同様窮乏せる爲め、未納小作料に對して、小作料の支拂を督促するに至り、爲めに争議を惹起するものが最近著しく増加したのであつた。

備考 小作料滞納に依る争議件数（下段表）

而してかゝる場合、小作人は小作料の一時減免又は滞納小作

年次	件数
昭和2年	49
同 3年	61
同 4年	97
同 5年	135
同 6年	174
同 7年	313

料の減免等の要求をなすのが常であるが、結局小作料の月賦償還等に依つて解決するものゝ多し事は時代の趨勢として注目すべき事であらう。

ト 小作料値上に依る小作争議

又、地主が小作料低率を理由に小作人による値上を要求し、又は小作料改定期満了の故を以て舊小作料への復歸を要求せるに對して小作人が之を肯んぜずして争議を惹起せる等、所謂地主の攻勢的態度に依る争議は漸次増加の趨勢を示して居るが、今これが概況を見るに、

1 小作料低率を理由に小作料値上要求の争議は昭和二年以來激増の趨勢を示して居るが、昨年度に於ても十二件の増加を示して居る。

而してこれが誘因とも見るべきは最近不況の結果、一、地主が攻勢的態度を採るに至つた事。二、土地移動に依つて新地主が小作料値上を要求するものが増加せる事等であらう。

2 又小作料復歸要求に依る争議は昭和六年は激増を見たが、七年に入りてその期間満了期が減少せるためか著しき減少を見た。

備考 小作料値上要求に依る争議（次頁）

ト 小作料値上其他小作關係の争議

年次	件数
昭和2年	33
同 3年	42
同 4年	51
同 5年	65
同 6年	45
同 7年	60

以上は主として小作料関係の争議であるが最近地主が積極的攻勢的となるに従つて、漸次土地引上又は小作権関係等所謂土地問題に關する争議が増加する様になつて來た。

即ちこの種争議は地主が自作の經營、小作地の賣却、宅地、敷地等其他地目變換を理由に、又は小作人が小作契約不履行を理由として、小作人に對し、小作契約の解除又は土地返還の請求をなし、之に對して小作人が小作契約の繼續、小作権の確認、作離料の支給等を要求して争議となるのであるが、今この種状況について見ると左の如くである。

小作権關係又は小作地引上

年次	件数	%
昭和元年	316	11.5
同 2年	432	21.1
同 3年	461	24.7
同 4年	704	28.9
同 5年	1,002	40.4
同 6年	1,307	38.2
同 7年	1,520	44.5

一 農村不況の結果小作料の滞納をなすものが増加せるに對

而して上表にも見らるゝ如く昭和五年以降この種の争議件数は著しく増加し、又七年度に於ても小作争議件数中主位を占めてゐるが、今最近に於けるこの種争議増加の主なる原因を列擧すれば左の如くである。

し、地主が小作料督促の手段として、又は他の小作人に契約の目的を以て積極的に土地返還を要求するやうになつた事。
二 財界並に農村の不況に依つて自作農、中、小地主は勿論大地主までが小作地を賣却し、或は抵當權の實行等に依つて競賣に附せらるゝ土地が多くなつた事。而してこの場合新地主は自作の爲め、又は他の小作人に小作せしめんが爲め舊小作人に對して土地返還を請求するものが多くなつた事。
三 農村不況の結果、以前小作せしめて居た小地主が自作の目的を以て、小作人から土地返還を要求するものが多くなつた事。

四 經濟界不況に伴ふ、都市失業者の歸農増加、小作農の出稼機會喪失等に依つて、小作地の需要が増加し、爲めに土地返還等の争議が増加せる事。
五 都市の膨脹に依り、最近都會附近地に於て耕地を宅地に變更せんが爲め土地返還要求をなすものが増加した事。

六 昨年度に於て特にインフレーションを豫想して土地に對する投資が次第に旺勢となり、爲めに土地賣却が増加せる事。(前章參照)

さて、かうした各種の事情により地主が小作人に對して小作契約解除又は土地返還を要求せる場合、小作人は小作契約繼續、小作権確認、作離料の支給等を要求するものが常であるが、此種件数も七年度に於て激増を見せたのであつた(前表參照)

小作争議に於ける手段

小作争議に際して關係各當事者の採る態度なり、交渉方法なりも小作争議の初期時代と今日とは著しき變化を見る事が出来る。

即ち小作人が地主に對して減免要求をなす場合でも、當初の程は小作人は個々別々に而も懇願的態度に出づるを常としたが大正十一年四月、全國的、階級的農民組合が組織さるゝや、地主に對する小作人の態度は著しく積極的となり、小作争議に際しても小作人は互に團結して地主に對抗し、且つあらゆる手段を以て其の目的の貫徹に邁進したのであつた。

小作人が斯くの如く團體的對抗的態度に出づるや、地主側に於ても亦各種の對抗的手段に出づる様になつたのであるが、今之が最近の傾向について、地主小作別に少しく述べて見よう。

1 小作人側の對抗手段

言ふまでもなく今日の小作人の經濟状態は甚だしく窮迫化して居る。従つて小作争議にあつても嘗ての如く、小作人の權利擁護を指して積極的闘争ではなく、その勝敗如何は直接彼等の生活問題と結び付けられて居るから、小作人はその目的貫徹の爲めには死にも狂ひとなつて邁進するのが常である。
即ち地主に對して小作料減免要求を爲す際には、最初は款願的な態度を採るとか(全農秋田縣聯決議)又は立毛の檢見を地主に

契約條項不履行	昭和三年	同 四年	同 五年	同 六年	同 七年
調停條項不履行	二件	二一件	二二件	二〇件	二六件
	六件	一二件	一八件	一二件	二四件

而して小作人の要求事項中小作契約繼續要求件数は最も多いのであるが、七年度に於て此種件数の多かつた地方は山形(四五件)、秋田(一〇六件)、福岡(七一件)、福島、群馬(五八件)、茨城(五六件)、青森、山梨(五〇件)の諸縣で、一般に關東、東北地方の凶作地に此の種争議の多かつた事は蓋し小作人の小作料未納に對し地主が攻勢的態度を採るに至つた結果からであらうと思はれる。

尙此の種の争議は小作権關係の根本的存廢に關する争議であるから、其性質最も深刻なりと見るべきもの多く、殊に一般的不況は農民の農業嚙りつきの氣持を益々助長せる爲め、争議の一層激化せるものが多いやうである。

チ 契約又は調停條項不履行に依る争議

尙近時農村不況が深刻化するにつれ、調停條項、契約條項不履行に依る小作争議も漸増の趨勢にあるが、この種不履行に對して地主は攻勢的に出づる様になつた結果、強硬に土地返還を要求するもの多く、爲めに往々にして深刻なる小作争議が展開される。

今最近數年間の統計を掲ぐると左の如くである。

要求する等その交渉方法は多年の闘争の経験に依つて或點合理的な方法を採用するに至つたところもあるが、團體的結合の態度を飽まで維持して居るのである。

例へば地主が若し小作人の要求に應じない場合には從來小作人より地主にその小作地を返還して該土地に對する不耕作同盟を結んだ事もあつたが、地主が強硬なる態度に出づる場合には却つて小作人自からが窮地に陥る爲め、近來は土地の不返還同盟を結んで飽までも土地を手放さないことに努めてゐる。又小作米の確保手段として小作米の一部又は全部を各自の手許に留保して小作料不納同盟をなし、又は小作人の結束を強めるため農業倉庫等に共同保管することが多いのである。

小作人は又地主の住宅附近に於て争議批判演説會、農民大會等を開催して地主の糾弾をなし、又は地主糾弾のピラを撒布する等間接的に争議の解決促進に努めるのであるが、他面争議が長日月に互る場合小作人の結束の亂れる事を懼れて、小作人の闘争意識を激發する様なニュースを發行し、又は小作人の裏切り防止の爲め、違約金規定を設ける等の手段を講じて居る。

而して地主がこれにも屈せず、小作人の小作料不納に對して強制的手段たる立毛差押、又は立入禁止等を行ふ場合小作人は事前に多數の小作人を動員して共同耕作、又は共同植付をなして地主の土地取上を困難ならしめ、又は立毛の共同刈取をなして差押を免がれる等の手段を講ずるのであるが、若し又事件が

ると左の如くである。

種別	件数
農民組合の應援を求めたもの	29
組合の支持に依りたるもの	53
組合の示威又は調停依頼	145
共同耕作	101
小作料共同保管	170
暴行傷害罪に問はれたるもの	51

地主側の手段

如上の如く小作人側の必死の對抗手段に對し、一方地主側は如何なる戰術を以て臨んで居るかと云ふに、當初の程は小作人が小作料を不納せる場合には小作料不納を理由に村税國税の不納又は土地賣逃げ策を講ずる等頗る消極的な態度を以て臨んだのであるが、其後小作人が團體的對抗の態度を以て益々積極的の對抗の態度を以て益々積極的に抗争をなすや、地主側に於ても之に對して團體的態度を以て對抗するとか、又は所有權の威力を以て之に對抗する様になつたのである。今これが主なるものについて少しく述べて見よう。

1 地主組合の組織 争議に際して小作人が團體的背景を以て地主に對抗するや、地主側でも共同一致の態度を以て之に對抗するの必要を痛感し、即ち争議にあたりても各地主の個人的交渉は地主側の不利を導くこと多きを以て、地主組合を組織してその代表者を以て小作人側代表者と折衝せしむる様になり、また各地主共同擁護の建前から恒久的に地主組合を組織して小

愈々發展して立毛差押、立入禁止假處分等を執行さるゝ場合小作人は鐘鼓ラッパ等を鳴らして大舉集合し、執達吏を威嚇してこれが執行を不能ならしめ、又は群集心理の激發するところ往々にして暴行等の不祥事件さへ惹起することがあるのである。

又事件が法廷に移るや、供託金を積みて差押解除の申請をなし、又は顧問辯護士を介して事件を有利に導かんとする等各種の對抗手段を講ずるのであるが、最近判決を遷延せしむる手段として小作調停法を利用するものが次第に増加せるは注目すべき事であらう。

而して事件が斯くの如く紛糾するに伴ひ小作人は飽くまで大衆的威力に依りてこれが解決に狂奔し、或は小學兒童の盟休、消防組合の脱退より惹ては自治機關の停止を以て輿論の喚起に努め、又は裁判所に示威運動をなし、若くはテロ的手段に依つて地主に暴害を加へる等、その手段は益々尖鋭化するのが常である。

此種手段は七年度に於ても各地に見られたのであるが、就中、群馬縣南橋村の争議では小作人が立禁の制札を叩き壊して大衆的共同耕作をなし、又栃木縣阿久津村では地主を援助せる生産黨員と對抗して遂に流血の慘事を惹起し、又鳥取縣下の小作争議では小作人が都市の勞働争議に倣つて飢餓同盟の如き手段を講ずるに至つた等はこれが代表的なものであらう。

今参考の爲め七年度に於けるこの種争議手段を統計的に掲げ

作人側と對抗する様になつて來たのであつた。(地主組合参照)

乍然地主側は土地の所有反別に差異があるのみならず、在村地主と不在地主とがあつて相互間に利害の差異がある爲め、往往同一歩調を採る事困難のやうである。

2 土地會社の設立 又近時關西地方等に於ては地主が共同して土地會社なるものを設立し、各地主は各々其の社員となり會社に所有權を移轉し、又は永小作權を設定し、或は賃借權の登記を行ひ、會社が地主に代つて小作料の取立其他小作權關係事務を行ふものが増加したのである。

而してかゝる意味合の土地會社は外觀は營利會社であるから商法に準じて株式會社、合名會社、合資會社の形態をとつて居るが、その業務は訴訟、調停等非營利的業務が主となつて居り、従つて會社の營業成績に於ては見るべきものは尠ないが、争議對策としては相當効果的であり、現在に於ても全國を通じて百一の多きに達して居り、その地域に於ても、奈良、岡山、香川、愛媛、京都等大體争議の激しかつた地方には殆んど設立を見て居る有様である。

而して七年度に於てもこの種團體を背景とする争議は可成り多かつたが、今参考の爲め團體別にその争議件数を掲ぐると次表の如くである。

またこの外地主が小作人に對する對抗的手段として二、三年前より、奈良、鳥取、島根等の諸縣に於て従前の小作契約を一

種 別	件数	種 別	件数
大日本地主協會	8	土地會社	12
山梨縣農村振興組合	11	山梨土地株式會社	7
鳥取縣地主協會	3	岡山縣農事協會	2
山陰土地株式會社	2	長沼村地主會	9
強戸地主會	1	其	34

に於ては小作人が地主の要求に應ぜざる場合には直ちに法律的手段に依つて小作人を威嚇せんとするの態度を示すに至つたのである。

今これ等地主の對抗的手段について見るに、先づ小作料請求問題にありては小作人が小作料を不納せる場合には地主は内容證明郵便其他の方法に依つて小作料納附の催告状を發送し、小

應解除して従来の小作人との間に新たに請負小作契約なるものを締結し、小作關係に於ける地主側の立場を強力ならしむるの手段に出づるものもあつたが、最近あまり擴大しないやうである。

3 民事訴訟の提起と立禁止毛其他の動産差押 以上は地主の團體的背景に依る積極的對抗の狀態に就て述べたのであるが、更に小作人が地主の要求に應じない場合には如何なる手段を講ずるかと云ふに、從來に於ては地主と小作人との協同的解決不調となりたる場合にも尙法律的手段に依る解決は可成避けんとするの態度を採つて居たのであるが、最近

作人が尙も之に應ぜない場合には辯護士に委任して小作料の請求訴訟を提起し又は債權確保の手段として稻立毛其他の動産差押の申請をなすのである。又小作地返還問題にありては地主は何等かの理由を擧げて口頭或は書面を以て小作契約解除の通告を爲し、小作人が之に應じない場合には土地返還請求訴訟を提起し、或は強制的手段たる土地立入禁止假處分等の法律的手段に訴ふるものが増加して來たのであつた。

而して今これ等事件の最近の狀態を窺ふに、(1) 小作爭議に際して探る訴訟事件数は從來年と共に漸増の傾向にあつたが最近はやや減少の傾向を示して居る。(2) 又是等訴訟事件の内容を見ると小作料請求に關するものが最も多いが、最近地主が攻勢的となるに至つて漸減の傾向を示して居るのに反し小作地返還請求並に小作料請求と土地返還とを併せ行ふ訴訟事件は最近地主の攻勢的態度和相俟つて著しく増加の趨勢を示して居るのである。(3) 又曩にも述べたるが如く、地主側が小作爭議に當つて緊急對抗の手段として是等訴訟事件と共に債權確保の目的を以てする土地立入禁止其他の動産差押等の強制手段も大正十四年頃から急激に増加し昭和四年に於て稍々減退を示したが、最近はまだ増加の傾向にあるやうである。

今参考の爲め是等各種統計を掲ぐれば次表の如くである。

小作ニ關スル年次別民事訴訟事件々數

年 次	件 數	年 次	件 數
大正十二年	一、六九六	昭和三年	二、四八八
同 十三年	一、九八四	同 四年	三、〇五〇
同 十四年	二、三二九	同 五年	二、八五五
同 十五年	四、一八四	同 六年	二、三二五
昭和二年	四、八四九	同 七年	二、四五四

民事訴訟事件種別件數

種 別	昭和五年		同 六年		同 七年	
	件數	割合	件數	割合	件數	割合
小作料請求	二、〇四六	七・七%	一、五九〇	六・四%	一、五二四	五・九%
土地返還請求	三、八〇	一三・三%	二、六九	一〇・一%	三、七三	一三・七%
小作料並土地返還請求	二、五七	九・〇%	二、五六	一〇・〇%	四、〇五	一五・一%
小作米換價金請求	三〇	一・〇%	一、〇	〇・〇%	七〇	二・七%
小作權確認	一四	〇・五%	四	〇・一%	二	〇・〇%
占有權保護	三	〇・一%	一	〇・〇%	三	〇・一%
損害賠償	六〇	二・二%	五	〇・二%	三	〇・一%
其他	六	〇・二%	一	〇・〇%	一	〇・〇%
計	二、八五五	一〇〇・〇%	二、三五五	一〇〇・〇%	二、四五四	一〇〇・〇%

土地立入禁止立毛動産差押件數

年 次	土地立入禁止		立毛差押		動産差押	
	件數	執行面積	件數	執行面積	件數	差押價格
大正十二年	一	一町	四	?	一	一三、七〇
同 十三年	一	一町	四	?	一	一三、七〇
同 十四年	一四〇	五七・五九	三九	四一四・四四	一	一三、七〇
同 十五年	一三	一九・五	四四	三六二・七六	一	一三、七〇
昭和二年	二〇九	五九・六	一四九	四四・七四	一	一三、七〇
同 三年	一四〇	二六・三	九四	一五・七	一	一三、七〇
同 四年	六四	一七・五九	四四	六九・九三	一	一三、七〇
同 五年	一〇九	三〇・六	一四三	三三・三三	一	一三、七〇
同 六年	六	二五・八三	三〇	四三・六九	一	一三、七〇
同 七年	六三	一七・六	五四	二四四・六三	一	一三、七〇

乍併此種訴訟事件の増減如何に不拘最近特に注目すべき現象は、所謂地主が斯くの如き法律に依る合法的手段を選ばず専ら實力に依つて爭議を解決せんとするものが増加せる事で、例へば昨年中の小作爭議に於て法の決定を見ざる以前に地主が小作人の播種せる苗を引抜き、遂に小作人側の申請に依つて立入禁止を見た秋田縣下境村の小作爭議とか、又は長野縣五加村に於ける小作人の入獄中に於ける立毛競賣事件、又は東北地方に於ける小作人の出征中に於ける地主の土地取上事件の如きその代表的なものであらう。

4 小作調停法の利用 乍併地主の中にかゝる強壓的手段に出でず、さりとて何とかこれが打開の途を講ぜんものと、最近小作調停法を利用するものが次第に多くなつて来た。而して同法の

申立者別	昭和6年		同7年		前年比増減 件数
	件数	割合	件数	割合	
地主の申立	660	38.76%	676	36.27%	+16
小作人の申立	942	55.31%	1,078	57.83%	+136
小地主の申立	93	5.46%	102	5.47%	+9
双方の申立	8	0.47%	8	0.43%	-
計	1,703	100.00%	1,864	100.00%	+161

小作争議の結末

さて、然らばこれ等小作争議は如何にして解決されて居るか
と云ふに、争議の左程紛糾せざる場合に於ては、他よりの調
停を待たずして双方の直接的折衝又は代表委員の交渉にて容易
に解決するのが常であるが、争議が紛糾して當事者が各々主張

の實施初期に於ては争議を調停に依りて解決する目的から申立てたのであつたが、最近はその効力が訴訟の判決と同一であり或程度まで従來の争議を豫防し得らるゝものであるとの見地から、又は訴訟提起を覺悟の上にて一應調停の申立をなすやうになつて来た事は注目すべき事であらう。
試みに昭和六、七兩年度に於ける申立者別調停件数増減状況を掲ぐれば上表の如くである。

を固持して譲らざる場合にありては、當事者の直接的交渉にては妥協成立の見込みがないため比較的公平なる立場にありと見らるゝ町村長、村有力者、村會議員、農會役員等第三者の介入によりて解決する場が多し、又最近に於ては小作官が介入して小作調停に依り双方の妥協點を見出して解決せしむる場が多し、年増加の趨勢にある。(前章参照)なほ争議が相當深刻化せるもの
にありては所轄警察署長等が介入して事件を斡旋する場合が多
く特に極左的組合の指導下にある争議に於ては往々特高課長等
が介入して事件の解決をなす場が多し。
更に争議の解決せるものに就いて見ると、大體一 妥協に依
つて解決せるもの。二 小作人の要求貫徹せるもの。三 小作
人が要求を撤回せるもの。四 自然の内に消滅解決せるものと
に分つ事が出来る。而してこの内妥協に依つて解決せるものは
年々争議の大部分を占め次いで小作人の要求貫徹に依るものが
多く、小作人が當初の要求を撤回せるものは比較的僅少であ
る。
なほ此の外争議が未解決の儘翌年又は數年に亙りて繼續する
ものも年々相當數に上つて居るが、これは一 争議に關與せる
小作人の地位は勞働争議の際の勞働者と其立場を異にし謂はゆ
る生産者たる地位にある爲め争議が長日月に亙るもさほど困難
を感じないこと。二 土地に對する農民の執着心が極めて強く
飽くまで之を死守せんとする爲め、かうした傾向は小作争議

の深刻化するに伴ひ益々増加の趨勢にある。

又この解決状況を地域的に見ると、一般に農民組合の勢力旺
盛なる地方にありては地主に對する要求率も過大なる爲め争議
も未解決の儘長日月に亙るもの多く、よしんば解決せる場
合にも個人的交渉に依りて解決するはまれで多くは第三者の斡
旋調停又は小作調停に依る場が多し。またひとしく農民組合
と云つても左翼農民組合の關與せる争議は飽くまでも抗爭的態
度に出づる爲め、地主との妥協點少く争議も未解決のもの多く、
之に反して右翼的農民組合の指導に依る小作争議は地主との妥
協點が比較的見出し易き爲め、争議も急速に妥協解決するもの
が多いやうである。

又地主勢力の強弱に依つて可成り差異はあるが、小作條件の
劣悪なる地方の争議にありては小作人側の要求が貫徹する場合
は多い様であるが、之に反して小作條件のさほど悪くない地方
に於ける争議は小作人側の要求が不貫徹に終る場が多い。又
豊凶作と争議との關係について見ると、豊作時には要求不貫徹
が多いが、凶作時には要求が貫徹する事が多いやうである。

更に争議を解決條件の上から見ると、小作料關係争議にあり
ては一割—五分程度にて落着するもの多く、永久的減額要求
争議は永久一割五分減額が最も多いと云はれて居る。また土地
返還争議にありては引續き小作を繼續する事により妥協せるも
のが最も多いやうである。

而して最近農村不況の影響として争議解決條件中に滞納小作
料の五年、十年乃至二十箇年々賦償還方法を探るものが多くな
つたこと、及び「小作
料滞納の場合には土地
返還すること」等を條
件中に挿入することが
多くなつたが、此種解
決條項中後者にあつて
は地主が小作人に對す
る小作料滞納の極度の
不安から止むを得ずし
て挿入せしめたる事と
は云へ、争議再發生の
素因を造るものとして
注目さるべき事であら
う。

小作争議結果件数表

	昭和5年		同6年		同7年	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
解決	1,235	49.8%	2,078	60.8%	2,101	61.5%
妥協	410	16.6%	417	12.2%	481	14.1%
要求貫徹	106	4.3%	83	2.4%	61	1.8%
要求撤回	25	1.0%	26	0.8%	53	1.6%
自然消滅	1,776	71.7%	2,604	76.2%	2,696	79.0%
未解決	702	28.2%	815	23.8%	718	21.0%
總計	2,478	100.0%	3,419	100.0%	3,414	100.0%

別件数を示すと右の如くである。

小作争議事例

以上七年度に於ける小作争議の概要を述べたが、更に七年度

今参考の爲め最近數
箇年間の小作争議解決

に於ける小作争議中その紛糾せるもの二、三に就いてこれが實
状を述べて見よう。

事例一 高知縣下A・T兩郡に於ける小作争議

發生年月日 昭和七年一月五日
終結年月日 同年七月十三日
關係地主 百六十九名
參加小作人 二百八十一名
關係土地 田百四十七町五段八畝二十六步。畑八反五畝十二步。
其他二反四畝二十八步。計百四十八町六反九畝六步。

一 争議地の概況

争議地は某河川の兩岸に位せる町村にして主として第四期新層
に屬し、地味肥沃にして米麥作に適し、其他採種用紫雲英の栽培
及び蕪菁、大根、蕎麥等の栽培行はれ、大根漬、蕎麥加工等發達し
最近は阪神地方に移出の目的を以て西瓜栽培も亦漸く盛んとなつ
た。

斯くの如く該争議地方は土地豊饒にして多角形農業經營に依り農
家の収入多きも、排地面積比較的狭小なる爲め小作料の擧上げ行は
れ、漸次小作料高率のものを生ずると共に、耕作地の競争により不
公平なる小作料を生ずるに至りたる事は小作争議發生の根本的原因
なりと云ふべきであらう。

二 遠因

上述の如く小作料高率なる外、今回の小作争議の遠因とも見るべ
きことは、昭和四年本縣穀物検査實施を動機として當時A村A氏現

四 争議に於ける手段

イ 小作人側の手段 小作人側は昭和六年十一月頃より各村に全
農支部を設立し別紙(註一)の如き減額要求書を各地主へ送附し、
續いて直接交渉をなす方針の下に各支部の幹部十名乃至十四、五名
の交渉員一團となり懇談的に平均三割減要求をなした。ために理解
ある地主は小作人の要求に應じ三割減額を承認せるも、地主中の大
部分は團體交渉を嫌惡し、小作人の要求は不當なりとてこれを拒絶
したのであつた。

1 小作米賣却 仍て小作人は三割減額を容認せらるゝまでは小
作料は納入せざる事とし、貯藏中の小作米の風害、變質を防止し、
且つ解決の際支拂を容易ならしむる爲め、要求中の三割を控除し、
七割は賣却して供託することとし、一月十七日以來頑固なる地主の
小作米より除々に賣却し、(約三百四十石に達す)賣上金は主として
郵便貯金となして保管せり、就中A村の如きは二月七日一名の工夫
を雇ひ、長さ三尺巾二尺の空箱に白布を張り之に「正月二日小作米
賣却M支部第三回、A支部第五回、強慾地主ヲ征伐セヨ」と朱書
したものを背負はしめ、太鼓を打ちながら恰も興行物の如き風態に
て村内を巡回示威運動をなした。

2 演説會 全農本部はA郡に西尾治郎平氏T郡に坂本秀郎氏、
を駐在せしめて支部の指導をなし、連日地主を訪問して穩健なる交
渉を續けたるも地主側は團體的交渉を回避して進捗せず、一月二十
日本部員西尾氏は情勢報告と今後の方針打合せの爲め一應總本部へ
歸つた。然るに各支部に於ては争議の交渉進捗せざるを以て西尾氏
の指導に對し不滿を抱くに至り、同月二十八日、本部宛西尾氏の不

A村長)は融和事業其他社會事業方面に活動し穀物検査は小作農民
の經濟を壓迫するものなりとし、多數農民を引率して之が反對陳情
をなした。加之、爾來居村に於て社會民衆黨系の農民組合を組織し
穀物検査に反對すると共に政治運動にも没頭し、同年の村議改選に
は同氏を始め組合側より多數進出して村議の過半数を占めたのであ
る。仍て同氏は當時の村長を退職せしめて自ら之に代り、更に同年
の縣議補選に立候補し、次に昭和六年十月の縣議總選舉には大衆黨
の候補者として出馬せるも不幸にして共に落選したのであつた。然
るに當時大衆黨より應援の爲來縣せる全農系幹部が、A村附近の小
作事情が不合理なることを察知し農民組合發達の可能性あるを認
め、前川正一氏等來縣の上組合組織に着手し、遂にA村小作人一致
の上小作料減免運動をなすに至つたのである。

三 近因

昭和五年度は近年稀なる豊作なりしが、昭和六年は稻移植以來降
雨頻繁にして日照時數少く不順の天候なりしと、加ふるに同郡に
は三化螟蟲發生して被害を受けたる爲、稻作は前年に比し一割二、
三分乃至三割強の減收となりたる爲小作人に脅威を與へたのであつ
た。

而して昭和五年後半期以來農村恐慌は益々深刻の度を加へ、米商
價の暴落と共に小作農の副業とせる大根漬、紫雲英種子、蕪菁其他
蘭加工品等何れも慘落を呈し小作人の収入激減せる爲是等の諸現象
は小作人の窮乏を益々激化し、遂に農民は農民組合結成をなすと共
に、從來の小作料の減額を要求する嘆願書を提出するに至つたので
あつた。

信を訴ふると共に本部前川正一氏の來授方を電請したる結果四月三
十日入港の汽船にて前川、西尾兩氏來縣し、T郡、A郡に於て應援
演説會を開催したると共に一面組合員の懇談會を開催し各支部の連
絡提携を策し、結束を固め二月二日前川氏のみ一先づ歸阪した。

3 懇談會 二月一日午後M支部長宅に於てA、N、M支部幹部
二十三名を集め前川氏より全國各支部の活動狀況及總本部の組織等
に對する説明ありたる後、左の事項を協定した。

- 1 地主ニ於て工作料三割値下承認セザルトキハ小作米全部(三割減額シタルモノ)ヲ賣却シ供託スルコト
- 2 支部員ハ地主ノ甘言ニ乗ゼラル、事ナク飽迄結束ヲ強固ニシ大衆運動ヲ支持シ最後迄勇敢ニ戦フコト
- 3 各支部ハ密接ナル連絡ヲ保チ同一行動ヲ執ルコト
- 4 地主ヨリ土地取上ゲノ申込アリタル時ハ之ニ應ゼズ耕作權ヲ確保スルコト
- 4、共同耕作
 - 1 一月十八日より二十日迄三日間T町方面に於て十四、五名宛二組に分れ組合員の耕地麥畑に「田地ハ勤ク農民へ、全國農民組合」と記せる赤旗を樹て除草を行ひ地主に對する示威と交渉員の激勵に努めた。又二月二十三日A、M兩支部員共同にてN、T、H各支部の應援を求め小作人總數五十余名が兩村に分れ長さ五尺巾一尺五寸位の赤旗を立て氣勢を上げ農民歌を高唱し又地主の惡口を稱へて共同耕作をなした。
 - 2 三月七日全農T支部員約三十名はH、N及びA郡下各支部よりの應援を得て(計六十名)T支部員I氏外十名の耕作田一町歩の共

同手入を行った。

3 地主A村M氏小作人Y氏の土地返還問題に際し、地主は契約の解除せられたるものとして五月十一日に肥料を入れたるに、小作人(約十四名)は現場に集合し、地主に雑言を加へたる上本問題は道徳的解決は不利なりとして、遂に共同耕作を以て稲の移植をなした。

4 曩にN村に於て立禁假處分の執行あり續いてA、M村に於ても立禁の申請をなし、近日執行せらるゝことを察知せる小作人は各支部の應援を受け、A、M村に於て立禁處分を豫想せる田地に里芋の共同補付をなした。

5 地主訪問戦術

1 五月八日A村地主が會合せるを察知せるA村支部長は組合員約三十名を動員し焚出を行ひ多数の小作人は會合場所に至り、地主に面會を求めたるが、拒絶せられ更にK地主外二名の地主に面會を求めたるも、地主が之を拒絶するや、同家に坐り込み、或は同家を包圍し且つ同會合に出席せざりし地主幹部を歴訪して相當激越なる交渉をなした。而して翌九日も更に地主會幹部を歴訪し前と同様の交渉をなしたるが地主も亦強硬に應對せる爲め、運動の効果なかりしものゝ如くであつた。

2 五月九日N村に於ても第二次立禁假處分の計畫中なるを察知し、O村支部長は十七、八名の支部員を引率し、地主T氏を訪問し訴訟進行停止方を交渉したるに、T氏は團體交渉には應じ難しと拒絶せるにより更にO地主を訪問せるが不在なりしたため歸宅を待つと稱して同家に据込みをなしたるも、警察官の警告に依つて散會した。

ざるものとして内心容認するものも尠からず、既に一部の地主は小作人の要求通り減免したのである。然るに多数の地主は刈取前検見の申出を爲さずして收穫調製後に至りて團體的交渉をなし、大衆の威力に依り減額を強要するが如きは不都合なりと著しくその感情を害し地主組合を組織して小作人に對抗して應戦するの氣運に向つたのであつた。

イ 地主會の設立 A村に於ては一月十日十數名の地主が同村K方に會合し小作料は理由の如何に拘らず此際減額を爲さざること、舊年末迄に小作料を完納せざるものは解約をなすこと外數件を協定し、翌十一日は地主A方に於て舊曆十二月二十日(一月二十七日)迄に各地主は自己の小作人の戸別訪問をなし、同日迄に本年度小作米納入方を交渉すること若し納入なき場合は更に舊年度末(二月五日)迄に再交渉をなすこと、以上の手段によりても尙納入なき場合は斷乎たる措置を取ること等を協定した。

一方T町に於ても地主會設立の氣運を生じ、一月十一日主なる地主が會合協議の結果組合を組織し、同一步調にて小作人組合に當るべく申合せをなしたるが、其後公然と地主會を設くるが如きは小作人を激昂せしむる惧あるを以て當分靜觀することとした。然るに其後に至り交渉進展せるを以て二月十三日T町K氏方に於てS辯護士を中心として地主約十八名會合し、又同二十六日再び同様會合せる結果、三月一日に至り遂に地主會の發會式を行ひ小作官補の排斥其他三件を議決した。又三月七日爭議對策委員會を開催して小作人組合の要求減額を承認すれば將來に惡例を貽すこととなるを以て絶対減額せざること、訴訟の結果土地取上に就き万策つきたるときは暴

3 六月七日N村第一回調停委員會閉會後デモに移らんとせるも

警察官の警告に依り解散した。而して更に同日午後八時頃地主T氏宅に小作人多數押寄せ二三人は座敷に上り他は庭内より、各自に地主を罵倒せる爲め地主は之に憤慨し獵銃を擬して小作人を威嚇せんとしたるも、警察官の鎮撫に依り小作人は解散した。

6 印刷物配付

小作組合側は又地主の惡口を印刷したるニュースを發行して宣傳に努め、又農民歌を配付し尙之を小學校兒童に歌はしめんとしたるも警察官の注意によつて中止した。

7 其他

1 四月十九日K町に於て動産差押の處分あるや、多數集合して惡口雜言を吐き、同日午後六時半より約八十名の小作人は地主の會合せるA氏方へ押寄せ面會を申込みたるも謝絶せられた。又同日の假差押執行にT町役場吏員の立會せるは細民に理解なきものなりと中傷論難し且町長に抗議を申込んだ。

2 T町に於て小作官特高課長等の調停中に百余名の小作人は地主の會合せるA氏方に押寄せ、迅速に解決すべき様交渉した。

3 五月二十、二十一兩日M村に於ける調停に際しても、小作人は百余名を動員し、委員會開催前地主の惡口雜言を放つた。又二十一日解散後に於て地主二十名の歸途を擁して折柄雨天夜陰に乗じて之を取圍み遂に地主三名を道路側の小溝に投込み負傷せしむるに至つた。

地主側の手段 地主側に於ても、昭和六年度の稲作は前年度に比して一部検見をなせる箇所あるを以て多少の小作料減額は已むを得力團を雇入れること、外組合の統制整理に關する件を決議した。

又M村地主に於ても態度甚だ強硬にして法律上の解決に依らんとし、三月十七日地主數名會合して小作料請求訴訟を提起し、調停者に委任せず法廷に於て所有權の擁護を計るべく申合せを爲した。N村に於ても亦地主會を組織して小作人側に催告を發し、三月十六日には小作人對抗策として共同耕作を爲さんとて土地所有者外約二十名位の應援を得て玉葱、甘藍等の植付をなした。然るに小作人側之を知りて約三十名集合し、地主側に於て植付たる野菜を片端より引抜き且つ之を撤去した。

ロ 小作料催告 A村に於ては小作人等が小作米を賣却して供託を始めたるを以て地主の態度却つて硬化し、かくては訴訟問題として他迄も小作人組合に對抗すべしと主張し、三十二名の地主は一齊に二月十四日付内容證明郵便を以て「二月二十一日迄ニ小作料ノ支拂ヲナスベシ、若シ支拂ナキ場合ハ貸借契約ヲ解除シ土地管理ハ地主ニ於テ行フ」旨の催告をなした。然るに小作人側より何等の反響を認めざるを以て三月十七日付を以て再び「従前催告ニテ契約ヲ解除セルニ付植付タル作物ハ本月二十一日迄ニ收去シ本月二十二日後ハ土地ニ立入ルヲ禁ズ」云々と通告した。

又N村に於ても二月七日及三月三日にA村と同様の催告をなし、三月九日以後は該土地に立入を禁ずる旨を通告し、三月十六日には共同耕作をなしたのであつた。亦M村に於ては三月二十七日地主二十八名が小作人二十一名の全農組合員に對し宛付反別、小作料額を記載せる小作料請求書を作成し、入夫をして配布せしめたのであつた。

ハ 民事訴訟、假差押處分の申請

1 T郡地主會は三月上旬地主九名より小作人十名に對し昭和六年度小作料請求訴訟を提起して動産假差押を申請し、四月十九日假差押の執行に着手した。然るに小作人は之を察知するや互に連絡を取りて他出し、不在と稱して容易に立會人を得る能はず、ために尠からざる時間を要したると、小作人側の策動の結果一部は施行したるも一部は不能一部は未施行となつたのであつた。而して其後更に執行の豫定であつたが、小作人側の交渉に依つて同月二十三日執行を中止し、既に差押へたるものは解除することとなり五月四日之が實行をなしたのであつた。

2 M村に於ては三月十五日付を以て地主二名は小作人二名を相手取り昭和六年度小作料支拂請求訴訟を提起し四月一日及十三日並に同二十五日に公判を開廷の筈であつたが、裁判所の都合と小作人側辯護士の關係に依り延期し、訴訟としては進展を見なかつた。而して五月中旬地主は更に小作人中不動産を有する者に就き不動産假差押を申請して之が執行をなし、更に五月下旬地主は小作人に對し土地返還訴訟を提起すると共に立入禁止の假處分を申請し立禁執行の判決を得て之を小作人に送達したる爲め、一時小作人を激昂せしめたるも調停によりて執行にまでは至らなかつた。

3 A村に於ける地主十六名は事件を法廷にて解決すべく三月十九日比較的有力なる小作人六名に對して昭和六年小作料請求訴訟を提起し四月六日第一回公判の開廷ありたるも、原告の提出にかゝる書類に不備の點あり、小作人側辯護士亦充分書類の査閲を爲さざりしため延期となり、遂に開廷に至らなかつた。而して地主は土地返

案訴訟審理の爲め五月十六日兩當事者の召喚をなす豫定であつたが小作人側より小作調停の申請ありたる爲め、遂に訴訟行爲は中止するに至つた。

調停の状況

イ 小作官補の法外調停 T、A二郡に亘る本爭議は縣中央部に於ける最初の爭議にして之が解決如何は將來に至大の影響を與ふる關係上小作官も之が調停に盡力することとなつた。然るに小作人側は小作調停法は小作人に不利なりとして正式の調停を希望せず、地主も亦調停申立を爲さざりしを以て遂に法外調停を試みんとしたのであつた。かゝる折柄A村村長より調停を申請せるを以て二月七日同村に双方別々に會合せしめ調停に着手したるに地主にありては土地を返還すれば要求通り減免すべしと主張し、小作人側は土地返還には絶對に應ぜずと交渉難ならず、其後數次に亘る交渉も、地主側は四月六日及八日の公判の結果を信賴して調停に誠意を缺いて居り小作側また地主の訴訟提起に憤激して妥協的熱意を失ひ居れる爲め小作官も一先づ調停を打ち切るに至つたのであつた。

ロ 特高課長等の調停 T郡方面の爭議も三月に入りて解決の曙光見えず、地主側より申請せる昭和六年度小作料請求訴訟に伴ふ動産差押は四月十九日執行に移るや小作人は逃避策を探り、又多數集合して、大部分之が執行を不能ならしめた爲め、遂に小作人側よりの申請に依りて五月四日之が取消をなさしめたのであつた。而して一方小作側に於ても播種期切迫し可成早く解決せんが爲め、双方の代表者の會見を申込む等大いに妥協氣分濃厚となれる際、T町方面に實情調査の爲め出張せる特高課長は當事者双方の意嚮を聴取した

還訴訟並に立入禁止假處分の申請を爲すべく四月二十一日會合をなし、隣村N村の状況を聴取の上費用の負擔を定め、五月七日に至り關係地主より小作人三名に對して土地返還訴訟立入禁止假處分の申請をなした。五月七日裁判所は之に對して立禁を認め、十一日に保證金納付の結果同十六日執達吏は之が執行をなしたのであつた。

4 N村地主數名は養蠶不況に反し蔬菜栽培有利となり、加ふるに同村は元來土地狭少なる爲め自作を爲す目的にて最初より土地返還を要するが、從來地主の取れる對策は效を奏せざるを以て三月中旬頃より土地返還訴訟の計畫を進め、小作人數名に對して土地返還訴訟と共に立入禁止假處分の申請をなした。仍て高知地方裁判所に於いては立禁假處分は最初の申請にて將來に甚大なる影響を及ぼすを以て四月十六日特に口頭辯論を開き、同二十五日次の如き判決をなしたのであつた。

- 一 申請人ニ於テ金一千元ノ保證ヲ立ツル時ハ左ノ假處分ヲ命ズ
- 一、別紙目錄記載ノ土地ニ對スル被申請人ノ占有ヲ解キ申請人等ノ委任スル執達吏ヲシテ之ヲ保管セシム
- 一 執達吏ハ其權限内ニ於テ第三者ヲシテ前項記載ノ土地ヲ使用收益セシムルコトヲ得

但現在植付アル作物ノ收穫期ニ至ルマデテ限リ被申請人ヲシテ現作物ニ施肥收穫ノ目的ヲ以テノミ立入ルコトヲ得、訴訟費用ハ被申請人ノ負擔トス

而して地主側は五月一日保證金の供託をなし、續いて殘部小作人に對して立禁假處分の申請をなしたが、五月七日三件の假處分決定を見たるを以て遂に執達吏によつて執行を爲すに至つた。而して本

る上場合に依りては調停に入らんとせるに地主側も絶好の機會なりとて之を歓迎し、五月十三日双方代表者會合協議せる結果、十五日に至つて遂に圓滿裡に解決を見するに至つた。

ハ 調停法による調停 T郡に於ける調停效を奏し圓滿裡に解決したると地主の立禁假處分執行に移りたる爲め等に依つてA郡に於ても小作人側に調停氣運濃厚となり、M村は五月十五日、A村は五月十二日及十七日、N村は五月十七日何れも地方裁判所に調停の申請をなした。

而してM村調停委員會は五月二十日同村小學校に開催したるも容易に纏らず、其間小作人側の大衆行動等ありて相當紛糾せしが、同二十四日に至つて漸く調停の成立を見たのであつた。又N村調停委員會は六月七日同村八幡社務所に開催せるも、地主側の約半數は土地返還を極力主張し、小作人側亦組合員を動員して之に對抗せる爲め容易に解決するに至らず、爾來調停委員會を開催する事七回、七月十二、三兩日の委員會に於て漸く解決を見るに至つた。

ニ 地方篤志家の調停 地方有志の調停はT郡に於ては不成功に終りたるも、A郡A村に於ては同村徳望家醫師K氏の調停に依り圓滿解決を見たのであつた。

即ちK氏は小作問題のため村の平和の破れたるを見てT市に轉住するの意嚮を洩すに至りたる處、村民殊に婦人は之を憂ひ引留の爲め五月二十五日同村公會堂に村民大會を開催し、同氏の多年公共事業に盡したる功績に免じ今回の小作爭議の解決は同氏の調停に一任すべき旨の誓約をなしたのであつた。仍て同氏は五月二十六日縣廳に特高課長、小作官補等を訪問して協議研究の結果具體案を得て之

を二十七日双方に提示したるに双方異議なく之を承認して圓滿なる解決を見たのである。

因に前記各解決条件を示せば左の如くである。

- (一) T郡ニ於ケル特高課長等ノ解決事項
T郡T町、N村、H村、T村ニ於ケル昭和六年度小作料減額調停事項
- 一 昭和六年度小作料ハ各契約額ノ二割ヲ減額スルコト
- 二 従前ノ小作料總額中六割五分ハ昭和七年五月末日迄ニ納入スルコト
- 三 前項ノ小作料ヲ現金ヲ以テ納入セントスルトキハ一石ニ付金十七圓五十錢ノ割ヲ以テ計算スルコト
- 四 殘額一割五分ハ平分シ昭和七年度及昭和八年度小作料ト同時ニ且ツ同一方法ヲ以テ納入スルコト
- (二) A郡M村小作料減額調停
T地方裁判所(小調)第十三號事件)

- 一 相手方(地主)ハ申立人(小作人)ニ對シ別紙目録記載土地ニ對スル各記載通りノ昭和六年度小作料米ヲ八分(百分ノ八)減免スルコト
- 二 申立人ハ相手方ニ對シ昭和六年度契約小作料米ノ内六割六分ヲ一石ニ付十六圓ノ割合ニヨル代金ヲ以テ昭和七年六月二十日迄ニ支拂ヒ殘額二割六分ハ昭和七年及昭和八年ニ各九分昭和九年ニ八分ヲ各其ノ年小作料支拂ト同時ニ同一方法ヲ以テ支拂フコト
- 三 相手方ハ申立人ガ第二項前段支拂ノ履行ヲ爲シタルトキハT地方裁判所(小調)第十三號事件)

調停條項

- 一 相手方(地主)ハ申立人(小作人)ニ對シ別紙目録記載土地ニ對スル各記載通りノ昭和六年度小作料米ヲ八分(百分ノ八)減免スルコト
- 二 申立人ハ相手方ニ對シ昭和六年度契約小作料米ノ内六割六分ヲ一石ニ付十六圓ノ割合ニヨル代金ヲ以テ昭和七年六月二十日迄ニ支拂ヒ殘額二割六分ハ昭和七年及昭和八年ニ各九分昭和九年ニ八分ヲ各其ノ年小作料支拂ト同時ニ同一方法ヲ以テ支拂フコト
- 三 相手方ハ申立人ガ第二項前段支拂ノ履行ヲ爲シタルトキハT地方裁判所(小調)第十三號事件)

要求ニ應ズルコト

- 五 申立人ニ於テ第一項記載ノ昭和六年度小作料第一回ノ支拂ヲ完了シタルトキハ相手方ハ申立人ニ對スルT地方裁判所並T區裁判所ニ繫屬中ノ本案訴訟並ニ假處分申請ノ取下又ハ取消手續ヲ爲スベク申立人ハ假處分ノ取下又ハ取消ニ關シ相手方ノ擔保取消申請ニ同意スルコト
- 六 本件調停ニ要シタル費用並ニ前項記載ノ訴訟手續費用ハ各自負擔スルコト
- (四) 郡A村小作料減額調停(醫師ノ調停)

調停

- 一 昭和六年度小作料減免問題ハ天ノ方法ニヨリ處理シ解決スルコト
- イ 小作料契約高ノ一割五分ヲ減額スルコト
- ロ 小作料總額中六割五分ヲ昭和七年六月二十日迄ニ納入スルコト
- ハ 前項ノ小作料ヲ現金ヲ以テ納入セントスルトキハ一石ニ付金十六圓七十五錢ヲ以テ計算スルコト
- ニ 殘額ノ二割ヲ平分シ昭和七年度及八年度ノ小作料ト同時ニ同一方法ヲ以テ納入スルコト
- ホ T地方裁判所並T區裁判所ニ繫屬中ノ本案訴訟調停並假差押處分ノ申請ハ(ロ)號ノ支拂後之ヲ取下又ハ取消スルコト
- ヘ 本事件ニ要シタル費用ハ各自負擔スルコト
- 二 昭和七年度以降ノ小作料問題ハ左ノ方法ニ依リ調停スルコト
- イ K氏ノ指名シタル委員數名ヲ以テ小作料委員會ヲ組織シ 月

方裁判所ニ繫屬中ノ申立人ニ對スル本案訴訟並假差押假處分申請ノ取消手續ヲ爲スコト

申立人ハ右假差押假處分ノ取下又ハ取消ニ關シ相手方ノ擔保取消申請ニ同意スルコト

- 四 檢見ハ刈取前ニ其申出ヲナスコト
- 五 本件調停ニ關スル費用並第三項記載ノ訴訟費用ハ各自負擔トス
- (三) 郡N村小作料減額調停
T地方裁判所昭和七年(小調)第十五號事件

- 一 相手方(地主)ハ申立人(小作人)ニ對シ其ノ宛付ニ係ル別紙目録記載土地ニ對スル各記載通りノ昭和六年度契約小作料米(水利費ヲ除ク)ヲ一割減免スルコトトシ申立人ハ昭和六年小作料米ノ内五割五分ハ昭和七年七月三十一日迄ニ支拂フベク殘額三割五分ハ昭和七年ニ一割五分昭和八年及同九年ニ各一割ヲ各其年小作料支拂ト同時ニ同一方法ヲ以テ支拂フコト
- 三 相手方ハ申立人ニ對シ別紙目録記載ニ基キ左記條件ヲ以テ從來通り各土地ノ小作料ヲ爲サシムルコト
- イ 小作料ハ毎年舊曆十二月末日迄ニ支拂フコト
- ロ 不作ニ關スル小作料ノ減免ハ稻刈取前ニ主人ヨリ遲滞ナク檢見ノ申立ヲ爲シ双方立會ノ上協定ヲ爲スコト、若其ノ協定調ハザルトキハ双方ノ認ムル第三者又ハT縣小作官ノ裁定ヲ求ムルコト

- 四 申立人ガ正當ノ理由ナクシテ昭和六年度並昭和七年度以降ノ小作料ノ納入ヲ怠リ相手方ヨリ相當ノ期間ヲ定メ支拂ノ請求ヲ受クルモ尙之ヲ履行セザルトキハ申立人ハ異議ナク相手方ノ土地返還

日迄ニ小作料ノ改訂方法ヲ研究シ之ガ實施ニ努ムルコト

- ロ 檢見ハ刈取前ニ申立ヲナスコト
- 若減免額ノ協定整ハザル時ハ前項ノ小作料委員會ノ裁定ニ服スルコト
- ハ 小作米ノ品位及納入ノ時期ハ慣習ヲ尊重スルコト
- ニ 小作米ノ品位優良ナルモノハ地主ヨリ相當ノ獎勵米ヲ支給スルコト
- ホ 土地返還ニ關スル事項ハ總テ情誼ヲ以テ協定スルコト若シ協定整ハザル時ハ小作料委員會ノ裁定ニ服スルコト

註一

謹啓 貴家益々御清福の段賀し奉ります、さて未層有の深刻なる不況は日と共にその深刻を加へ目前に迫る舊年末を迎へて吾々貧乏百姓の生活は愈々困難となり、此まゝではこの年の瀬が越すに越されぬといふ眞に行き詰つた暮し向きになつて参つたのであります。地主と小作は親と子のやうなものでありまして貴家の深き御同情によつて貧乏百姓のこの困難な生活のつらさを幾分かでもしのぎたいと考へるものであります。最低三割を標準として昭和六年度の小作料を減額相成度こゝに御相談に及ぶ所以であります

何故小作料の減額を相談するか——
理由、一、小作料が元來非常に高いこと。二、未曾有の不況のためかくの如き高き小作料を拂つては貧乏百姓の生活が立たなくなること。三、これに加ふるに御承知の通り不作蟲害の甚だしかりしこと。
最低三割を標準とする所以

最低三割といふのは一つの標準でありまして不作蟲害の程度坪當小作料の高下等を考慮に入れて或はそれ以上、或はそれ以下を御相談致す場合もあるのであります。尙此の外にも若干御相談致したき儀もありませんがそれはいづれ組合の代表者参上の節申し上げます。以上大體吾々の御相談の趣旨は御了解を得たと考へますが、何分にも地主の數甚だ多數につき失禮乍ら書面を以てあらかじめ御相談致す所以であります。何れ組合の代表者参上くわしく御相談申し上げます。不

全國農民組合支部關係小作人一同

昭和七年一月五日

事例二 兵庫縣下T村S部落の小作爭議

發生年月日 昭和七年六月十三日

終結年月日 同 八年二月下旬

關係人員 地主(十四名)、小作人(五十二名)

關係耕地 約三十町歩

一 爭議地の概況 爭議地はS線U驛を距る南方一里の地點に在り。東、西、北部の三方は山を以て圍繞せられ耕地は大概平坦にして戸數七十五戸、耕地面積約四十五町歩を有し、住民の多くは農業に依りて、生計を樹て從來より地主、小作人の關係は比較的緊密にして小作に關する紛擾を見なかつた。

二 爭議の原因 本村に於ては大地主なく、一町歩以上を所有する地主は五名、村外地主三名であるが、此の内、村外地主A氏は縣下屈指の大地主にして所有地約五百町歩あり、本部落内にも約二十

町歩の所有地ある爲め、本部落に於ける小作料減免に關しては村内地主は常に同氏の減免に準據して解決をなし來りたる實狀にあつた。而して村内耕地の内約八割は反當小作料二石にして附近諸部落に比し小作料著しく高率なりし爲め小作人は屢々小作料減額方を地主に要求し來りしも、地主の權勢に威壓されて其目的を達せず現在に至つたのである。然るに昨年度は稲作が蟲害及び天候不良の爲め著しく減收せるのみならず其の米質も亦著しく不良なりしにも不拘、地主A氏並に村内地主二名は不合格米納入に對する罰米として、從來の慣例を破り反當一斗の罰米を徴收するに至つた。従つて小作人側の地主に對する感情は益々惡化し來りたる際、村内に於ける某小作人が昨年度小作料一石九斗二升の所一石六斗の所持米よりなかりため殘餘小作料を滯納せるに對し、地主は之が不足額の内一斗を所謂「アルキ」(部落の小使)に依つて得たる報酬米より強制的に徴集せる爲め、地主の酷に失する取扱ひに全小作人も遂に激憤して小作爭議の勃發を見るに至つたのであつた。

三 爭議の手段及び經過 小作人等は小作料高率なるに不拘地主の權勢に推されて其の目的を達する能はざりし爲め益々結束の必要を痛感し、昭和七年二月末、和協會(小作人のみにて頼母子講の形式に依る組合)を設立し、一戸當り金七十五錢を據出し、金二百圓を積立てると共に、同年八月來地主に對して小作料永久二割五分減を要求し來りたるが、地主は之に應ぜざりし爲め更に十一月代表者五名、小作料協定特別減免交渉委員)を選出して地主に折衝せしむることとなつた。

町長が介在して屢々折衝を重ねたる結果、同氏も關係土地の小作料を引下げるは他の地主の所有地にも影響を及ぼすを以て即時改定をなすは困難なるも數年内には之を執行する旨回答し、尙ほ改訂をなす迄は年々稻作檢見の形式に依つて一割内外の輕減をなす旨の内諾をなした。

而してA氏の同年度檢見に依る減免歩合は十二月十日前後を期しK寺住職立會の下に發表の手順なりしを以て、村内地主の多數はこれに準據して解決するの意圖を有して居たが、地主K氏のみは更に減免の要なしとして小作人の要求を拒否したのであつた。

於茲小作人等は十一月十六日H局より別記(註一)の如き内容證明郵便を小作料協定特別交渉委員五名の連署を以て各地主に小作料永久二割五分減を要請し、一週間内に其の回答を促したのであつた。

然るに地主側は之に對し十一月二十六日附内容證明郵便を以て(註二)この要求を拒否したのであるが、更に十二月二日地主會を開き本問題の善後策に就き協議をなしたる結果、一應村外地主A氏の眞意を確むるの必要ありとし、二名の交渉委員を選出して翌日A氏を訪問せしめたのであつた。

然るに小作人側は於ては兩地主のA氏訪問は既に内約の成れるA氏との小作協定を破棄せんが爲めなりと誤信し、小作人委員より兩氏に對しその交渉顛末を質したる處、地主は之が明答を避けたので、小作人は六日午前九時頃よりK寺に於て臨時役員會を開催し協議の結果、本問題の好轉を策するには「小作人は益々結束を固め暴力行爲に依つて地主の覺醒を促すより他に途なし」とて同夜午後八時より臨時小作人總會を開いたのである。而して當日會する者四十

七名にして全員一致を以て之を可決し、更に酒一斗二升を飲み氣勢をあげ、余勢を驅りて先づ地主の最強硬派と目する、K氏宅を襲ひ、次で地主四名の家宅をも順次襲撃し、各自石を持ちて戸、障子、屋根瓦等を破壊するなど暴行の限りを盡して、同夜十一時頃一同引上げたのであつた。

然るに翌七日午前五時頃地主より、同村巡查派出所に右の旨を訴ふるや、A署に於ては急速同署員を總動員し、關係者四十九名の總檢束を執行の上同署に留置し、順次取調中の處四十九名は一時宅下をなし、小作人の首腦者四名のみを残し取調の一段落を俟つて検事局と協議の上關係者を暴力行爲取締法等違反として起訴した。同起訴者は本年一月二十六日に至り、三名は三箇月の懲役、二名は罰金四十圓に處せられたので、小作人等は直ちに控訴の手續を採り暴行事件は大體に於て一段落の形となつたのである。

然るに此の間に地主側は於ても本事件の社會的影響の重大なるに鑑み、妥協的氣分の大いに濃厚となりたるを、K寺住職等が兩者の間に介在して熱心に斡旋せる結果、遂に二月十日關係者一同はK寺に會し、A署長並にK寺住職立會の下に地主A氏の分のみ除きたる村内地主全部と小作人との間に左の如き妥協案が成立したのであつた。

解決條件 一 契約小作料を一率に一割五分引下ぐること。二 獎勵米は縣穀物検査規則に依る等級甲に對しては一依に付二升五分合乙には一升五合を支給し、丙に對しては之を支給せず、等外に對しては一依に付一升の罰米を徴集すること、但し罰米は著しく劣等なる土地關係の分及び凶作の場合に於ては之を徴集せず。

村内關係地主の分は以上の如き經過を以て解決したるが、本件關

保土地約三十町歩中約二十町歩を所有せる隣村の大地主A氏の分は依然未解決の儘となりし爲め、前述の如く村内地主は一割五分減にて解決せるを以て曩の言質に依つて、村外地主も村内地主と同様少くとも平均一割二分減免方を中介者より斡旋せらるゝに、地主は之を承認するも代償として關係土地を一旦全部返還すべしと主張し、事件は再び紛糾せるがA氏の分のみは左の如き條件にて解決するに至つたのであつた。

一 契約小作料を一率に一割軽減すること。二 獎勵米は支給せず、縣穀物検査に依る等級外格外のものに對しては一依に付罰米一升を徴集す。

四 爭議の村治上に及ぼしたる影響 本部落農民は實質、素朴にして從來地主小作人間の情誼比較的濃かなりしが、本爭議勃發し小作人側が遂に暴力行爲に出でたることより地主小作人間の感情上に著しき疎隔を來すに至つた。

之が一例を示さば即ち本部落と隣接部落との間の鐵橋架設工事は著々進捗し、遂に之が竣成を見たが、之が落成式を十二月二十日舉ぐる豫定なりしを事變突發に依りて其盛典を擧ぐる事を得ず、未だに其儘となり居れる状態であり、又最近小作人某の子息が死去せるに地主側にては一名の立會者もなく會葬者は小作人のみなりしが如きは此種の事情を物語るものではなからうか。

而して目下の情勢に於ては上述の如く妥協成立せるも其の内情未だ釋然たらざるものあり、即ち不在地主の減額寡くして村内地主の減額却つて大なること、又土地を考慮に入れざる一率的減額等は小作人の不平を助長せしめ、小作人の内には土地の上下に據る小作料

十一月十六日

註二

一 小作料減額御要求に對する件全く考慮の餘地無之不當の要求と認む依つて本要求は乍遺憾斷然拒絶す

但し本件に關し地主に對して關係ある小作人自ら直接交渉する場合は此の限りに非らず。

二 本件地主對小作人に於て萬一交渉不調となる場合は止むを得ず其土地の返還を要求することあるべし。

追申

本村は地主對小作人間は頗る圓滿にして從來他村より非難を受くる如きこともなく今日に至れり、是全く相互間の美譽と謂はざるを得ず、然るに突然本年の如き豐作と唱ふる折柄殊に近年稀なる米價の下落加ふるに公課は年一年と増加の傾向其の苦痛甚大なり此の年に於て殊更無理なる御要求せらるゝは實に不審議なり諸氏の尊敬せらるゝY・G氏の下に於て如斯表面戰を開始なさる如き甚だ意外とす地主にしても右苦痛を忍び考慮しつゝあるも本件の如き死活問題たる重大事件を急速に解決するは容易にあらず然し納期迄には解決を急ぎつゝある矢先に於て内容證明に接したり、要は第一の但書に準じ協調するに至當と認む。

昭和七年十一月二十一日

事例三 鳥取縣下S郡M地方の小作爭議

發生年月日 昭和六年一月

解決年月日 昭和七年十二月十二日

關係人員 地主(六七人)、小作人(三八五人)

の改訂及び之に附隨して將來に亘る一般的小作條件の改善を申出づる豫定なりと云はれて居る。

註一

拜啓向寒の初愈々御清祥奉大賀候

陣者當部落小作料問題に關しては豫てより再三御懇談相願度候處未だ何たる御回答これなく追々納期相迫り候に就ては此際是非問題解決致し置き度と存じ改めて左記の如の御要求申上候間本書到達仕り一週間以内に御回答煩度萬一期日迄に御回答これなき節は當方の要求御快諾相成候ものと看做し可申候間左様御諒承成下度候

左記

由來當部落に於ける小作料の不當なる事は極めて顯著なる事實なるが大地主O氏の強硬なる態度の蔭に隠れ當部落の地主も極めて頑迷なる態度を持せられたり、然るに今春來小作人等はO氏に對し屢々小作料改訂方交渉したる處O氏も遂に小作人の窮狀を察し誠意を以て小作人の要求に應ぜらるゝの用意あるやに信ぜらるるに至りたるを以て小作人等はこれが解決方を無條件にて小作人等の尊信するY師に一任し漸く問題の解決を見たり。

小作人等は平素より相憐互助の精神を尊重せらるゝ當部落地主の欣然として小作人等の要求を容れらるゝを信じ茲に近時農村に於ける小作人の窮狀の程度と兵庫縣下に於ける一般小作料を參酌し當部落に於ける一等地小作料は一石五斗とするを相當と信じ當部落從來の小作料に對し一率に二割五分の減額をせられんことを要求す。

關係耕地 田、百三町九反歩。貸賃料千九十五石

一 爭議地事情並に爭議原因 當地方は本縣に於ける爭議の中心地帯にして爭議は毎年反復されて居る狀況である。

而して昭和四年度に於ける小作料減免の爭議は昭和五年小作調停法に依る調停を以て昭和五年産米を以て支拂ひたる爲め、解決を見たるも昭和五年度小作料の支拂に不足を來した。加之經濟界の不況は益々深刻化する爲め小作人側は支拂能力減退せりとの理由を以て翌春に至るも何等の交渉を爲さず、約半歳を経過したのであつた。

於茲地主も從來の如く小作調停のみ信賴せず積極的な態度に出づる様になつた結果、遂に爭議の發生を見るに至つたのであつた。

二 地主側の手段 昭和五年度米作は未曾有の豐作にして、假令昭和四年分小作料を昭和五年度産米を以て支拂ふとしても幾分の内納は爲し得べきである地主側はS土地會社をして小作料支拂の督促を爲さしめたのである。然るに小作人側は依然として會社の請求に應ずるの氣配なかりし爲め、愈々初夏の候より最後の手段として農民組合幹部並に有福者と認めらるゝ四十七名の小作人に對し、小作料全額支拂請求訴訟を提起したのであつた。

三 小作人側の手段 小作人側としては已に訴訟の不利なるを體驗し居りたる爲め八月下旬より順次鳥取地方裁判所米子支部に小作調停の申立をなした。

而して其の要旨は昭和五年小作料に就ては地主は之が請求行爲を一時中止し、昭和六年十一月下旬に双方協議して支拂額を定め、同年十二月末日に支拂をなすこと、且つ其の支拂米に就ては絕對に等級を附せざることと云ふにあつた。

而して該申出の理由としては不景氣の結果小作人等の生活は極度に窮乏化し小作料全額の支拂を爲す能はざること、昭和四年度小作料は昭和五年産米を以て支拂ひたる所滿價を始め一切の副産品価格の下落を見たる爲め、中間収入の途絶えて同年秋の産米を以てせざれば支拂ふこと能はず尙支拂米の等級は地主は四等米を慣行とするも該慣行通り支拂ふは不能なりと行ふのにある。

四 小作調停経過

小作人側の調停申立に依つて昭和六年九月下旬より同十一月下旬迄六回に亘る委員會を開催して調停に努めたるも、双方自説を固持して譲らざる爲め遂に不調に終つたのである。

今この調停案並に當事者の主張を概述すれば左の如くである。

イ 調停案要綱(昭和六年十月二十一日第二回委員會ニ提案)

- 1 昭和六年度以降ノ小作料ハ其年ノ産米ヲ以テ毎年十二月二十五日限り支拂フコト(一年遅支拂方法ノ復活)
- 2 昭和六年度小作料ハ不作ノ場合ニハ減額率協定ノ上本年十二月二十五日限り支拂フコト
- 3 昭和五年度小作料ハ減額セズ

昭和七年ヨリ三年賦トシ毎年春賦後ニ三分ノ一宛支拂フコト

4 訴訟費用中印紙代ノ半額ハ小作人ノ負擔トス

5 其他細目ハ追テ提示ス

ロ 調停案(昭和六年十一月二十一日第五回委員會ニテ提案)

- 1 昭和五、六兩年小作料ヲ二十割トシ左ノ通ニ支拂フコト
昭和六年十二月二十五日限り 七割五分
昭和七年ヨリ同一年迄五年間毎年六月末日限り 二割五分宛
右各期日支拂ヲ完了セルトキハ最後ノ支拂期ニ二割五分ヲ皆

税トシテ小作人ニ贈與スルコト

ハ 當事者の主張

第六回委員會を十二月二十八日に開催し、前回提示案に就き極力調停に努めたるも當事者各々強硬に主張を固持せる爲め遂に調停も不能に終つたのであつた。

1 地主側の主張 地主側は左案より譲歩する能はずとて頑強にその主張を固持した。

「昭和五、六兩年ノ小作料ヲ二十割トシ内十割ヲ即納シ殘額ハ三年賦トシ、其内一割ハ減額ス尙本年賦ノ分ニ對シテ八年二割ノ利息ヲ附スルコト」

2 小作人側の主張 小作人側も土地會社以外の地主十四人中二人は去る二十五日解決せるを以て左案以下の譲歩は不可能なりと主張した。

「昭和五、六兩年分小作料二十割中本年六割ヲ支拂ヒ六割ヲ減額シ殘リ八割ヲ八年賦トス」

五 法外小作調停 斯くて争議は再び訴訟問題となるに至つたが其進行途上小作人側は調停解決の希望あるやに窺はれたるを以て特高課長の居中調停となつたが、是亦不調の已むなきに立至つたのであつた。

尙當時の調停案並に兩當事者の主張を概記すれば次の如くである

イ 調停案(昭和七年六月二十日提案)

- 1 昭和五、六兩年分小作料ヲ二十割トシ内六割ハ即時ニ一割ハ六月末日ニ、一割ハ九月末日ニ支拂ヒ一依金六圓ニ換算シテ金納トス

2 殘額十二割中各二割宛ヲ昭和八年ヨリ同十三年迄六箇年賦トシ最終ノ二割ハ完納者ニ對シテハ支拂ヲ免除ス

ロ 當事者の主張

1 地主側は「提案第一項承認、第二項ニ對シテ八年五分ノ利息ヲ附スルコト」を出張した。

2 又小作側は「第一項中九月末拂一割ハ後年拂ニ廻シ換算金ハ一依五圓八拾錢トスルコト及第二項ハ殘額ヲ十三割トシ内一割五分宛ヲ六年賦トシ殘四割ヲ減額スルコト」を主張した。

ハ 第二回調停案(昭和七年六月十六日提案)

前回の案に左の如き幾分の修正を加へて双方に折衝せるところ十七日午後四時に至り、小作人側は調停者に白紙一任せせるも地主側は意見一致せざるの故を以て調停に應ぜざる旨の回答をなすに至つた(修正案)

- 1 「六月末及九月末各一割支拂」ヲ十月末日限り一割五分支拂フコトニ修正
- 2 「昭和八年ヨリ同十三年迄各二割宛ノ六箇年賦」ヲ各一割五分宛毎年六月末拂トスニ修正、尙「六年目ノ二割ヲ皆税」(獎勵米)ヲ「七年目ニ二割五分ヲ皆税トシテ交付」ニ修正

六 其後の情勢 斯くて各種の斡旋調停も效を奏せず争議はこれが爲め愈々深刻化するに至つたが、今これが概要を述べると左の如くである。

- イ 地主側の対策
 - 1 訴訟速進の嘆願(七月)
 - 2 納税延期、争議取締等の陳情(七月)

3 判決確定分の強制執行(九月)

4 其他農民組合潰滅の方策協議等

ロ 小作人側の対策

1 争議対策委員會の設置(七月)

2 非合法派の指導に基き農民の結束手段として青年に對する座談會の開催、大會の開催、強制執行妨害豫行演習、印刷物の配布等。

3 強制執行妨害計畫の樹立(九月)

ハ 昭和七年十月事件

1 小作人側の計畫 十月に入りて争議は愈々深刻化し、小作人は法廷戦に敗るゝも大衆の力を以て強制執行を不能ならしむべしとの決意を固め「アヂビラ」二千枚を印刷撒布して煽動せんとし、又動員計畫として傳令網を布き各部落要所ノノに信號用「ブリキ罐」を吊り第一、第二、第三の指揮者を決定して組合に屬するもの並に之に呼應する小作人約七百名の動員を實施すべく準備を進め、一方土地會社よりの立毛の差押を受くる虞ある西伯郡O村に於ける一反歩U村に於ける二反歩の共同稻刈を行ひ、更に漸次刈取を敢行せんとしたのであつた。

2 地主側の計畫 土地會社は曩に判決の確定せるI村、O村、H村、Y村、K村、A村、U村の四十七戸の小作人に對し立稻毛若しくは動産の差押を敢行すべく準備を進めたのであつた。

3 強制執行の實施 而して十月十日U村小作人より立稻二反歩の差押許可の通知ありたるを以て土地會社は同十一日午後一時頃米子區裁判所執達吏と會社事務員とを同村に派遣し差押を爲さんとせ

るに農民組合員は直ちに「ブリキ罐」を亂打して附近組合員を召集し、又鏡賣當日の対策等に就ても協議をなしたのであつた。

七 幹旋者の奔走 右の如く争議は頗る尖鋭化し何時如何なる事態を發生するや測り難き状態に立至れる爲め二十二日警察部長は判

し、又鏡賣當日の対策等に就ても協議をなしたのであつた。七 幹旋者の奔走 右の如く争議は頗る尖鋭化し何時如何なる事態を發生するや測り難き状態に立至れる爲め二十二日警察部長は判

し、又鏡賣當日の対策等に就ても協議をなしたのであつた。七 幹旋者の奔走 右の如く争議は頗る尖鋭化し何時如何なる事態を發生するや測り難き状態に立至れる爲め二十二日警察部長は判

し、又鏡賣當日の対策等に就ても協議をなしたのであつた。七 幹旋者の奔走 右の如く争議は頗る尖鋭化し何時如何なる事態を發生するや測り難き状態に立至れる爲め二十二日警察部長は判

紙の如き調停條項を發表したるに、兩者共異議なく之を承認し、遂に約一箇月に亘りて紛糾せる争議も茲に圓滿解決を見るに至つたのであつた。

九、調停條項

- 一 昭和四年以前ノ小作料並ニ特別被害地ノ小作料ニ就テハ本調停條項ヨリ除外スルコト。(小作官ノ法外調停ニヨルコト)
二 目下米子支部ニ調停繼續中ノ事件ハ本調停條項ヨリ除外スルコト。
三 決定セル調停條項(昭和七年十一月十二日成立)

三 別紙第三目録記載ノ土地ニ對スル昭和五年度分貸貸料ハ減額セズ。
昭和六年度分貸貸料ハ田ニ對スルモノハ二割、畑ニ對スルモノハ一割ヲ減額シ宅地ニ對スルモノハ減額セズ。
昭和五、六年度分貸貸料ノ支拂方法ハ昭和五年度分貸貸料ハ玄米四斗入一俵ニ付金五圓六十錢、昭和六年度分貸貸料ハ玄米四斗入一俵ニ付金六圓四十錢ノ割合ヲ以テ換算シ左表ノ通り分割支拂フコト。

Table with 4 columns: 支拂貸貸料ノ年 (昭和五年度, 昭和六年度), 支拂貸貸料ノ額 (田, 畑, 宅地), 支拂期日 (昭和七年十二月二十日, etc.)

一 別紙第三目録記載ノ申立人ハ別紙第一目録記載ノ相手方ニ對シ別紙第一目録記載ノ土地ニ對スル昭和五年度分貸貸料ヲ一石ニ付金十九圓二十五錢ノ割合ヲ以テ換算シ昭和七年十一月十六日迄ニ假支拂スルコト
二 別紙第二目録記載ノ相手方ヨリ同記載ノ申立人ニ對シ提起シタル同記載ノ土地ニ對スル昭和五年度分貸貸料請求訴訟事件ノ訴訟費用全額及別紙第一目録記載ノ申立人相手方間ノ強制執行費用(差押ヨリ解除迄)ノ半額ハ申立人ノ負擔トシ右訴訟費用全額ヲ判決確定未確定ヲ通シ金千二百圓トシ右強制執行費用半額ヲ金百五十圓トシ之ニ對シ昭和八年二月五日限り支拂フコト。

昭和六年度	一割	二割	二割	昭和九年十二月二十日
同	一割	二割	二割	同 十年七月十日
同	一割	二割	二割	同 十年十月二十日
同	一割	二割	二割	同 十一年七月十日
同	一割	二割	二割	同 十一年十月二十日
同	一割	二割	二割	同 十二年七月十日

- 五 若シ前項ノ支拂ヲ延滞シタル時ハ支拂期日ノ翌日ヨリ月八厘ノ遅延利息ヲ附加支拂フコト。
- 又支拂延滞二回ニ及ビタル時ハ第三項ノ減額ハ取消サレ申立人ハ相手方ニ對シ殘額ヲ一時ニ支拂フコト。
- 六 別紙第三目録記載ノ土地ニ對スル昭和七年度分貸賃料ニ對スル調停ハ一時延期シ申立人ハ昭和七年度分貸賃料全額ヲ伯耆農業倉庫ニ入庫シ其ノ入庫票ヲ昭和八年一月末日迄ニ調停主任判事ニ提出保管ヲ受クルコト。
- 右入庫スル玄米ハ昭和七年産ニシテ生産検査丙米トス、但シ耕地ニ依リテ參酌ス。
- 七 申立人全員ガ前項ノ入庫票ヲ期限通り調停主任判事ニ提出シタル時ハ第二項ニヨリ申立人等ガ相手方ニ對シ支拂フベキ訴訟費用金千二百圓ヲ金六百圓ニ減額ス。
- 八 昭和七年度分貸賃料ノ支拂方法ニ就テハ双方共本調停委員會ニ無條件一任スルコト。

九 本條項ニヨリ申立人ヨリ相手方ニ對シ爲スベキ支拂ハS土地株式會社ニ於テ行フモノトス。

第一目録 強制執行當事者目録(省略)

第二目録 昭和五年度分貸賃料請求訴訟事件當事者目録(省略)

第三目録 當事者全員目録(省略)

(山本 巖)

勞働者教育

緒言

廣く社會の各方面に於て勞働者を對象として行はれてゐる教育を通觀するに、各その立場に應じて夫々教育方針を異にしてゐることを知る。即ち勞働組合、無産政黨及之と同一精神の下にある諸團體等に於ては、勞働者にプロレタリア理論を教へ、政治運動、經濟運動等に關する基礎知識を與へ、以て階級意識を涵養し、解放運動に目覺めさせ地位の向上を圖らんことを目的とし、政府及公私の諸團體等に於ては、主として成人教育或は公民教育等の立場より勞働者に働きかけ、工場鑛山の事業主等は産業合理上の必要より補習教育、精神教育、技術教育等に意を注ぎ、補習學校、職業夜學校等に於ては、職業教育、徒弟教育等を行つてゐる。

本稿に於ては、右に掲げた夫々の教育の是非については之を論及せず、唯事實ありのまゝを叙述して研究對策の資料を提供せんと努めた。唯企業主及學校が勞働者に向つて行つてゐる教育については、材料整理の關係上之を割愛することゝした。

勞働組合及無産政黨の教育的活動

勞働組合

勞働運動と勞働者教育とは常に相即不離の關係を有し、廣い意味では勞働運動そのものが一つの大きな勞働者教育といふことも出来るが、茲では問題を限つて一般的意味に於て勞働組合が最近如何なる教育的活動をなしたかに就て概觀することゝする。

東京市芝區の唯一館内で行つた鈴木文治氏の「權利義務の話」が導火線となつて、その聽衆者十五人に依つて今日の日本勞働總同盟の前身友愛會が創立された事は有名な話であるが、現在日本勞働會館内にある日本勞働學校は實にこの唯一館の通俗講話會にその端を發したもので、二十年近くの間終始一貫組合員並に一般無産階級に組織的な教育を施す事に貢献してゐる。之がおそらく日本に於ける最も代表的な常設勞働學校であらう。

一時勞働運動の旺盛だつた頃、組合の闘士養成一般組合員の教育を目的とした所謂勞働學校が各地に簇生したことがあつたが、種々の事情で多くは水泡の如くに消え失せ、常設的勞働學校で現在まで残存してゐるものは極めて少く、組合關係のものでは前記の總同盟の日本勞働學校及神奈川勞働校、横廠工友會の勞働學校等數校に過ぎない。尙その後創設されたものでは、

總聯合會の横濱労働學校、芝労働學校、川崎労働學校、大森労働學校、今日その活動を續けてゐるものは横濱労働學校のみである。

併し常設の労働學校の形式こそ取らないが、組合の教育的活動は極めて旺盛で、或は巡回労働學校と稱し、或は地方分校短期講座と稱して、地方に散在する組合員に對し、三回乃至十五回程度の講習會を催すものが多い。例へば總同盟の日本労働會館の事業報告に據ると、日本労働學校地方分校短期講座を開催せるもの、昭和七年中、北豊島、大森、吾嬭、澁谷、南葛、沼津の六地方で、講習日數總計六十二日、平均受講者數二百二十五名、延人員六千六百八十七名(内女三千五十五人)になつてゐる。全國労働に於ても種々の名稱の下に各地に臨時労働學校を開設して一般組合員の教育に盡力してゐるが、現在までに行はれたもの、中主なるものは、城東労働學校、城南労働學校、千住政治労働學校、高砂労働學校(兵庫縣)、尼ヶ崎労働學校、明石夏期大學、神奈川労働學校、平労働學校(福島縣)、北海道労働學校等である。

組合大衆に呼びかけるための講演會も頻繁に開催せられ、殊に教育週間等と稱し、或る特定の週間を限つて組合員結成のための講演會が組合員の密集地帯に於て催されることがある。時局問題の喧しい時或はメーデーの數日前の如きは、特に組合員を動員して聴講せしめ、問題の理解と組合精神の醸成に努めて

労働争議はあらゆる意味に於て最も有效な實踐的教育の機會であり、團體訓練の良き試験臺でもあるが、組合に依つてはこの機會を利用して所謂陣中講座を開催し、具體的問題を前にして活きた教育を施してゐるところもある。

文書に依る教育は最も一般に行はれてゐるもので、機關紙或は機關新聞、工場ニュース、壁新聞、パンフレット、リーフレット、ビラ、傳單、ポスター等各種の機關を通じて間斷なく組合員全般の教育に當つてゐる。左翼の組合に於ては、映畫、演劇、音楽、美術品或は寫眞の展覽會等を通して盛んに主義の宣傳、階級意識の醸成に努めて居り、所謂コップ(日本プロレタリア文化聯盟)はその方面に於ける中心機關である。

以上労働組合は各種の方法に訴へ組合員の指導教育に當つてゐるが、之を大別して組合指導者の養成と一般組合員の教育の二に分つことが出来る。

組合指導者に對しては基礎的理論の把握と共にオルガナイザーとしての資格を備へしむるため、可及的長期に亙る經濟的教育訓練を施す必要があり、常設の労働學校はその必要のために生れて來たものであるが、現在この種の教育機關は前記の如く稍々不振の状態にある。その不振の原因は一にして足りないが、學校經營者側の財政難、講師難、設備難教授法難、生徒側としては労働の過重と公私の仕事に忙殺され時間の餘裕なく、加ふるに學費に困つて通學を斷念する等のことがあり、その他當局及

ゐる。昭和七年度に於ける總同盟の講演會の開催數は、本部講堂に於て十一回、その聴講延人員四千九百八十六名、地方的に出張開催せるもの二十二回、その聴講延人員八千九百二十一名、平均四百二十一名に達してゐる。

以上の外組合聯合會及各支部の研究會、座談會、討論會、雄辯會、茶話會等も亦最も有力な教育的活動といふべく、これ等の會合は月に二、三回宛は催され、組合内部の問題或は時事問題等を中心として互に意見の發表交換をなさしめ、ケース・メソッドに依つて問題の核心を捉へせしめるように指導してゐる。右の如き各種の會合は組合全體より之を見れば少くとも年には二三百回、多ければ千回近くも催されるので、たとひ一回宛の参加者は小數でも、教育の普及徹底の上より見れば、非常に効果のあるものであることは云ふまでもない。

總同盟關係に於ては、最近雜誌「労働經濟」の讀者を中心とする讀書會が各地に設けられ、毎月一回位會合して同雜誌に掲げられた問題を中心とした研究討論が試みられてゐる。時には執筆者及斯道の權威者を交へた座談會も催され、その速記録は一般組合員に廉價で頒布することもある。讀書會に參集する者は多くは組合の幹部或は中堅級で、従つて是等の人々は、その獲得したる知識を支部或は職場の集會に於て一般組合員に紹介傳達して、その指導に當るを常とするので、彼等の知識向上に貢獻するところも尠くない。

事業主の彈壓冷遇、組合の離合集散に依る經營主體の不安定等も數へることが出来るが、尙不振の有力な原因としては、労働者教育の普及といふことも考へることが出来る。労働組合運動の初期に於ては、組合員を教育する機關乏しく、ために當時にあつては常設の労働學校は殆んど唯一の教育機關の觀を呈し、之に出入する以外には社會科學の研究、組合理論の把握の機會が少なかつたが、その後労働組合の發達、社會運動の隆盛と共に、斯方面の出版物が雨後の筍の如くに續出し、加ふるに多少その目的は異なるも官公私の諸團體に依る労働者教育施設も亦次第にその數を増し、組合内部に於ても、地方的に長期短期の講習會、講演會等が頻繁に催され、支部或は職場單位の研究會、座談會、茶話會、讀書會、討論會等に依つて斷片的ながらも社會科學に關する論議が行はれてゐるので、特志な研究家以外には、常設の労働學校に學ぶ必要を認めなくなつたやうな傾向がある。

以上の如き諸原因に依つて常設労働學校は現在一様に不振を來してはゐるが、併しいづれの組合に於ても、指導者養成は斯種の機關に依らねばならぬことを確信してゐる。既に労働學校を持つてゐる組合はその内容実質に努力し、未だかゝる設備のない場合はその新設を熱望してゐる。従來の經驗に依れば、労働學校に於て長期間研究した者は組合幹部としては最も優秀であり、又永續性があるとの定評がある。尙また教育の徹底の上からは學校を寄宿制にする事が最も有效なりとせられてゐる。

常設労働学校は組合指導者の養成機関である以上、數多く存在することを要せず、組合の本部に一校、或は更に基礎を鞏固にするためには、數組合聯合して一つの學校を設けることも良く、古き歴史を有する英國のラスキンカレッジ、ロンドン・レーパーカレッジの如く、全國より集る中堅組合員の教育を行ふ機關を設け、充實したる訓練をなすことが我國組合運動の健全なる發達のため最も肝要なことなりとの見地より、組合幹部中には著々その計畫を進めつゝある向もある。

一般組合員の教育につき最も困難とさるゝところは、組合員が概して學力低く基礎知識なきため、講説に對しての理解力に乏しいことである。従つて社會問題、經濟問題、時事問題の解説等にしても努めて平易を旨としてはゐるが、文字や用語の不明のため興味を生ぜず、集會の出席、組合發行の新聞、パンフレットの購讀に就ても割合はかゝしくくない。當事者は人を集めるためには屢々漫談、映畫、レコード等を講演の間にはさむやうなこともするが問題はむしろ、彼等の基礎知識の涵養にある。總同盟の如きは既にその點に着手して、特に教育程度低き方面の組合員(繊維工業従業者等)に對しては、先づ以て國語、算術、歴史、地理等の普通學を教へ、本の讀み方、日本語として使用するゝ外國語の解釋等の基礎知識を與へる傍ら、極めて通俗的に産業の話、労働組合の話、消費組合の話、經濟の實際知識、婦人問題、時事問題より進んで社會問題概論、社會思想に

まで話を進めるやうな極めて懇切な方法をとつて成功してゐるやうである。かうした経験から一部には普通科目の外に職業科目までも加へることを主張してゐる者もある。元來プロレタリア理論の把握、労働組合知識の普及、階級意識の涵養を同時にする労働組合の教育が補習教育の領域にまで手を延ばさねばならぬといふことは、一面國家公共團體の教育の不備を實證すると共に、他面我國の組合運動が未だその發達の初期にあることを物語るものでなければならぬ。それだけ現在の労働組合の教育的活動には困難多く、幾多の未解決な問題が取り残されてゐるわけである。

左に參考の爲現存及既存の組合及社會關係の常設労働組合の要覽と、組合關係機關紙の一覽表を掲げる。

労働組合經營労働学校要覽
(一) 現に事業經營中のもの

日本労働學校
所在地 東京市芝區三田四國町二ノ七
創立 大正十年
經營主體 日本労働組合總同盟
代表者 校長 松岡駒吉、主事 重廣唐雄
學年及學期 毎年四月より翌年三月まで一箇年、三學期に分つ
休業日及時間 毎週月、水、金、夜間二時間、特別講義は毎月二回
土曜日夜二時間とす。

講義修了 六講義一學期修了制、三學期十八科目修了制
學費 正科生一箇月五十錢、聽講生一講義選擇聽講料五十錢
學生定員 八〇名
卒業生總數 三三九名(昭八年三月現在)

科目及講師 (第十四回)
經濟原論 松下芳雄 政治學 原彪。社會問題概論 本村盛。
労働組合論 松永義雄 労働者に關する法律 佐藤義雄。社
會思想史 石川準十郎。労働組合論 齊藤健一 世界労働組合
運動史 茂木惣兵衛。財政學 河野密 實用經濟學 山崎廣。
日本労働運動史 上條愛一。消費組合論 福岡金次郎。國際勞
働運動 牧内正男。日本産業概論 山田秀雄。世界の貿易 西
本喬。婦人問題 赤松常子。
科外研究及特別講義
労働災害及衛生問題、農業労働問題、各國政治經濟事情、日本
資本主義發達史、新聞雜誌編、名著研究その他。
分校の開設 本學校學生又は校友の紹介ある時は各地方労働者の希
望に副ひ分校を開設す。

附帶施設 日本労働會館附屬圖書館
神奈川労働學校
所在地 川崎市新堀通五九
創立 昭和二年四月
經營主體 日本労働總同盟神奈川聯合會
代表者 校長 三木治朗。主事 土井直作。
科目 政治學、社會學、労働法制、労働組合論、經濟史等。

横濱労働學校

所在地 横濱市中區石川仲町一ノ一〇
創立 昭和四年七月
經營主體 日本労働組合總聯合會神奈川縣聯合會
代表者 校長 森榮一
休業期間 二箇月乃至四箇月
開講時間 毎週火、金、午後七時半より九時半まで
開講 春秋二期
開期同數 十期(昭和八年六月現在)
修了者數 約百五十人(昭和八年六月現在)
既往五箇年 (昭和八年六月現在)
學生調査 年別別 廿五歳以下一〇九、廿六歳以上九四
職業別 印刷工四二、機械工三五、金屬工一七、小賣商人一六、
船夫一三、船員一二、木工八、英大小工八、製材工七、事務員
七、塗工六、醸造工五、土木五、配達夫五、製菓工四、石工四、
電氣工四、司厨四、荷造業三、理髮業二、農業二、運搬工、新
聞配達、小使、染色工、紡織工、洗濯業、交通労働、自由労働
者各一、その他五。
科目及講師 (第九期)
インフレーションの話 北村豊。經濟學 高瀬清。政黨の話 近
藤榮藏。國際情勢 滿川龜太郎。英國労働運動の實狀 茂木惣
兵衛。法律の實際 三浦寅之助。労働立法の活用について 川
島裕三。都市と労働政策 森榮一
附帶事業

イ 夏期擴張講習會(昭和七年夏川崎勞働學校の名稱にて開催)
 ロ 組合指導者養成(昭和六年第六期を特に組合指導者の養成に當てる)
 ハ 街頭講演會
 ニ 雜誌刊行「勞働文化」
 横須賀勞働學院
 所在地 横須賀市山王町四八
 創立 昭和二年五月
 經營主體 海軍勞働組合聯盟橫廠工友會
 代表者 川島不二郎
 科 目 法制、經濟史、社會問題、勞働問題、政治學、勞働運動史等

(三) 廢校又は休校中のもの

名稱	所在地	創立	經營主體	代表者
神戸勞働學校	神戸市塚本通一丁目六二	大正十二年四月	日本勞働總同盟神戸聯合會	校長 吉田 榮吉 主事 白井 明
岡山勞働學校	岡山市上石井	大正十三年一月	日本勞働總同盟中國評議會	校長 太田 敏光 主事 橋本朝一郎
日暮里日本勞働學校	東京府下日暮里五〇二愛隣園	大正十三年三月	日本勞働總同盟	校長 鈴木 文治 主事 赤松 克磨
尼ヶ崎勞働學校	尼ヶ崎市別所大正十三年四月	大正十三年四月	日本勞働總同盟尼ヶ崎合同會	校長 山名 義鶴 主事 田中 勳

名稱	所在地	創立	經營主體	代表者
京都勞働學校	京都市下京區八條通夷馬場町	大正十三年四月	京都無產者教育協會	校長 谷口善太郎
本所日本勞働學校	東京市本所區太平町二	大正十三年九月	日本勞働總同盟	校長 鈴木 文治 主事 上條 愛一
野田勞働學校	千葉縣野田町上花輪	大正十四年八月	總同盟關東醜造勞働組合	校長 岡野 實 主事 寺田源太郎
埼玉勞働公民學校	埼玉縣川口町榮町二丁目東部事務所	昭和三年四月	總同盟東京鐵工組合川口支部	校長 松永 義雄 主事 井堀 繁雄
芝勞働學校	東京市芝區本芝入横町一三	昭和五年四月	總聯合東京工勞組合	校長 河野 密 主事 如山仁三郎
川崎勞働學校	川崎市東田町二	昭和五年五月	總聯合川崎勞働組合	校長 小泉敷太郎 主事 久留 弘三
大森勞働學校	東京市大森區馬込町東二丁目六三〇	昭和四年十一月	總聯合東京聯合會	校長 加藤 勳十 主事 皆川 利吉

勞働組合關係雜誌及新聞

題名	關係團體	題名	關係團體
勞働經濟同	日本勞働總同盟	勞働者新聞	大阪聯合會
勞働婦人同	婦人部	官業勞働新聞	官業勞働總同盟
勞働婦人同	婦人部	勞働の九州	九州同盟會

無產政黨

無產政黨中最も早く政治教育に着眼し、之が組織的教育方針を樹立して活動を開始したのは日本勞働黨である。創立の翌年即ち昭和二年四月に至つて黨教育部は政治教育の指導方針を定め、實踐に従事する幹部の養成、一般組織及未組織大衆の教育、政治教育教科書の作製等各般の教育計畫を樹て、その實行の第一着手として第一回の中央政治學校を東京に開催することとなつた。その要綱は次の如くであるが超えて同年十二月一日より十日間更に第二回の中央政治學校を全日農東京事務局に於て開

名稱	所在地	創立	經營主體	代表者
港灣聯盟	日本港灣從業員組合	都市勞働新聞	東京從業員組合	
勞働時代	日本造船勞働聯盟	瓦斯勞働	東京瓦斯工組合	
勞働運動	日本勞働組合總聯合會	東電勞働新聞	東電從業員組合	
海聯時報	海軍勞働組合聯盟	選友勞働新聞	選友同志會	
工友時報	橫廠工友會	製鐵勞働新聞	日本製鐵勞働組合聯合會	
共立時報	鶴共立會	組合會議時報	日本勞働組合會議	
全國勞働新聞	全國勞働合同同盟	芝浦勞働	芝浦勞働組合	
日本勞働新聞	日本勞働總同盟	勞働	橫濱市從業員組合	
日本交通勞働新聞	日本交通勞働總同盟			
自由勞働新聞	全國勞働組合自由聯合會	社會大衆新聞	社會大衆黨本部	
黑色勞働新聞	日本勞働組合自由聯合協議會	日本國家社會	日本國家社會黨本部	
海員協會々報	日本海員組合本部	日本國家社會婦人同盟	日本國家社會婦人同盟	
海員協會々報	海員協會	社會大衆婦人同盟	社會大衆婦人同盟	

催した。

日時	場所	講題	講師
昭和二年六月廿二日より一週間午後六時より九時半迄	東京市芝公園協同會館	日本勞働黨第一回政治講習會概要	
講 師	大内兵衛、楠田民藏、吉野作造、藤井悌、杉山元治部、丸岡重亮、河野密、麻生久、木村毅、三輪壽壯、田中九一、その他	財政學、マルクス經濟學、經濟實狀、憲法行政、勞働問題、農村問題、勞働法制、社會運動史、社會思想概論、無產文藝、無產政黨の現在、その他	

地方支部聯合會等より推薦派遣された講習員のためにはプレスリーグのロンドン勞働大學に倣ひ共同の宿舍を設け、起居寢食を共にして互に切磋琢磨せしめたので、卒業生の少數なる割合にはその効果甚大なるものがあつた。翌昭和三年九月二十二日より十月六日まで又土曜講座を開催して、時間に餘裕のない黨員並に未組織大衆のために斯道の大家に依囑して基本的知識を授けた。

中央に於ける右の如き學校講習會等に刺戟されて地方的にも漸次、常設學校や長期、短期の講習會等が催されるやうになつた。昭和三年中に開校又は開講されたものでは、栃木縣支部聯

合會の宇都宮政治學校、群馬縣支聯の伊勢崎政治講習會、新潟縣支聯の長岡政治學校、横濱政治學校、東京市城北市部の城北政治學校、明石公民文化學院等は、その主なるものである。特に城北政治學校及明石文化學院は、修業年限各一箇年の常設政治學校であつて、斯種教育には珍らしい施設である。

昭和三年十二月二十日日本労働黨、日本農民黨、無産大衆黨、九州民憲黨以下七黨が合同して日本大衆黨を結成したが、昭和四年中は黨の内外に於ける諸種の事情のため教育的活動も兎角阻害されがちで頗る不振を極めたが、翌昭和五年に至つては俄然勢を盛りかへし、未曾有の目覚ましい教育活動が行はれた。即ち黨本部教育部及び支部聯合會、教育部及各労働組合部が昭和五年上半期に實施した長期、短期の講習會、講演會、研究会その他各種の會合は左表の如くで、之に依つて養成動員された闘士及一般大衆の数は驚くべき多數であつた。

日本大衆黨本部教育部及聯合會教育部並組合教育部
昭和五年上半期教育闘争状況

- 一 労働政治學校(三箇月を一期とす)
 - 横濱労働學校(四月一日—六月三十日)
 - 深川政治學校(四月五日—七月五日)
 - 芝労働學校(五月二日—七月二日)
 - 城南労働學校(四月二十日—七月二十六日)
 - 城北政治學校(四月一日—六月三十日)
 - 豊多摩政治學校(五月二日—七月三十日)

愛知政治學校(四月二日—六月三十日)
瀬戸政治學校(四月一日—六月三十日)

二 短期政治學校

- 新潟農民學校(一月十一日—十三日)
- 八戸農民學校(一月十五日—十八日)
- 新潟政治學校(三月十日—十三日)
- 西那須政治學校(四月一日—五日)
- 川崎労働學校(六月三十日—七月五日)
- 横濱労働夏期大學(七月六日—十五日)

三 研究会、講習會各種三十八箇所

尙當時の教育活動中特記すべきは、同年五月五日黨本部に開催された労働政治學校長並に組合教育部長の聯合會議である。この會議は黨教育部の決議と常任委員會の承認を得たもので出席者は、田所、松本(以上黨教育部代表)、内田(組合同盟)、森(横濱労働學校)、鶴岡(深川政治學校)、小松(城北政治學校)、河野(芝労働學校)、酒井(農勞)の各氏で、黨教育部の報告及各學校長の報告の後議事に入り、(イ)教材並に講義内容統一の件、(ロ)無産者教育協會結成の件を議し、無産者教育協會は別項の如き規約を決議し、會長河上丈太郎、書記長田所輝明氏夫々選任された。

無産者教育協會々則

一名 稱

本協會は無産者教育協會と稱し事務所を日本大衆黨本部に置く。

二 目的

- (イ) 本協會は資本階級の百般の資本家的學校教育並に教化總動員の如き資本家的社會教育に對抗して教育に於ける階級闘争を宣し無産階級の立場からの獨立教育闘争を組織す。
- (ロ) 本協會は社會科學に關する知識を啓蒙普及すると共に大衆をして産業上、政治上の歴史的任務を遂行せしむるに足る信念と技能を與ふるために教育學校、教育集會、教育出版の組織擴大とこれが統一的活動を促す。
- (ハ) 本協會は言論、集會、出版の自由並に無産者教育學校の合法性獲得のために戦ふ。
- (ニ) 無産者大學の設置を期す。

三 構成

本協會は日本大衆黨教育部、労働組合教育部、農民組合教育部、政治労働農民學校、無産者教育團體、及び大衆教育者團體の統一的聯盟體である。

四 機關

(イ) 本協會の最高機關は加盟團體の代表者よりなる總會にして總務委員會隨時これを招集す。

(ロ) 本協會の常務執行機關は總務委員會にして總會によつて選任されし會長、書記長、總務委員若干名よりなる。

五 役員

本協會には左の役員を置く。

- 一、會長一名、二、書記長一名、總務委員若干名。

六 會計

(イ) 經費は一團體年額五圓の加盟團體分擔金及び一人年額一圓の教育者團費を以て充つ。

(ロ) 會計は總務委員會にて掌りその豫算、決算書は總會の決定をうく。

七 加入及び脱退

(イ) 本協會に加入せんとする團體は總會の承認を要し本協會に加入せんとする個人は總務委員會の承認を以て大衆教育者團に加入せしむ。

(ロ) 協會を脱退せんとする團體又は個人はその理由をして總務委員會に届出を要す、脱退せるものは本協會の資産に對し分割請求權を有せず。

八 罰則

(イ) 本協會加盟團體にして會則に違反したるものは總會の決定によつて除名す。

(ロ) 大衆教育團員にして本協會の會則に違背し協會の名譽を毀損したるものは總務委員會の決議を以て除名す。

九 附則

會則は總會の決議によらざれば變更し得ず。

同年七月二十日には日本大衆黨、全國民衆黨、無産政黨戦線統一全國協議會所屬の各黨が合同して、全國大衆黨が結成されたが、全國大衆黨は黨教育部の活動として、同年十一月一日より五日まで中央政治學校を開催した。これは日本労働黨時代に試みられた教育形式を再現したもので、地方支部の黨幹部養成を目

本的とし、學生は總て支部聯合會の派遣推薦にかゝる者のみに限定し、在學中は合宿にて共同的自然生活を行はしめた。従つて授業料の如きも、現金(一名五圓)か然らずんば米一斗及現金(二圓)といふ金納物納兩者を採用した。授業は午前八時より午後九時まで毎日十三時間に亘り、晝及晩の食事に休憩する外は殆んど間斷なく繼續した。尙斯種の學校としての珍らしい試としては、各所に見學を行つたことで、見學先は、朝日新聞社、中央放送局、エビスビール工場、紡績工場、東京帝大、農科大學、株式取引所、商品取引所、百貨店、銀行、博物館、動植物園、蒲田撮影所、青果市場、横須賀軍港、追濱飛行場等の各所に及んでゐる。

全國大衆黨中央政治學校(昭和五、十一月一日—五日)

- 學科及講師
- 一 基本科目
 - 經濟學 田所輝明。政治學 平野力三。財政學 織本侃。唯
 - 物史觀 河野密
 - 二 科 外
 - 帝國主義論 鈴木茂三郎。農業經濟學 角田藤三郎。世界情勢 阿部茂夫。法律學 黒田壽男。婦人問題 織本貞代。新聞論 木村毅。組織論 淺沼稻次郎。

同年七月二十三日より八月三十日まで東京第一支部主催の下に第一回大衆政治學校が開校せられ、八月二十一日より七日

プロレタリア政治學校は労働者、無産市民、プロレタリア學生に心から呼びかける!!

知識は武器であり力である!
プロレタリア知識はプロレタリアの武器である。
プロレタリアは無智に甘んずるなプロレタリアは無能に慣れるな
プロレタリアが隷屬と搾取から逃るゝ道は先づ第一にプロレタリアの武器をとることである。
プロレタリア政治學校はプロレタリア大衆に心から呼びかける。
即時入學せよ!! そして闘争の一步をふみ出せ。

第七回プロレタリア政治學校概況

主催 全國勞農大衆黨東京第一支部
期 昭和七年七月十五日—八月十五日
授業日及時間 毎週月、水、金午後七時より十時まで
場 所 東京市麹町區紀尾井町六番地 紀尾井クラブ

科目及講師

- 無産運動の意義 麻生久。プロレタリア經濟學 岡田宗司。プロレタリア運動史 高瀬清。プロレタリア日本運動史 松本淳
- 三。フアンズム論 佐々弘雄。戦争と無産階級 高津正道。資本主義第三期 高瀬清。労働組合論 菊川忠雄。農村問題 角田藤三郎。唯物史觀 河野密。プロレタリア政治學 高瀬清。

收支決算表

生徒數 黨員生二七名。黨外生二二名。
普通授業料 三七・四〇

間は大阪無産者夏期大學が開催され、東西相呼應して黨員の政治教育を行つた。

その他地方的な教育活動としては、川崎政治學校(六月—十一月)、淺草プロレタリア學校(七月三十一日—十一月二十七日)、兵庫縣夏期民衆大學(七月二十五日—三十一日)、横濱勞働學校(九月十一日—十一月二十七日)、深川大衆政治學校(十一月十三日—二十一日)、群馬縣強戸農民學校(十月二十五日より)等である。

前記東京第一支部の大衆政治學校は爾來常設的なものとなり其後名稱はプロレタリア政治學校、無産者政治學校と變り、所屬政黨も全國大衆黨より全國勞農大衆黨を経て現在は社會大衆黨(城西支部)に移つてゐるが、終始一貫事業を繼續し、創設以來開催九回に及んでゐる。この學校は無産政黨の政治學校としては最も代表的であり、又最も組織的なものであると思はれるから左にその宣言と概況を摘記する。

プロレタリア政治學校宣言

本校の教育は先づ労働者、無産市民、プロレタリア學生に階級的基礎理論を植ゑつけることにある。而してこの理論をして實踐に結びつけることに意義を認めるものである。かくてこのプロレタリア基礎知識はブルジョアの奴隸たることから思想的に解放する。従つて上調子の大衆から浮き離れた獨りよがりのプロレタリア運動者の清算を具體的に要求することにもなる。本校の講師は全く實戰場裡の闘士のみによつて講義が進められ、理論と實踐との結合を保證することが出来る。

特別授業料	四三・五〇
臨時授業料	八・八〇
雜收入(支部補助)	八・六二
本代收 入	一・五六
合 計	九九・八八
會 場 費	五〇・〇〇
講 師 謝 禮	一六・〇〇
廣 告 費	二四・一六
雜 費	九・七二
合 計	九九・八八

昭和六年七月五日全國大衆黨、勞農黨、社民實現同盟の三黨合同に依つて全國勞農大衆黨成立するや、同黨の教育部は同月二十七日附を以て直ちに各支部並に支部聯合會宛に指令を發し黨内教育運動の當面の方針として急速に夏季政治學校並に研究會を開催すべきことを促した。その結果同年中に開催されたる政治學校六、講演會五、研究會一で之に吸收されたる生徒總數七八八名、その内譯は職業別にして労働者六四四名、その他一四四名、組織別にして労働組合員六四四名、農民組合員七七名、その他六七名、年齢別にして最高五十歳、最低一八歳、平均二五歳と報告されてゐる。

一方社會民衆黨の教育的活動を觀るに、同黨の創立されたのは大正十五年十二月五日であるが、昭和三年に至つて初めて黨

教育部の組織的な活動が開始され、同年七月一日より一週間に互り、第一回の中央的な民衆政治學校が芝罘三田四國町總同盟本部に於て開講された。學生は各支部より選抜派遣された者で、授業は日勞黨或は全國大衆黨の中央政治學校と同様午前九時より午後九時迄繼續實行された。講師は安部磯雄、吉野作造、鈴木文治氏以下十數名で、約五十人の地方支部指導者を養成した。之に刺戟されてか東京府豊島支部教育部に於ては種々教育計畫を考案中であつたが、翌昭和四年四月に至つて終に常設的な豊島政治學校を開講することとなつた。修了期間は六箇月で毎週火、金の兩日夜授業を行ひ應募學生は五十名に達した。尙同支部に於ては別に巡回政治講座を立案し、七月十四日より毎月三日間宛同支部内の各分會約十箇所に於て政治講座を開催した。社民黨本部に於ては各地に教育闘争の開始さるゝ情勢を察し教育方針を統制して適切なる指導を與ふることの急務を感じ、同年六月二十三日中央委員會を招集して、左の如き教育一般運動方針書を作成した。

教育一般運動方針書

- 一 教育一般の方針は昨年度大會に決定したる我黨の運動方針に據ることは勿論である。
- 二 如何なる方法の教育運動なるにせよ、階級的、政治道徳の高調、我黨の指導精神の宣明は之を忘れてならぬ。
- 三 我黨の爲には充實せる政治教育を實施しなければならぬ、その爲には、

- 二 講座開催責任者は講師出張中の宿泊及滞在に要する一切の實費を負擔する外左記金額を講師に支拂ふべし。
 - 一、往復旅費（但し汽車、汽船は三等賃、その外辨當代及び旅行時間拾時間を以て一日行程とし、それに要する途中宿泊料（三圓）もふくむ。）
 - 尙半額は出發前に黨教育部に送附するを原則とす、但し衆議院議員は汽車賃を除く。
 - 二、一回の講義（大體二時間とす）に對し、金參圓以上の謝禮、但し同一人が數回連續講義する場合にこの限りにあらず。
 - 三、講座開催責任者は開講後成可く速かに左記事項を教育部に報告すべし。
 - 一、豫定と實施との差違
 - 二、聽講者數及其の内容（總數黨員及黨外者幾名その職業等）
 - 三、講座の成績及將來のための意見
 - 四、その他の參考事項
 - 四 講師は時間を勵行する責任を有す。以上

同年八月一日より七日まで黨本部主催で更に第二回の民衆政治學校を開設して三十一名の支部指導者を養成した。之に次で各地に於て支部聯合會等の主催で政治講座が開かれたがその主なるものは大阪夏期大學（八月一日―七日）、仙臺政治學校（八月八日―十日）、淀橋政治學校（八月十日―十六日）、長野夏期政治學校（八月二十三日―二十七日）、九州政治學校（十月一日―六日）、上田政治學校（十月五日―七日）、京都政治學校等である。

(一) 各支部又は分會に於ては、事情の許す限り數日繼續の政治講座を開催すること。

(二) 右講座の爲に要する講師は別記黨教育部規定に基き本部より派遣するもの數を成可く少くし、其他は當該支部又は問題に依つては外部より求めることを要す。

(三) 支部又は分會に於ては、左記課目の講師たり得る人を平素より養成すること。

但し學習方法に關しては教育部はその質問に應ずる。
イ、選挙法規。ロ、府縣政一般。ハ、市町村政一般。ニ、地方特殊の政治問題。

(四) 未組織大衆に對しては、黨の日常闘争を以て實踐教育をする外、演説會、講演會等を以て當面の問題を解説し、或は黨の主張を宣明すべし。尙ほ極力前記政治講座にて動員すること。

(五) 講座のためには黨發行の冊子及「民衆政治講座」を使用し尙その他の教科書は即時之を指定する。以上

附 教育部規定

一、支部又は分會に於て講座を開講し、黨本部に講師派遣を要求する場合は大體左記事項を開講前十日前に申込むこと。

但し三、四は成可く教育前に一任すること。

一、講座の會場、所在地

二、開講期日、日數及一日の講義時刻

三、講座課目及其の割當時間

四、要求する講師名及び數

五、講師出張に關する道程の指示

翌五年にも黨本部主催で第三回の民衆政治學校を開催する豫定であつたが、事情で之を中止し、その代り矢張り黨本部主催で八月十五日より二十日まで東京地方民衆學校を開催した。その後の活動に至つては詳にしないが、昭和六、七年共に概して不振であつたといふことが出来る。その原因は種々あるだらうが、滿洲事變を契機としてのファシズム運動の擡頭、その影響に依る無産各黨の内紛、續いて社民全國勞農の合同に依る社會大衆黨の出現過程中のいきさつ及その後に於ける黨内組織の確立整備等に忙殺されて一般に日常闘争に専念せしむるを得なかつた事等が教育活動を阻害したのであると推せられる。唯前記無産者政治學校（プロレタリア政治學校）のみは新黨社會大衆黨城西支部の主催により、昭和七年十一月四日より二十二日まで第九回の講座を開催したことは特筆すべき事實である。

政府及地方公共團體と勞働者教育

政府及地方公共團體が特に勞働者とその教育の對象とする場合は、多分に社會政策的或は社會事情的意味を有し、從來恵れない境遇に置かれた勞働大衆に對して、教育の機會を均等に供與せんとの意圖を有し、尙その教育方針としては、勞務者に一般的教養を與へ、社會的訓練を施し、産業上及職業上必要な知識技能の増進を圖り、特にその思想を善導せんことを念としてゐるが如くである。是等の點に於ては勞働組合及無産政黨の

教育とは聊かその趣を異にしてゐる。

勞務者輔導學級及勞務者講座

政府が勞働者教育に關心を持ちその施設を講ずるに至つたのは極めて最近の事に屬する。昭和四年度文部省豫算に於て初めて「勞働教育補助費」の計上を見、直接勞働者教育の施設計畫を行ふに至つたのであるが、その後豫算の増加と共に、實施の範圍逐年擴大し、昭和七年度の如き、勞務者輔導學級を開設せるもの大阪府、埼玉縣、愛知縣、靜岡縣、福岡縣、東京市、横濱市、神戸市、の一府四縣、三市、勞務者講座を開設せるもの北海道、大阪府、神奈川縣、兵庫縣、長崎縣、新潟縣、群馬縣、千葉縣、愛知縣、靜岡縣、岐阜縣、長野縣、福井縣、廣島縣、和歌山縣、福岡縣の一道一府十四縣に亘り、殆んど全國の産業府縣に普及してゐるが如き状態である。

現在文部省主催又は文部省と府、縣、市、その他との共同主催で行つてゐる勞働者教育に、前述の如く勞務者輔導學級と勞務者講座の二つの形式がある。勞務者輔導學級は英國で行はれてゐるチュートリアルクラス式の方法を採り、成るべく少數の生徒に對して長期間の教育をなすことを目的とするもので、講師並にチューター(指導員)と生徒との緊密なる接觸を圖り、講義の後には質疑應答の時間を設け、時々生徒の研究發表をなさしめる期間に原則として一週二回、夜間三時間宛九週間合計五十四時間、或は集約的に一日六時間九日間合計五十四時間授業をなす

事にし、地方の状況に依り之に伸縮性を與へてゐる。一組の生徒は二、三十名乃至五十名で、少ない程効果があるとされてゐる。

生徒募集の方法としては、多く工場鑛山等の事業主側と連絡をとつて、之より選抜派遣させるようにさせてゐるが、この點に於ては勞務者輔導學級も勞務者講座も大體同様である。たゞ前者は役付或は中堅の勞働者を多く收容してゐる相違がある。勞務者講座の趣旨目的は勞務者輔導學級と同一であるが、ただその教育の方法としてはチューターを置かず、人數の制限を設けず、且つ講習時間も短く、原則として夜間五日間三時間宛か又は晝間三日間五時間宛計十五時間授業を行ふ事になつてゐる。要するにこの講座は比較的多數の勞働者に短期の教育を施すことを眼目としてゐるのである。

教授事項は文部省に於て豫め定められた左の七類中より地方の實狀に應じ適當なるものを選ぶことになつてゐる。

- 第一類 日本國民精神
 - 第二類 日本及外國の近世史、地理
 - 第三類 道德、宗教、藝術
 - 第四類 政治、法律、經濟
 - 第五類 自然科學
 - 第六類 生活及職業に關する指導
 - 第七類 趣味、娛樂、保健に關する指導
- 右の分類以外に體操及音樂を授業の前後に於て適宜加味す

ることになつてゐる。

尙修了者の輔導については、勞務者輔導學級も勞務者講座も特に細密なる注意努力を拂ふことゝされ、修了者と本教育に關係ある者を以て學友會を組織し、時々研究会、懇談會、修養會等を催すことゝなつて居り、後述の勞務者教育協會はその中心

第一表 勞務者輔導學級施設概覽

委嘱先	開設地	會場	期間	科目數	延時數	學生數		關係者數						
						申込者	許可者	皆出席者	修了者	委員	講師	指導員	事務取扱	
東京市	東京市	芝區小學校	三	七	五五	七三	四八	四二	二八	八七・五〇	一	六	一	五
東京市	同	愛宕小學校	三	八	五四	八七	四八	四四	三〇	九〇・一六	一	七	一	五
東京市	同	日本橋區千代田小學校	三	八	五四	八七	四八	四四	三〇	九〇・一六	一	七	一	五
本省主催	東京市	麴町區泰明小學校	三	八	五四	七二	五〇	四四	二八	八八・〇〇	一	八	二	四
大阪府	大阪市	都島工業學校	三	一〇	五九	一四三	六五	六三	三〇	九五・〇〇	一	九	二	四
大阪府	同	西野田立工業學校	三	一〇	五九	一三三	六三	五五	三三	八七・〇〇	一	九	二	四
横濱市	横濱市	幸ヶ谷尋常高等小學校	三	八	五五	八四	四九	四八	二〇	九七・九六	一	科外二	一	二
神戸市	神戸市	神戸市立立合商工實習學校	一八	八	五四	八四	五〇	四四	一六	八八・〇〇	一	八	一	二
埼玉縣	川口町	川口町善光寺	一六	七	五四	七三	五	四三	一五	八三・六九	一	二	二	四
愛知縣	名古屋	昭和塾	一八	八	五四	五四	五	五〇	三三	九六・〇〇	一	八	二	四
静岡縣	濱松市	工業松高等學校	二三	一三	五九	五九	五八	四〇	四〇	九六・三三	二	一三	三	五
福岡縣	福岡市	福岡縣立社會教育會館	一〇	一三	五六	三五	三五	三五	三五	一〇〇・〇〇	一	一三	二	二

機關である。左に勞務者輔導學級勞務者講座の施設概覽、年齢別調、學歷別調、職業別調並に一例として東京市並に大阪市に於ける實施概要の表を掲げる。

委嘱先	開設地	会場	期間	科目数	延時間数	生徒数	関係者数
大阪府	堺市	堺市職業紹介所	五	六	一五	八七	七三、五六
神奈川縣	川崎市	川崎高等女學校	二	六	一八	一四三	一〇〇、七〇
兵庫縣	尼崎市	尼崎市立商工實業學校	七	五	二〇	九〇	七〇、七三
長崎縣	長崎市	長崎會館	五	六	一四、五	二〇〇	九五、四〇
新潟縣	新潟市	山下小學校運動場	七	八	一五	二二六	七〇、三四

第四表 勞務者講座施設概覽

講座名	開設地	期日、時間	講義科目	講師	回数	時間
芝學級	芝區芝公園愛宕小學校内	自昭和七年十一月八日起至同年十二月十七日 毎週火、木、土の各曜日 自午後六時半至同九時	最近の政治外交 現下の經濟問題 日本文化史 市政問題 文章の作り方 音樂 運動 論文演習	神川 彦松 服部文四郎 西村 眞次 岸 壽喜惠 内野 章 伊藤 武一 坂田伊勢生	六 六 六 一 一 一〇 八	一一二 一一二 一一二 一一二 一一二 一〇五 八四
見學	箱根方面		日本國民精神	友枝 高彦	四	八
研究會	時事新報社		現代の政治	高橋 清吾	四	八
論文演習	小林 一郎		宗教の眞髓	小林 一郎	三	六
經濟時事問題	小汀 利得		經濟時事問題	小汀 利得	四	八

講座名	開設地	期日、時間	講義科目	講師	回数	時間
京橋學級	京橋區銀座西町小學校内	自昭和八年一月八日起至同年三月八日 毎週日、水、金の各曜日 自午後六時半至同九時	産業人の生活 工場衛生 工場體操 工場音樂 論文演習 質問研究 見學旅行	氏家貞一郎 古瀬 安俊 森 秀一 椎野 開藏 清水港、三保、海岸、靜岡市、多門中將、依田少將、元節奉祝會	三 二 一〇 一二 一 一 一	三 二 一〇 一二 一 一 一

第二表 勞務者輔導學級學生調査 (イ) 年齢別

年齢	學生数
三歳未	五五四
三歳至五歳	四二
五歳至六歳	一六
六歳至七歳	一元
七歳至八歳	一元
八歳至九歳	五三
九歳至十歳	一九
十歳至十一歳	三
十一歳至十二歳	一

(ロ) 學歷別

學歷	學生数
尋常小學校卒業	二
高等小學校卒業	一四
補習學級中等學校中途退學	一九
中等學校卒業	一〇〇
專門學校卒業	二六
專門學校以上	九四
計	一九
計	五五四

第三表 勞務者輔導學級實施概要(東京市)

學級名	開設地	期日、時間	講義科目	講師	回数	時間
芝學級	芝區芝公園愛宕小學校内	自昭和七年十一月八日起至同年十二月十七日 毎週火、木、土の各曜日 自午後六時半至同九時	最近の政治外交 現下の經濟問題 日本文化史 市政問題 文章の作り方 音樂 運動 論文演習	神川 彦松 服部文四郎 西村 眞次 岸 壽喜惠 内野 章 伊藤 武一 坂田伊勢生	六 六 六 一 一 一〇 八	一一二 一一二 一一二 一一二 一一二 一〇五 八四
日本橋學級	日本橋區千代田小學校内	自昭和七年十一月八日起至同年十二月十二日	個人と社會	駒田 錦一	一	二
研究會	時事新報社		經濟問題	小汀 利得	六	一一二
見學旅行	箱根方面		政治問題	高橋 清吾	六	一一二
工場衛生	古瀬 安俊		精神の發達	松尾 長造	三	六
工場體操	森 秀一		市政問題	岸 壽喜惠	一	二
工場音樂	椎野 開藏		近世産業史	彦坂伊太郎	二	四
論文演習	質問研究		個人と社會	駒田 錦一	一	二
質問研究	見學旅行		個人と社會	駒田 錦一	一	二
見學旅行	見學		個人と社會	駒田 錦一	一	二

職業別	學生数
金屬工業	九七
機械器具製造業	一九
化學工業	七三
纖維工業	七三
紙工業	二
皮革骨木竹類等工業	五
食品嗜好品業	元
被服身週用品製造業	一三
土木建築業	八
製版印刷業	三
裝飾品娛樂業	四
瓦斯電氣業	二七
鑛業	八
交通運輸業	二
其他	三五
計	五五四

講義題目	講	師	講義回数	講義者
社會學	法政大學教授	松本潤一郎	六	四〇七
法學概論	法學士	大塚彰	五	二八三
映畫の暗示性	内務省警保局	増谷達之輔	一	六一
實踐日本財政經濟論	日本銀行調査局	野田澤策治	八	三九三
労働心理	東京帝國大學	淡路丹次郎	五	二四一
最近我國労働運動の傾向	協同會労働課長	町田辰次郎	一	四六
労働概論	東京日々新聞社	千葉龜雄	五	二一六
文藝概論	東京商科大学	孫田秀春	五	一九二
労働法概論	教	野田澤策治	三	一三二
財政の現状と景氣の前途	日本銀行調査局	五來欣造	六	二四七
政治常識	早稲田大學教授	前田繁一	二	七六
今期議會諸問題	東京朝日新聞社	細井肇	二	六七
滿蒙問題と國際	國民外交協會	田中貢	五	一九一
日本經濟政策	明治大學教授			

外に見學 淀橋淨水場、東京天文臺、深大寺、二五名

二 技術労働者講座

講義題目	講	師	備考
電氣磁氣	東大助教	星合正治	講義回数十回、
交流電論、測定	工學博士	右	聽講生延人員三
直流並交流機械	東京市電氣局技師	宮村慶次	五三名、最後に赤取溜池變電所

續(四十五回、九十時間)開講、それと同時に從來の講座程度のものを普通科とした。

昭和三年度に至つて吳市は六千六百三十六圓の經費を投じて講舎を設け、尙高等科一箇年繼續は未だその時機にあらざるを知り、高等科、普通科共に二十回(四十時間)とし一年二回開講に變更した。昭和六年に至つて新たに婦人夏期講座を開設し、婦人の常識向上を計ることになつた。かくして爾來八年間に互り、聽講修了者を出すこと九千九百九十六名、市費を投ずること累計六萬六千三百圓、將來益々發展の途上にある。

同講座の最近に於ける實施概況及經費額は左の如くであるが之に依つて特に吾人の注意を喚起することは、講師に廣島文理大、廣島高師、廣島高工等の教授の多きこと、聽講者中職工技術者が大半を占めてゐることである。

惟ふに同講座が地方にあつて斯の如き發展を遂げたのは、市當局の理解と熱心に依ること勿論であるが、尙吳市は成人労働者の教育實施上最も恵まれた土地柄であるといふことも出来よう。周知の如く同市には二萬の労働者を擁する吳海軍工廠があつて、集團的に労働者教育をなすには好適の場所であり、且つ之が教育のためには、博識練達の講師を容易に求め得らるゝ便宜がある。尙吳海軍工廠當局及従業員組合に於ても陰に陽に本講座の發展に助力してゐることなども、その成功の一因と見られる。

發電所並變電所	東京電燈會社技師	水船 克之
水力及水力機	同 右	
電燈及照明	東京市電氣局技師	河合 賢次
電力輸送	同 右	

土木技術労働者講座

講義題目	講	師	備考
鐵筋コンクリート工事について	東京市土木局技師	上野長三郎	講義回数九回、
下水道事業と工事の實際	同		聽講生延人員四
水道鐵管に就て	東京市水道局技師	岩崎 營吉	三〇名
簡易鋪裝に就て	東京市土木局技師	青山 泰晴	
橋梁工事に就て	同	德善 義光	

吳市公民講座

府縣市町村等の公共團體が單獨に成人労働者に對して繼續的な教育施設を講じてゐる例は未だ極めて尠く、おそらく吳市公民講座の如きは其の最も代表的なものであらう。

吳市に初めて常設的公民講座の開設されたのは大正十四年四月で、講座時間は一回二時間十五回終講とし、一箇年三回繼續開講とした。而して同年中設けられた講座は、法制、公民、經濟、社會と思想の四講座で、本籍者總計一四二四人を數へた。昭和二年度に於ては、聽講生一般の知識向上に鑑み高等科を設け、政治學、社會學、經濟學の三科目を新設し之を一箇年繼續

(1) 昭和六年度第二期吳市公民講座概況

開設地	講座數	延時間	聽講者修了者歩合	委員	講師	關係者
吳市	八	一五	三〇三(一、三九三)	四三六(六、九)	三	一

公民講座實施情況

會場	期間時間	講座科目	講師名	回数	時間	聽講者
公民講座	自昭和六年十月九日至十月二十五日	普通科	廣島高工教授	一七	三〇	四〇
		工業發達史	井口豐八郎	一	二九	四三
		生活問題	鳴託講師	一	一八	八八
		法學	石黒順平	一	一八	八八
		社會學	廣島高師教授	一	一八	八八
		經濟學	小林順一郎	一	一八	八八
		政治學	廣島文理大講師	一	一八	八八
		社會學	廣島高師教授	一	一八	八八
		法律學	辯護士 秦野 補雄	一	一八	八八
		佛敎思潮と文學	廣島高師教授	一	一八	八八
公民講座	但シ祭日ヲ除ク毎九時ヨリ午後七時マデ	同	同	同	同	同

年齢	男	女	不明	計
三〇歳未満	三三	三三		六六
三〇歳至三九歳	二五	二五		五〇
四〇歳至四九歳	一八	一八		三六
五〇歳至五九歳	一	一		二
六〇歳以上	一	一		二
不明			一	一
計	八〇	八〇	一	一六一

二 聽講者學齡別

學齡	男	女
不學	—	—
就學	—	—
尋常小	—	—
高等小	—	—
補習學	—	—
中等學	—	—
中等專門學	—	—
專門學	—	—
以上	—	—
計	—	—

本 聽講者職業別

職業	男	女
農業	—	—
商業	—	—
工業	—	—
銀行	—	—
公務	—	—
神職	—	—
醫師	—	—
藥劑師	—	—
軍人	—	—
職工	—	—
不明	—	—
其他	—	—
計	—	—

(2) 吳市公民講座費決算調

年度	市支出額	文部省補助	備考
大正十四年度	四、七九一		
同十五年	五、五一八		
昭和二年度	七、五〇九		
同三年度	一二、九四三		
同四年度	七、〇五〇		
同五年度	七、〇三一		

昭和六年度	七、一五〇	二五〇
同七年度	七、一五四	

主要労働者教育関係団体の活動

現在我國に於て労働者の教育方面に働きかけてゐる私設團體は、大小種々あるが、是等各種の團體の依つて以て立つところの指導精神は必ずしも同一ではない。従つて同じく労働者教育といつても、その目指すところは各々異つてゐる。之を總括して等しく労働者教育の範疇に入れることは非常に議論のあるところであるが、茲では唯便宜上各種の團體の謂ふところの労働者教育事業を瞥見して参考に供することとする。

日本労働者教育協會

本協會は労働者教育施設相互の連絡提携に依りその振興を圖らんがため昭和六年九月に創立されたもので、次で同年十一月に開かれた文部省主催の労働者教育全國協議會に於ては、本會の趣旨目的を廣く全國の労働者教育關係者に知らしむるところがあつた。その後名古屋、福岡、大阪等の各地に於て、本會主催の懇談會を開いて労働者教育の振興並にその教育施設に就き協議した。

本會は更に文部省及地方公共團體の主催にかゝる労働者輔導學級修了者を中心として各地に支部の設立を慫慂してゐる。現

在東京、大阪その他で二十二箇所の支部を有し、會員數一萬數千名を算し、各支部は毎月一、二回會員の會合をなし、相互の親睦修養を圖り、本部は之に對し、適宜奨励の方法を講じてゐる。以上の外尚時々縣市等と協力して労働講習會を開催し、又工場、鑛山、會社、民間労働者教育團體等に於ける労働者教育施設に對し、講師の斡旋その他各種の指導援助をしてゐる。

本會の最も大きな事業の一つは雑誌圖書の刊行である。現在月刊としては、「日本労働者」労働者講座を發行し、尙日本青年協會、社會教育會と共同で雑誌「アカツキ」を編輯してゐる。

協 調 會

財團法人協調會は、大阪支所に於て労働學院を經營する外、直接に各種の講習會、講演會等を通して労働者教育の普及發達に盡力してゐる。蓋し労働者教育は協調會の事業中最も重要な部分を占め、大正八年創立後間もなく諸種の計畫を樹立し、大正十年二月には東京府世田ヶ谷國士館を會場として、第一回労働者講習會を開催した。この講習會は當時の常務理事の一人であつた田澤義鋪氏の主唱に基くもので、労働者たる前に先づ人となれ、資本家たる前に先づ人となれとの趣旨の下に、講習期間中は特に身心の鍛鍊、共同生活の訓練に意を注ぎ、そのため講師も講習員も一體となつて寢食を共にして修養にいそしむといふ獨特の講習様式を採つた。

尙この講習會の特質としては、一般労働者と共に業主或は管

理者側からも参加を得、勞資共に一堂に會して、互に胸襟をひらいて意思の疎通を圖り、相携へて産業人としての信念を培ふといふことである。この試は産業界に非常なる反響を與へ、好評を博し、毎回素晴らしい實績をあげた。昭和六年度迄回を重ねること百五十餘回、その参加人員一萬三千名を超え、開催地域は、殆んど全國の主なる工場鑛山事業場等を網羅してゐる。

次に本會は成人教育運動勃興の機運を察知し、斯種教育の普及發達を圖ることの必要を痛感し、大正十五年に至つて成人労働者普及講座を計畫し、同年三月横須賀海軍工廠工友會、同五月佐世保海軍工廠勞愛會、同九月舞鶴海軍工作部共立會、昭和二年十一月製鐵所、と夫々共同して之を開催した。受講者總數一千有餘名に達し、斯種運動に對して非常なる刺激を與へた。横須賀工友會の横須賀労働學院の如きは、本會の慫慂に依つて昭和二年五月創立されたものである。

本會は又講師招聘上困難なる地方に成人労働者講座を開催することとし、昭和三年五月佐世保海軍工廠勞愛會、同年九月舞鶴海軍工廠共立會、同年十月愛知縣並同縣工場會と夫々協同して之を實施し、成人労働者に對する教育勃興の素地を作ること努力した。

更に本會は工場鑛山に於ける職員と労働者の間に介在し、事實上産業樞機を握る職長に對し、その地位と職責の重要性を認識せしめ、労働者の指導監督上の指針を與へんと意圖より昭

和五年以來、埼玉、群馬、福岡、神奈川、愛媛の各縣に於て三日乃至六日に亙る職長講習會を開催し、今日までに開催箇所十二、受講者總數一千八百七十四名に達してゐる。

二、受講者總數一千八百七十四名に達してゐる。協調會の勞働者教育關係事業中特筆すべきは、昭和二年一月に開催した工場鑛山勞働者教育協議會である。同協議會は工場鑛山に於て企業主の施設に依つて行はるゝ勞働者の教育の發達促進に關して研究協議をなすことを目的としたものであつて、全國よりの參會者百六十二名の多數に上り、當事者並に文政當局等に非常なる刺戟を與へた。前記の日本勞務者教育協會の如き中央機關は實は同協議會參加者一同の輿論だつたのである。

協調會 勞働者教育關係講習會一覽

成人勞働者教育普及講座	五回	受講者總數	一、〇一八名
回数	開催地	期	受講者
一	横須賀市	大正十五年自三月十三日至十八日	二〇六名
二	佐世保市	大正十五年自六月廿九日至七月三日	三二五
三	京都府舞鶴町	大正十五年自十月十一日至十五日	二六五
四	製鐵所	昭和二年自十一月四日至五日	二二二
成人勞働者教育講座	三回	受講者總數	一、二〇五名
一	佐世保市	昭和三年自五月廿九日至六月二日	六六一

職長講習會

二	京都府舞鶴町	昭和三年自九月廿四日至廿五日	四〇〇
三	名古屋市	昭和三年自十月十四日至十五日	一四四
職長講習會	二回	受講者總數	一、八七四名
一	埼玉縣川口町	昭和五年自三月四日至五日	一七二
二	同 忍町	昭和五年自三月七日至三日	八四
三	前橋市	昭和五年自三月八日至三日	一〇六
四	門司市	昭和五年自五月廿六日至五日	一八九
五	佐世保海軍工廠	昭和五年自五月廿八日至五日(日曜ヲ除ク)	八七
六	横濱市	昭和六年自三月九日至六日	一二六
七	久留米市	昭和六年自五月二十日至五日	一八九
八	小倉市	昭和六年自五月廿一日至五日	一六五
九	今治市	昭和六年自六月十六日至四日	二二二
一〇	愛媛縣八幡濱町	昭和六年自六月十八日至二日	一二七
一一	八幡市	昭和七年自六月二日至四日	二七〇
一二	小倉市	昭和八年自四月廿五日至四日	一二七

自治行政及財政	田川大吉郎	社會問題	三好豐太郎
國際問題	清水博	民法大意	小山榮三
商法大意	加藤虎太	思想問題	今井時郎
社會教育	山本晴雄	性 格	内田勇三郎
經濟大意	島村陽來		

日本成人教育協會

沿董大要 今は故人となつた慶應義塾大學理事の石田信太郎氏が、大正四年外遊の途次、親しく歐洲各國殊に英國に於ける成人教育普及發達の状況を見聞し、歸來大に斯種教育の必要を高く唱して朝野の視聽をあつめ、大正十三年十月に至つて、同大學卒業生中の有力者の後援を得て本協會を設立するに至つた。爾來中央に地方に屢々成人講座を開催し、輔導學級式教育方法に依つて一般成人の教育に従事し、一方大正十五年には世界成人教育協會に加名して、各國と相提携して斯種教育の發展に貢獻するところあつた。創立者石田氏は不幸にして昭和二年一月物故されたが、同大學關係の堀内輝美小林澄見氏等が、その遺志を繼承し、今日も尙盛んにその活動を繼續してゐる。

本協會は創立以來特に成人勞働者の教育に深き關係交渉を有し、附近の專賣局三田工場を始め、淀橋、蕨前、淺草等の各專賣局工場の成人講座を指導し、尙數年來東京市と共同主催の勞務者輔導學級芝學級には常に會場(慶應義塾大學教室)を提供し講師(主として同大學教授)を派遣して之が教育に従事せしめ、昨昭

勞務者講習會	一五二回	受講者	凡一萬三千人
大正九年度	二回	大正十五年(昭)度	一五回
大正十年度	九回	昭和二年度	一八回
大正十一年度	二回	昭和三年度	二三回
大正十二年度	六回	昭和四年度	二七回
大正十三年度	一五回	昭和五年度	一五回
大正十四年度	一五回	昭和六年度	五回

勞務者輔導協會

本會は昭和七年五月十七日の創立にかゝり、勞務者の智能啓發人格修養を目的とし、事業としては、(イ)勞務者の教育、(ロ)勞務者に對する講演及印刷物の發行、(ハ)勞務者の職業上の相談に對する助言、(ニ)勞務者の輔導に關する研究、(ホ)その他で、會長は明治學院總理田川大吉郎氏、副會長東大助教今井時雄氏、理事は明治學院教授三好豐太郎氏以下八名、評議員には、淺利順四郎、川澤新次郎、杉森孝次郎、膳桂之助、生江孝之、前田多門等の諸名士を網羅してゐる。

本會は最初の事業として昭和七年六月八日より七月二十七日迄東京市内七箇所の市民館に於て社會問題講演會を開催し、毎回百名内外の聽講者があつた。次で同年十一月八日より十二月十六日迄毎週火、水、金の三日を選び毎夜三時間宛、東京市久堅町市民館に於て勞務者輔導講座を開催した。その要領は左の如くである。

和七年五月以來は、本會單獨にて成人教育三田講座を開催して附近の大小工場の労働者の教育のために盡力してゐる。尙同講習會修了者の修養親睦を圖るため三田成人信交會を組織し毎月一回位會合を催して居るが現在會員一四五名を算してゐる。

本

所在地 東京市芝區三田慶應義塾大學内
目的 (イ) 公民としての常識を養成すること
(ロ) 職業に關する知識を授けること
(ハ) 人としての教養を高めること

代表者 堀内輝美

機關雜誌 「成人」發行、但し昭和六年夏以來休刊
經費 一講座開催に付約六百圓位、有志の寄附による

講義科目 自然科学、哲學、美術、文藝、歴史等
附帶事業 「成人教育の施設案内」「民法」「デヴィッドソンの手紙」「國民政治時代」その他の出版

三田講座要綱

定員 八十名
資格 通學持續の決心ある滿十八歳以上の男女労働者

講義回数 十回乃至十六回

授業日及時間 毎週火、金の二日午後六時半より八時半まで二時間

科目及講師

自昭和七年六月三日至七月廿二日	自昭和七年十月十四日至十二月六日	自昭和八年六月二日至七月四日
支那概説 及川 恒忠	衛生の話 川上 漸	濟事情 西野喜興作

を博してゐる。

要するに本會は他の労働者教育關係團體とは違ひ、企業内で實際労働者の教化指導を司つてゐる實務家を主體とし、その見地より具體的な教育方策を考究せんとする團體であつて、その方面より全般の我國労働者教育の方向に貢献するところ尠くないと思はれる。

各種の團體の經營する労働學校

大阪労働學校

宣言 我等は有産階級の獨占から教育を解放すべき事を要求するそれが有産階級の獨占到歸してゐる間、學問は遂に去勢された馬の如くであらう。

そして、それは學問を司るミネルバの神に對する冒瀆であらねばならぬ。我等は學ぶべき権利を持つて居る、我等は有産階級に奪はれた大學を奪還しなければならぬ。

併し學問は大學の專賣でない、去勢された、學問を切賣する馬肉屋の如き大學に何の眞理が學び得ようか、我等は生きた大學を要求する。我が労働學校には赤門もない、講堂もない、又高等官何等の位をもつ者も居ない。けれど其處には穢れざる眞珠の如き眞理がある、自由奔走なる少壯の學者が居る。教ふる者も教わる者も熱と力がある、その教ふる所は深奥の學理でないとしても咀嚼すれば其の悉くが血となり肉となるべき眞理がある。我が大阪労働學校こそ眞にミネルバの神の嘉し給ふべき唯一の眞の學堂である。

社會問題	小泉 信三	上	思想問題	川合 貞一
民法雜誌	三淵 忠彦	文藝の話	久保田万太郎	植松七九郎
國際聯盟	板倉 卓造	労働者教育	小林 澄兄	三淵 忠彦
財政問題	牧野 輝智	滿洲視察	板倉 卓造	
滿洲事情	蘆澤 安平	經濟思想	高橋誠一郎	西澤 英一
貨幣と金の話		國際關係		
國の現狀		滿洲の近狀		

福岡縣労働者教育協議會

本會の創立されたのは昭和五年七月のことであるが、創立以前に於ても既に労働者教育關係者協議會の形で數年來事業が進められ來つたのである。由來福岡縣は新興産業地帯として資源の開發に企業經營に發達したる活動が行はれたところであるが労働者教育に就ても工場鑛山等の關係者は他府縣に率先してその施設を講じ、研究を行ひ、縣當局も亦極力之が誘掖指導に力むるところがあつたので斯種の教育は非常な進歩を示してゐる。本會創設もこの活動の一端を示すものであつて、縣下各工場鑛山其他事業所並に労働者教育關係者の相互の聯絡提携を緊密にして労働者教育の振興を圖らんがための中央機關であり、創立以來毎年各地の工場鑛山等を會場として通例二日乃至三日間の會合を催し、協議研究、實驗談、實地見學並にその批評等を行ひ、時には縣の諸問題に對する答申も行つてゐる。本年六月三、三菱鑛業所新入炭坑で行はれた協議會の如きは頗る好評

(一九二二・六・一)

沿革大要 大阪労働學校は宣言に述べた如く、有産階級に獨占され茶毒された從來の教育から解放され、無産者の歴史的使命の遂行の爲めの労働者教育の目的を以て、大正十一年六月、賀川豊彦、松澤兼人、村島歸之、山名義鶴氏等の盡力と、在阪労働團體及篤志家の後援の下に創立され、その開校式を西區安治川一の基督教會に舉げた、校長に賀川氏、主事に松澤氏、講師には京阪神の社會運動に同情と理解ある少壯の教授及辯護士等が夫々その任に當つた、松澤氏は同年十二月辭任され、其後瀨野久司氏が校務を處理して居たが、十二年八月に制度を改め學生の互選による委員によつて管理することにした。

經營の都合上、大正十三年三月に校舎を此花區江成町の友愛社に移したが、校運の進展その他の事由から同年四月主事制に復し井上良二氏を主事に選任し(現在は桑島南海士)、學校の經營に就ても山名、村島、河野、阪本、井上の諸氏の斡旋によつて大阪労働學校後援會を設け、又經營委員を選び學校の經營、その他の事業一切を之によつて處理することとなつた。大正十四年七月校舎を江成町一一〇番地に移したが同年末に労働教育會の後援により現在の番地に移轉し漸く、その基礎の確立を見るに到つた。尙近く校舎を改築して益々斯教育の發展に資せんとしてゐる。開校以來今日までに學期を重ねること三十二回、その修了者總數約一千百名に及んでゐる。

(一九三三・四・現在)

所在地 大阪此花區吉野町一丁目三六番地

代表役員 經營委員長 高野岩三郎。主事 中川光太郎
 目的 一般無産者及無産階級運動に必要な知識を與ふることを目的とす。

經營 神戸市労働學校經營委員會に依つて經營せらる。
 労働組合との關係 無關係
 經費年額 五百圓
 授業料 一期三圓
 開講時期 毎年一月、四月、九月
 授業日及時間 毎週月、水、金の午後七時より九時まで
 修業期間 三箇月
 入學資格 労働組合員及無産政黨員、但し其他の者も詮衡の上入學を許すことあり

學科及講師
 本科 唯物史觀、労働組合論、政治學、經濟學、労働法制、財政學、社會思想史
 科外 インフレーション問題、世界經濟會議、無産政黨論、市政選舉論
 講師 森戸辰男、河上丈太郎、松澤兼人、平佐三郎、米窪滿亮、坂本勝、永江一夫、今井嘉幸、高野岩三郎

現在在籍學生調査
 在籍學生數 二十二名
 年 齡 別 最低十九歳、最高三十六歳、平均二十三歳
 所屬組合別 日本海員組合二、海友同志會一、總聯合二、總同盟四、全國労働三、其他一〇

前 期		後 期	
年齢	員數	年齢	員數
一八	一	一八	一
一九	三	一九	二
	零		二
	小		二
	卒		二
	三		二
	鐵		二
	工		二
	五		二
	修了生		二
	一七名		二

修了者 修了者數一、三九四名、同窓會を組織し時々會合す
 學校の附帶 中央労働學院圖書館
 學科及講師
 一、學科目
 1、社會政策 (イ)労働問題總論 (ロ)労働組合論 (ハ)社會思想 (ニ)農村問題
 2、經濟學 (イ)經濟學原論 (ロ)貨銀論 (ハ)經濟記事の讀方
 3、政治學 4、社會學 5、倫理學 6、哲學
 7、法律 (イ)帝國憲法 (ロ)民法
 8、日本歴史及近世西洋史 9、經濟地理 10、生産用要具發達史 11、論文演習 12、辯論指導
 二、講師
 栗野谷藏、今井時郎、小川芳太郎、太田利一、奥野彦六、河井常三郎、小田半三郎、久保田明光、黒川小六、下河部良佐、小林鐵太郎、中桐確太郎、中島正信、弘中政男、福島權助、福原俊一郎、水上鐵治郎、美濃口時次郎、山上辨藏、吉田藤、井伊源太郎、内田護文

昭和七年度修了生調

年齢	員數	學 業	職 業	備 考
一八	一	尋小卒	印刷工	修了生一八名
一九	二	高小卒	電氣工	平均年齢二二・三歳
二〇	一	實業補習卒	建築工	
二一	一	實業學校卒	道路工夫	
二二	八	中學校卒	鐵工	
二三	二		土工	
二四	二		配達夫	
二九	二		雜役夫	
三二	一			

年齢	員數	學 業	職 業	備 考
二一	三	高小卒	印刷工	平均年齢二四・七歳
二三	一	中學四年修了	配達夫	
二五	一	女學校卒業	電氣工	
二六	一	實業補習卒	桶職	
二七	二		洋傘工	
二八	一	速記學校卒		
二九	一		雜役	
三〇	一	工業學校卒		
三一	一			
三六	一			

職業別 機械工五、木材工三、船員三、店員二、事務員(女)一、其他八

中央労働學院
 沿革大要 大正六七年以降我國に於て労働運動が急激な勢を以て勃興したが、この運動を正しく導くことの必要を痛感したる結果、茲に栗野谷藏氏等を中心となつて、大正八年十月六日日本労働者教育會が設立され、これが母體となつて同九年六月に労働夜學專門學校創立の運びとなつた。越えて翌十年六月、中央労働學院と改稱し、十五年六月には校舍を新築するに至つた。現在まで修了者を出すと一千三百九十四名の多きに達し、我國に於て最も長い歴史を有する労働學校である。

所在地 東京市本郷區元町二丁目四七
 創立年月 大正九年六月
 目的 労働生活の状態を改善するに必要な知識を與へることを目的とす

財源 官公署助成金並に一般の寄附金
 労働組合との關係 三、七〇〇圓(昭和八年度豫算)
 開講時期 四月—八月 九月—三月
 修業期間 六箇月
 授業日及時間 毎週月、水、金、土(但し第一、第三)午後六時より九時まで
 聽講料 なし

労働學院

沿革 大正十一年一月協同會大阪支所開設と同時に、支所長藤澤穆氏は協同會幹部と協議の上、労働學校設立に盡力し、内外の労働者教育實施状況を調査し、尙大阪市内に於ける工業補習教育關係者工場技術者、職長、労働者の三方面の人々の意見を徴し、具體案を得て、同年十月一日學校を設立して大阪市淀川区南長柄町一二八番地鶴崎寺に開校式を舉行し、翌大正十二年三月第一回修了生を出し、同年四月より一箇年制の研究科を開設した。

創立當時、本科の修業期間は六箇月であつたが、第四回より第八回に至る間は之を四箇月に短縮し、その中間期間に於て或は一般補習教育又は職業教育を了へたる労働者の希望に應じ、特別の講習會又は本科生に對する豫備教育としての講習會を開催した。大正十五年九月の新學期より本科並研究科修了期間を六箇月に改正し、科目に多少の改正を加へた昭和六年草間時光氏藤澤氏に代つて大阪支所長となり、院長に就任するや再び修了期間を四箇月として今日に至つてゐる。開校以來回期を重ねること本科第二〇回研究科第一七回、修了者を出すこと本科六二五名、研究科一二〇名に達してゐる。

労働學院趣意書 最近、労働者階級の勢力は、急速に發展し來り、所謂、人類最高の完成の上に、有力なる地位を占めんとする趨勢は、何人も之を否認する能はざるに至りました、この急激なる趨勢は、今後恐らく、一層の加速度を以て進行するであらうから、労働者階級が、現實に文明を左右する地位を占むるの時期も決して遠き將來のことではあるまいと思ひます。去り乍ら、労働者は、是迄文化的

恩澤に浴することから、餘りに遠ざかつて居りました、否、遠ざけられて居たと見るべきが、正當かも知れません、兎に角この事のため

に労働者が今後その社會に於ける重要な地位に立ち、所謂、人類最高完成の先鋒となるには、更に大に、識見の開發、徳性の涵養、技能の進歩、その他の文化的練達を必要とするのであります。實に、労働者の現在及び將來に於ける偉大なる勢力を認むるに異議なきものも、必ずや亦、同時に労働者に文化的訓練の缺除せるを惜しまぬ譯には行きません。否、私共は労働者の偉大なる勢力を認認するが故に、労働者に對して、より以上な文化的訓練を要望せんとするのであります。元來機會にあらば、人類の大多數は、その最高の完成に向つてより大なる進歩を齎すべき天賦の能力を有するものであります。この能力を啓發するためには、從來有産者階級の備有せる諸般の文化的設備を、今後最も迅速に労働者階級に向つても、設備するの要を痛感するのであります。労働者も亦、自ら進んで、高等教育を初め凡ゆる文化機關を要求して然るべきであります。何故ならば、教育の公平なる分配に預るべきは、現在の労働者にとりて、富の分配を公平に享くよりも、寧ろ急務とするからであります。

最近、労働者教育の必要が、内外を通じて、上下共に、多大の注意を喚起するに至つたのも之が爲であります。我協同會大阪支所も、豫てこの意味の労働者教育を始めた宿望でありましたが、今回、愈内外に於ける斯種教育の精神及形式の長を取り短を捨て、最も純正適確と信ずる労働者教育に一步を踏み込む所以であります。大正十一年十月

概況

研究科 専卒七名、高卒一〇三名、中卒一九名、その他三名

(一) 職業別

本科 機械工場三八五名、縫織工場二七名、其他工場五八名
商業一二名、交通運輸二名、電氣瓦斯一名、官公吏一名、僧侶一名、其他三八名
研究科 機械工業八四名、縫織工業三名、其他工業二三名、商業一名、官公吏一名、其他七名

帝大セツルメント労働學校

沿革大要 大正十二年九月關東大震災の際に組織された帝大學生救護團が先づその任務を全ふして解散せんとした時に、末弘嚴太郎教授を中心とする學生十數名は、永續的な團體を組織して大學擴張運動を無産者街に於て行ふべく、新たに會員を募集して同年十一月帝大セツルメントを組織するに至つた。越えて翌十三年九月に至つてセツルメントの事業の一として労働學校が開校するに至つた。爾來十年の間幾多の困難と闘ひつゝ、無産者子弟の良き友として、社會に於ける彼等の地位と責任とを自覺せしむべく、獨特のチューターシステムに依つて教育を繼續し來つたのである。然るに近年、經濟恐慌、勤勞所得の激減、生活不安の増大等に依つて無産者の文化的、社會的要求は極端に縮小せられ、加ふるに滿洲事變を轉機としてのファシズム的思想の流行は無産者より社會科學の研究心を奪ひ、學校經營側に於て、チューターシステムの廢止、一日一講座を奪ひ、期間の短縮、生徒の自主的活動の指導等百方手を盡して改善につとめたが、遂にその效なく、生徒数は激減するのみで、昭和七年九月二十三日に開講した第二十四期に於ては、八名の入學申込者中

所在地 大阪市此花區朝日橋通三丁目一三西九條青年會館内

創立年月 大正十一年十月

經營者 財團法人協同會大阪支所

代表者 院長 橋本能保利

目的 筋肉労働者の文化啓發、品性の向上

労働組合との關係 なし

經費年額 二、六七五圓(昭和八年度豫算)

開講時期 四月及十月

授業日及時間 毎週月、水、金、自午後七時至九時半

授業料 二圓五十錢

入學資格 高等小學校卒業又は之と同等以上の學力ありと認むる者にして筋肉労働に従事するもの、但し研究科は本科修了生

校友會 本學院卒業生に依つて組織せられたる労働學院校友會あり(會報 燈友)

修了生調査(昭和八年六月現在)
(イ) 修了生總數 本科(第一回―第二〇回) 六六六名。研究科(第一回―第一七回) 一三二名

(ロ) 年齢別
本科 最低一六歳、最高五四歳、平均二九歳
研究科 最低一八歳、最高五四歳、平均三二歳

(ハ) 學歷別
本科 尋常小學校卒業一一六名、高等小學校卒業三七一名、中等學校卒業七八名

出席したるもの僅に二名に過ぎず、遂に九月三十日を以て直ちに閉講のやむなきに至つた。

ついで翌八年一月に至り、数名の労働学校卒業生及び労働者有志を中心とし、従来の労働学校の形式より脱した談笑の間に知識を授ける意味での労働者クラブが設立された。これは在來の困苦しい講讀的教育に代るに自由安易にして自主的なる教育形式でありその前途を囑望せられたが、責任者の學校卒業と共に代るべき人なく、消滅に歸してしまつた。

概況

所在地 東京市本所區横川橋四丁目七ノ二號

創立年月 大正十三年九月

目的 公正公平なる立場より労働者に社會の現状を傳へ、彼等の社會的地位と責任とを自覺せしむる事を目的とする

經營者 帝大セツルメント

代表者 校長 末弘殿太郎。主事 佐瀬六郎

労働組合との關係 無關係

經費年額 一四一圓(昭和六年度労働者教育部決算)

修業期間 三箇月

開講時期 一月、四月、九月

授業日及時間 毎週月、水、金、午後七時より九時半まで

入學資格 労働者(男女を問はず)

科目及講師(昭和六年度)

労働法制 末弘殿太郎。社會史 有澤能太。政治理論 青木一夫。組合論 岡田定雄。労働運動史 海野邦夫。經濟學 菊地

關東學院労働学校

本校は昭和三年三月關東學院社會事業部教授渡邊一高氏に依つて創設されたもので、關東學院セツルメントの事業の一部とも見られセツルメント所在地附近横濱市浦島町に居住する労働者の教化を目的としたものである。同地は俗に六百十番と稱ばれる自由労働者の巢窟で約五十世帯ばかりが一集團をなしてゐる所である。經濟恐慌と産業合理化に依つて最先に犠牲に供せられた自由労働者の生活は極度に窮乏し、その惨状は見るに堪へないものがあつた。彼等の間には未だに親分子分の義を重んずる封建的な氣風があるかと思へば一方非倫破廉恥の行爲多く、親が子を賣り或は之を賣して恬然たる風がある。かうした状態の下にある彼等を教育教化することの困難は蓋し想像に餘りあるのであるが、渡邊氏等はよく終始一貫非常なる迫害に堪へながら今日まで學校を繼續してゐるのである。

教科の内容は最初はむづかしい社會科學の原理的なものなどをやつたが、結局受けないので、次第に資本主義批判、帝國主義研究、人生問題、社會問題等を極めて平易に話すやうになり、それでも思はずしくないので、最近新聞の記事などを題材にし、ケースメソッドに依つて具體問題から一般原理をのみこますやうにしたが、之では非常に成功してゐることである。尙面白いことは同一人が何年でも學校で授業を受けることが出来、現在創立以來六年間も繼續通學してゐる者が二人もあることである。

要するに本校は學校とはいふものゝ、實は渡邊氏その他の人の講説を繼續的に聴きに來る人達の集團で、普通の労働學校の様に所定の科目を所定の期間内に聽講修了する形式とは稍々その趣を異にし

孝之。農民問題 堀口次郎。世界事情 秋本隆之。エスベラン

在籍生調査(昭和七年度)

計	組		組		組	
	未	計	未	計	未	計
一〇	〇	二	〇	二	〇	二
一七	四	一	四	一	〇	一
二七	四	三	四	三	〇	一
一一	〇	二	〇	二	〇	二
二〇	二	一	二	一	〇	一
三二	二	四	二	四	〇	二
三		〇		〇		〇
五		一		一		一
八		二		二		二

てゐる。従つて學校それ自身は時に労働者クラブにもなり、人事相談所にもなる。

併しかうして培はれた生徒は次第に同部落の中堅となり今や部落民の大部分は學校の影響を受け、約五十軒ばかりの中三十五軒の世帯主に依つて、「無産者前進組合」なるものが組織され、労働條件の維持改善に向つて實績をあげてゐることである。

生徒の知識の進歩の速かな事も驚くばかりで、殆んど満足な教育も受けないやうな自由労働者が僅か一、二年の教育に依つて物の考へ方見方等に業務らしい進境を示してゐる。之は要するに物を概念的に知る前に之を體驗してゐることに原因してゐるのであらうと思はれる。

左に一例として同校ニキニスに載つた、一労働者の感想文を掲げて参考に供することとする。

労働學校を去るに望みて

〇〇〇〇

我々は過去二年間を此の労働學校に通ふ事によつて少くとも二つの事を學んだと言ふ事が出来る。例へば貧困と言ひ戦争と言ひ我々は常に之を單一的にのみ考へる事を訓へられて來たのである。個人的な怠惰が貧乏の原因でありセルビア青年がオーストリー皇太子を狙撃した事が世界大戰の端緒であると言ふ。併し我々は貧困と言ふ事戦争と言ふ事がしかく簡單な問題ではなく、その背後には是等を起さしめる恐る可き何物かがあると云ふ事をハッキリと知つたのである。之を我々の日常生活に當てはめて考へて見ても、堪へうべからざる侮辱を受けて居るとき、我々生活の不安におびやかされて夜も

眠れぬ時に、我々は此の腹立しきは誰の罪でもない、誰が悪いのでもない、之は階級的に決定された自然科学的な事實だと考へるのである。泣いたつてわめいたつて仕方がないんだと言ふドンツマリまで考へてくるとそこに氣味悪い程の冷靜と落着きが来る。我々の直面して居る嵐はこゝだけの嵐ではなく、全世界を吹きまくる資本主義の嵐だと言ふ事に氣が付くのである。沈んで沈んで遂に鐵の底にブツかる時初めて我々は眞の覺醒とそれから来る力とがヒシヒシと感じられて來てこの勞働學校のモットーである知るは力であると言ふ事が初めて了解されて來る。第二に我々が學んだ事は物を運動的發展的に見ると言ふ事である。古來つねに被壓迫階級が訓へられて來た事はアキラメと言ふ事である。物事は變化しないのであり、無智はいつまでも無智であり、貧乏はどこまでも貧乏であると訓へられて來た。九十九人が飢死と自殺とにおびやかされて居る時に、一人が美衣美食をして居る状態が永久不變であると訓へられて來た。併し我々は現存事物何一つとして變化しないものはないと言ふ事をハッキリ知つたのである。惡の力が強く盛んに見えてもその強さの中にその盛んな姿自身の中に既にその崩壞の芽が生えて居る。ブルジョアジーは強力である故に彼は滅亡する。プロレタリアは弱い故に彼は勝利を得るのである。我々個人のプロレタリアに取つてもさうであるが、我々は勞働者なるが故に社會から見捨てられ忘れられて來た。併して絶望と自暴自棄の沼の中に叩きのめされて來た。併し我々は物事は動く、必ず動くと言ふ事をハッキリ知つた時に、我々はもう一度立上る勇氣を與へられたのである。戦ふ否戦はねばならないと言ふ力を全身に感じたのである。今迄の暗い夜が明けて眞

理の日の出を仰ぎ見る事が出來たのである。我々は個人的にも多くを清算しなければならぬ缺點を持つて居る。併し乍ら是等も克服すると言ふ勇氣を與へられたのである。今迄のルンペン的デカタン的精神が一變して輝しい階級的な力となり、新社會獲得のための一兵士として、銃ならざる銃を取つて立つ事が出來たのである。我々は本日をして卒業する。現實の怒濤が荒れ狂つて居るのが目に見える併し我々は敢然として前進する決心を持つて居る。何卒この勞働學校、日本に類のない勞働學校が眞の意味に於けるプロレタリアの城となり、燈臺となる事を希ふものである。

昭和八年三月拾八日記

(大内經雄)

海 外

一九三二年海外労働運動の概況

概観

一九三二年に於ける歐米各國労働界の情勢は、世界的經濟危機の暗雲依然滿天を立罩めたるに、西には賠償戦債問題の紛糾錯雜あり、東には滿洲事變の係争は東亞の一角をば、今にも兵馬劍戟の卷に化さんとするあり、世を擧げて不安と動搖の陰慘沈痛なる空氣に喘ぎつゝありし際とて、大體萎靡不振、著しき現象とてなく、況んや國際的大勢に特殊の影響ある如き事件の特記すべきものはなかつた。僅かにインターナショナル諸團體による軍縮乃至反戰運動と、各國に行はれたる國會及び大統領改選の鬭争に於て、組織労働者大衆の意氣を示すに過ぎなかつた。各國労働者團體内部の事情に至つては、近年繼續せる左右兩翼の對立抗争依然として歇まず、イギリス労働黨が、さらでだに前年總選舉の敗績の痛手未だ癒えざるに、その加盟團體として歴史的名を走せたる獨立労働黨の離反獨立によつて分裂せる如き、不況期に於ける特徴的現象なりとは云へ、その効果は實に國內的影響あるのみならず、又國際労働界にとつても一大打撃たるを免れないものであつた。それと同時に組織上に於て

は英米獨の如き大國を除けば、各國に於ける労働組合の産業界不況にかゝはらず、依然組合員増加の傾向を繼續しつゝあるは注目すべき事象であつた。左表は、アムステルダム系統に屬する労働組合中央團體加盟組合員の増減を示したものであるが、イ

國名	組合員數		増減
	1931年	1932年	
イギリス	3,719,401	3,613,272	減
ドイツ	4,716,569	4,134,902	減
オーストリア	655,204	582,687	減
合衆國	2,889,550	2,539,361	減
イタリア(註イ)	3,974,080	3,732,930	減
カナダ	191,137	122,129	減
スペイン(註ロ)	958,451	1,041,539	増
オランダ	275,796	319,985	増
チエコスロヴァキア(ドイツ人)	200,383	220,536	増
デンマーク	259,095	269,522	増
スウェーデン	589,176	638,593	増
ベルギー	559,910	585,000	増
ブルガリア	1,803	2,118	増
フィンランド	22,315	19,940	減
ソヴェート聯邦(註イ)	11,500,000	16,500,000	増

註 (イ)アムステルダム系統以外、(ロ)革命前後

ギリス、ドイツ、オーストリア、合衆國の如き、労働運動の發達せる國々に於てこそ過去數箇年間に亘る漸減傾向を持続して居るが、其の他の國々に於ては尙ほ漸増の傾向著しきを見る。

一九三二年の一般社會運動の方面に於て注目すべきは、最近數年間國會及び州地方議會の選舉毎に發展擴大を報ぜられしドイツ國民社會主義運動が、フン・パーベン首相より入閣を勧誘されしに對して、黨首ヒットラー氏の逡巡決せず、遂に聯合内閣組織に反對して入閣を拒絶して以來、漸く凋落の傾向を示し、その結果舊ユンケル閣の基礎を鞏固にせしめるに至り、さしものに世界の耳目を聳動せしめたるヒットラー主義に一抹の暗影の投ぜられしと、之に反してイタリアのファシズム運動が、政權獲得十週年を祝賀して、その基礎確立を謳歌し、そこを中心として國際的労働時間短縮運動の發足せる如き堅實なる進歩の跡を提示せるのであつた。是等の事實は各々それ等の國々に於ける複雑なる特殊事情に關聯して起つたことで、一概に表面的現象を以て判斷すべきではないが、その労働運動の將來に對する効果は、又輕視すべきものでないとも銘記しなければならぬ。

尙ほ一九三一年のスペイン革命の結果が、南アメリカ諸國に波及して、近年漸く政情の安定して、立憲民主主義制度の基礎固まらんとせる南方十字星下の民族をして、再び革命争亂の巻に奔馳せしめ、チリーの如きに於ては、一時極左派政權の樹立せられるに至つたことも、看過すべからざる事象であつた。

各國の選舉戰

一九三二年は、各國に於て總選舉の行はれた歳次であつた。ドイツ及び合衆國に於ける大統領の改選を初めとして、國會總選舉の行はれた國々には、フランス、ドイツ、ベルギー、スウェーデン、デンマーク等があつた。是等の選舉に於ける無産労働者團體の活躍は、世界不況期の労働運動沈衰時代に於ける組織労働者の意氣と抱負を高揚する上に至大の貢献をなしたものであつた。顧みれば、一九三一年に於けるイギリス労働黨内閣の崩壊に次いで、總選舉に於ける労働黨の惨敗は、各國労働者政治運動上にとつて、痛切なる打撃であり、延いてはさらでだに近年その鼎の輕重を問はれつゝありし民主主義制度白體に對する疑念をさへ深める如き結果を見た。この時に當りて殊に目醒ましい進出はなくとも、とにかく無産階級勢力を伸長せしめ、又各國に於て無産政黨内閣の没落を目睹しつゝある際、北歐の一角に立憲主義の堅壘を擁して、若々社會民主主義政策の實現に努力せる政權の確立せるを示せるは、興味ある事實であつた。

ドイツ大統領の改選は、立憲政治と獨裁政治の分岐點として内外の異常の注意を喚起したが、社會民主黨では、斷然ヒンデンプルグ大統領を支持することとなり、二回の投票の結果この老将軍の留任に決した。當時共產黨側には、テールマン氏を擁立して、第一回投票には四百九十八萬二千七十九票を獲得したるに至つた。社會黨は、得票數に於て前回總選舉に比し約三十萬を増加し、議席數亦三十一を増加し、之が急進黨の百六十名と合するときは、合計二百九十一名となり、下院の大勢を左右し得るものであつたが、社會黨に於ては、かねて絶對多數を制するにあらざれば組閣せざる方針なりし爲め、折柄開催せる黨大會に於て、左派合同内閣參加の議を協議することとなつた。その結果現下時局の重大性に省みて國際協定による軍縮及び軍事豫算削減、軍需品賣買禁止、社會施設節約によらざる豫算均衡、金融統制、鐵道國有、社會保險完備確立、一週四十時間労働制等の實施を條件として入閣すべきことに決した爲め、急進黨側の承認するところとならず、遂に交渉不成立に終つた。

一九三二年に行はれた各國總選舉中、無産政黨の活躍最も顯著であつたのは、スウェーデン及びデンマークであつた。兩國とも世界不況の影響、殊にイギリス金本位停止の爲め甚だしい打撃を受けつゝあるにも拘はらず、立憲民主主義の傳統は炳乎として國民生活の光明となり、反動的ファシズム運動の勢力未だ微弱なる點に於て他の歐洲諸國とは一種異なる事情を有して居る。スウェーデン社會民主黨の進出は特に注目すべく、總選舉の結果、得票數は約十七萬を増加し、議席百四を獲得して院内絶對多數を占むるに至り、こゝに第四次社會民主黨内閣は、成立したのであつた。一方デンマークに於ては、一九二九年以來社會民主黨が急進自由黨と提携して、聯立内閣を組織して居つ

が、第二回投票の際には得票數減少して三百七十萬六千三百八十八票となつた。一方國民社會黨擁立のヒットラー氏得票が千三百三十三萬八千五百七十一票より千三百四十一萬七千四百六十六票に増加した爲め、社會黨其他では、かねて共產黨では、ドイツに於て先づ極右翼を政權にありつかせて後、赤化革命を起すべき計畫ありしに思合せて、共產黨の投票減少は、ヒットラー氏へ投票せる結果なりとの説を流布するに至つた。ドイツでは、一九三二年には、國會總選舉は二回舉行せられたが、其の結果無産政黨及び中央黨と國民社會黨との議席は、上表の通りの變化を生じた。

	1930年	1932年7月	1932年11月
社會民主黨	136	133	121
民産黨	78	89	100
中央黨	68	75	70
國民社會黨	110	230	195

と同時に、第一黨たる急進黨との聯立内閣組織の問題に直面す

たが、一九三一年イギリスの金輸出禁止の對策として制定せられし外國爲替管理法の改正に關聯して、有産階級の優勢なる上院が、一九三二年十月輸出統制局に勞働代表参加を否とし、且之に對する統制權を確保せんとした結果、議會解散となつた。而して總選舉の結果得票數約七萬を増加し、議席も従つて増加し、依然として第一黨の地位を保持し得た爲め、こゝに上院改正の新政策を標榜して聯立内閣を繼續することゝなつた。

ベルギーの總選舉に於ては、勞働黨は得票數一萬一千票議員三名を増加し、共産黨亦二名を増加して下院議員百八十七名中無産派議員合計七十六名を算して居る。こゝに皮肉なるは、去る九月舉行されしブルガリアの首都ソフィア市會議員選舉であつて（ブルガリアの政局は由來首都の政派關係によつて決せられるものであるが）、ブルガリア政府の特に與黨に有利ならしめる爲め改正したる選舉法の規定により、全投票數四萬七千八百二十三票中共産黨の得票一萬六千四百票を占め、従つて議席合計三十五中十九を獲得し、之に對して政府側の議席十二に過ぎざる状態となつた。

合衆國大統領選舉に於て、社會黨では、ノーマン・トマス氏を大統領候補者に擁立して、四十九項の要求事項より成る長文の選舉政策を掲揚して、選舉戦に参加した結果、得票數百萬を突破すると報ぜられ（十二月初旬までの計算では八十七萬四千三百三十一票、尙ほテキサス外數州未発表）、之を一九二八年の大統領選舉

の際に於ける得票二十六萬七千四百二十票に比すれば、未曾有の好成績で、全國既成政黨側をして驚異と警戒の念を禁ぜざらしめた。

由來社會民主主義政黨が、所謂ブルヂア政黨と提携協力して内閣を組織することの可否は、十九世紀末以來國際勞働運動上の問題となつて居つたが、殊に革命後の政府に参加せるドイツ社會民主黨の業績とイギリス第一次勞働黨内閣の效果とが芳しからざりしより、少數黨の組閣は、實際問題として各國の無産政黨間に考究せられ、社會主義インターナショナルの左翼團體間では、議會の絶對多數を獲得せずして單獨内閣を組織し、或は明確なる社會主義政策の實施を保障せられずして他黨と聯立内閣を組織することを不可として居つたが、この原則は一九三二年に於ては、各國無産政黨の一般的に承認確立するところとなり、從來二回も少數黨内閣を組織したるイギリスに於ても、その十月の大會に於て、この原則に基く決議の可決され、將來組閣の際は、直ちに非妥協的の社會主義政策を實施して、成敗を一舉に決すべきことゝなつたのは注意すべき現象であつた。

軍縮運動

一九三二年に於ける國際勞働運動上顯著なりし事件は、アムステルダム及び社會主義（第二）兩インターナショナルの主唱による軍縮運動であつた。

兩インターナショナルでは、かねて軍縮運動の爲め特別聯合委員會を任命して、各國無産者團體をして、左記様式の軍縮請願書二通を作成せしめ、デュネーヴの國際聯盟主催軍縮會議開會に際して、一通を各國政府へ、一通を右國際會議へ提出せしめることになつて居つた。

『本（大會）は、軍備を撤廢せざる限りは、平和は常に危險に瀕し居ること、平和條約は或る國々に對しては軍備撤廢を實施せしめ、その他の國々にはそれを爲さしむべき約束をせること、然るにデュネーヴに於ける交渉延引して何等具體的成果なく、軍備の重荷は増大し各國民衆の隱忍今や抑へ難きに至れることを宣言する。従つて本（大會）は、軍縮會議に代表を參加せしめたる各國政府に對して、何等かの行動をとるべきことを要求するものである。兵力と凡ゆる軍用材料及び軍事費とをば即刻實質的に削減し、最も早く完全にして普遍的且統制ある軍縮を實現し得べき條約を締結すべきである。』

兩インターナショナルでは、一九三二年十月以來右の決定に基く各國無産政黨、勞働組合其の他の團體の集會にて作製したる請願書を取纏め、デュネーヴの軍縮會議開會後間もなき二月六日ベルギー勞働黨首エミル・ヴァンデルヴェルト氏社會主義インターナショナルを代表しフランス勞働總同盟書記レオン・ジュリオ氏、アムステルダムを代表しオランダ社會民主黨代議士會長にして兩インターナショナル聯合委員長たるアルバルダ氏と共に之を軍縮會議々長アーサー・ヘンダーソン氏に提出した。次いで五月二十二日及び二十三日の兩日に互つてチューリヒに於

て軍縮運動聯合大會を開催し、二十二箇國の勞働團體代表百四十四名列席の上、各種の武器使用禁止、航空業國際化、軍事費削減、軍縮の國際的管理等を初めとして、軍需品製造販賣禁止等を要求し、進んで國際的の諒解と有效なる統制的軍縮の障碍たるフラススト乃至フラススト政府排撃と、民主主義確立とを主張し、又國際親善の條件として戦債問題解決、保護政策の撤廢、日本帝國主義防遏、平和安定の信念確立等を必要とする旨宣言した決議を可決して、各國勞働階級の支持と應援を求めるところがあつた。

因に日支係争問題に關し、兩インターナショナルは、かねて日支間の交戦が世界戦争を惹起すべしとの虞を抱き居り、社會主義インターナショナル執行委員會では、五月十九日チューリヒに會合して、日本の撤兵とソウェイト聯邦擁護を主張せる決議を作製したる外、國際聯盟に對する日本の態度を痛烈に批評せる宣傳を屢々發表したことがあつた。

改良派社會主義國際團體の軍縮運動に對應して、八月二十八日アムステルダムに於て開催された國際反戰大會は、ロマン・罗兰、アンリ・バルビュス、アルベルト・アインシュタイン、マキシム・ゴルキー、アプトン・シンクレア、孫文未亡人等の名士を主催者として、各國無産者團體支持の下に召集されたものであつたが、實際に於ては、共産黨側の示威と見るべく、日本の勞働者が反戰運動の爲め市街戦を演じた等の虚報も提出され、又

出席代表の資格に關して社會主義インターナショナル書記フリードリヒ・アドラ博士から猛烈な反駁が加へられた。この大會の結果、常設委員會が設置されて、その代表を極東に派遣して東洋大會を開催する計畫を立てた。

社會主義インターナショナルの重鎮たる老闘士アドラー博士の一九三二年に於ける活躍は、目醒しいものがあり、殊にイギリスの獨立労働黨が労働黨を脱退した際の如き、前年ドイツ社會民主黨極左派(今の社會主義労働黨)の分離獨立せる時以上の峻烈なる筆法にて之を攻撃して、爲めに越權問題をさへ惹起した位であつた。之は博士個人として、一九三一年イギリス労働黨内閣の瓦解及び總選舉に於ける労働黨惨敗に對する痛憤やる瀬なき念から出たこともあるが、又現下の國際労働運動の苦境の一端を洩せるものとして興味あるエピソードであつた。

不況對策大會

労働組合運動の方面に於ては、一九三二年は國際的大勢を動かす如き異常の重大事件はなかつたが、特徴的現象としては、各國に於て特別大會の開催されたことであつた。即ちベルギー労働組合評議會(C.S.B)が一月末臨時大會を開催したのを初めとして、四月中旬にはドイツ労働組合總同盟(ADGB)の危機對策大會、九月初頭にはスウェーデン労働組合總同盟の臨時大會、及び四月中旬アムステルダム・インターナショナルの主催で、デュネ

ーヴに開催された國際協議會等である。是等は凡て現下の世界的經濟危機時代に對する根本對策の樹立を目的として召集された會合であつて、その意味に於て労働運動史上重要な意義を有するものである。

アムステルダム・インターナショナルが、一九二九年労働組合運動の經濟綱領を制定し、之が社會主義インターナショナルの承認するところとなり、一九三二年には兩インターナショナルで協議の上、右の綱領の原則に基いて世界的不況對策に關する諸決議を作製したが(協同會發行『海外労働年鑑』昭和七年版五三九一五六四頁参照)、爾來それ等の綱領決議は各國で之を準據すべき基本方針とされるに至つた。一九三二年各地で行はれた特別大會に於て採擇となつた方針對策は凡て右の綱領決議を各國の事情に照應して再認したものと云へるが、こゝに注意すべきは、一九三二年に於ける各國労働組合乃至その國際聯合團體たる業別インターナショナル(I.T.S)が、危機對策の根本として、從來單に永久的目標として久遠の理想の如く標榜したるに過ぎなかつた經濟組織の根本的變革をば、現在目前の緊急事項として取扱ひ、而して之が實現には現下の危機時代こそ唯一の好期であり且現下の世界的危機こそ舊制度斷末魔の苦悶を表現せるものであるとの見地に出發して居り、しかもそれが從來の労働運動に於ける如く、社會主義理論又は實際政治運動の必要からでなく、眼前周圍の經濟的實狀から結論されてゐる點である。尙ほこの

點に於て注目すべきは、現存社會制度に代ふべき新組織の形態として、從來の如く社會主義社會の創造とか、搾取と貧困とのなき協同世界とかの如き抽象的言辭を弄ぶにあらずして、端的直接に經濟の計畫化を主張演繹せることも特色ある發展と云へる。

ベルギーの労働組合評議會が、『生産を需要に適應せしめ、生産物を消費者全部に公平に分配し得る目的の爲め、社會を變革することは、益々絶對の必要となつた』と云ひ、ドイツの労働組合總同盟が、『今や世界的經濟危機は、現下の悲境を克服し、且斯の如き慘劇の再起を防止せんが爲め、組織的方策を樹立することを現在にとつて緊切なる任務ならしめるに至つた。現在の放任主義經濟組織に代ふるに全社會の利益を目的として組織せられし周到なる計畫經濟制度を以てすべきことが緊要となつた。』と云ひ、スウェーデン労働組合總同盟が、『本大會は、資本主義的不況の再起を防止せんには全社會の利益を目的とせる計畫經濟制度の建設あるのみなることを充分認識するものである。』と云ひ、或はアムステルダム・インターナショナルが、その三月十八日ベルヌに開催せる中央委員會に於て、『資本主義失敗の論理的歸結として、現下の危機を脱却すべき他の方法なきを以て、經濟組織の徹底的改造をすべきことを要求する……最近世界の傾向は、大なる經濟單位を形成するにあること、過去數年間の經驗の極めて明白に示すところにして、歐洲をば、一經濟單位と

して組織化すること殊に必要である……現下の最も重大なる國際的要求事項は、原料品生産の計畫化と、商品分配の計畫化と、中央銀行劃一化による金融制度の計畫化と、民主的統制機關による銀行及び株式取引所の嚴重なる統制と、國際的通貨單位の創設による貨幣制度の調整と、獨占企業に對する嚴重なる統制による資本主義的獨占權力の破壊とにある云々』と決議せる如き、凡て前述の傾向を明白に表現せるものであつた。

各國労働組合の右の如き新傾向に關聯して殊に興味あるのはアメリカ労働總同盟の新政策であつた。アメリカ總同盟の非政治的産業主義は、その創立以來の根本方針であつて、それが爲め總同盟は、大戰後アムステルダムの政治的色彩の濃厚となつたのを理由として、それを脱退したこともあつたが、一九三二年大會に於ては從來失業の責任は産業資本家にありとなし、社會保險制度の如きは、労働者の自由と尊嚴とを害する慈善憐憫のお救ひ金給與に過ぎずと排撃して居た立場を棄て、失業保險立法の制定を要求するのみならず、進んで全國經濟計畫化を主張し、聯邦政府による州際營利會社の許可制度を初めとして累進的所得税及び相続税の賦課、金融統制、水入資本防止を目的とせる投資者の保護等の要求を提出して、從來の政策の個人主義的自由主義の基礎を根柢より覆するに至つた。

一九三一年八月の財政危機に當つて辭職せる第二次労働黨内閣の後継として成立した三黨協力の所謂「國民」内閣は、同十月二十七日國會改選の結果、未曾有の大捷を博すると同時に、保守黨の絶對多數を獲得せることは、やがてこの舉國一致内閣をして保守黨政府たるの觀を呈せしめ、こゝに自由貿易主義對保護關稅主義の論争を惹起するに至つた。その結果政府は、閣員間の意見を一致せしむる爲め、一九三二年一月二十二日憲法の慣習を破つて閣員にても政府の政策に反對し得べき協定を製作し、愈々保護關稅主義の實行に邁進することゝなつたが、政府部内に於ける内訌は遂に收拾し難く、やがてオッタワ協定を中心とせる兩派の紛争の結果、八月二十七日自由貿易主義を主張せる閣員スノーデン卿、サー・アチボールド・シンクレア、其の他閣外大臣八名の辭職を見るに至つた。

一九三二年に於けるイギリスの政界は、主として海外問題に注意を集中せられ、デュネーヴの軍縮會議を初めとして、ロザンヌ會議、オッタワ會議等の重大會議が次々と開催され、一方アイランド關係亦漸く悪化すると同時に、印度政策も第二回圓卓會議後抄々しき進歩を見ず、本國と印度國民運動との關係は、

殆んど圓卓會議前に復歸する状態であつた。

經濟界の悲境は依然として、國民政府成立後や、好望に見えた産業の振興も單なる豫想に終りて、前年來著しく減少せし失業者數も再び増加して、一九三一年十二月下旬には全國合計二百五十萬九千人なりしものが、一九三二年八月下旬には、二百八十六萬に達し、前年同期に比するも十二萬餘り増加を示す状態になつた。従つて九月より十月にかけて失業者の暴動頻發し、各地に不穩の形勢を惹起した。

一九三二年に於けるイギリス労働界の形勢は、前年労働黨内閣の倒壊に續く總選舉の惨敗の打撃は甚大なるものあり、政治上に於て老闘士デューヂ・ランズベリー氏が國會内に孤軍力闘せると、産業上に於てランカシア棉紡織工が宿年の懸案を中心にして慘憺たる争議を繼續せし外、殆んど積極的活動の見るべきものなく、獨立労働黨の分離獨立と労働黨の新方針採用とは、顯著なる事件として特筆し得るものである。

獨立労働黨の獨立

獨立労働黨では、一九三一年第三十九回大會に於て、大體全國労働黨脱退の空氣濃厚にして、僅かに同年の労働黨大會の結

果を待つてその態度を決すべきことになり、最後の決定を延期したのであつた。而してその後十月初頭開催されし労働黨の一九三一年大會に於て、愈々規約改正となり、その結果労働黨代議士會の決議に服従せざるものは、労働黨にては、その立候補を公認せず、又國會内に於ても、労働黨所屬代議士と認めざることゝなつた。獨立労働黨では、同じく十月下旬の總選舉に於ても本黨の公認を経ざる候補者を擁立し、又院内に於ても別個の代議士會を組織して居つた。然しながら、一方同年八月の財政危機に續いて惹起したる政變及びやがて舉行されし總選舉の結果、全國労働黨の地位も一變し、その政策等に於て多少の影響ありし爲め、獨立労働黨側の之に對する態度もやゝ緩和せらるゝに至り、本黨脱退論も漸くその勢力を失ひ、所屬地方聯合會にても、脱退反對の決議を可決するものも増加するに至つた。然るに一九三二年開催されし同黨大會に於ては、本部側では、労働黨との關係に關する案としては、全部脱退か、加盟繼續か、或は條件附の加盟繼續かの一を選ぶべきことを提出したのであつた。而して票決の結果、條件附にて加盟を繼續すべきことに決したのは注意すべき事件であつた。

第四十回大會は、三月二十六日より二十九日まで四日間ブラックプール市に於て、全国各地の代議員合計二百三十二名出席の上、黨首ブエンナー・ブロックウェイ氏司會の下に開會された。氏は、その開會の辭に於て、イギリス労働黨内閣倒壊の

結果、各國に於て民主主義制度に對する不信の傾向著しくなりしことを指摘し、又從來の漸進主義の現下の時勢に於ては效力なきことを説き、「今や獨立労働黨の綱領たる社會主義即行論の方法にても不充分なりと云ひ得る。之は、即ち、吾人が全力を集中して、或る權力を獲得し、之を確保し、以て有力なる妨害障壁を恐るゝことなく、資本主義より社會主義への斷然たる變革をなさざるべからざることを意味する。即ち一言にして言はば、吾人の政策は、改良主義的でなくて、革命主義的でなければならぬ。所謂「革命的」とは、市街戦や恐怖政治の如き粗朴なる意味のものではなく、眞に完全なる變革といふ意味である。」と云ひ、進んで歐洲各國の重大なる形勢に省みて、新しき革命的政策の樹立を提唱するところがあつた。

労働黨加盟問題は、大會第一日の事業報告に關する討議の際早くも代議員間の論議の對象となり、労働黨脱退論の急先鋒たりしキャメル・ステューヴン氏は、事業報告中労働黨との交渉に關する部分の撤回を要求し、又ウッドグリーン代表スミス博士は、労働黨關係に關する討議は秘密會議に於てすべしとの提案をなした。第二日目に上程されしこの問題に關する決議案は、前記の如く三通あり、票決の結果次頁表の如き状態となつて居た。

労働黨より脱退せよとの決議案の説明に當つてボブライ代表カララン氏によれば、労働黨と獨立労働黨とは結黨の精神に於て

	賛 成	反 對
退 盟 繼 續	144票	183票
無 條 件 加 盟	98票	214票
退 盟 繼 續 附 條 件	250票	52票

全然基礎を異にするもので、且労働黨の合法主義と労働組合によるその政策の統制とは、到底効果ある行動をとり得ず、全世界に互つてソウエート聯邦の實施せる方針に近きもの、必要を認めらる、際、獨立労働黨としては、あくまで獨立の立場を嚴守し一進むべきであるとのことであつた。之に對して脱退反對論の代表たるビー・ジ・ドラン氏は、獨立労働黨が、從來労働黨内にあつて、その政策決定上多大の貢献ありしことを説き、今や全國労働黨が獨立労働黨の政策を承認するに至りし際、進んで労働黨をして從來の漸進主義を棄て、獨立労働黨の實行方法を採用せしむべく努力すべきであると力説した。以上の外、前黨首ジ・ム・マックス・トーン氏、現書記長ジョン・パトソン氏等も討議に参加したが、脱退派の論者は、要するに労働黨の新規約の結果、黨内に於て獨立労働黨の言動の自由がなくなつたことが、脱退の主要理由となつて居つた。而して兩者の妥協案として提出されたのが、條件附加盟であつて、之は、労働黨の規約を再び改正することを條件として加盟を繼續せんと云ふのであつて、票決の結果、大多數の賛成するところとなり、この決議に基いて執行委員會は再び労働黨と交渉を開始し、交渉の結果を特別大會に報告して、

その決定に基いて態度を決することゝなつた。今回の大會に於ては、労働黨加盟問題の外、重要問題としては、アイルランド自由國のイギリス國王忠誠宣誓廢止及び土地還償金年賦中止支持、棉紡織業統制化、教育制度の獨立公營、軍縮、社會主義制度に於ける財政組織等があつた。社會主義制度下に於ける財政組織の問題は、その内容の説明ありしのみで之に對する可否の決定は、來るべき特別大會に於て行はれることゝなつた。尙ほ大會第四日目は、獨立労働黨の政綱が上程されたが、之も特別大會に於て新規約の一部として採否を決定することゝなつた。

特別大會 斯くして獨立労働黨では、右大會決議に基き加盟繼續の條件につき協議する爲め、労働黨との交渉を開始した。然るにその後交渉纏まらず、獨立労働黨では、七月三十日ブラッドフォード市の追憶深きデウエット會館に於て特別大會を開催し、討議の結果遂に労働黨脱退を決するに至つた。

黨の政策を承認するに至りし際、進んで労働黨をして從來の漸進主義を棄て、獨立労働黨の實行方法を採用せしむべく努力すべきであると力説した。以上の外、前黨首ジ・ム・マックス・トーン氏、現書記長ジョン・パトソン氏等も討議に参加したが、脱退派の論者は、要するに労働黨の新規約の結果、黨内に於て獨立労働黨の言動の自由がなくなつたことが、脱退の主要理由となつて居つた。而して兩者の妥協案として提出されたのが、條件附加盟であつて、之は、労働黨の規約を再び改正することを條件として加盟を繼續せんと云ふのであつて、票決の結果、大多數の賛成するところとなり、この決議に基いて執行委員會は再び労働黨と交渉を開始し、交渉の結果を特別大會に報告して、

結果脱退を可とするもの一四四票、無條件加盟九八票、條件附加盟二百五十票となり、こゝに兩黨の間に再び交渉を繼續することゝなつた。

黨と獨立労働黨との間には紛争解決の交渉が行はれて居つたが國會に於ける獨立労働黨員の言動が、やゝもすれば當時の労働黨政府の方策に離反することあるに省みて、労働黨では、一九三〇年十月ランドダフに於ける大會に於て、労働黨代議士會の規約改正を行ふことゝなり、その結果國會内に於ては、(一)黨の政策と意見を異にする場合には棄權すべきこと、(二)黨の政策上の問題とならず、又は黨政府又は諮問委員會(代議士會と政府との連絡機關)或は黨の會合に於て一定の方針を決せざりし個人の提案に關しては、賛否自由たること、(三)黨政策に關して疑問を有する場合には黨の會合に於て問題を提起すべきこと、(四)院内幹事に通告し且所管の總務の協賛なきときは、票決動議をせざること、(五)例外として黨の政策に關して各代議士の自由採決を認めるが、この場合には、個人の意見たることを明らかにし、且他の黨員を攻撃せず、又正式の許可なくして票決を求めざること等の規定が設けられることゝなつた。之に對して、獨立労働黨では、反對を唱へ、一九三一年スカーパーラに於ける労働黨大會に於ては反對動議を提出したが、否決となつた。その結果、前記の規定は、労働黨代議士立候補公認の條件となつた爲、一九三一年の總選舉の際には、獨立労働黨では凡て單獨の立候補をして、本黨の公認を求めなかつた。斯くて一九三二年になつて獨立労働黨内部では、労働黨脱退の聲漸く著しく、同年三月ブラックプールに於ける第四十回大會に於ては票決の

結果脱退を可とするもの一四四票、無條件加盟九八票、條件附加盟二百五十票となり、こゝに兩黨の間に再び交渉を繼續することゝなつた。

ブラックプール大會の決定は、前記労働黨代議士會の規定を改正した場合には、獨立労働黨は依然として労働黨への加盟を繼續すべきことを要求したもので、この決定に基いて黨首ブロックウエイ氏は、大會後直ちに労働黨との交渉を開始しその結果を特別大會を開催して報告することゝなつた。五月一日兩黨代表は第一回の會合を行ひ、その席上に於て獨立労働黨側では(一)兩黨の政策上の相異は、獨立労働黨側の社會主義即行論にあること、(二)現行の代議士會規約は、労働黨内に於て獨立労働黨の言動の自由を認めず、且(三)その規定は、個人黨員の紀律嚴守を要求するも、労働黨政府に對しては之を求めず、(四)労働黨政府は、労働黨の政策遂行の機關にして、黨是に服従すべきもので、又(五)労働黨の政策に對して黨員は一般に之を支持すべきではあるが、個々の場合に一々黨員の服従を要求するは正しくなく、黨戒處分は、唯常習的に黨是に違反したときのみ適用すべきであり、(六)獨立労働黨としては、あくまで加盟を繼續するつもりであるが、唯代議士會規約の改正を欲する旨を陳述した。勿論代議士會規約の改正は、代議士會でなければ之を爲し得ないのであるが、獨立労働黨として、あらかじめ協議の上協定の基礎となるべきものを決定し、その採擇を代議士會

に勧告して貰はんとしたのであつた。之に對して労働黨々首チ・
 ーヂ・ランズベリー氏は、獨立労働黨では、代議士會へ入會に
 先立つて、同會規約の改正を要求するものなりや否やを質問す
 るところあり、獨立労働黨では、同黨大會の決議によれば、現
 行規約の下に於ては、労働黨代議士會に参加するを得ざる旨回
 答した。一方労働黨代議士會側では、獨立労働黨の申出により
 規約改正の意嚮を洩らすに至つたが、六月一日現下の情勢に於
 ては規約改正は好ましからず、又その必要なしと認め、將來労働
 黨政府の組織さるゝ如き場合に至つた際には改正のことを考慮
 すべしと決定した。やがて六月二十三日には、労働黨執行委員
 會より、その決議として、獨立労働黨にして、萬一代議士會規
 約改正を要求するならば、先づ代議士會に入會せよとの旨正式
 に通知し來つた。こゝに於て獨立労働黨では、交渉を打切つて
 労働黨脱退の決議案を作製し、特別大會を召集して、之にそれ
 を附議することゝなつた。

特別大會に於ては、労働黨脱退案は、劈頭第一に上程された
 之に對して、脱退決議をば、労働黨大會まで延期すべしとする
 もの、又は獨立労働黨代議士をして先づ、労働黨代議士會に加
 入せしめ、その規約改正に努力せしむべしといふもの等があり、
 殊に脱退の原因が、兩黨の根本政策の相異にあらずして、代議
 士會の規約改正の點にあつたことに關して不満を抱くものもあ
 り、執行委員たるフランク・ワイズ氏、ピー・ジー・ドラン氏等

は頑強に反對論を主張したが、票決の結果、二百四十一票對百
 四十二票にて、『直ちに労働黨を脱退すべし』との決議は可決さ
 れた。

次に大會では、労働黨脱退により必要となる規約改正を行ひ
 左の手續によつて黨内の再組織をすることになつた。

- (一) 全國執行委員會及び地方評議會の計畫と一定統制に基
 き、適當の選挙區には黨独自の候補者を選定すること。
- (二) 地方支部は、各地方の労働黨團體より脱退すること。
- (三) 獨立労働黨員は、凡て労働黨より脱退すること。
- (四) 地方公共團體に参加せる獨立労働黨員は、凡て労働黨
 所屬を脱して、獨立労働黨議員團を組織すること。
- (五) 獨立労働黨員は、他の労働團體代表として労働黨の地
 方團體に参加せざること。
- (六) 獨立労働黨員は、労働組合、地方評議會、及び協同組
 合の組合員をば脱退せず、その活動を繼續すべきこと。
- (七) 労働組合員たる獨立労働黨員は、労働黨に納入すべき
 政治基金の拂込を中止し、之を獨立労働黨に納むべきこと
 右に續いて、大會では、新政策の聲明を可決し、進んで獨立
 労働黨の外國労働團體との關係の件も上程されたが、黨首プロ
 ツウェイ氏は、國際政策については來るべき執行委員會に於て考
 究することになつて居るが、大體從前通り各國の極左社會黨と
 提携して共同動作をとり、それが爲め場合によつては第二イン

ターナシヨナルより除名をさるゝも差支へなしとの意見を開陳
 した。

今回の獨立労働黨の労働黨脱退決議は、労働黨の分裂問題と
 して之を見るよりも、寧ろこの歴史ある左翼團體内部の問題と
 して重大視すべきものである。イギリスの選挙制度乃至無産政
 黨運動の組織より見て、獨立労働黨の分離獨立は、殆んど政治
 團體としての自殺的行爲と云ふべく、その右派たるドラン、ワ
 イズ等の諸氏が之に反對したるは云ふまでもなく、從來マックス
 トン一派として労働黨反幹部派の闘士たりし、デイヴィッド・カー
 クウッド氏、その他有爲なる幹部、例へばブレイル・スフ、ード氏
 の如きさへも、本黨脱退に反對し、遂にはそれ等の脱退反對派
 の人々は續々獨立労働黨を脱退するに至つた。

労働黨脱退後に於ける獨立労働黨は、中間左翼としてのその
 地位を獲立せんが爲め、先づ地方遊説に於てその革命主義を宣
 傳すると同時に、専ら失業者運動と提携して活動することゝな
 つた。之はさらにだに國會内に於ける勢力を失墜したる上に、
 從來黨の有力幹部たりし多數の人々を失ひし結果、イギリスの
 一政黨としての存在意義の稀薄になつたことを示すと共に、こ
 の傾向はやがて共産派との共同戦線にまで發展すべきもので、
 果然一九三二年末期には、黨内に於て第三インターナシヨナル加
 盟の聲が起るに至つて居る。

因に労働黨脱退に反對して、自ら進んで獨立労働黨を脱退し

或は黨より除名處分を受けた人々は、十月二日リースターに於
 て會合し、新團體組織の協議を行つた。これにはかねてアーネス
 ト・ベヴィン氏及びデー・デー・エイチ・コール氏が組織して居
 つた研究機關「社會主義調査宣傳協會(S.S.I.P.)」に屬する
 人々も参加し、新團體はウイリアム・モリスの社會主義團體に因
 んで「社會主義同盟 Socialist League」と命名することゝなり、
 前獨立労働黨幹部イー・エフ・ワイズ氏を會長に推戴することゝ
 なつた。然しながら「社會主義同盟」には、獨立労働黨系の直
 接政治運動を主とするものと、協會系の専ら調査宣傳に努力せ
 んとするものあり、内部の統一困難であつたが、やがて労働黨
 がその年次大會に於て左傾政策を決定するに及んで、漸次之に
 復歸するもの多く、殆んど何等見るべき活動とてなく一九三三
 年に至つて労働黨へ加盟してしまつた。

労働黨左傾

前年の總選挙に於て黨首ヘンダーソン氏を初めとして、大臣
 級の最高幹部其の他多數有力なる闘士落選の結果、労働黨の下
 院に於ける地位は、代議士五十六名を有する少數在野黨となり、
 イギリス第一回の社會主義議員として半世紀前の政界を賑は、
 せしデー・ヂ・ランズベリー氏を院內黨首に仰いて、老來尙ほ鋭
 氣激刺たる氏の熱辯に僅かに抑塞枉屈の雄心を慰めて居る状態
 であつた。誠に總選挙の惨敗は單に労働黨にとつて、甚大の打
 撃であつたに止まらず、延いては國際労働運動上の一轉機とな

るべきやの重大事件であつた。この時に當つてイギリス労働黨の内外の時局に對する政策こそ最も興味ある研究對象とすべきであらう。

前年中海外各國に勃發したる異常の事變、殊に財政機を動因としたる歐洲の不安動搖と、滿洲事變に端を發したる東亞の戰亂とは、労働黨のみならず、イギリス全土に對して、深甚なる衝動を惹起せしめ、近き將來に於て重大なる變革の突發するにあらざるやとの感を深からしめて居た。殊に日支紛争問題が、國際聯盟をその渦中に投じて以來、労働黨の態度は、頗る緊張を極めて居つた。イギリス労働黨の政策が、現在に於ても又將來に於ても、社會統制上の最高機關として、議會と國際聯盟とを除外しては成立し得ず、代議政治と國際聯盟組織とが、その民主的協調主義に立脚せる根本原則の前提となつて居ることは云ふまでもないが、之こそ實に労働黨の現下の時局に對する政策の出發點となつてゐるもので、この現代に於ける二大制度の根本の不安動搖こそ、目下のイギリス労働黨の重大關心事となつて居たのである。尤も滿洲事變及び上海事件を中心として、イギリス労働黨が日本に對して甚だしき反感を有し、往々認識不足の憤慨に耐へざる聲明などを發表せる事情には、單にその平和主義的方针に基くのみでなく、保守黨の歴史的支配の下に屈服せる舊幹部を首班としたる『國民』政府に對する抗争上の必要もある事は、獨立労働黨の有力論者たるブレイルズ、フッド氏

が、一九三二年二月『ニュー・リーダー』誌に寄稿せる『何故に日本は列強に抗争するや』と題する皮肉なる一文によつてもうなづかれるのである。それによれば、氏は今回の上海事件に於て日本はその政策上二つの過誤があつたと云ふのである。即ち一は國際都市たる上海にて交戦すること、二は上海にて支那兵と對抗する以上少くとも二萬の兵力を準備せざりしこと、である。而して、以上の用意を缺いた結果、日本は、英米兩國より國際聯盟の保險せる租界外國旅館の窓障子を破壊せることにつき抗議を申込まれたと云ひ、暗にイギリス政府の對日本軟弱を諷してゐる。

イギリス労働運動の斯くの如き一般情勢の下にあつて、労働黨としては、總選舉の失敗を恢復し以てその陣容を固むると同時に、内外の情勢に適應せる方針を樹立すべき必要に迫られたのであつたが、一九三二年のその大會こそ實にその新陣容を整頓すべき機會であつた。

第三十二回大會 労働黨の年次大會は十月三日より七日までリスター市に於て開催された。前年度大會は、總選舉直前に開催された關係上、その上程せし議案も主として選舉對策が中心となつて居つた結果、今回大會は第二次労働黨内閣倒壊後最初の通常大會とも稱すべく、マクドナルド氏一派の右翼と分離後に於ける新政策の始めて上程せられるものとして注目された。殊に最近労働黨加盟團體中極左翼を構成したる獨立労働黨脱退

後のことゝて、労働黨がいかなる新面目を呈すべきかは、興味を以て期待された。

大會は、議長デュー・ラサン氏(鐵道事務員協會代表)の開會の辭に始まつた。氏は、昨年總選舉に於ける惨敗後、労働黨は、代議士數こそ減少したが、地方黨員は漸増の形勢にあることを指摘し、翻つて『國民政府』がその標榜せる舉國一致は名儀のみにして、實は保守黨内閣に過ぎず、その保護關稅案の如きは露骨なる保守黨政策を曝露せるものにして、保守黨は經濟國難に乗じてその偏狹なる黨派的目的を達成し、選舉民の委任なくして關稅制度を樹立したるものなりと攻撃し、進んで資本主義が、今やその自ら創造せる害悪を解決し得ざる状態にあるを説き、現下の混沌状態より秩序統一を生み出すべき事業の急務を主張し、労働黨が、社會主義の目標の爲めに努力し、この目的を最も迅速に到達すべき社會主義團體としての外は、その存在意義なしと力説した。

次いで書記長アーサー・ヘンダーソン氏は、總選舉及び將來の政策に關する執行委員會の報告を提出した。氏は、労働黨と労働組合評議會と協同組合運動との密接なる結束協力を力説し、議會運動の失敗は政治的民主主義の結果にあらず、民主主義は社會主義の根幹にして社會主義實現の一大條件であると云つた。右の問題に關聯して、サー・チャールズ・トレヴェリアンは、將來労働黨内閣組織の際に於ける閣員選定方法に關する質問を提

出して、この點に關する報告を次回大會に提出されんことを希望するところがあつたが、同日午後には、パーミンガム労働黨代表ビアード女史より、執行委員會をして、労働組合評議會及び労働黨代議士會と協力して、次期労働黨内閣の組織及びその政策決定の方法に關する案を作製せしめ、之を次回大會に上程せしむべき決議案も提出された。之に對して、全國鐵道従業員組合代表クランプト氏は、反對動議を提出して、斯くの如き決議は徒らに黨の活動を阻害するのみで、萬一近き將來に總選舉のある如き場合に、既成の政策などあることは、唯労働黨を失敗に終らしむるのみであると説明した。この時ヘンダーソン氏は立つて、執行委員會としては、萬一今後總選舉があつて、労働黨内閣の組織せらるゝ如き事態の起つた場合には、必ず大會を召集して之と協議すべき方針なる旨言明した。

大會第二日目には、かねて執行委員會で作製した金融及び財政に關する新政策案が上程された。之は、通貨政策の目的は、卸賣物價をば適當の水準に安定せしめるにありと云ひ、進んでイングランド銀行を國有にし、その總裁をば國務大臣の指揮に屬せしめ、又新發券に對する政府の管理を行ふ爲め全國投資局の設置を提案したもので、同案には右の外、産業改造案にして政府の承認せるものに對しては、産業助成法の規定の如き政府の保障を與へることも要求されて居る。尤もこの場合は、當該産業に對して公共的管理を適用することを認めなければならぬ

い。尙ほ個人又は團體にして、政府の政策を妨害し、或は財政危機を惹起する如きものに對する罰則も設けられて居る。

この案は、大會に於ては、ヒュー・ダルトン氏によつて提出されたが、氏は、今回の案は暫定案に過ぎずして、將來完全なる財政々策の作製さるべきとき、その一部たるべきもので、現に例へば短期貸付の問題の如きは、調査中である旨説明し、進んで案の内容に言及して、今回提出の目的の第一は、卸賣物價の安定を期するにあり、安定とは、生産力の増加に伴ふて購買力の増加するを意味すると云ひ、又イングランド銀行が、責任ある機關にあらず、しかも屢々國家の政策を左右することあるを不可とし、將來は之を政府の統制指揮下に置くべきであると主張した。之に對してイー・エフ・ワイズ氏の提出した修正案は、最も重大のものであつた。之は、イングランド銀行のみならず、一般株式會社組織の銀行をも公有公營すべきことを要求したもので、氏の説明によれば、財界に對する統制力を有効にし、且産業の社會主義的計畫化を可能ならしめんに、イングランド銀行の國有だけでは不充分で、産業と直接關係ある一般銀行をも國有すべきであるとのことであつた。然るに運輸労働組合のア・ネスト・ベヴィン氏は、右の修正案反對を唱へ、株式組織の銀行などは、社會主義制度にとつて重要ではなく、今日では寧ろ公營信託部の如き機關を設くべきであると云ひ、斯く賛否の議論を重ねた結果、票決に附することとなり、百十四萬一千票對

九十八萬四千票で、修正案可決となつた。一般銀行國有の問題は、昨年の大會に於て原則として可決されたものであつて、今回大會の提案は、その實行方法に關するものであつたが、執行委員會では、唯イングランド銀行に關する案のみを上程した結果、重大修正を加へられたのであつた。

第三日目には、サー・チャールズ・トレヴェリアン提出の將來労働黨内閣組織の際に於ける黨の統制權に關する決議が可決された。之は、將來労働黨が内閣を組織する場合には、大會は、閣員及び黨代議士に對して、明確なる社會主義立法を制定すべきことを指令し、國會に於て、社會主義の原則を基礎として雌雄を決すべきことを要求したものであつた。この提案に對して、ヘンダーソン氏は、斯くの如き決議は、徒らに活動の自由を拘束するに過ぎざる旨力説したが、クランプトン氏を初めとして、前逕相ア・トレイ氏其の他の原案支持の結果、遂に之は可決となり、こゝにかねて獨立労働黨で主張せる左傾政策は、全國労働黨の承認するところとなつた。

有すべき權能を運輸省大臣に賦與し、一方國有に至らざる部門に對しては嚴重の規制を加へ、以て全國の運輸業全部に對して統一と能率の發揮を與へんとするものであつた。この提案に對して異議を唱へたのは、主として運輸労働者の諸組合であつた。それは、局の編制上に労働者代表を参加せしめざる點に反對したのであつて、之に對して提案者側では、あくまで局員は能率を基礎として選任すべく、若し労働者代表の参加を許さんには他の方面の代表亦之に参加を要求すべく、斯くて労働代表は却つて少數派たるの地位に立たざるべからざることを説明した。

社會主義制度下に於ける産業の統制機關に、労働代表を参加せしめることの可否は、前月労働組合評議會大會に於ても問題となつたが、労働黨大會では、運輸業に關する政策案も、又同日上程となつた電力配給業に關する政策案も、兩者とも労働者代表参加の項だけは、執行委員會に於て再考することとなつた。この點に於て、第四日に上程された農業政策は、労働者代表の参加を規定せる爲め異議なく可決されたが、最終日に上程された石炭及びその副産物の國有及び科學的發達に關する坑夫聯合會の提案は、やはり労働代表に關する項だけを、運輸業及び電氣業と共に、執行委員會に於て再審議することになつたのは注目すべきであつた。

大會の可決した農業政策は、土地國有を主眼としたもので、この事に關しては、労働黨では、既に一八二六年の大會に於て

農業政策を決定したことがあつたが、其の後の經驗に省みて今回改訂したのであつた。今回の案は、先づイギリスの農業が各部門に於て不況の影響を蒙ること甚だしきものあることより説き出し、然し現下の世界的不況恢復後に於ても、イギリス農村の悲境は依然たるものあるべきことを指摘し、その事情として戦前農業の安定が労働者の低廉を基礎としてゐたこと、一般組織上の缺陷ありしこと、又戦後耕地と労働者との著しき減少に加ふるに、農産物價格の急激なる低下ありしことを擧げてゐる。

尤もその間にあつても農業經營上相當の利益を見つゝあるものもあつたが、之は主として低賃労働者を使用する場合で、それが爲め第一次労働黨内閣では最低賃銀制度と労働時間の規則を恢復したこともあり、第二次労働黨内閣では、土地排水法、農業販賣法、及び農業土地(利用)法等を制定して、完全なる農業政策樹立の途にいたのであつた。今やイギリスの農業不況は從來の土地私有に立脚せる地主制度では解決し得ず、全國的計畫化を必要とする状態にあるので、之が對策として第一に土地國有に着手せざるべからずといふのである。國有の方法としては、今回の案では、先づ國家に對して土地收用の權能を與へ、且所有主に對する補償の基礎を規定せる立法を制定することを要求して居る。而して農業の全國的計畫化を實施すべき機關として、第一に全國農業委員會の設置を提案してゐる。之は法律の定むるところに基いて農業の組織的發展を計畫し、又國有土

地運用上に於て、農林大臣に對して責任を負ふべき機關であつて、その委員は、農林大臣の任命せるものと、農業主及び農業労働者の代表、並びに協同組合其他消費者側代表とで構成することになつて居る。全國農業委員會の職責は、國有土地の管理運用にあり、それが爲め未だ國有とならざる土地の利用法の適否を監督し、特殊産物の生産、加工及販賣の發達を促進し、又既有的販賣機關に對する一般的統制を行ふ權能を有して居る。次に地方的機關としては、各縣に地方委員會を設置する。之は農林大臣の任命するもので、委員の構成は、全國委員會と同様であるが、全國委員會の指揮の下に、國有土地の貸付、農地の設備及び維持、耕作法の標準維持、貸貸料集收、私有土地耕作法標準の維持、耕作方法の改善、労働者生計維持の爲めの授職等を掌るものである。其他今回の案には、農産物の加工及び販賣に關する規定もあり、之も全國農業委員會の職責となつて居り、それが爲め全國商品會議なる機關をば、全國委員會の指揮下に設けることになつて居る。この機關は、適當の場合には協同組合を通じて活動することになる。尙ほ、今回の提案には農業労働者保護の施設も考慮せられ、全國農業貸銀協定局を初めとして、失業保險制度施行、農村住宅等に關する規定もあり、販賣及び價格安定に關する提案も含まれて居る。其他、農業教育及び調査研究、排水、植林、狩獵、信用制度、農業保險、運輸、電化等、凡ゆる方面に互つて、詳細の政策を確立したも

のである。

以上の外大會の可決せる重要事項としては、失業保險制度の給付資格喪失者に對する手當支給の條件として施行せる生計状態審査制度廢止、印度の彈壓政策反對及びデリー協定に基く政策復活、一九二九年對ロシア通商協定廢止反對、産業の統制及び計畫化、失業運動に對する警察の不當取締撤廢、初等及び中等教育無料制度確立、合理化による失業對策としての労働時間短縮立法、上院廢止等があつた。

今回の大會に於て最も著しい現象として注目されたのは、労働黨が全面的に左傾せること、及びその結果が各政策に於て顯著に具體化されたこと、昨年政變後「國民」内閣に参加せる左翼幹部に對する反感とであつて、マクドナルド派一派の人々に對して、大會は「黨の理想及び原則に裏切」るものと斷じ、執行委員會に對して「それ等の人々及び公職に就きこの裏切行爲を支持せる人々をして、再び黨に復歸するを得ざらしむ」べく指令した。

労働組合評議會

イギリスに於ける労働組合は、労働黨内閣の組織された一九二四年及び一九二九年を除けば、一九二一年以來その組合員數を減少の傾向を繼續して居り、一九三一年末に於ける組合員數合計約四百六十一萬一千人を組合員數の最高に達せる一九二〇年末の八百三十三萬九千人に比較する時は、殆んど二分一に

も達すべき減少を示して居る。この傾向は、労働組合運動の中央機關たる労働組合評議會(T.U.C)の加盟組合員數に於ても看取し得る現象であつて、殊に評議會加盟組合員數の減少は、一九二七年の労働組合法施行後は顯著になつて居る。左の統計に示す如く、一九三二年度に於ても、前年度に比して約十萬の減少を見た如き、政治運動の方面に於ける趨勢が直ちに労働組合に反映するものとして注目されて居る。

年	次	組合數	組合員數
1927	年	204	4,163,994
1928	年	196	3,874,842
1929	年	202	3,673,144
1930	年	210	3,744,320
1931	年	210	3,719,401
1932	年	209	3,613,273

イギリスの労働組合が、労働黨内閣に對する期待の大なりしだけ、それだけ前年の政變に於けるマクドナルド派一派の所謂「國民」労働派に對する反感は深甚なるものがあり、前年の政變以來組織に於ても、政策方針に於ても根本的改造を行はんとする氣分は、労働組合側にも頗る濃厚であつて、この意味に於て一九三二年の評議會大會は、

トラリー氏を初めとして、アムステルダム・インターナショナル、アメリカ労働總同盟、カナダ産業労働評議會、協同組合中央會等の代表があつた。

會長ジョン・プロムレー氏は、その開會の辭に於て、資本主義現在の混沌状態に對する解決策は、唯生産の社會化と、消費者購買力の統制ある擴大と、就業機會をば失業者と過度労働者との間に均等再分配することにありと云ひ、又失業問題に關しては、之が對策として労働時間の短縮を提唱し、且労働コストを増加することなく労働時間の短縮を行はんには、労働時間短縮の結果労働者の雇傭を増加した場合、それ等の労働者に對する賃銀は、國家のクレヂットによつて支辨すべきであることを主張した。尙ほ氏が、最近オッタワに開催されたイギリス帝國經濟會議へ労働者側を代表した顧問として出席したことに言明して、同會議に於て氏等が努めて租税、關稅其他の労働階級の消費力を乃至賃銀價值を低下する如き賦課に反對した旨報告するところがあつた。

評議會では、一九三一年の政變以來、労働黨との關係を一層密接ならしめんが爲め、かねて連絡機關として設置してあつた労働黨、労働黨代議士會及び評議會の各代表より成る全國聯合委員會の組織をも改造し、又評議會中央委員會に屬する經濟委員會には、労働黨代表をも参加せしめることにしたが、本年度大會には、特に労働黨を代表して院内總理ジョージ・ランズベリ

重要なるものであつた。

第六十回大會 一九三二年度評議會大會は、九月五日より九日までニューカッスル市に於て開催された。大會出席代表は、加盟組合代表議員五百七十六名の外、友誼代表には、國際労働局長バ、

1氏及び黨首アーサー・ヘンダーソン氏が出席して、前者は金融機關の管理統制につき、後者は軍縮問題につき、長廣舌を振つた。又今回大會に際して、共産黨側では、例により内部擾亂の策動を企て、或は傍聴券二萬枚を偽造して配布したり、或は『全國失業者運動(N.U.W.M)の人々をして示威行進を行はしめ、大會席上に於て演説せんことを要求せしめたりした。全國各地より參集せる共産派失業者代表が、大會第二日に入場を要求した際、その餘りに悲惨なる状態に同情した老闘士ベン・ターナー伯爵が、入場許可を提案したため、一大波瀾を惹起せんとしたが、書記長シトリン氏の理路整然たる説明により、それ等の失業者代表の入場要求は、共産派の策動の一たることを明らかにせる結果、漸く入場拒絶となつたのであつた。

今回大會に於て最も重要視されたのは、かねて評議會經濟委員會に於て調査作製せる財政々策と産業統制に關する報告書であつた。

評議會の財政問題調査はその端を前年八月の財政危機當時政府が對策として貨銀値下其の他労働者生活條件の低下を提案せるに對して、労働組合側にては、收入關稅論を提唱したことに發したもので、昨年大會に於ては、この問題に關する調査を行ふことに決定した結果、今回の報告が作製されたのであつた。該報告書の内容は、關稅及び貿易政策等に關する廣汎なる事實調査を以てその大部分は占められ、明確なる政策を明示したものであつた。

(三)輸入統制を決定する場合には、個々の場合の特殊事情によつてその方法を選定すべきである。我々は、特許制度はなるべく之を避くべきで、又我々は現存制度の下にあつては、國營輸入統制機關を設置するの賢明なるやを疑ふものである。

(四)現内閣の新關稅政策は、充分實施の途に着いてゐないので、我々は、その結果に就いて豫斷することを欲しない。然しながら、それは一見他の國々に於て施行されて居る關稅と差異なきが如く、従つてそれ等の關稅によつて一層よき結果を豫期すべき理由なきことを指摘せざるを得ない。

(五)最後に、我々は、社會主義的方向を有する經濟組織の總括的計畫化と徹底的國際協力との外、世界の恢復と繁榮とは確立し得ず、この方向に於ける最も緊急の方策は、國際協調と本報告第八十一節に掲げし方策(産業の社會奉仕化と、國際聯盟その他の機關による國際的協力の助成と、公共事業の如き産業の改造と、全國投資事業トラストの設置、及び卸賣物價をば産業活動に最も適せる水準に安定せしむること等の)との兩者たることを信ずるものである。

この報告が上程されたのは、大會第四日目であつたが、之に對してロンドン植字工協會のネイラー氏は先づ撤回再考の動機を提出して、該報告をば中央委員會の『消化不良』を表示するものなりと評し、報告中に『關稅は、やゝもすれば假裝せる間接稅となり易い』と云ひ、續いて『之は保護主義的方策にして之が採擇には最大の躊躇をすべきものなりと云はざるを得ない』と云ふ如き曖昧なる態度を難じ、是等の問題に關する明確

でなく、例へば、從來イギリス労働組合は、自由貿易主義を基調としてゐたが之は唯當時の時代の傾向を反映せるに過ぎず、労働組合運動の目的は、少くとも國內的には、あくまで保護主義であつて、即ち無秩序無統制の取引に對して労働者を保護するにあつたと云ひ、しかも保護貿易主義に對しては必ずしも之を是認する譯ではないやうな個所もある。唯注意すべきは、統制計畫化の時勢となつた今日、労働組合としては、あくまで、『社會的及び經濟的計畫化』を支持するものであり、『通商の規制』を要求し、『經濟組織の公共的統制を緊要とするものである』と説き、『規制とは、單に通商障壁を築くことではない……苟くも統制化を行はんとせば、之を積極的になさねばならない、即ちそれは總括的計畫の一部でなければならぬ』と云つて、制限規整を行ふには、個々の場合につき得失輕重を考慮すべきであると云ひ、舉國一致内閣成立以來施行された關稅の設定、輸入統制局設置乃至小麥比率制度等を不可として居る。而して最後に左の五項を結論として掲げて居る。

(一)我々は、外國貿易の規制は、かねて労働組合評議會の主張せる經濟的組織の包括的計畫化の一部たり得るものと信ずる。

(二)我々は、輸出入の統制に關しては、一般の原則を設定し得ざるものと思ふ。惟ふに、個々の場合につき、その我々労働階級にとりて又世界全般にとりて、いかなる社會的、政治的乃至經濟的效果を與ふるかを考慮の上、その得失に應じて決定すべきである。

なる意見を要求した。其の他坑夫聯合會、小賣業労働者等の代表からも、報告の内容の逃避的にして、判然たる決論を與へてゐない點に對する攻撃があつた。之に對して、幹部側では、該報告が、必ずしも關稅政策を支持するものにあらざる旨を辯明するところあり、票決の結果、報告は可決となつたが、それに續いて新關稅實施の効果につき調査すべきことも決定した。

次に重要問題たりしは、産業統制に關する報告であつた。之は産業の計畫化及び統制化問題に關する評議會の政策を述べたもので、その眼目は、大體に於て、全國の産業全部を通じた統制機關として、全國産業會議を設置し、その構成は、曾て評議會がメルチェット卿一派の資本家團と協議せる結果決定せし要綱によること、(協調會編一九二八年海外労働年鑑五〇六頁参照)、次に各産業には、經營委員會を組織し、この委員としては、政府が適才を選擧して任命するのであるが、それには、『階級の如何を問はず、唯その選任には、特殊の利益の代表を基礎とせざることを原則として居り、別に労働組合を初めとして各方面の利益を代表せる委員より成る諮問委員會を設置することに於て居る。尙ほ、労働組合は、從來個々の企業に於ける經營方針決定上多少の勢力を有して居つたが、今後その參加範圍を一層擴大して、雇傭、解雇、懲戒、其の他の労働條件の決定上責任を帯ぶること、(し、通常の交通機關の範圍に屬せざる企業内部の事務に關して、定期的に協議する爲め、工場委員會を創

設すべきことを提案して居る。

この報告書は、發表後間もなく、各加盟組合では充分審議すべき餘裕なかつたとの理由で、大會では之が採否を延期して、各加盟組合で充分研究を重ねることとなつたが、この報告が上程されたときは、労働者の經營參加權問題を中心として一大議論が起り、殊に報告中に『商工業をば直接國營にて經營することとが果して有利なりや否や疑はしい』とある點、及び經營協議會の委員たる労働代表は労働組合を代表したるものでなく、又組合を代表せる委員の参加したものは、諮問機關に過ぎないこと等が、問題となつた。尙ほ、産業社會化の手續についても、社會化により、資本家に對して國家が收得を保障する如き結果を生ずる虞なきや等の質問も出た。大會は、ベン・ターナー氏の動議に基いて、『現存制度をば、協同的乃至社會主義制度に變革すべき最善の手段』につき、明確なる政策を製すべきことを決定した。

今回の大會は大體に於て無事平穩の會合であつて、上程された問題も、前述の外、ヘンダーソン氏の演説に續いて戦争勃發の危險に關し決議が可決され、その中にイギリス政府が日本の戦争業者を支持せるを不可とし、帝國主義者の戦争計畫粉砕方法として、労働條件低下に對する抗争、軍需品製造及び運輸の禁止、支那に於けるイギリス駐兵の撤廢等が要求されて居つた。ランカシアの棉紡織工爭議に關しては、大會第一日に緊急

動議が上程されるほど注意されて居つたが、評議會では、大々的の應援を決議し、その募集せる資金は、合計一萬三千七百ポンドに達した旨報告された。大會の最終日には前労働大臣ボンド・フィールド女史の提案により、一週四十時間制に關する決議が可決されたが、該決議中には、『労働時間の短縮の結果たる労働者所得の損失を補償すべきこと』が特に強調されて居た。

因に評議會大會に於ける共産派失業者の示威運動は、毎年の慣行であつて、それ等の失業者は『全國少數派運動』所屬の全國失業労働者運動(N.U.W.M.)の加盟者であるが、評議會側でも、最近之に對抗して失業者の組織化を企て、模範規約を制定して、之に基いて地方労働組合評議會の手で組織したもの、既に五十八團體に達して居り、その外從來からあるもの二十團體あり、尙ほ労働黨側でも組織して居ると云ふ。而して評議會の方針としては、それ等の失業者團體は、凡て地方評議會の統制下に置くことにしてある。

共産主義運動

イギリスの共産主義運動が、一九二六年全國總罷業直後に於て多少活躍せし以來、不振状態に陥つてゐることは、周知の事實であり、共産黨が、一九二九年に第十一回大會を開催したのみで、一九三二年に至つて始めて第十二回大會を舉行し得たことによつても明白に看取することが出来る。その間にあつて坑夫少數派運動全國委員會書記ア・サー・ホーナー氏を初めとし

て、イギリス共産黨中の有数の論客たりしジェー・ティ・マフィー氏、其の他有力幹部を除名した如き事件あり、労働組合方面に於ては、労働組合評議會の反共産主義政策の爲め、従来の内部切崩し戦術も不可能となりし結果、専ら經營内部のプロ・アチ乃至失業者組織化運動の方面に進出することとなり、その結果組織大衆と分離せる突發的闘争に力を集中することとなり、やゝもすれば、労働運動の大勢より孤立隔絶せる地步に甘んぜざるを得ない状態であつた。尤も第三インターナショナル側の報告によれば、最近イギリス共産黨は、漸次頹勢を回復して、黨員數の如きも、一九三一年以來約三倍の増加を見た云はれる。左に『マンチェスター・ガーヂアン』紙の計算によるイギリス共産黨員數の消長を掲げる。

年次	黨員數
1922年	5,116
1924年	3,800
1925年	5,000
1926年4月	6,000
1926年9月	10,800
1927年6月	7,377
1929年1月	3,500
1929年12月	2,200
1930年5月	2,860
1930年11月	2,555
1931年2月	2,711
1931年6月	3,054
1931年11月	6,279
1932年	約 9,000

尚ほ上の數に字につきのイギリスのレコ

「ニュー・リーダー」誌の論評によれば、黨員數の増加に反して、共産主義青年同盟其の他の團體員は増加せず、機關誌『デリー・ワーカー』

の發行高も増加せず、又黨員數増加の割合も各地方によつて甚だしき差異があることである。殊に注意すべきは、黨員の約半數が失業者であること、最近經營内部に於ける黨勢擴大を重大スローガンとせるにもかゝらず、工場細胞數及び加入員數の大して増加せざることである。

年次	黨員數	工場細胞		
		細胞數	細胞數	率百分
1930年	2,555	39	218	8.5
1931年	6,279	49	266	4.2

更に共産黨がその總數の上に於ける増加ありしにもかゝらず、その移動率の高くして、例へば一九三一年二月初旬スコットランドに於て新入黨者合計八百名ありしに對して、それ等の新黨員の半數以上は、同月末には脱黨して居る如き事態も報告せられてゐた。

一九三二年獨立労働黨が労働黨より脱退するや共産黨では、獨立労働黨の黨員爭奪に努め、或は同黨に對して共同戦線の組織を提案したこともあつたが、之に對する獨立労働黨側の批評は、イギリス共産主義運動の弱點を曝露せるものとして興味あるものであつた。獨立労働黨のジョン・リューウィス氏が、同黨機關誌

『ニュー・リーダー』十二月二日號に寄稿せるところによると、イギリス共産黨は、多少とも有力なる政黨としての組織に於て

は失敗し、棉紡織工罷業の指導に於ても失敗し、労働組合運動に對して何等の感銘を與へ得ず、労働者全部に對して猜疑と不信と憎惡の念を鼓吹したるに過ぎず、「今年大會の決議の如きも根本的の政策轉向を行はず、依然として従來の戦術を襲套繼續するのみで、即ち(イ)改良主義的幹部の勢力と統制權とを破壊し、獨立労働黨の運動の曝露と剔扶とに努め、(ロ)専ら直接應急の要求貫徹に力を集中し、(ハ)共産黨員指導による不正式罷業と暴力的大衆行動の指導に任ずる」のみで、その要求事項の如きも詳細を極めて居るが、徒らに人をして「(イ)それが労働黨の一九二九年當時の政綱と餘りに近く、それ等は資本主義の下にあつては實行不可能なりとの異議を免れ難く、且さることは労働者側では周知のことであり、又(ロ)それが爲め闘争目標をば、主要なる經濟的乃至政治的原則より回避せしめ、その結果一般黨員をして原則論に對しては周知するところなからしめて居る……従つて罷業其の他の大衆運動は劃一的になり、何等の方針なく單なる騒擾々亂に墮し、徒らに反動主義者をして革命の危険を呼ばしめる口實を與へてゐる」と云つて居る。

去る十一月一日及び十二月五日全國の失業労働者が長途徒歩してロンドンに集合した所謂饑餓行進運動は、共産黨側主唱の下に舉行されたので、それ等の示威運動者が失業保險制度の改正を叫んで國會に迫り、官憲と衝突して死傷者を出せる事件は各國に報道せられて、遙かに十九世紀前年のチャーチスト運動を

偲ばしめるものがあつたが、當時獨立労働黨のロンドン地方の支部では、饑餓行進者と提携してその大示威に従事することに決し、獨立労働黨代議士マクガヴァーン氏は、請願書提出の斡旋をすることゝなつたが、十一月一日の示威の際には、共産黨側では請願書の用意なく、却つてマクガヴァーン氏が、政府を示唆して、共産派幹部ハンニントン氏以下を逮捕せしめたとの風説を流布し、十二月五日第二回示威の際には、共産黨側の請願手續を無視したる結果、折角用意したる請願書も持参者檢束の爲め、空しく遺失物取扱所に托せられる破目に至つた。續いて十二月十九日共産黨側では、獨自の示威を計畫したが、その際は示威運動参加者は警戒の警察官より少數にて、僅かに代表者數名が、下院議長代理と會見するを得たのであつた。是等の事件に於て、獨立労働黨があくまで合法的手續を履行して、全國百餘萬の失業者の署名せる請願書の提出に努めたのに對して、共産黨側の強ひて示威運動の方法を非合法化せんとしたのみならず、その運動の計畫組織等に於ても、全然放漫無統制にして、幹部の無責任なる態度は、全國労働運動の失望と慚愧を惹起したものであつたと云はれる。

以上のロンドンの饑餓行進示威は、共産黨と獨立労働黨との勢力争ひの一示現と見ることが出来るであらうが、又イギリス共産主義運動の最近情勢の一斑を示すものとしても興味ある事實であつた。

イギリス領諸國

一九三二年七月二十一日より八月二十一日までカナダのオタワ市に於て開催された帝國經濟會議は、イギリス領諸國の經濟的統一を實現する上に於て、前年よりのウェストミンスター規範が政治的統一を完成したのと對應して、重大なる會合たるべきことを期待され、その開催前に於ては、その結果としてイギリス領諸國のブロック經濟の結成とか、全帝國單一通貨制度の設定等も成立すべく大なる希望を囑されて居つた。

イギリス本國の代表的資本家團體たる大英産業協會(F. B. I.)と労働組合評議會とは、かねて全帝國内に於ける經濟問題の考究の爲め常設機關を設置すべき意見を懷抱し、一九三〇年の帝國會議の際もその旨建議するところありしが、今回のオタワ會議に際しても再び覺書を提出して、今回の會議が世界不況恢復への第一歩たるべきことを希望し、それが爲め通商障壁の除去と卸賣物價調節とポンド通用地帯の設定等の事項を慎重に研究し、又生産の計畫化をも主張するところがあつた。

然るに會議に参加せるカナダを初めとしてオーストラリア、南アフリカ、ニュージールランド、ニューファンドランド、アイルランド等の自治領は勿論、印度、南ローデシアの如き國々も、各

利害關係を異にせる結果、議事の進捗容易ならず、殊にイギリス本國の關稅問題と領土内各國の貨幣價値の差異、乃至産業貿易關係の特殊性は、全帝國を通じての單一的協定の成立を不可能ならしめ、イギリス本國を一方の當事者としてカナダ、オーストラリア、ニュージールランド、南アフリカ、ニューファンドランド、印度及び南ローデシアの各國を他の當事者とせる七通の二國條約が成立し、その他カナダとアイルランド、南アフリカ、南ローデシアとの間に三通の條約が成立せるとで終局するに至つた。

一九三二年に於けるイギリス領諸國の注目すべき事件としては、アイルランドに於けるド・ヴァレラ内閣の成立とその結果として生じたるイギリス本國との險惡なる關係を初めとして、オーストラリア各州に於ける政變の續出及び不況の深刻化、印度獨立運動の惡化と之に對する本國政府の政策の變遷等を擧げることが出来る。

カナダ労働運動

カナダの労働運動は、依然たる經濟界の悲境の結果一九三二年に於ても特に著しき發展を見ず、全カナダ労働評議會(A. C.

C. I. の如きは、その年次大會をだに開催せず、政治運動に於て僅かに新團體『協同共和国同盟』の成立を見て全国的政黨復活の氣運を示したるに過ぎなかつた。

新失業救済法 カナダ政府では、一九三一年の失業及び農村救済法(協同會『海外労働年鑑』昭和七年版一〇九頁以下参照)の施行期限の一九三二年三月一日を以て満了となる爲め、かねてこの期間を五月一日まで延長すると同時に中央政府首相ベンネット氏は、四月九日各州政府首相會議をオッタワに召集して協議の結果、新しき失業救済法案を制定することになつた。

新法案は、五月四日下院に提出され、その協賛の上發布されるに至つたが、之は失業者救済の方法として、都市居住の失業者を歸農せしむることを目的としたものであつた。

大戰以來カナダに於ける工業の發展と共に、都市人口の増加は著しきものあり、最近中央政府統計局發表の統計によれば、一九二一年より一九三一年に至る十年間に於て全國人口總計は百五十八萬六千二百四十七人の増加を示して居り、一九三一年國勢調査の結果によれば、全國人口合計一千三百三十七萬四千九百九十六人と報告されて居る。而して一九二一年に於て全國人口の五割以上は農村にあつたが、一九三一年には農村人口は總計の四割六分二厘九毛にしか當らず、又その増加率に於ても、都市人口は、十年間に於て百二十一萬九千九百三十六人(二八%)を増加せるに反して、農村人口の増加は僅かに三十六萬六千三

百十一人(九・六%)に過ぎないと云はれて居る。この形勢に省みてカナダ政府では一九三〇年以來都市に於て失業し、又は失業の虞あるものをして、地方農村に復歸せしめることを奨励して居り、中央政府の移植民省では、それが爲め、一方外國移入民を制限すると共にカナダ太平洋鐵道及び國有鐵道と協力して、國內移住に努力しつゝあり、最近同省宣傳部長の報告によれば、一九三〇年以來この政策に基いて歸農せるもの合計四萬五千餘人に達し、たとへば、

今回制定となつた失業救済法は、右の歸農政策を具體化するものであつて、都市居住の失業者にして農村に復歸して農業經營に従事せんとするものに對して、家畜其他農具を支給し、且獨立自營し得るまで生計を補助し、又未婚者に對しては、農業労働者としての就職の援助をすることを目的としたもので、それが爲め中央政府では、州政府及び都市當局と經費を等分して負擔することになつて居り、それ等の事務の執行は凡て州政府の管掌とし、各州にはそれが爲め委員會を設置して、之に當らしめることになつて居る。

右の外今回の法律は國立公園及びサスカチュワン州の早魁地方に於ける失業救済事業に對する出資をも規定して居る。

労働組合 労働省の報告によれば、カナダに於ける労働組合員數は、一九三一年中著しき減少を示し、前年度に比して總數に於て一萬一千九百五人を減じて合計三十一萬五千四百四十四人になつて居る。

七三%、被服の一萬五千六百八十人(五・〇五%)、製紙印刷の一萬四千九百六十五人(四・〇三%)其他各種職業及び一般労働の五萬五千四百八十三人(一七・八七%)となつて居る。

労働組合運動の全國的中央機關としては、カナダには、カナダ産業労働評議會(T. L. C. C.)と、全カナダ労働評議會(A. C. C. L.)と一大組合(O. B. U.)とがあり、其他カトリック教徒は、カナダカトリック労働者同盟(F. C. W. C.)を組織して、組合員合計二萬五千五百五十一人を有して居る。I. W. W. は、合衆國に本部を有する國際的單一組合であるが、一九三一年に於ける加盟組合員數は、合計二萬一千五百九十六人と報告されて居り、内カナダ人は三千四百六十六人であつた。

團體別	支部數	組合員數	組合員數
國際的職業別組合	1,884	188,219	153,362(イ)
『一大組合』	46	24,260	—
I. W. W.	5	3,466	—
純カナダ中央組合	606	48,509	{ 3,330(イ) 25,221(ロ)
純地方組合	73	8,840	{ 5,736(イ) 3,101(ロ)
單獨組合	37	12,099	—
全國的カトリック組合	121	25,151	—
合計	2,772	310,544	{ 162,431(イ) 148,113(ロ)

(註) (イ)カナダ産業労働評議會加盟、(ロ)全カナダ労働評議會加盟。

右の組合員數總計の職業別數字を見るに、組織率の最高は鐵道従業員にして、組合員數合計九萬五十六人即ち全労働組合員の二割九分一厘を占めて居る。之に次いで、建築工の三萬六千七百四十四人(一一・八三%)、官

業個人使役及び娛樂機關従業員の三萬三千五百三十八人(一〇・八〇%)、採鑛石材の二萬三千百一十一人(七・四四%)、運輸交通の二萬二千八百七十三人(七・三七%)、金屬の一萬七千八百二人(五・

てゐたが、一九三一年には、沿海州の二三とサスカチュワン州にて地方政黨の創立を見たし、又全カナダ労働評議會では全國労働黨組織の運動を開始したと云ふ。

産業労働評議會大會 カナダ産業労働評議會(T. L. C. C.)第四十八回大會は、九月十二日より十七日までオンタリオ州ハミルトン市に於て、加盟組合代表約三百三十名の外、例によりイギリス及び合衆國の友誼代表等出席の上、開催された。

産業労働評議會では、毎年大會の決議に基き議會運動を行ふことになつて居り、今年も一月二十六日かねて作製せる要求事項を政府に提出して、失業救済及び失業保險確立、職業教育、關稅、植民、國內移住、公共事業官營、金融制度改革、自動車事業の競争、養老年金改正、盲人年金制度設置等に關する立法を促進するところあり、保健、安全其の他の施設上立法的改善をなすに効果あつたとのことである。

今回の大會は、特に著しき重要問題とはなかつたが、執行委員會の提案として、失業保險制度確立に關して、評議會の方針と意見を同じうする他團體乃至公共團體と協力すべき事が勸告され、それが爲めオッタワに於て協議會を開催し、それ等の諸團體を招待して、職金主義の國營失業保險制度立法を要求する決議を作製し、之を次期議會に提出したる爲め、政府の措置を促すことを要求して居るのは、注目すべき決定であつた。尙ほ右の決議に關して、各地方の労働組合評議會でも同様の會合を開

催して、國會議員の支持を乞ふことに決定した。

大會に於ては、右の外、失業保險に關する決議五通の通過を見たがそれ等は失業保險は充分の生活標準に達すべきものを支給せよとか、或は各地の失業者に對しては、凡て生活扶助を行ひ、それが爲め地方労働組合評議會では州及び中央政府の援助を増加する爲め努力せよとか云ふのであつた。

次に養老年金制度の改正に關する決議は、年金支給の年齢を現在の七十歳より六十歳に低下し、受給者の収入限度を現在の年額三百六十ポンドより増額し、受益資格たる同州内五年間以上居住の條件を撤廢して唯國內居住二十箇年以上の條件のみとし、且養老年金制度を國營にせよといふのであつた。健康保險及び安全施設に關しては、健康保險制度の設置、及び不健康、有害作用の取締を嚴重にすべきことを要求して居る。最低賃銀に關する決議に於て、最低賃銀法施行の各州では同立法中に労働時間を規整すべき規定を設け、ケベック州の最低賃銀局に對して實收賃銀と最低賃銀の差額を補償せしむべき權能を與ふることを要求して居る。尙ほ目下各國の問題となつてゐる労働時間短縮に關して、大會は、労働時間の短縮とそれに相應せる賃銀の値上を要求し、一週五日間制確立までの間は、一週七日間制の強制的實施を防止し、又オンタリオ州の工場法の最長労働時間一週六十時間の規定を撤廢すべく決議した。

其の他母親手当制度の全國的確立、石炭業及び小賣物價其の

他問題に關する政府の調査、破産法改正(賃銀先取權確立)等に關する決議をも可決した。

全カナダ労働評議會 合衆國労働組合の羈絆を脱したるカナダ人のみの全國的産業別労働組合組織を目的として創立された全カナダ労働評議會(A. C. C. L.)は、近年不振の状態にあつて、年次大會さへ開催しなかつたが、一九三二年一月二十九日副會長ゼノン・デイヴィッド氏は、加盟團體たるカナダ在住カトリック教労働者總聯盟、カナダ鐵道從業員友愛會、カナダ電信労働者組合、カナダ鐵道機關手車掌列車係構内係電信配達夫協會、一大組合、及びカナダ電氣労働組合の六團體の代表と共に、カナダ労働團體の恒例により、中央政府を訪問して、首相ベンネット氏其の他閣員列席の上、評議會としての立法上の要求事項に關する覺書を提出した。

右の覺書の内容は、評議會最近の傾向を暗示するものがある。即ち同覺書は、先づ從來カナダに於ては、労働者の從業條件を決定すべき團體交渉の目的の爲め労働者の團結を認められた法律は制定されて居るが、しかも斯く法律によつて認められた團結權も他の立法の結果無視される例の多きを指摘し、次いでカナダに於ける外國労働團體の活動に言及して、從來カナダに於て見られた國際的労働運動は、以前渡り職人の時代に發生したので、當時就職上國境を越ゆる爲め感じた種々なる不便を防止する爲めには有効であつたが、今日では國際組合運動は、却つ

て純粹カナダ人の組合組織を阻害するものありとなし、且政府がカナダ産業労働評議會(T. L. C. C.)を以てデュネーヴ國際労働會議に出席すべき唯一の代表的労働團體と認め居ることに對して異議を唱へて居る。而して政府に對して、少くとも、外國の統制下にある團體に對して優先權を與へず、各派團體に對して公平の態度を執らんことを希望し、諸種の公共機關に参加すべき労働代表選定の際には、外國労働組合に加入せるもの、みに限らざらん事を要求して居る。以上の前提の下に、右の覺書は、種種な立法的措置を要求して居るが、殊に重要事項としては、鐵道法を改正して、争議調停の際の労働者代表選舉方法を改正すべきこと、國際労働會議代表及び顧問選定の場合には、全カナダ労働評議會其の他條約上資格ありと認め得る團體の意見をも参照すべきこと、及び合衆國の労働組合にして支部をカナダに有するものが、目下、保險法、移民法、關稅賦課の上にて與へられてゐる特權を撤廢すべきこと等が要求されて居る。

協同共和國同盟 カナダの全國労働黨は、一九二一年創立後數年にして不振に陥り、その後各州にて地方的労働黨の活動するものがあつたが、一九三二年地方労働黨の最も優勢なるアルバタ州に於て新しき全國的政治團體の組織を見た。之は「協同共和國同盟 Co-operative Commonwealth Federation」と呼ばれ、八月一日ケベック州以西の五州の代表者が、カルガリー市に

集合の結果結成されたもので、國會下院の労働黨代議士ジュー・エス・ウッドワース氏を首領に推戴して、全國的政黨として活動せんとするものである。

創立當初の目的によれば、本同盟は「生産、交換及び分配をば、營利を目的とせず、人類の必要を満足することを目的として規整すること」を任務としたもので、その綱領は左の項目から成つて居る。

(一)物資及び勤務の生産、分配及び交換の爲め社會經濟組織の計畫の確立。

(二)全國の金融財政制度の社會化、及び公共事業自然資源の公共的所有開發經營及び管理。

(三)労働者農民の住宅所有權の安定。

(四)現行社會立法の維持擴張、及び不作、疾病、災害、養老、失業に對する保險の完備。

(五)性別、國籍、信仰を論せず、凡て經濟的社會的機會均等。

(六)協同的共和國完成の第一歩として協同的企業の獎勵。

(七)保健衛生事業の社會化。

(八)中央政府の失業者に對する授職又は生活維持の責任確立。

オーストラリア失業問題

オーストラリアに於ては、一般經濟界は依然たる不振衰退の状況にして、一九二九年成立せるスカリン氏の労働黨政府を初めとして、當時以來各州の政權を把握せし労働黨も漸次下野し、其の間には中央政府とニューサウスウェールズ州との紛争問題の

結果同州首相ラング氏の罷免せらるゝあり、之に關係する法律問題にて全國混亂の状態を呈したが、中央政府には前労働黨幹部たりしリオン氏を首相とせる統一オーストラリア黨内閣あり鋭意不況對策を講じ、三月一日には財政協定法を制定して、中央政府は將來二箇年間各州の負債支拂の責任を帯び、その補填の爲め各州の歳入を中央政府に收用することとし、又、四月には各州首相會議を首都に召集して失業對策を考究し、専門家委員會を任命して具體的方策を樹立せしめた。該委員會の報告には、オーストラリアに於ては、労働組合員の二割八分が失業し、

海外輸出は一九二六年當時に比すれば金貨計算にて三割二分、オーストラリア貨にて五割七分の減退を示せることが指摘され、一九三一年首相會議の結果決定せる案に基く實質賃銀一割引下の實行撻々しからず、却つて賃銀率は八分方の騰貴をせる爲め失業緩和に何等効果なかりし等の理由により、一九三二年に於ては、生産費の低下と爲替相場場の引上とにより國庫豫算の均衡を圖ると共に、失業對策として自作農設定を中心とせる政策を實行すべきことが勸告されて居つた。中央政府では、その勸告に基き各州分擔にて資金約一千萬ポンドの借入を提案したが、

之に對し異議を唱へる州あり、結局ニューサウスウェールズ州以外の各州では總額百二十萬ポンドを分擔し、中央政府にても同額を負担する外、ニューサウスウェールズ州の分として總額百八十萬ポンドの事業計畫中の六十萬ポンドをも負擔することとなつた。

つた。

オーストラリアに於ける失業對策としては、かねて中央政府では、一九三一年十一月二十五日制定の失業救済事業豫算法により總額二十五萬ポンドの豫算を計上し、之をば三一年末までの救済資金として各州に配給する事となつたが、その大部分は賃銀として支給されることになつて居り、その結果直接之によつて救済さるゝもの合計一萬二千人乃至一萬四千人と云はれ、それ等の人々は、最低二週間、最長四週間に互つて就職の機會を得るものとされて居つた。

クィンズランド州では、一九三一年十月一日付にて一九三〇年の所得税法の適用期間を延長して、失業救済資金に充當すべき特別所得税の税率を増加し、又所管大臣をして或る條件の下に會社公共團體、商店乃至個人に對して失業救済基金より補助金の支給又は貸付を行ふ外、一般に失業の緩和又雇傭増加の爲め支出をなすべき權能を賦與するに至つた。

ヴィクトリア州に於ても一九三二年八月二十五日の印紙法(失業救済資金を目的とせるもの)の適用期間を一九三二年一月九日まで延長して冬季失業に備へた。

本年に至つて五月十一日及び二十八日付にて國會では、失業救済事業費法を制定して、前述の如く首相會議の決定に基き總額百八十萬ポンドの豫算にて全國に互つて救済事業を起すこととなり、之はヴィクトリア、クィンズランド、南オーストラリア、西

オーストラリア、タスマニアの五州に分配し、各州に職業紹介事務局を設け、之をして救済事業の選擇許可を決定せしめ又ニューサウスウェールズ州に對しては、全額中央政府より六十萬ポンドを貸付け、同様の救済事業を遂行せしめることとなつた。ニュージールランドに於ても、産業の不振と財政の困難は同様であつて、首都ウェリントンでは失業者の一大暴動が惹起した事さへあつた。斯く失業問題の深刻化せるに對して國內の労働團體では、之に對する對策を考究する爲め、三月三十一日よりウェリントン市に於て一大協議會を開催した。之はニュージールランド労働同盟とニュージールランド産業労働評議會と同じく各種官吏組合とが聯合主催で召集したものであつて、出席代表者合計百十名あり、組合員合計九萬を有する全國各地の労働組合百四十九團體が参加したものであつた。この會合に於てかねて任命せる委員會の作製した失業對策に關する報告は採擇となり、それがニュージールランド労働團體の根本政策となるに至つた。

右の報告は、先づ從來の失業會議及び政府が失業者に對して永久的乃至生産的職業を供給し得ざりし事實に省みて、農民と労働者と、主として加工業の有力なる雇主との代表より成る常設的の職業紹介委員會を設置し、之をして土地開發、加工業の發展其他失業者に對する授職等に關して政府に對して建議をなさしめ、又は政府の援助をなさしめることを勸告してゐるものである。而して同報告は、例へば、土地開發に關しては、政

府をして個人所有の大地を収用せしめ、以て失業者中より選抜せる人々を移住せしめ、或は政府をして道路、鐵道の敷設、浚渫工事の遂行等を考究せしむることなどが擧げられて居る。

又報告には、ニュージーランドに於て原始産業の發展に相應して加工産業を發達せしむべきことが勸告されて居り、殊に天産物にして國內に於て必要を認めるもの、例へば麻羊毛の紡織、石炭乾溜、洋灰製造、機械器具製造、製材、罐詰、水産、皮革等の開發をも要求して居る。

直接的失業救済策としては、(一)賃銀一割値下の復舊、(二)一日七時間一週間五日間労働制(交替制の場合には一日六時間一週六日間)、(三)自由労働者に對する保障附賃銀支給、(四)救済事務従業者に對する一日七時間一週五日間制實施及び仕事の種類による賃銀率の按配、(五)失業者及びその家族に對する生計維持に足るべき賃銀支拂を必要とし、又、失業者自身に關しては、(一)全國失業労働者組合を組織し、その本部をウェリントンに置き、全國的労働團體及び失業労働者の代表をして管理せしめ、(二)又各地方には同様の地方組合を設置すべきことを勸告して居る。

財政問題に關しては、同報告は、(一)大藏省券千五百萬ポンド即刻發行、(二)右の證券は失業救済課税により五年間に償還のこと、(三)通貨及び政府の證券發行を管理する充分の權能ある中央銀行創設、(四)内國クレジット及び資金をば開發事業に利

用し、今後その目的の爲めには外債を募らざることが提案してある。

右の外この會合に於ては、ニュージーランド労働者團體の組織方法の件が上程され、その結果、將來産業別全國聯合會に改組すべきことが決定され、その外に一般労働組合をも組織することに決定した。

濠洲労働運動

一般産業の不況の結果オーストラリアの労働運動もその影響下に種々なる問題に直面し、例へば一九三一年末には團體協約廢止運動さへ起つて、中央政府は、州立劇場従業員の雇傭契約廢止に關する立法まで制定せんとしたことがあつた。

オーストラリアの労働組合は、一九二七年始めて全國的統一を得てオーストラリア労働組合評議會(A.C.T.U.)の組織を見たが、その政策に於ては依然として各州中心にして、僅かに白人オーストラリア主義の標語が全國的結束を維持せしめて居るに過ぎず、根本方針とても動搖不定にして、曾て共產系の汎太平洋労働組合書記局に加盟し、其の後一二年にして之を脱退したることもあつた。然しながら最近時局の重大化と共に漸く従来の鎖國主義的政策を改變すべき必要を痛感し、殊に聯邦政府の中央集權的傾向の最近著しくなつて來るに伴ふて、労働運動の集中的組織の必要も生ずるに至り、一九三二年には從來の結束薄弱なる聯合團體組織を改善することとなり、それと同

時に從來加盟せざりしオーストラリア労働者組合(A.W.U.)の加盟問題も再び惹起し、それが爲め今年度大會はかなり重要な討議が見られた。

労働組合大會 オーストラリア労働組合評議會主催の全濠洲労働組合大會は、九月二十日より數日間メルボルン市に開催された。出席者は、全国各地の加盟組合約八十團體の代表合計百三十人、會長ダブリュー・ジョー・ダッガン氏司會の下に開会した。

書記長クロフツ氏は、事業報告を提案するに當つて、オーストラリア労働者組合が、重大時局に際して労働組合の共同戦線結成を必要とするにもかゝらず、依然評議會に加盟すること拒絶することに言及して、本大會は、未加盟の唯一の有力團體たる同組合を除けば、全國の労働運動を代表するものであり、従つて大會出席の代表が決定せる政策は、労働階級の一部の意見に過ぎずとは何人も云ひ得ない旨斷言して、戦線統一の急務を力説するところがあつた。

今回大會に於ける重要問題としては、右の組織問題の外現下の緊急問題たる失業對策が中心であつた。之に關して合同機械工組合では、政府が實施せんとせる賃銀引下政策に對する絶對反對、及び一日六時間一週三十分間制度の確立を要求する動議を提出し、之に對して修正案も出たが、殊に書記長クロフツ氏は、現存經濟組織を撤廢して産業社會化を主張し、社會化主義

宣傳の爲め一機關を設置すべきことを提案すると同時に、基本賃銀率をば一週五ポンド十シリングとなし、又加盟組合に於て労働時間又は賃銀問題に關して調停裁判所と交渉をなさんとする場合には、必ず評議會本部或は當該地方の州評議會の承諾を要する等の追加決議を提出した。原案及び修正案は委員付托の後大會の可決するところとなつた。

次に失業者救済案として、大會の可決せる決議は、(一)既婚又は獨身たるを論ぜず失業者に對して正規の職業又は生活扶助費の支給、(二)現在支給され居る生計補助手当(Sustenance Allowance)の金額を累進的に増加し、正規の基本賃銀額に相當すべき仕事又は扶助料を支給すべきこと、(三)現行の金額不定の生計補助費支給反對及び西オーストラリア州にて實施せる如き一定額の支給、(四)生計補助費配給の機關に労働者代表を参加せしめること、(五)賃借人、抵當權設定者及び住宅購買人等をば立退、差押又は月賦拂購入品の還附より保護する爲めのモラトリウム施行、(六)法定賃銀による正式職業以外の職業に失業者を従業せしむることを規定せる立法の撤廢、(七)法定賃銀の支拂其他失業救済事業に關する調停裁判決の實施等の項目より成り、生計補助手当の増額に關しては、特に西オーストラリア州實施の規定と等しく一單位一日一シリングとし、之をば漸次増加して法定賃率と同額ならしめ、それまでの期間に於て政府は靴、被服、毛布、燃料、燈火、醫療、病人の輸送、無料助

産、生兒哺育等を提供すべきことが要求されて居る。而してそれと同時に各州政府に對しては、各市に於て協議會を召集して、不良住宅改善及び労働者住宅建築の計畫を立案すべきことをも要求して居る。

失業保險制度に關しては、かねて委員會に於て調査中であつたが、大會は、その報告に基いて、國營制度の實施を主張し、且各州に於ける失業の状態を調査し、失業緩和の方法を講究する爲め、労働大臣を議長として勞資各二名の委員より成る委員會を設置し、失業保險基金の運用機關を州營とし、尙ほ保險給付は労働者側の醸出金によらざる(納税以外に於ては)一定収入より支給すべきことを決議した。

右の外労働組合運動の擴大強化の爲め、各州評議會をして十二名の委員を任命し、失業者團體と協力して大衆運動を起さしめること、及び國會に災害補償法や健康保險法の如き産業立法を制定する権能を與へんが爲め聯邦憲法改正を行はしめること等の決議もあつた。

印度國民運動

イギリス本國に於ける第二次労働黨内閣成立以來著しき進捗を見た印度獨立問題は、一九三二年に於て逆轉して國民運動は陣容を新たに於て再起するに至つた。この形勢は一九三一年十二月二十八日ガンヂー氏がロンドンの第二回圓卓會議より歸朝當時既に明らかであつて、一九三二年初頭にはガンヂー氏を初

め全印度國民大會々長ヴァラバイ・パテル氏其の他の國民運動幹部は續々逮捕投獄の憂目を見るに至つた。之は國民大會本部が前年末各地の政廳にて發布せる「不當なる」取締法規に對して抗争を宣言した結果であつた。斯くして一九三二年は、印度獨立運動の悪化し、各所にテロリスト的暴動の頻發し、一方印度内部に於ける輿論も分裂し、殊に回教徒の大會派に反對の如き著しき紛亂状態の惹起した年であつた。

第二回圓卓會議の結果設置された新憲法案に關する三小委員會は、一九三二年中にその調査報告を發表した。即ち前文部大臣ユースティス・パーシー卿を委員長とせる財政問題に關する調査委員會では、五月六日その一九三五—三六年の豫算(課税及び歳出費目)に關する報告を提示したるに次ぎ、六月二日には前印度中央政府の次官たりしロシアン卿を委員長とせる選舉權委員會の報告、七月二十九日には土藩諸州調査委員會の報告の發表となり、斯くて新憲法の基礎案は完成されることとなつたが、それ等の報告内容を中心にして印度人間の分裂は再び顯著となつた。回教徒では、かねて國民大會派との協力を拒絶してゐたが、印度教派間でも賛否の論喧しく、殊に新憲法の下に於ける有権者の配當問題と中央集權の自治領政府成立までの待期とが争點となり、本國政府では少數民族問題に關しては、遂に干渉手段によりて處置せざるを得ざるに至つた。

十一月十七日第三回圓卓會議はロンドンで開催され、之は新

憲法起草の第一回協議會と認められて居つたが、その出席代表者数は僅かに四十三名にして、内十名はイギリス國會代表、十名は土藩諸州代表、二十二名は英領代表にして、全印度國民大會代表は参加せず、その他の印度代表の選任も當を得ず、從來の圓卓會議に比してその構成のみにもイギリス本國政府の政策の變更は明白なるものであり、一九二九年以來高潮に達した印度獨立問題に對する熱心も既に平靜に歸せることを看取せられた。ガンヂー氏が特殊階級の平等待遇を要求して斷食を行せる戦術は、イギリス政府をして既定の方針を改變せしめるに成功したが、その國民運動全體に對する指導的地位は既に往日のこととなり、一方本國政府にても明確なる政策を發表せず、斯くして徒らに各地に於ける流血暴動の頻發せるに反して、眞摯なる建設的方向への堅實なる進歩は、當分停頓するに至つた。

印度労働組合運動

印度の労働組合運動は、一九二九年十一月ナグプルに於て開催せし全印度労働組合評議會(A. I. T. U. C.)第十回大會の際左右兩派に分裂して、右派は獨立して全印度労働組合總同盟(A. I. T. U. F.)を組織して居つたが、其の後評議會側に於ては再び解體を開始し、左右兩派相對峙して抗争する状態になつて居つた。(協調會『海外労働年鑑』昭和七年版一二四頁以下参照)

一九三二年五月十日全印度鐵道従業員聯合會では、労働組合

運動戰線統一を協議すべき目的を以て、全國各地の労働組合代表をボンベイに召集した結果、委員會を設けて統一方法の具體案を製作することとなつた。斯くて該委員會は、ジャムナダス・エム・メータ氏を委員長として、エス・シー・ジョーシ、ヴィ・ヴィ・ギリ、デー・ワイ・チトニス、シエド・ムナワル、ビー・シヴ・ラオ、シー・サンバシヴァ・ラオ及びヴィ・ヴィ・サストリの七氏を委員として組織され、その調査報告はやがて發表されるに至つた。該報告は、先づ労働組合を以て、階級闘争の機關なりとし、その根本任務は、労働者の利權の擁護伸長の爲め労働者を組織するにありと云ひ、交渉、建議其の他方法の團體交渉によつて活動すべきものなりとし、進んで印度の労働組合運動が共産派と自由主義的と其の他の三派に分裂せることを指摘し、共産派との妥協提携の不可能なることを説いて居る。而して印度の労働組合としては、前記の任務の外、労働者階級の立場よりして印度の政治的解放運動を支持し且之に参加すべく、その最終目的は社會主義國家の建設にあるが、それまでの期間に於て出來得る限り生産分配手段の國有社會化に努力すべきであると主張し、一方労働組合の緊急要求事項として、左記十三項を擧げて居つた。

- (一)一日六時間労働制立法。(二)凡ての労働者の最低生活標準を保障すべき最低賃銀の調査確立。(三)労働者の要求ある場合は毎週賃銀支拂。(四)人種性別をば論ぜず、同等の労働に對しては同等の賃

銀支給。(五)毎年一箇月間の有給賜暇。(六)雇主の負擔による失業疾病、老廢及び母性保險設置。(七)凡ゆる労働者の住宅及び労働條件の改善。國及び公共團體の従業員には、賃銀の割以下の家賃にて義務的住宅提給。(八)工場、職場、商館その他集團的作業を営む場所に於ては、従業員統制の爲め、選舉制による労働者代表委員會の設置。(九)十四歳未満の少年少女雇傭禁止。(一〇)産前産後各六週間雇主の雇傭禁止。(一一)労働組合以外の機關による労働者募集禁止。プランテーションに於ける如き年期契約労働制の廢止。(一二)公私を問はず雇主の罰金徴收廢止。(一三)雇主の労働者共済基金管理廢止。

尙ほ報告は、決論とした左の通りに述べて居つた。

『以上の理想と緊急要求事項とを實現せんが爲め、活潑にして不斷の統制ある宣傳をば、大會、交渉、示威乃至最後の手段としては罷業によつて遂行すべき中央機關を創設することが必要である。然しながらこの綱領を有效ならしめん爲めには、労働組合の内部組織をばなるべく完全にすべきである。』

労働組合評議會は、實驗的に今後三箇年以上評議會をアムステルダムに於て執行委員會の批准を経るにあらざれば指名を承諾してはならない。

労働組合の代表者は、國會及び州議會の指名議員たるを得ず、又官設の委員會等には、豫め労働組合評議會に於て選定し、又は其の後於て執行委員會の批准を経るにあらざれば指名を承諾してはならない。

手段を可成的に社會化國有化することを意味する。
四、印度労働組合評議會は、(イ)出版の自由と(ロ)言論の自由と(ハ)集會の自由と(ニ)團結の自由とを主張するものである。

五、労働組合は、凡て當面の要求として下記事項を要求すべきである。(一)一日六時間労働制の法定、(二)調査の上決定せる最低基準を凡ゆる労働者に對して保障せる最低賃銀の確立、(三)労働者の要求ある場合には、賃銀毎週拂、(四)人種性別を論ぜず同等労働に對して同等賃銀支給、(五)毎年一箇月間の有給賜暇、(六)雇主負擔による失業、疾病、養老及び母性保險制度、(七)凡ゆる労働者の住宅及び労働條件の改善、(八)工場、職場、商店その他集團的労働に従事する場所に於ては、該處の従業員を管理する目的を以て互選式労働代表委員會の設置、(九)十四歳未満の少年雇傭禁止、(一〇)産前産後各六週間づゝ有給休暇、(一一)労働組合による以外の労働者募集制度の廢止、(一二)個人たると官廳たるとを問はず、雇主による罰金制度廢止、(一三)被傭者の共済基金に對する雇主の管理權廢止。

六、労働組合評議會は、試験的に三箇年以上の期間に互つて評議會をばアムステルダム・インターナショナルに加盟せしめ、その結果によつて最後の決定をすべきことの可否を考究すべきこと。

七、労働組合の代表者は、國又は地方議會の指名議員たるを得ず、労働組合の中央機關は、そのいかなる官設委員會たるを問はず、あらかじめ労働組合評議會の選定せるか、又はその執行委員會が事後批准せるものにあらざる被指名者の参加せる場合には、その代表權を拒否する權能を有する。

八、労働組合評議會は、國際聯盟の主催せる國際労働會議に代表を派遣すべく、該代表は、全印度労働組合大會の選出するものとする。

一九三二年五月十日ナグプルに會合せる全印度労働組合評議會では、右の報告の主なる勸告をば承認し、且全印度労働組合總同盟と聯合して、各同数の代表者より成る大會をば、全印度鐵道従業員聯合會の主催で召集すべきことを決定した。

統一大會 斯くて該大會は、一九三二年七月十四日及び十五日の兩日に互つてマドラス市に於て開催された。

同大會には、各地の労働組合代表約百名の出席あり、議長としてかねて打合の如く中立團體よりジャムナダス・エム・メータ氏が選出され、全印度鐵道従業員組合代表ギリ氏提案の下に左の如き『統一綱領』が採擇された。

一、労働組合は、階級闘争の機關にして、從つてその基本的任務は、労働者の權利と利益とを助成擁護するにある。尤も團體交渉制度は、労働組合の必然的内容であり、且社會主義への過渡期に於ては、勞資の交渉、建議、其他團體交渉の方法は、労働組合運動の實質たるべきものである。資本主義制度の下にあつては、勞資の和協は不可能である。

二、必要の場合には、労働者の利益伸張を目的とする雇主との協力は、排除すべきではない。

三、印度の労働組合運動は、労働階級の見地より印度の政治的自由獲得の闘争を支持し、且活潑に之に参加すべきである。之は、社會主義國家の建設と、それに達すべき期間に於ける生産分配上の凡ゆる

八、労働組合評議會は、國際聯盟の主催せる國際労働會議に参加すべき代表者を任命する。是等の代表者は、全印度労働組合大會の選出するものとす。

九、労働運動の目的達成方法は、平和的にして合法的且民主主義的なるべし。

一〇、統一確立の際設立すべき中央機關は、全印度労働組合評議會と呼ぶ。

尙ほ大會に於ては、右の綱領を基礎としたる規約起草する爲め、メータ氏を委員長とし、ギリ氏を書記として、バカレ、チトニス、アブヅル・ガニ、アッタバリ及びバスデイの四氏を委員とせる委員會が任命された。而して同委員會に於て規約案作製の上は、全印度労働組合評議會(A・I・T・U・C)を初めとして全印度鐵道従業員組合、全印度労働組合總同盟(A・I・T・U・F)其他の團體、並に未参加組合の一大々會を召集して、之を討議することとなつた。

斯くて労働組合運動統一の原則は決定したのであつたが、その實現は容易でなく、その後開催された各派の大會に於ては依然として對抗々争の暗流は認められた。

一九二九年末全印度評議會より分離獨立して、目下印度労働運動の右翼に屬する全印度労働組合總同盟では、前記大會の翌日たる十六日及び十七日の兩日同じくマドラスに於てその年次大會を開催した、當時議長ギリ氏の演説したところによれば、

最近印度の不況は未曾有の深刻を極め、その結果として労働組合も多大の影響を蒙り、或は分裂を惹起し、或は組合員の激減を見、また従来関係なかつた宗教上の論争さへ生ずるに至つて居るとのことである。尙ほ氏は、印度の労働者数合計約五百五十万乃至六百万人中組織化されしもの約四十万にして、内十六万は全印度鐵道従業員組合に屬し、十萬四千は全印度労働組合評議會、七萬八千は總同盟に加盟して居る旨報告した。また最近労働条件の悪化と失業者の増加に伴つて、諸種の社會保險制度確立の必要に言及し、労働者の生活状態改善の爲め、勞資代表と政府との参加せる産業會議創設を主張し、英印圓卓會議に参加する労働代表が、新憲法制定に際して、全國最低賃銀制度は勿論、社會保險、無料義務教育等の規定を設け、且凡て労働立法は中央政府の所管に屬すべきことを要することを指摘し、印度の如く労働組合が他國に見られざる種々の困難に逢着することある國に對しては、デネーヴの國際労働機關に於ては、労働者解放上の政治的障壁を除去すべきことを考究すべきであると論じた。

同大會に於ては、印度新憲法の内容に關する問題は重大視せられ、憲法條項として、言論出版集會及び團結の自由、罷業權及び労働權、社會保險、成年普通選舉權、特殊階級の特別參政權を認むる際は労働組合を選舉區とする労働側代議士の選出等を包含すべきことを要求せる決議が可決された。又圓卓會議の

結果任命された印度選舉權委員會の勸告に對して嚴密なる批評を加へ、その労働者の組織乃至代表方法として人種を基礎とせるを否とし、或は政府及び雇主が刑法の規定を利用して労働者の團結を妨害せんとするに反對せる決議も通過した。尙ほ先年任命されし印度労働事情調査委員會の勸告の實行に政府が着手せざることを抗議せる決議も可決された。

右の決議案を提出せるエヌ・エム・チョーシ氏は、労働組合統一運動に關聯して、前記大會の採擇せる綱領に言及し、この問題に關しては充分慎重の態度をとり、輕率に事を決すべからざることを力説し、綱領の内容については、各代表とよく和衷協力して周到の注意を以て考究すべきことを警告して居つた。

次に印度労働運動左派を代表する全印度労働組合評議會が、九月十日より十二日までマドラスに開催せる第十二回大會の経過を見るに、總同盟側のそれとは著しい對照をなして居る。同大會は、ジャチンドラ・ナト・ミトラ氏議長として、加盟組合代表約三十名の出席を見たが、それ等の團體は凡て左派に屬するもので、總同盟乃至鐵道従業員聯合會系統のものは一もなかつた。大會の主要議題は、「統一綱領」であつたが、その可決となつたものは、七月各派聯合協議會に於て決定されたものには、多少の相異があり、評議會の左傾的色彩を明確に示したものであつた。殊に重要な差異は、左の各項であつて、之は七月可決となつたものには見られなかつたものである。

三、全國の労働組合運動は、(イ)武裝權と(ロ)罷業權の最低要求を實現する爲め、熱心に絶えまなく且統制ある闘争を繼續すべきである。自ら代表に任じたるものが、雇主又は政府當局者と直接交渉を行ふ方法は許すべからざる有害のものである。闘争は、大衆的集會示威及び罷業の形式に於てなすべきである。

四、或る特殊の職業又は産業に於ける労働者が、その雇主と爭議を惹起せる場合には、全労働組合運動は、活潑に之を支援すべきである。支援は、階級的一致團結の宣言と財政的援助と同情罷業を以てすべきである。

五、雇主との抗争上に於て、關係労働者全部が、その目的の爲めに開催せる大會又は代議員會、或は労働者全部の意見を充分に發表し得べき他の有効なる方法によつて承諾の意思を表示した場合の外組合幹部に於て何等かの措置をとり又は協定を複製するを得ない。

六、労働組合は、各毎年定期の大會を開催し、過去の事業を論評し執行機關を改選すべきである。萬一組合の役員にしてその規定を遵守せざる場合には、組合員は進んで自ら大會を召集し、役員に對して決算を要求することが出来る。この場合に於て、全印度労働組合評議會は、一般組合員に代りて干渉をなし、規定違反の役員を排除する爲め協力すべきである。

七、全印度労働組合評議會大會に参加すべき代表の選舉は、各加盟組合がその目的の爲め召集せる年次大會に於て全加盟組合員の互選による。

八、全印度労働組合評議會執行委員會は、當該産業の労働者の加入せる組合に知らさず且その承諾なくして、雇主又は政府當局者と協

定を締結し又は協定の爲め交渉を開始するを得ない。協定の内容は、あらかじめ代議員會の考究承認を経べきである。

尙ほ七月の綱領では、アムステルダム・インターナショナルに試験的に加盟してその成績を見るべき事が協賛されたが、評議會側では、第九項に於て、アムステルダムは、「植民地搾取制度を支持し又は默許するが故」之に加盟せず、その他の國際團體にも加盟せずと云ひ、國際労働會議に關しては、「この種の會議は、勞資の利害を融和するを目的とせるを以て何等の利益なし」との理由で代表派遣に反對して居る。而して印度の國民運動に對しては、之はあくまで支持するが、評議會は「外國と印度のブルジョア階級間の妥協(責任政府にしても又自治領格にしても)によつて労働者の状態が實質的に改善し得るとは信じ得ない。印度労働階級の政治上の基本的要求は、帝國主義的支配の中止と資本主義の倒壊と生産手段の社會化にある」と云つて居る。

以上の如く印度労働組合運動の對立抗争は、之を解決せんとする熱心なる努力あるにもかゝらず、依然として繼續し、總同盟系と評議會系とは到底相容れざる基礎に立つて居る。

アイランド總選舉

一九三二年はアイランド自由國建設以來の重大事件の起つた年であつた。即ち同年二月十六日舉行された總選舉の結果として、建國當初以來在職せし政權は下野して、エヤモン・ド・ヴァレラ氏を大統領とせる極左派政府の樹立されると共に、新たに

アイルランド獨立運動の復活を見るに至つた。
 アイルランド獨立運動は、一九二一年イギリス本國政府との協定によりアイルランドの自治領となつて後に於ても、依然として共和軍(I.R.A.)を背景とせるド・ヴァレラ氏一派のコスグレイグ大統領反對運動の形に於て繼續されたもので、この一派は憲法の條項不服従を主張して、國會議員に當選するも宣誓を拒絶したる爲め、久しく政治上の實権を把握するに至らなかつた。こゝに注意すべきは、コスグレイグ政権が國內の新教徒の擁護する處となつてゐたに對して、ド・ヴァレラ氏一派の共和主義者は民衆の大多數の信仰たる舊教に屬せる事であつた。新舊教間の經濟的利害關係の衝突は、やがてド・ヴァレラ氏一派の漸次擡頭すべき機會を與へ、一九二七年以來總選舉毎に氏の率ゆるフィアンナ・ファイル黨其他勢力擴大して、一九三〇年の政變當時ド・ヴァレラ氏を大統領に擁立すべき形成とまでなり、僅かに少數派たる労働黨の反對によつて實現し得なかつた。一九二九年公安法の施行期間満了後久しく禁止せられし共和軍は再び活動を開始し、それに對してコスグレイグ氏は憲法改正を行ひ軍法裁判所を設置して嚴重なる彈壓を強行した。この結果は一九三一年十月二十七日フィアンナ・ファイル黨大會に於けるド・ヴァレラ氏の聲明となつて現はれたが、氏は、當時總選舉の結果政權を獲得せる際は、先づ憲法の宣誓規定を廢止し、次に政體を改革して獨立共和國とすべく、又イギリスに對する土地還償

金の支拂を停止し、之をば國內の開発に利用すべきことを言明したのであつた。
 斯くして一九三二年コスグレイグ氏政権の任期満了に當つて行はれた國會議選舉の結果、政府黨議員數は八十五名より七十三名に減ぜられ、ド・ヴァレラ氏は六十八名を獲得して第一黨となり、ド・ヴァレラ氏の政策支持を約束せし労働黨の七名と合して國會の大多數を制するに至つた。新國會が三月九日召集せられるや、ド・ヴァレラ氏は八一票對六八票にて大統領に選出され、こゝに建國以來第二回の新政權が現出した。爾來、宣誓規定の廢止や、土地還償金不拂を初めとして、各種の問題に於て、イギリス本國との險惡の關係を繼續して居つた。

アイルランド労働運動

アイルランド労働黨は、一九二七年六月總選舉の際には代議士二十二名を有してゐたこともあつたが、その後國會に於ける黨勢は、僅か數名の代議士によつて意氣を揚ぐるのみであつた。然るに一九三〇年以來政局の動搖と共に、その少數黨は、各派間の決裁權を握るべき地位に立つた結果、その地位漸く重大となり、一九三二年ド・ヴァレラ政権の成立の如き、全く労働黨の支持の結果と云はれるに至つた。然しながら労働黨のド・ヴァレラ政府支持は條件付の問題であつて、一九三二年アイルランドのイギリス本國との關係惡化し、政府が國內の民衆の犠牲に於ても標榜せる政策を實行せんとせる状態となるや、労働黨

は労働組合との協定に基き、ド・ヴァレラ氏のかねて聲明せる社會政策の實施を迫つて活躍するに至つた。

労働黨のド・ヴァレラ政策支持の基礎となつて居るのは、『イギリス政府が、アイルランド農産物に課税するは、アイルランド民衆に對する……挑戦にして……現在のイギリスに對する經濟依存の繼續する限りは、アイルランド選舉民の決定を拒否すべき權力はイギリス國會にあることを明白に曝露せるものである。従つて土地還償金問題の如きは第二義的のものとなり、イギリスがその財力によつて經濟的に獨立せる國に對して政策を指令し得る限りは、今日の政治的自由の如き大して意義なき事が明らかとなつた。』といふ點にあるので、労働黨は、この立場からド・ヴァレラ政府に對して、(一)今年の收穫及び賣却用家畜が北アイルランドの相場と同額に購買せられ、又その賣拂までの期間現金にて前拂をなすべき保障を與へ、(二)イギリス市場に賣却すべき家畜は、政府の代理たる機關にて之を行はしめ、保障せし價格と實際の賣格との差額は國家にて負擔し、(三)來年の穀産の保障價格は、平均生産費を基礎にし、農業労働者に對して相當の最低賃金を支拂ふものたるべきこと、(四)農民として労働雇傭數を増加せしむる爲め賃銀支拂用の資金をば無利息貸付のこと、其他數箇條に互る應急政策を提出した。

労働黨大會 アイルランド労働黨獨立後第二回大會は十月十四日及び十五日の兩日ダブリン市にて開催された。議長ミカエ

ル・ケーズ氏は、その開會の辭に於て、昨年来内外に種々重大の變化ありしことを説き、殊に重要なものは國會に於ける七名の労働黨議員の地位なりと云ひ、又政府の政策に言及して、住宅其他社會的施設の方面に於ける政府の施設を大體可なりとして、唯その運輸業政策に對しては不滿の意を表し、労働黨かねての主張たる鐵道國有を説き、又過去八年間に於ける鐵道従業員の失業者六千人に達し、在職者も再三の減給に不滿を唱へつゝある事情を説明した。

大會は、刻下の重要問題に關して種々なる決議を通過したが殊に興味ありしは、總督問題に關するもので、當時總督辭任後であつたが、労働黨では、かねて總督制度を規定せる一九二一年の協定を協賛した關係から、その廢止は明言せず、決議には唯「總督府は不必要のものにして、労働黨は、國會に於て之が廢止の動議ある場合之を支持するものなり」と云つてゐるだけであつた。

労働組合評議會大會 アイルランド労働組合評議會第三十八回大會は、七月二十七日より數日間に互つてコーク市に於て開催された。

議長ルイベンネット女史は、その開會の辭に於て、労働組合運動が最近個人的經營主義より漸次に國家社會主義乃至フーズムへ轉向しつゝある形勢を指摘し、デューネーヴの國際労働局こそ國家干渉主義をば國際的に認めたもので、産業の組織化と計畫

經濟の實現の上に於て全世界の先導をなせるものであると述べ、轉じて婦人勞働者問題に言及して、産業の機械化の進歩の結果婦人勞働者は増加したが、之は必ずしも婦人にとつては幸福なことではなく、却つて男子の雇傭を妨害する爲め勞働階級の困苦を増すものなりと云ひ、進んで計畫經濟に關聯して、今後の勞働組合は統制をスローガンとして進むべきで、下は工場に於ける工場委員會より上は各産業部門に於ける勞働組合乃至經濟生活に對する全國經濟會議に至るまで凡て統制を以て一貫すべきであると説いた。

統制經濟問題は、今回の大會に於ける重要事項の一であつて大會の採擇せる一決議にも、政府をして全國の産業、經濟、社會的施設を計畫改造し、第一回アイルランド國會の制定せる經濟綱領をば、國民改造の根本條件として有効に實行せしめんが爲め、全國經濟會議を創設すべきことが要求されて居つた。この決議は、大會の満場一致で可決したものであつたが、その内には、現下の世界的不況の結果より國を匡救せんとするには現存社會制度内の應急の方策では無効であり、宜しく全國的の社會改造及び經濟計畫化の案を作製すべしと主張し、前記全國經濟會議は、占有者なく利用者なき土地を國有にし、以て殖林、住宅其他社會的價値ある事業の爲めに利用せんとする適當の申請者に與へ、又基礎的工業及び公共事業をば國家の統制下に置き、民衆への奉仕を目的として之を組織化し、勞働節約の機

械を制限し、農村工藝を奨励し、勞働時間を短縮し、或は全國的公共事業をば十箇年計畫にて着手すること等を任務とすべきであると主張されて居る。

次に大會は、近代産業に於ける機械のスピード化に對抗し又その結果たる失業の對策として勞働時間を短縮して一週五日間制度確立の爲め努力すべく執行委員會に指令し、或は勞働黨と協議して全國的最低賃銀制度立法の爲めに努力せしめることにした。

執行委員會提出のクレジット統制に關する決議は、財政金融の機關が個人的企業の統制下にあり、個人的營利の爲め利用されて居る限りは、眞の進歩は不可能なりとし、この民衆の生産能力を基礎とせるクレジットと近代社會の交換のメヂアムたる通貨とを管理統制すべき機關の創設を政府に要求したもので、大會の採擇するところとなつた。

其他今回大會の可決せる決議事項としては、勞働者住宅提供の爲め全國住宅委員會を設置すべきこと、運輸機關の國有、不況對策として國際聯盟をして國際勞働局提案の方策を採用せしむる等があつた。

南アフリカ

南アフリカ勞働黨大會は、一月二日及び三日の兩日に互つて上院議員ブリッグズ氏司會の下にヨハネスブルグ市に於て開催された。

今回の大會は、主として組織及び指導原則に關する問題が中心となつたのであつたが、その他の事項も上程された。例へば議長ブリッグズ氏が開會の辭に於て、勞働法制施行上の諸問題を論じた際、賃銀協定局の活動に言及して、同局に於て決定される賃銀率は、やゝもすれば最低賃率に近いものゝみなること及び勞働者が雇主の反政府行動を回避せんが爲め、雇主側と妥協することに努めること等を指摘して居つたのを初めとして、今回大會の重要問題の一たる綱領案中にも種々なる勞働關係事項が含まれて居つた。該綱領は、かねて政務委員會で起草したものであつたが、大會に於て採擇となつた事項には、政府の貸付の利子値下の要求を初めとして、現行の養老年金改正法を撤廢して、改正前の法律による手當額を増加し、資格獲得年齢を引下ぐべしとの主張、及び土着民の賃銀率を引上げてその購買力を増加すべきこと等の要求があつた。又、坑夫の結核患者に對して年金を支給すべきこと、地下作業の時間を一日六時間に短縮すべきこと、及び爭議調停法をば國家雇傭の従業員全部に適すべきこと等も決議された。

勞働組合大會 南アフリカ産業勞働評議會今年度大會は、三月二十七日より三日間に互つてポート・エリザベスに於てジェイ・ディー・エフ・ブリッグズ氏司會の下に開催された。

ブリッグズ氏は、開會の辭に於て、目下南アフリカの勞働組合運動は最も困難な時代に遭遇して居り、殊に政府自身が勞働者

の生活標準低下に努力して居る結果、最も強大なる組合でさへ之に服従せざるを得ない状態にある一方、組合内部に於ては失業率増加の爲め失業手當に多額の費用を要する状態にあり、之に對抗する爲め評議會は折角努力しつゝある旨を述べた。

大會に提出された決議案中には、デューネーヴの國際勞働會議參加拒絶を要求せるもの(リーフ土着民勞働組合提出)があつたが、之は大多數で否決となつた。トランスヴァールの家具工組合の提案した決議は、大量生産主義に基いて特殊化の行はれて居る産業に於ける少年工の年定期度廢止と短期見習制度採用を要求したものであつたが、之は却つて少年工搾取の機會を多くするものとして反對者が多く、長時間討議の後僅かに可決された。失業問題に關しては、勞働組合と政府と公共團體の代表とから成り全國的協議會を召集せんことを政府に要求すべく決議した。又金問題も上程されたが、それに關聯した新貨幣鑄造案に關して、大會は、新鑄金貨たるラントが百グレンを基礎とするのであるが、萬一それ等の價値下落の際にはその結果として賃銀價値の低下なからんことを主張する決議を通過した。

毎年一箇月間有給休暇を支給すべき案も上程されたが、之は執行委員會に委託となつた。尙ほ勞働大臣乃至勞働省に對する不信任決議案も提出されたが、之は議長のカスティング・ヴォートによつて僅かに可決を免がれた。

アメリカ合衆國

外

一九三二年は、大統領改選期に當つた爲め、さらだに打撃不況の深刻化や海外に於ける政局の動搖等の影響に多事なりし合衆國にとつては、特に重要な一箇年であつた。殊に目醒しかつたのは、フーヴァー大統領の下に於ける最後の國會の活躍であつて、今期ほど多數の立法の制定された議會はなかつたと云はれ、しかもその大部分が不況乃至不況の結果に對する對策に關するものであり、且それ等の法案の審議に際して在野黨たる民主黨がよく政府側と協調して、重大法案の多くは甚だしき修正なく通過したことは、一面合衆國經濟界がいかに深刻なる不況に陥れるかを示すものと云はれる。それと同時に今期議會に於ける政府側の政策には、次期大統領選舉を考慮せるものも少からざりしことも事實であつて、一月二十二日施行になつた復興金融會社と云ひ、又所謂グラス・ステイガール法案と云ひ、從來の合衆國としてはかなり大膽なる新機軸を出せる措置をとつたことは、實に大統領改選問題と別個にしては理解し得ざるものであつた。復興金融會社は、フーヴァー大統領の不況對策の眼目と云はれるもので、農工商業に於ける金融機關として當初資本金五億ドルの復興金融會社を設立し、産業の更生復興に努

力せしむることを目的としたものであつた。而してグラス・ステイガール法案は、聯邦準備銀行制度の改正を目的とし、それによりて全國の金準備を確保せんとしたもので、いづれも不況の結果たる失業者その他に對する直接救済に資せんとせず、先づ産業の復活によりて不況の解消を期したものであつた。其の他聯邦農村貸付制度の擴張と云ひ、住宅資金銀行制度の設置と云ひ、或は所謂ワグナー法による失業救済事業資金二十一億ドルの支出と云ひ、又は鐵道、公共事業、トラスト取締、破産法、農村救済等に關する改正と云ひ、所謂フーヴァー氏不況對策政策の比較的容易に制定實施の機を得たのは、實に大統領改選と云ふ特殊事情が與つて力ありしものであつた。

經濟界の不振は、一九三二年に於てそのドン底に達したと云ふべく、之には海外殊に歐洲に於ける賠償問題を初めとして諸國の政治的不安等が影響するところ大なるものありしは云ふまでもないが、その結果として失業問題の殊に全國の注意を集中して、遂に政府以下民間諸團體をして、從來の自由放任主義を棄て、失業者に對する中央政府の直接救済の方策を樹立せしめ票の差にて民主黨候補者フランクリン・ルーズヴェルト氏の當選となり、こゝに過去二十年間に互る共和黨全盛時代はフーヴァー大統領を最後として終局を告ぐるに至つた。今回の大統領選舉に於て、社會黨の進出は目ざましきものあり、公認大統領候補者トーマス氏の得票は、一九二八年度に比すれば三倍餘に上り、よく合衆國勞働運動をして新しき進路を展望せしめるを得せしめた。

勞働立法

一九三二年は、合衆國にとつては、その社會政策上に新しき一步を踏した年であつた。今年中に制定せられし勞働立法中殊に注目すべきは、中央政府の制定せる團結權に關する法律所謂アンチ・インデペンデント法とウィスコンシン州にて實施となつた失業保險法であつて、之こそ合衆國に於ては、從來の原則を超越せる措置と云ふべきであつた。

一九三二年は、社會政策的立法の著しく多數に制定された年であつて、殊に失業問題に關する立法的措置を要求する聲は本年初頭より全國に叫ばれ、例へば失業緩和を目的とする勞働時間の短縮や、仕事の分配割當による失業の防止等の方策は、各地に於て實行の途についた。立法上に於ては、本年一月中に於て國會及び州議會に提出された勞働時間短縮を目的とする法案は多數あつた。政府の事業及び官廳勞働者に對して一週五日間制度を實施することを目的としたものゝみでも國會に提出され

るに至つたことは、注目すべき現象であつた。本年度に於ける政府の失業救済政策として最も重要なものは、七月二十一日制定施行の非常救済及び建築法であつた。失業救済法案は多數議會に提出され、殊に民主黨側の提案は失業者に對する直接救済を目的としたもので、時宜に適する措置として歓迎されたが、大統領の反對の爲め幾多の曲折を経たる後新しき法案が起草され、斯くて裁可となつたのが、今回の救済法で、之は總額二十一億二千二百二十二萬四千ドルを失業救済資金として計上したもので、内三億ドルは失業者直接救済費として各州へ貸付け、十五億ドルは州、市共の他民間團體へその經營する『自己採算』の公共事業資金として貸付け、又三億二千二百二十二萬四千ドルは中央政府又はその援助せる事業に使用することになつて居り、特に注目すべきは、本法による資金を以て經營する事業に於ては、職員以外の勞働者に對しては一週三十時間を超過する勞働時間を課すべからざることが規定されてゐる點であつた。

右の法律制定當時、アメリカ勞働總同盟では、全國の失業者數を概算して一千萬と報告し、之は中央政府勞働省でも認められた數で、各地の慈善團體などでは既に救済資金の缺乏を告げ、首都ワシントンには、全國の在郷軍人が集合して恩給の即時支拂を要求して示威する状態にあつた。

大統領選舉は、十一月四日舉行されたが、その結果約七百萬

たもの三通あり、或は全國の一般労働事情の調査を行ひ、以て目下の不況期間従業時間を調節すべきことを要求せるものあり、ケンタッキー州にては公共事業に於ける一日八時間制を要求せる法案の提出あり、又國會の上院に於ては、州際商業委員会をして、鐵道労働者に對して一日六時間労働制實施の可能を調査せしむべき決議を可決した。

失業問題に關する法案としては、一月初頭上院に提出されしコーブランド法案を初めとして、二月には失業者直接救済の爲め總額三億七千五百萬ドルを各州に融通するを目的とせるラフ・レット・コスタガン法案が提出された。

之に對してアメリカ労働總同盟では、二月九日特別大會をワシントン市に開催して、大統領に對して中央政府の失業救済を要求することを決定し、その旨を通すべく代表者を白聖館に派遣すると同時に、國會に對してはラフ・レット・コスタガン法案を即刻協賛して、救済資金三億七千五百萬ドルの豫算を採擇すべしと勸告するところがあつた。

尙ほ特別大會では、差止め令撤廢立法、官公吏員一週五日間制確立、州養老年金法施行に對する中央政府の補助釀出、外國海員退去法案、政府事業關係請負人に對する現行賃銀率支拂、失業防止の爲め公共事業振興計畫樹立、石炭業調節管理立法等を要求せる決議をも可決した。

ラフ・レット・コスタガン法案は否決となり、之に續いて多數の

失業対策が兩院議員より提出され、國會對大統領の論争を惹起したことは、別項の如くであつた。然しながら本年に於て特に注目すべき社會政策立法は、左記二種の法律であつた。

團結及び罷業確立 合衆國の裁判所は從來或る種の行爲に對して制限乃至禁止の令狀を下附する權能を有して居り、之が過去多年の間屢々濫用され、爲めに労働運動上、殊に罷業戰術等の遂行の際多大の障害をなし、一方この制度を悪用する雇主側において、労働組合不参加を條件とせる雇傭契約(所謂「黄犬」契約)の調印を強ふる如き事態ありしに對して、同國労働者團體では、夙に改正運動に従事して居つた。殊にアメリカ労働總同盟に於ては、禁止令狀發布權撤廢をその一大スローガンとして掲げて居つた程で、その撤廢運動は、歴史的には、クリーヴランド大統領當時一八九四年のブルマン罷業にさへ遡ることが出来るのであつて、曾てこの目的の爲めにクレイトン法の改正もしたことがあつた。

合衆國上院では、かねてノリス、ブレイン、ウ・ルンシュ等の諸氏にて組織せる司法制度調査小委員會に於て、禁止令改正の調査に従事して居つたが、該委員會より提出されし改正法案は一九三二年愈々兩院を通過して、三月二十三日大統領の裁可發布するところとなつた。同法案の趣旨に對して、國會がいかに支持してゐたかは、それに對する反對者が、下院に於て十三名、上院に於て僅か五名に過ぎなかつたのでも知れる。

今回發布の法律は、労働者の團結權を認め、「黄犬」契約を不法となし、労働運動に對する禁止令を發布し得る場合を制限し、法廷侮辱事件をば陪審裁判に附すべきことを規定し、且その場合に於ける被告に裁判官忌避の權利を認めたるものである。即ちその第一條には、聯邦裁判所は、本法の規定に基く外、労働争議に際して禁止し、又は一時的に之を制限すべき命令を發布し得ないことになつて居る。而して禁止令は、本法に明示されたる合衆國々是に違反するものたるべからずとてあつて、第二條に於て、その國是として、個々の未組織労働者は、契約自由の權利を行使し、又その労働の自由を擁護すべき能力不足なる爲め、その雇傭條件を交渉するに際しては、雇主又はその代理者の強制、干渉、制限等を防避する爲め、團結と、自主的組織と自己の選擇による代表者の指名との自由を必要とするものであると規定して居る。この規定は、最高法院の判決例に基いて起草されたもので、即ち労働組合が労働者の必要に基いて組織されたもので、それは、労働者が雇主と對等の地位に立つ爲め必要なりといふタフト裁判長の判決と、被傭者は、雇主の強制干渉制限なくして、自己の代表を選定し得るといふヒューズ裁判長の判決とを基礎としたものであつた。

第三條は、労働組合不参加誓約を含む契約を不法とする規定であつて、この種の契約は、將來聯邦裁判所に於ては、之を有効と認めず、且之に基いて何等の措置をとらないと明示してあ

る。第四條は、禁止令發布の手續に關するもので、労働者の作業を中止し又は作業遂行を拒絶するを禁止し、或ひは労働者をして何等かの雇傭關係を繼續せしめる如き令狀の發布を禁止し、且労働組合の罷業手當支給を制限せしむべき令狀の發布を禁止して居る。其の他從來や、もすれば裁判所の禁止令に牴觸したる罷業者に對する合法的應援、罷業の存在の公表、平和的の集會、或ひは以上のことを他人に通告し又は協定すること等の言動は、今後司法當局者に於て規制し得なくなつた。尙ほ以上の如き行動を團結して行つたからとて、それを以て不法の團結又は徒黨なりとして、之が禁止を命ずることも出来なくなつた。労働組合其他の團體に加入せる個人が、不法行爲を犯した場合、その役員が該行爲を許可し、又はそれに参加し、或ひはそれを知つて默許した場合の外は、役員には責任なきことも認められることになつた。

次に令狀下附の手續について詳細な規定が第七條に設けられた。それによれば、今後裁判所に於て禁止令を發布する場合には必ず公判廷に於て参考人を召喚の上、その陳述を聴取し、且裁判所自身に於ても事實の眞偽を調査した後でなければ許されなくなつた。その結果從來の如く簡易に令狀を下附することは不可能になり、裁判所としては、参考人を召喚して對質尋問を行ふ以外に、不法行爲の有無を調査するだけの手續をとらなければならず、又禁止令狀も、該不法行爲を行はんとし、又は既に

行つた人、或ひはそれを承認せるものに對してのみ行使し得ることになつた。又、禁止令状を下附する場合には、裁判所としては、もし該令状を下附しなかつた場合に原告の受ける被害が令状下附の場合被告の受ける被害より大なりと認めらるゝ時に限つて、下附することが出来る。尙ほ裁判所としては、財産保護に任ずる官憲が、その保護の職責を果し得ず、又は果すことを欲せずといふ事實を認めたとすれば、禁止令は發布しない。その規定は、從來勞働爭議に關聯した犯罪事件を衡平法裁判所に於て取扱つて居つたのを、刑事裁判所に移管したるもので、同條の但書には、萬一裁判所にて豫め通知した後取調べの結果、充分の理由ありと認められた際は、暫行的制限令状を無豫告で下附することが出来るが、その有効期間は五日間以内となつて居る。禁止令の適用範圍は、第九條の規定の結果、原告の訴へ出た特殊行爲のみに限り、且裁判所にて取調べの結果明らかとなつた事實のみに對して禁止を命ずるのである。

尙ほ從來禁止令執行に關して屢々起つた法廷侮辱事件についても、今回の立法には規定があり、第十一條には勞働爭議に關聯して生じた法廷侮辱事件は、その侮辱が裁判官の面前又は司法權發動の妨害をなす如き近隣にて行はれた場合の外は、凡ての陪審裁判の公判に附することとなつた。而して侮辱事件が擔任裁判官の人格を攻撃した結果起つた場合、又は法廷以外で起つた場合は、被告は該裁判官の撤退を要求し得ることとなつた。

た。

以上が大體今回の立法の趣旨であるが、今後この法律がいかくに運用されるかは別として、とにかく從來合衆國の勞働法制的に欠陥として指摘され、又一部雇主によつて悪用された點、殊に勞働組合運動の妨害となる如き慣行が、とにかく今回の立法によつて除去されるものとして、少くとも右翼勞働者團體側では歓迎されて居る。

ウィスコンシン州失業保險法 合衆國に於ける失業問題の最近漸く深刻化し、勞働組合側の計算によれば、一九三二年二月には全國失業者合計八百三十萬に達し、從來の慈善的施設では到底之が救済不可能なる形勢となるや、從來『お救ひ金』として一笑に附し居りし強制的失業保險制度設置を要望する聲漸く喧しく、ウィスコンシン州に於ては、一月下旬合衆國建國以來最初の失業保險法を制定するに至つたが、その他の州に於ても、失業者救済事業をば、從來の如く民間の機關に一任することなく政府當局自ら之が遂行の責任を負はざるべからずとの氣運漸く濃厚となり、殊に先年組織せしニューヨーク、オハイオ、マサチューセツト、ペンシルヴァニア、ニュージャージー及びコンネチカットの六州知事代表者聯合委員會に於て、二月發表せるその報告には、州政府が失業保險制度を施行すべきことの勸告されて以來、失業保險制度の樹立の問題は、全國的の關心事となつて來た。

ウィスコンシン州の失業保險制度は、かねてウィスコンシン大學のコンモンズ教授一派の主張せる原則に基き、州政府の産業委員會の起草せるもので、沿革的には過去十年間に互る努力の結果始めて採擇となつたものであるが、それは從來各國に行はれて居つた失業保險制度とは異つて、雇主のみの給付より成る一種の退職手當基金を中心とした點に特徴を有するものである。斯く失業保險基金の掛金及び手當の支拂の責任を雇主のみに嫁した理由は、(一)雇傭を安定せしむる地位に居るのは、雇主のみであり、且(二)要するに失業による損失の大部分は雇主の負擔となるべきものであるからであつた。又、雇主自身が基金を設置する結果、その基金は各國の失業基金の如く、共同基金ではなく、従つて雇傭安定の確立した際は、雇主は基金への積立を中止し得る組織になつて居る。即ちウィスコンシンのこの失業保險制度は、失業者救済よりは、寧ろ失業防止を目的としたものである。

同法は、先づ失業の結果たる經濟的損失を認め、この問題の建設的解決を眼目としたもので、その規定によれば、前曆年中に於て四箇月間以上十名以上の従業員を雇傭せる雇主全部に適用品すべきもので、唯、農業勞働者、家庭使用人、官吏、教員、州際鐵道従業員、又は政府の失業救済施設に従業せるもの、若しくは正規の勞働時間内従業の不可能のもの、又は之を好まざるものに關する場合は、適用しない。而して保險基金は凡

て雇主が之を設置し、之に對する釀出金も雇主のみの責任で、その金額は最初の二箇年間は、賃銀支拂年額(尤も年額千五百ドル又は月額三百ドルを超過する俸給を支給される従業員の俸給を除く)の二パーセント、而して第三年目以後に於て基金の總額が従業員一名につき五十五ドルの割當になれば、釀出額は一パーセントに減額しても差支へなく、又従業員一名に對する額が七十五ドルに達したときは、釀出を中止し、再びそれ以上に減じたとき、掛金をすることに於て居る。尙ほ、その他に、雇主は、基金經營費としてその毎年支拂賃銀總額の一パーセントの十分の二を釀出しなければならぬ。而して勞資間の協約に於て、勞働者が基金の掛金拂込を規定してゐるものは、凡て無効としてあるが、従業員側に於て規定よりは高率の手當を支給されることを希望して、釀出金を納入するのは差支へないことになつて居る。

勞働者が解雇された場合には、二週間の待期を経過すれば、失業手當の支給が開始される。手當の金額は一週十ドル乃至一週間の平均賃銀の五割相當額であつて、もし一週の賃銀率が五ドル未滿の際には五ドルを支給される。操業短縮等により部分的失業の場合には、賃銀率と全部失業せる場合支給さるべき手當額の差額をば支給され、又失業中該勞働者が職業教育其の他の學校に通學してゐる場合には、右の手當の外一週につき一ドルの補助金が支給される。支給期間は、一箇年につき十週間とな

つて居るので、現在の規定では、失業手當として受領し得べき一箇年の總額は百ドル乃至五十ドルである。尤も失業の原因が、當人の過失により、又は勝手に退職し、或ひは争議の結果であり、乃至は従業場の破壊にあり、又は失業直前十二箇月間に千五百ドル以上の収入ありし際等の場合には、手當は支給されず、又適當の職業に従事することを拒絶した場合にも支給されない。ウイソコンシン失業保険法の施行は、同州産業委員会の管掌事務となつて居り、手當支給等に關して紛議の生じた場合には、勞資代表一名と中立委員一名とより成る地方の和解委員会に訴へてその裁斷を仰ぐことになつて居り、そこで意見一致を見ない場合には、州産業委員会に上告し、或る場合には裁判所に提起することになつて居る。尙ほこの法律の運用上州産業委員会の諮問機關として活動する爲め、職業紹介所を中心にして種々なる勞資代表機關を組織すべきことも規定されて居り、又州産業委員会は、特殊の専門家を雇入れ、或ひは調査の結果を發表することも出来るやうになつて居る。

この法律は、一九三三年七月一日から強制的に適用されることになつて居るが、萬一それまでの期間に於てウイソコンシン州の雇主にして、本法に規定された同一の施設を任意的に設置したものは、その適用は免除されることになつて居る。而して各雇主はその任意的に設置せる解雇手當基金案を州産業委員会に提出して認可を受けなければならない。之に對して産業委員

り来りし祝辭の朗讀があつた。
ロシア問題に關する決議案はポール・プランチャード氏提出し大會の可決したるは、左の通りであつた。
『社會黨は、ソウエートの實驗が労働者階級により嚴密に且異常の興味を以て觀測せられつゝあり、その經濟方面に於ける成功は、労働者の社會主義承認上一大刺戟たるべきと同時に、その失敗は計畫的生產と資本主義撤廢とを基礎にせる經濟の信用を失墜すべきものたることを認める。
従つて、社會黨は必ずしもソウエート政府の政策全部を支持するものにあらず、又その政治犯人の釋放と自由の恢復とを力説主張するものではあるが、ロシアに於て社會主義社會の經濟的基礎創造の爲めなされつゝある努力を支持すると共に、労働者階級が資本家的攻撃に對してソウエート・ロシアを擁護せんことを要求する。吾人は各國の革命戰術は該國の政治及び經濟的狀態によつて決せらるべきもので、ロシアに於ける實驗は、同國特殊の事情の自然的發生たることを信ずるものである。』

尙ほロシア問題に關して、大會の採擇した大統領選舉立候補政綱中にも、『ソウエート・ロシアの承認及び同國との通商及び産業關係の奨励』といふことが明示されて居る。
今回大會の重要問題たる新政綱決定に關しては、一大議論が惹起した。それは、ブラウン氏及びアメリカンカー氏が、大統領選舉戦に使用すべき政綱は、直截簡明たるべしと云つて、全部二百五十語、二十項より成る案を提出したるに對して、リード

では、一九三三年六月十五日までに、州内大多數の雇主が、任意制度の基金を設置せしか否かを調査して、州當局に届出で、もし州内合計約十七萬五千人の労働者中大多數が、本法の規定と同一基準の恩典に浴して居ること明白の際は、この法律は強制的に適用することなく、唯州産業委員会に於て各雇主の自發的に設置せる基金の監督をなし、隨時それに関する報告を提出するのみとなる。
勞働運動
一九三二年に於ては、一般的情勢の推移に伴ふ政府初め各方面の政策方針の變化に相應して、勞働運動の動向も著しき變遷を見た。社會黨を中心となせる無產政黨運動に於ては、本年は大統領改選期たる結果、主として選舉運動に重きが置かれたがアメリカ勞働總同盟を盟主とせる經濟運動の方面に於ては、打續く不況の結果重要な新方針の樹立されたのは、注目すべき現象であつた。

社會黨大會 かねて延期されて居つたアメリカ社會黨大會は、五月二十一日より二十四日までミルウヰキー市に開催され、來るべき大統領選舉に於ける社會黨候補者の選定及び黨政綱の決定を初めとして、ロシア承認問題、黨首改選、規約改正等の重要問題上程され、近來の盛會であつたと云はれる。
第一日には、全國有色民族發展協會を初めとして、社會主義勞働インターナショナル所屬各國政黨其の他内外の友誼團體よ

ラー氏及びヒルキット氏が、社會黨の政綱は單なる斷片的のローガンの羅列たるべからずと云つて反對した結果であつて、大會の採擇となつたのは、全部四十九項の要求事項より成る長文のもので、内容は失業救濟其の他勞働立法、公有制度、金融、租税、農業、憲法改正、政治上の自由、及び國際關係等に亘つたものであつた。
大統領候補者選定は、第二日午後全國各地の代表三千名列席の上、指名式を行ひ、その結果ノーマン・トーマス氏推薦され、大會に於て可決の後副大統領候補者としてチェームズ・エイチ・モラー氏満場一致を以て指名可決されるに至つた。次いで黨首改選の際、モリス・ヒルキット氏とミルウヰキー市長ホーン氏との間に劇烈の競争が行はれたが、ヒルキット氏は、五二六票對六、九八四票にて當選再任するに至つた。ヒルキット氏は、當時黨首であつたが、氏が國際主義に立脚した闘士たることは周知のことと、氏に對するホーン氏の挑戦は、個人的競争といふよりは寧ろ根本原則に基く闘争といふべく、その意味に於てホーン氏は、やゝアメリカ中心的色彩の濃厚な傾向を有して居つた。

今回大會に於て規約改正の結果、今後全國大會は、偶數曆年に開催されることになり、大統領候補者選定の時は、出席代議員數二百五十名、その他の大會は百五十名なるべく、國際大會派遣代表は、州機關にて指名したるを、全國執行委員会に於て

投票で選舉決定することゝなつた。又州乃至地方機關にて、労働者農民團體と共同動作をなさんとする場合には、執行委員會の承認を要することになつた。

大會の最終日には、ヒルキット、ホーン、モーラー及びトーマスの四氏の時局問題に關する演説があつた。殊にヒルキット氏は、大戦以來の社會黨の不振を顧みて、將來の發展の爲め一大奮發をすべきことを説き、『今やわが黨を永久的基礎の上に再建すべき機會は到來せり』と激賞するところがあつた。

社會黨選舉綱領 大會に於て決定した選舉政綱は、社會黨が、かねて豫言せる資本主義没落期の切迫せるを述べ、大衆の失業と窮乏とは現代社會制度の所産にして、且資本主義は階級闘争と國際戦争をも必然的に伴ふものなりと云ひ、之が救済には労働者農民の結合による外なく、社會黨は、階級闘争と社會的諸惡の原因を除去すべき唯一の民主主義的政黨なりと説き、進んで私有制度と專制的經營方法を撤廢して、社會化と民主的統制との樹立を主張し、左記政策の實施を提案して居る。

失業及労働立法

- (一) 貧困者を直ちに救済する爲め、州及び地方支出の補足として中央政府の五十億ドル支出。
- (二) 國州及び都市に於ける、土木、植林、不良住宅改善費として中央政府の五十億ドル支出。
- (三) 失業者の授職と食料燃料及び被服生産、及びその住宅建築の爲

め必要なる土地、建物及び其の他諸設備の完備を目的とせる立法。

- (四) 一日六時間、一週間五日間労働制の確立。但賃銀の低下をせず
- (五) 大規模の且能率的なる無料公營職業紹介所制度確立。
- (六) 政府及び雇主の醸出金を基礎とし、充分なる手當給付ある強制的失業補償制度確立。
- (七) 滿六十歳以上の男女養老年金支給。
- (八) 健康及び母親保險。
- (九) 労働者補償制度及び災害保險の完備。
- (一〇) 少年労働の禁止。
- (一一) 農民及び小住宅所有者に對する抵當權執行を保護すべき政府の救済及び貧困農民及び失業労働者の税金未納に對する競賣猶豫。

社會化

- (一) 鑛山、山林、油田、動力資源、照明及び動力を扱ふ公共事業、運輸通信其の他基本産業の公有及び民主的統制
- (二) 以上公有産業經營の爲、労働者、消費者及び技術家の充分代表せられし經營會議の設置。各産業に於て團體交渉權及び市民的義務の原則承認。

銀行業

- (一) 信用及び通貨制度の社會化及び金融制度統一の確立。之は、聯邦準備銀行の完全なる官有と郵便貯金銀行事務の擴張より初めて、銀行業各部門に及ぼし、且郵便局のこの方面の事務をば官立銀行機關に移管すること。

租 税

- (一) 相続税の割増及び高額所得と個人又は法人所有不動産に對する所得税の賦課。
- (二) 政府の有價證券に對する課税を認むる爲、憲法改正。

農 業

- 前述の動力、金融其の他産業を社會化し、都市労働者の生活標準を向上せしむべき方策は、凡て農村人口に對して多大の利益あるものである、農業振興の爲めの特別政策は、左の通りである。
- 一、農地に對する課税をば、所得、相続、過剩利得其他同種の課税に轉じて、課税負擔の軽減。
- 二、農村の道路敷設、教育其他社會的施設に對する國及び州の補助金増加。
- 三、農産物の購入販賣の爲國營販賣機關の設置。
- 四、穀物エレヴェーター、牧畜場、罐詰製造場及び倉庫をば、善意の産業組合又は政府機關にて買収し、非營利主義にて經營。仲介人の廢止の爲、農民協同組合及び都市消費者組合の獎勵。
- 五、聯邦土地銀行の社會化及びそれによる農民への低利長期貸付提供。
- 六、天候不良による損害に對する社會保險。
- 七、農工業、娯樂、用水、植林等の必要を顧慮して、全國の農地の最善の利用法を發見し、且國內的乃至世界的に農業計畫化を行ふべき準備として、全國的、大地方的、及び州別の土地利用調査會の創設。

憲法改正

- 一、比例代表制度。
- 二、大統領及び副大統領直接選舉。
- 三、發言權及びレフレンドム。
- 四、憲法改正を簡易にすべき憲法改正。
- 五、最高法院の國會立法に對する裁判權撤廢。
- 六、社會黨提案の労働者權利に關する憲法改正を通過せしめ、以て國會をして、失業、疾病、及び災害保險、養老年金國營制度を確立せしめ、商工、運輸、金融、公共事業其の他の業務産業上の企業を獲得し、之を政府の所有經營に屬せしめ、且一般に全國労働者の社會的經濟的福利増進に寄與せしむること。
- 七、憲法第十八回改正の撤廢及び酒類業を政府の所有管理に屬せしめ、各州に對しては該州内に於て禁酒を繼續せしむる取捨權を賦與せしむること。

公民權

- (一) 憲法第一回改正案を實施し、以て言論、出版及び集會の自由を保障し、且公民の諸權に干渉する官吏を處置すべき國會の立法。
- (二) 労働争議に於ける罷業禁止令の撤廢、黃犬契約の不法化、労働者の團結權法認立法。
- (三) 密偵法其の他制限的立法の即時撤廢、及び戰時立法の爲め不當に處罰せられし人々に對し民法上及び政治上の復權。
- (四) 外人に對し、入國禁止、市民權拒絕、又はその政治的社會的乃至經濟的信念の故を以て、或ひは公民としては不法ならざる活動に

從事せる故を以ての國外追放より保護すべき立法。
(五)移民法を改正し、家族の結合を許可し、政治宗教上の迫害による亡命者の避難所提供。

黑人

黑人に對する經濟上、政治上及び法律上の平等に關する憲法上の保障の履行。

國際關係

社會黨は凡ゆる戰爭に反對すると同時に、社會主義の國際的に確立せざる限りは永久的平和はなしと信ずるものである。又我々は、各國民間の好意と親善とを促進すべき、左の方策を支持するものである。

- 一、軍備全廢を目的とし、もし可能ならば國際協定により、又不可能ならば、我が國自身模範を示すことによる軍備縮小。軍縮の結果失業せる陸海軍人及び労働者は、その希望ある場合には一定計畫の下に起工せる公營工業に之を收容し、その經費の一部は、軍縮による節約を以て充す。徴兵制度、軍事教練所及び豫備將校教練所の撤廢。
- 二、ソウエート聯邦の承認、及び同國との通商關係の獎勵。
- 三、戦債及び賠償棒引案の一部として、戦債の棒引。但之を軍備費に使用せず、軍縮促進に利用すること。
- 四、合衆國の國際平和裁判所加入。
- 五、國際聯盟をば世界平和確立の有力手段とする條件の下に合衆國の加盟。及び國際聯盟をば、帝國主義的列強の聯盟とせず、全世界

年 月	失業者数	労働組合員	
		失業率	短縮時間 従業率
1930年4月	2,964,000	13.3	—
1932年1月	10,304,000	23.1	19
2日	10,533,000	23.0	20
3月	10,477,000	22.5	20
4月	10,496,000	22.8	21
5月	10,818,000	22.8	22
6月	11,023,000	23.6	21
7月	11,420,000	25.4	21
8月	11,460,000	25.1	21
9月(暫定)	10,900,000	24.9	22
9箇月平均	10,826,000	23.7	20.8

た。(American Labour Year Book, 1928.)
労働總同盟大會 十一月二十一日より十二月二日までの期間に互つてシンシナチ市に開催せるアメリカ労働總同盟第五十二回大會は合衆國労働運動史上劃期的大會として内外の注目するところであつた。それは今回の大會に於て總同盟が従來の非政治的の産業中心の平和的政策を棄て、現下の世界的悲境に處する爲め、敢然政治的方針を標榜して躍起するに至つたからであつた。

今回の大會に於て中心的重要な問題となつたのは、云ふまでもなく現下の失業對策であつて、之に關して、總同盟では、從來失業保險制度反對の態度を固持

の民衆の渴望を代表せる民主的團體とする目的を以て、外國無產政黨との協力強化。
六、世界大衆の福利の見地より原料品、投資、貨幣制、信用、關稅及び生活標準等を論議する爲、國際的經濟團體の組織。

團體の組織

- 七、いかなる程度に於ても、他國の事象に對する合衆國の軍事的干渉の中止。ハイチ及びニカラガの駐兵即刻撤去。
- 八、支那に於ける合衆國海陸兵の撤去、及び治外法權廢止。
- 九、フィリッピンの完全獨立、及び同諸島の主權を保障すべき國際條約の交渉。
- 一〇、軍需品の外國販賣禁止。

年 度	得 票
1900	94,768
1904	402,400
1908	420,820
1912	897,011
1916	585,113
1920	919,799
1924	(4,822,858)(註)
1928	287,835

(註) ラフォレット派其他と合同得票數

斯くして大統領選舉に於ける投票の結果社會黨候補者トーマス氏の得票數は意外に多數にして、合計九十萬票と云はれ、之を前回の選舉の得票合計二十八萬七千餘に比すれば、殆んど三倍以上の増加となつて居る。因に一九〇〇年以來大統領選舉毎に自黨候補者を擁立して選舉場裡に得票を争つた結果は上表の通りであつ

し、前年大會に於ては、失業保險は、労働者の自由を拘束する慈善制度にすぎずとし、一方雇主に對して、生産手段所有者としての義務を果すべきことを要求し、全國三百萬の雇主は、宜しく各二名づゝの労働者を新規に雇傭し、以て失業状態の悪化を緩和すべきことを要求したのであつた。然るに合衆國に於ける失業者はその後漸増の傾向をたどり、大會に提出された報告によれば、上掲の通りの數字が示されて居る状態に省みて、遂に今回大會に於ては失業保險制度確立を標榜するに至つたのであつた。

大會に提出された報告には、資本家と産業經營者の失敗の結果、今や失業保險制度確立の必要を生ずるに至つたが、「この事態の責任は一に産業と産業經營者にと歸すべきものである」と云ひ、總同盟の政策としては、各州に於て事情を異にするに省みて、失業保險制度は全國單一方法によらず、大體の準據すべき方針のみを決定することとし、各州に於て制定すべき失業保險制度の原則として、左の條項を要求して居る。

- (一) 組合規定労働條件の保護。失業保險法規には、必ず労働組合員に對してその所屬團體の規則に反せる職業に従事せしめ、又は賃銀其他労働條件を低下する如き状態の下に従業を強制する如きことなからしむべき特殊規定を設くべきこと。
- (二) 失業保險の根本方針。失業保險法は、(イ)なるべく規則的就業を刺戟し、(ロ)産業が安定せる職業を支へ得ざる場合一時的失業

者に對して手當を給付すると云ふ二大眼目を具體化するやう慎重に起草すべきこと。

(三)加入の強制又は任意。失業保険は必ず強制加入たるべく、任意制度は一般的に實行するを得ず且重大の反對を唱ふるもの多し。

(四)離出金。失業保険の経費は凡て産業の負擔とし、之を賃銀より離出すべからず。離出金額は各地方の事情に基きて定め、最低額と雖、充分の積立金を存置し、手當給付及び經營費の支拂ひに足るものたるべく、總同盟としては、貸銀支拂總額の二パーセント以上に該當すべき計算なり。

(五)補償制度と保険制度。總同盟としては、ウイソコンシン州にて實施せる如き工場別積立による補償制度を可とするや、或ひはオハイオ州にて起案したるもの又は歐洲にて現行の保険制度を可とするやを今日判定するを好ましからず、いづれにしても州督として、積立金も凡て州の支出保管するものたるべきを主張する。

(六)私營會社排斥。私營保險會社は、失業保険制度に参加するを許さず。

(七)基金の投資。失業補償基金は、大藏證券、州債又は確實なる市債として保管す。

(八)給付資格。失業とは、『被備者が、就業の能力あり且つ就業し得る状態にあるにかゝはらず、その通常の職業又は他の適當と認めらるべき理由ある職業に就業し得ざる状態』を云ひ、左記の場合には就業を拒絶することを得。

(イ)争議による休業の直接結果として生じたる雇傭

べきものとす。

(一)雇傭安定。失業保險制度は、凡て雇傭の修正を目的とすべくそれが爲めには、或ひは離出金の額をば成績評價主義にて決定し、又州督制度なき州にては産業別又は工場別の組織にするも可なり。

大會の決議には、尙ほ各州に於ける失業保險制度はなるべく適用上の弾力性を有さしめ、特殊の事情に應じて變化あらしむやう起案し、又強制制度施行までの間は、任意制度をば州の規制の下に置くべく適當の立法を制定すべき旨主張されて居る。

次に今回の大會に於て失業對策の重要方針として可決されたものに、労働時間短縮政策がある。之に關して會長グリーン氏は、開會の辭に於て既に言及するところあり、『産業經營當事者に對する労働者側の忍耐は、今や終局に達した、今後の最高方針は、労働時間短縮の爲め、もし必要ならば、力に訴ふることも努力することにある』と述べ、之に對するニューヨーク・タイムズの批評に答へては、總同盟が過去三年間雇傭主側と協力して平和的に不況對策を考慮せんことに努力したが、雇傭主側ではなすところなく、又政府に迫つて勞資協議會の開催を要求したが、大統領の拒絶するところとなつた今日、労働者側がその團結の力によつて自ら一週五日間一日六時間労働制を確立せんとする『戰鬥的態度』をとるに至つたのは、産業經營者とその無爲無策との責任なりと論じた。大會の通過した決議は『一日六時間一週間労働制をば、少くとも賃銀値下なく、出來得べくば賃銀

(ロ)賃銀、時間其他條件が同地方の同種職業に於けるより不利の場合又は賃銀其他の條件を低下すべき見込ある場合。

(ハ)もし雇傭の結果、當該被備者の權利を制限し、労働者團體加入を妨止され或ひは組合員として引續き組合規約に服従し得ざる場合。

(ニ)理由なく退職し又は過失の爲め罷免されしものと雖相當の期間以上は手當の特典を剝奪するを得ず。

(九)範圍。失業保險法は、筋肉労働者及び俸給労働者のいづれにも適用し、大略各州災害補償法の適用範圍となるべく同一とし、漸次擴張すべきこと。

(一〇)手當給付。被備者け、同州内に於ける事前の就業の結果獲得せる法的權利として、手當給付の請求權を有す。給付額及び給付期間は、當該州の地方的事情及び基金への離出金額によりて定む。手當給付に先立つ待期設置は不可とす。労働時間短縮作業に従事せるものは、給付額を減じて支給す。

(一一)失業保險は、州の特に設置せる委員會又は局にて之を經營し産業當事者及び労働者は經營上に参加す。勞資代表同数の諮問委員會を設くるを便とす。但總同盟としては、労働者代表は必ずその所屬團體を経て選出すべきものとす。經營費は基金中より支出し、又保險委員會は、各州の公益職業紹介所の移管を受け、之が監督擴大に努め、公益職業紹介所設置なきところは之を所設す。手當給付支拂機關はなるべく分散せしめ、給付の支拂は、保險委員會の設置しその監督下にある且公益職業紹介所と協力せる地方機關を経てなす

を値上げして即刻實施すべき』ことを宣言し、それと同時に、最近實施されて居る作業分割制度と、賃銀値下政策とを不可とし、『現在通常の場合ならば、一週五日四十時間、又は一日六時間一週三十六時間を標準となすべきであるが、今年の秋冬季の非常時に於ては、この標準以下にし、以て失業者に職を與へ餓餓を防止すべきである』と主張して居る。

尙ほ失業對策の一部として、憲法第十八回改正(禁酒法)の廢止案も、大會の可決するところとなつた。

今回大會に於て殊に重要な決議は、計畫經濟に關するもので、之こそ總同盟が、從來の個人主義的立脚地を脱却して新しき政治的分野を開拓すべき方向を示したもので、その決議は、『今や各人各個主義は實行不可能にして……自由競争は効果なく、各箇は全體としての形勢に依存するものである。……資本主義にして存続せんとせば、それは宜しく代償として生産者の經濟的安定を保障せざるべからず。産業上の各種の單位と集團との全部が協力して、一の統制ある計畫の遂行に努むるにあらざれば、吾人は吾人の種々なる活動の目標として社會福利を標榜する上に大なる進歩をなし得ない』と云つて居る。

其他大會の通過した決議には、武器軍需品製造による營利事業禁止、ロンドン條約の制限まで造艦反對、養老年金制度、フリップピン獨立、石油關稅賦課、オハイオ州實施の如き州營労働者災害扶助基金設置等があつた。

一九三二年は、革命後新憲法によつて建設されしドイツ共和國の全面的崩壊の過程に終始した。過去數箇年全國に互つて目醒しき活躍をせるヒットラー氏の國民社會運動こそ、前年末以來や、衰微の認められるものがあつたが、一大轉換期に際會せる共和國ドイツの趨勢は、ロカルノ條約による賠償問題の解決も時既に運く、四月舉行されし大統領改選を初めとして、ブリュニング首相の辭職に次ぐ、フォン・パーベン内閣の成立、及び之が後繼たりしフォン・シュライヘル内閣の成立と多事多端なりし一箇年の経過は、凡そ來るべき國民社會主義政權確立への恰も準備的過渡期の觀を呈して居つた。

大統領選挙 今回の大統領選挙につき注目すべきは、社會民主黨のヒンデンブルグ將軍支持と、共產黨一部のヒットラー氏支援とであつた。ヒンデンブルグ大統領は、一九三二年任期満了につき、三月十三日改選が行はれ、投票の結果ヒンデンブルグ將軍の得票数は、最高點ではあつたが、法定の絶對多數に達せざりし爲め、四月十日第二回投票によつて、愈々留任と決するに至つた。

一九二五年第一回大統領選挙當時には、國粹派はドイツ國民

黨のヤルレス氏を、中央派は中央黨のマルクス氏を、共和派左翼は社會民主黨のオットー・ブラウン氏を立て、戦つた。そして第二回の投票に際し、國粹派はヒンデンブルグ將軍を擁立し、社會民主黨では候補者を立てず、中央黨候補マルクス氏に投票した。その結果國粹派の勝利に歸し、ヒンデンブルグ將軍が大統領に選ばれたことは周知のことである。

六年後の今日、ヒンデンブルグ將軍は再び推されて大統領の候補者に立つたが、昔と今とでは社會的條件が全く變つてゐた。即ち、六年前にフリーゲンベルグ・ヒットラー及びゼルテ等の極右翼國粹派の代表者であつたヒンデンブルグ將軍は今日では昔の反對派たる中央黨及び社會民主黨から選ばれた候補者となつた。之には、種々なる事情があつたが、國際的に見れば、ドイツの政治的安定が、國內のみならず、各國にとつて緊要缺くべからざる條件であり、それには、ヒンデンブルグ將軍の大統領に在任を最も必要とすると思はれた結果で、それが爲め一部の政黨間には、昨年中、憲法を改正して、國家非常時に際しては選挙を行はずして大統領の任期を延長すべき案が提出されたことさへあつたが、國民社會黨側の反對で、その提案は成立しな

かつたのである。之を現下ドイツに於て、極右派たる國民社會黨と對立して二大勢力を構成して居る共產派をして云はしむれば、過去六年間ヒンデンブルグ統治下にあつたドイツの政治情勢即ち階級對立の著しい激化が斯くの如き事態を必要としたのであつて、資本主義諸黨が共產黨の進出に對抗してプロックを形成すべき必要に迫られ、ドイツ支配階級が國難救済の爲めデモクラシーよりフランスムへ進らねばならぬ必然の徑路であつて、之に對してヒットラー氏の立候補した如きは、國粹派の添物であり、「ロボット」である云つて居る。

一九三二年初頭首相ブリュニング氏は、國會各派に對して、非公式に、大統領の任期延長の交渉を行ひ、國家非常の際選挙戦による國內の不安動搖と多額の経費とを防止せんことを提案した結果、各政黨とも之に賛成するもの多かつたが、唯國民社會黨のみは、一月十七日黨首ヒットラー氏が長文の公開狀を發表して、之に反對した。氏の反對理由は、國會が大統領を選任するは、ワイマル憲法第一條に違反すといふのであつた。こゝに於て、政府は、全國民をしてヒンデンブルグ大統領に對して、憲法第四十八條に基き任期延長をせんことを請願せしめんことを計畫したが、大統領自ら立候補を承認した結果、こゝに選挙戦は展開されることになつた。

第一回の投票に於て各黨で擁立した候補者は、ヒンデンブルグ將軍を初めとして、鐵兜團のデュステルベルグ氏、中立のウイ

ンテル氏、共產黨のエルンスト・テールマン氏等があつたが、殊に興味ありしは共產黨の戦術であつた。

共產黨では、早くも一月十二日の中央委員會で來るべき選挙闘争に於て、テールマンを立候補させて一戦すべきことを決し、今次の選挙闘争に於ける政策として、左の決議を同中央委員會に於て採用した。

「共產黨は、大統領選挙を以て、他の一切の公選や人民投票と同じく、議會的任務とは見ず、議會外の任務と見る。階級對階級の闘争の一構成部分と見るものである。共產黨は、資本主義の支配の下に於ては投票の多數を集め得ないことは知悉してゐる。……ドイツ共產黨は、一切の階級的組織とプロレタリアートの統一戦線機關とを基礎として議會外の大衆行動としての選挙闘争を行ふ。」

また二月十九日の黨中央委員會總會に於ける黨の候補者テールマン氏の來るべき選挙に關する聲明は、「吾々はこの選挙戦を立派に利用して、社會民主黨及び國粹黨を暴露することが出来る。吾々はこの選挙戦を利用して、大衆のあひだに闘争の決意とストライキ熱を醸し出すことが出来る。このためには、然し吾々は選挙戦を吾々の全階級政策の範圍内で、工場を基礎とし眞の議會外動員カンパニーとして闘争に動員し、一切の議會主義的幻想を破壊し得なくてはならない。」と云つた。

斯くて三月十三日第一回投票が行はれた。(ドイツの大統領選挙に於ては一人の候補者が絶対多数——他の全候補の得票数を超えること——を得ない場合には第二回投票が行はれ、その第二回投票に於て最高票を占めたものが大統領として選ばれる規定になつてゐる。)投票の結果は次の如くであつた。

候補者	得票数
ヒンデンブルグ(現大統領)	18,661,736
ヒットラー(国民社会党)	11,338,571
テールマン(共産党)	4,982,079
デュステルベルグ(鐵兜團)	2,557,876
ウイソン(中立)	111,477
総投票数	37,660,377

第一回の投票に於て、ヒンデンブルグ將軍の得票数は、法定の絶対多数に満たざること十五萬票の爲め、第二回投票を行ふこととなつた。投票日は四月十日とされ、その間復活祭の週間は政治運動を停止すべきことが大統領によつて命令され、第二回の白熱的選挙戦は、四月三日より初まつた。之より先ドイツ國民黨のフリーゲンベルグ氏は、第二回投票の代案として、ヒンデンブルグ將軍の當選を認め、それと同時に國會を解散して、國會及びプロイセン、バイエルン、ウルトンベルグ等の州議會の總選挙をば、五月八日に同時執行すべく、憲法改正の提案をしたこともあり、又前ドイツ皇太子フリードリヒ・ウイヘルム親王が、ヒットラー氏支持の宣言を發表して、一大センセーションを惹起する等のもあつた。第二回投票の結果

は、左の通りで、ヒンデンブルグ將軍の留任は、絶対多数を以て確認せられるに至つた。

ヒンデンブルグ 一九、三五九、六四二票
 ヒットラー 一三、四一七、四六〇票
 テールマン 三、六〇六、三八八票

こゝに注意すべきは、共産黨候補者たるテールマン氏の得票数の減少して、ヒットラー氏のその増加したこと、之は一部地方の共産派がヒットラー氏への投票を指令した結果だと云はれ、内外の問題になつた。

國會總選挙 大統領選挙後に於けるドイツの政局は、急速の進展をなし、ブリュニング内閣の總辭職に次いで、國會總選挙となり、その結果極右派は益々發展強化して、遂にヒットラー氏自身全國の政權を把握せんと運動するに至つて居る。

大統領選挙の際は、ヒットラー氏の得票は、最大多数に達することを得ず、ヒンデンブルグ將軍の得票との差は約六百萬票になつて居つた。四月二十四日プロイセン、バイエルン、ウルトンベルグ、アンハルト及びハンブルグの州議會選挙の結果、右翼各派は、依然として絶対多数を占めるを得なかつたが、著しく議席を増加し、例へばプロイセン議會の如きは、得票に於ては、國民黨は、大統領選挙当時より減少したが、議席百六十二を占め、州内第一黨となり、之にフリーゲンベルグ氏のド

イツ國民黨の三十議席と其の他右派各黨の十議席を加へるときは、全議席四百二十三中二百三十三は右翼各黨の占領するところとなつた。其の他の州に於ても國民黨は凡て第一黨の地位を獲得 (バイエルンは人民黨四十五名にて第一黨、ヒットラー派四十三名にて之に次ぐ)すると同時に、中間諸派は凡て凋落して左派たる社會民主黨及び共産黨が、僅かに優勝せる右派に對抗してゐる状態となつた。この形勢は、其の後の州議會選挙の結果に於ても歴然として現はれ、五月二十九日のオルデンブルグの選挙も、六月五日のメクレンブルグ・シュウエリンに於てもいづれも國民黨の進出著しく、前者に於ては四十六議席中ヒットラー派は二十四を獲得し、後者に於ても五十八名中二十九名は國民黨員であつた。

斯く右派の進展の眼見ましきことは、二年前に選出せられし國會の組織が、今日の國民の意志を代表せずのと議論を有力ならしめるものであつたが、五月三十日ブリュニング内閣の辭職し、之に代つてフォン・パーベン氏の右派内閣の成立するに及んで、愈々右派の天下となるべき形勢は確立して來た。

ブリュニング内閣辭職の直接原因は、五月二十九日ブリュニング首相が提出した失業救済を目的とする東プロイセンの土地分割案に對して、ヒンデンブルグ大統領が裁可を拒絶したにあつた。之より先、プロイセンの新議會に於ては、ヒットラー派は優勢の地位を占めたが、絶対多数たるを得ず、それが爲め

ロイセン政府をヒットラー派にて組織すること不可能であつた結果、ヒットラー氏は、待期の態度をとつて形勢の觀望に努めて居つた。然しながらブリュニング内閣の信望の失墜は、右派の進出よりは、寧ろその政策の結果であつて、殊に軍隊を始めとして、ルール地方の資本家及び東プロイセンの農業家の反感を買つてゐたことであつた。ブリュニング内閣が、四月十三日ヒットラー派の民軍たる奇襲隊(S.A.)を不法團體として、之が解散を命じたことは、一部の將校及び國防省高官連の間には、不滿の念を喚起し、その結果國防大臣グレンナー將軍の辭職を見るに至つたが、次いでブリュニング内閣、殊にその労働組合出身の労働大臣シュテューゲルワルト氏の社會政策は、かねてルール地方の資本家の悦ばざりしところ、加ふるに東プロイセンの地主所有の農地分割案の提出されるに至つて、遂にブリュニング氏は失脚したのである。

大統領がブリュニング内閣の辭職を聽許したことは、時機尙早と觀じて居つたヒットラー派には、必ずしも歓迎すべき好機會ではなかつたが、次いで組織された内閣は、果して極右派ではなく、左の通りその政策に於ては大體前内閣の政策を繼承せる右翼穏和派であつた。

宰相 中央黨 フランツ・フォン・パーベン大佐
 外務大臣 前駐英大使 コンスタンチン・フォン・ノイラート男
 大藏大臣 シュヴェリン・フォン・クロジツク男

内務大臣 ウィルヘルム・フォン・ガイム男
 経済大臣 ヘルマン・ワルムボルト教授
 国防大臣 クルト・フォン・シュライヘル中将
 食糧農務大臣 フリードリヒ・エドレル・フォン・ブラウン男
 逓信大臣 フォン・エルツリユバナハ男
 労働大臣 フーゴー・シャツフェル氏
 司法大臣 フランツ・ギュルトネル博士

斯くて國會に多數政黨の支持を有せざる政府は、七月四日國會を解散して、七月三十一日總選舉を舉行することとなつたが、總選舉の結果は、左の通りで、國民社會黨の進出は依然として目覚ましきものがあつたが、國會の形勢は、絶對多數を占むる政黨を缺く爲め、依然として不安を免かれざる状態であつた。

政黨	議員數	
	1932年	1930年
國民社會黨	230	110
社會民主黨	133	136
中央黨	89	78
ドイツ國民黨	75	68
ドイツ労働者黨	37	41
ドイツ農民黨	22	19
ドイツキリスト教社會黨	7	30
ドイツ農民黨	4	14
ドイツ農民黨	4	21
ドイツ農民黨	2	5

斯くて七月三十一日の總選舉によつて選出された國會は九月十二日再開の結果、即日解散となつた同日政府側

の豫定では、フォン・バーン宰相の施政方針演説ある筈であつたが、その日程に入らない前に共產黨提出の九月五日の緊急令廢止と内閣不信任に關する議が上程された。社會民主黨でも緊急動議あり、一旦休憩後再開して共產黨の動議の表決に入つた。此の瞬間宰相は議會解散をなさんかため發言を求めたが、國民社會黨議員たる議長ゲーリング氏は宰相の發言と解散命令の受領とを拒んだ。表決の結果五三對四二票で以て共產黨の二提案共に可決せられた。宰相は解散議會がなしたる決議の無効を主張し、議長は其の院内權を楯に不信任の明示を受けたる内閣が最早解散權を有せざることを主張して兩者應酬に努め一方議會は翌日の會議續行を決し、尙ほ閉會又は解散中議會の權利を擁護すべき議會常置委員會でも、翌日解散の不法を決議した。然し遂に議長折れて政府の議會解散を合法と認めたのである。

國會解散の原因となつた九月五日の緊急命令は四日夕ヒンデンプルグ大統領の署名を得、五日公表、六日の官報を以て公布せられたもので、注目すべき重大なる命令である。之は八月二十八日、首相バーン氏がミュンスターに於て發表した彼の經濟政策を具體化する官報數頁に互る相當廣汎なもので、(一)經濟振興、(二)社會政策的處置、(三)公債政策的處置及び(四)財政政策的處置の四部分に分れてゐる。其の中心をなすものは總計二十二億マ르크に達する拂戻稅證券 Steueranrechnungsscheine

の發行權を政府に付與した點である。而して此の緊急命令の目的は(一)六百萬の失業群を今後一ケ年内に三分の一就業せしめ(二)國內經濟市場に刺戟を與へ、特に中小工業(手工業)者を救済し、消費の減少とこれに伴ふ生産の減少を一掃し以て深刻なドイツ工商業界の不況を打開せんとするにあつた。内容を摘要すれば左の六項に歸着する。

- 一、拂戻稅證券を發行し、賣上稅、運輸稅及び不動産稅等の生産業を阻害する各種稅目の大規模拂戻を行ふのである。此の證券は一九三四年乃至三八年迄に納稅の代りとして國庫に納付することが出来る。此の結果、ドイツ鐵道會社は巨額の運輸稅の拂戻を受け車輛の充實及び線路修理等に着手することが出来る筈である。其他の一部稅目に就ては四割までの拂戻を行ふ。かくて十六億マ르크の商工資金が融通せられることになるのである。
- 二、緊急命令實施後(十月一日より)新に労働者又は雇人を借入れる雇主に對しては、各雇人一人につき三ヶ月二百マ르크の補助金を交附する。此の補助金として政府より發行せらるべき拂戻稅證券の額は六億マ르크に達する見込である。
- 三、聯邦政府に對し社會保險制度の簡易化、特に養老年金の改革を行ふ權限を付與する。
- 四、聯邦政府に對し各地方の産業状態に適應せしめるやう團體貨銀協約の一部を變更する權限を與へる。此の場合には基準貨銀率より二割を下らない限度に於て、雇人の賃銀を引下げることが出来る。

五、聯邦政府の監督を受け又は補助を受ける一切の銀行會社の重役支配人の報酬を一般官吏の俸給を基準として減額する。但し年俸三萬六千マ르크を超えることを得ない。

六、道路、運河其他の土木事業を起し、更に農村及び郊外住宅を増設する。

之に對して、共產黨は勿論、社會民主黨も反對を唱へた。のみならず工商業界の有力筋では、新制度によれば賣上稅による政府收入の半は小商工業者の負擔する所で、之等小商工業者は拂戻稅證券によつて國立銀行から商工資金を借入れても、極度の金融難に行惱んでゐる結果、實際には右資金を翌年度の各種の租稅納付に充當せざるを得ず、從て政府が拂戻稅證券制度によつて民間に融通せしめんとする資金の半は商業資金に供せられず、資金難によるドイツ工商業界の不振は、決して政府の期待する程打開せられないと觀測してゐた。

其の後、十月四日に至つて、政府は九月五日の緊急命令の目的を達成せんがため、労働相シュツフェル氏をして緊急命令を發布せしめた、其の内容を摘要すれば次の如くである。

- 一、雇主は、九月五日公布の緊急命令に基く雇傭人員増加の目的を以て、被傭者の労働時間の短縮及び之れに伴ふ賃銀引下を行ふ權限を有す。
- 二、右により被傭者の賃銀が、勞資間に締結せられた團體協約の率

以下に低下しても、被備者は罷業の権利を有せず。
三、若し被備者側が労働時間の短縮及び賃銀引下に反対して罷業を行つた場合には雇主は労働組合に對し罷業中の損害賠償の訴へを提起する権限を有す。

之れは労働者の罷業を弾壓することを主たる目的とするもので、一面十一月六日の總選挙を控へ共産黨に對する宣戰布告の意義と、他面常に罷業彈壓の非合法化を叫んでゐるヒットラー主義への挑戰の意義をも有するものであつた。

斯くて一九三二年に於ける第二回目の國會總選挙は、十一月六日舉行せられ、左記の結果を示すに至つた。(○印はフォン・パー

	新	舊	△印減
國 民 社 會 黨	195	230	△ 35
社 民 主 義 黨	121	133	△ 12
共 産 黨	100	89	△ 11
中 央 黨	70	75	△ 5
○ ドイツ 國民 黨	51	37	△ 14
○ バイエル 國民 黨	18	22	△ 4
○ 農 民 黨	11	7	△ 4
○ キリシュ 農 民 黨	6	2	△ 4
○ 農 民 黨	5	4	△ 1
○ キリシュ 農 民 黨	2	4	△ 2
○ 農 民 黨	2	2	—
○ キリシュ 農 民 黨	1	—	△ 1
○ 農 民 黨	—	2	△ 2
○ キリシュ 農 民 黨	—	1	△ 1
○ 農 民 黨	—	1	△ 1
總 計	592	608	△ 16

ペン政府與黨)
要するに増加の筆頭は十四票の中堅國權黨、次が共産黨であり、減少の筆頭は三五名の國民社會黨、次が社會民主黨である。従つて全體から見れば左傾極端化である。僅少の増加を見たるもパーベン政府の明白なる敗北である。依然たる政局不安である。同一理由による解散反復はドイツ憲法の禁ずる所である。現政府は辭職の外ない。と云つて後繼内閣は難中の難事。從來とても既に議會政治無視のドイツ。將來も此の可能性と必然性がある。擡頭急激なりし國民社會黨の減少は特に注目し値するを以て、其の理由の検討は必要である。即ち(一)ローザンヌ會議に於ける政府の外交的勝利、(二)政府の軍備平等の提唱(三)政府の青訓學校設立、(四)ナチスのテロ化、(五)ナチスの社會主義化等は、ナチスの存在理由を減少させた主要原因であらうし、之は又少しではあるが國權黨と共産黨を増加せしめた原因でもあつた。
右の如く總選挙の結果は、國民社會黨が三十五議席を失ひ、得票數に於ても二百萬票を減少せる外、國會に於ける各黨の地位を著しく變化することなく、従つて政局安定の上に殆んど寄與するところがなかつたのは、注目すべきであつた。之に於てフォン・パーベン首相は、各黨と交渉して何等か政府と提携すべき基礎を發見することに努め、ヒンデンブルグ大統領の希望に基き國會の三大野黨たる中央黨、社會民主黨及び國民社會黨

の各代表と會見することになつたが、中央黨に於ては、フォン・パーベン氏の脱黨以來快からざるものあるに加へて、その支持せるブリュニング内閣の倒壞が氏の策動の結果なりしこと、及び去る六月フォン・パーベン内閣組織の際には同黨に對して、氏が何等の交渉をせざりしこと、及び氏が脱黨後プロイセンの新教派貴族階級と密接の關係を結びし等の事情の爲め、フォン・パーベン内閣支持不可能の状態であつた。一方社會民主黨に於ては、全然會見をだに拒絶して取合はず、國民社會黨側には、あくまでヒットラー氏の後繼内閣組織を主張して譲らず、加ふるに國民社會黨が、フォン・パーベン内閣打倒の爲め、共産黨又は社會民主黨と共同行動を執るべき形勢となつたので、遂に十一月十七日フォン・パーベン氏は辭表を提出するに至つた。

フォン・パーベン内閣總辭職後、大統領は、何等かの方式に基いて聯立内閣を組織し、從來の緊急令による所謂『大統領内閣』を中止して、憲政の正道に復歸せんとする意嚮より各黨首領との交渉を開始し、ドイツ國民黨のフーゲンベルグ博士を初めとして、中央黨のルドウィヒ・カース博士、人民黨のディンゲルディ博士等と會見するところあり、十一月十九日にはヒットラー氏を引見して協議するところがあつた。當時大統領の希望は、國民社會黨を中心として各派聯合の舉國一致内閣組織あつた模様であるが、他黨間に不人望なるヒットラー氏が斯くの如き企圖の不可能なるは明白のことで、氏としては自ら内閣を組織して、依然

緊急令政治を繼續せんことを提案したと云はれる。新聞の報道によれば、大統領側では、ヒットラー内閣任命の條件として(一)國防省事務を變更せざること、(二)外交政策を變更せざること(三)フォン・パーベン内閣の着手せる經濟更生政策の續行、(四)通貨政策上の冒険を行はざること、(五)プロイセン州統監制度を變更せざること、(六)緊急令政治の廢止、議會機能の復活、(七)大統領の權能制限を目的とする立法措置をとらざること等を提示したと云はれる。之に對してヒットラー氏は、『ヒンデンブルグ大統領の留保條件に基いて、現下の政治危機を國會により解決するは不可能なり』との理由にて、入閣を拒絶することとなつた。ヒットラー氏の言明によれば、氏は、大統領の提案を拒絶するに當つて、國民社會黨としての組閣方針を提示したところとであつたが、氏の拒絶に接して大統領側の發表せるところによれば、大統領としては、『再三その排他主義を力説するのみならず、大統領個人に對しても又その必要と認むる政治的經濟的措施に對しても大體に於て反對の態度を採れる政黨の首領に大統領の權能を讓與するは、正當と認め得ない。斯くの如き事情の下にあつては、貴下の組織する大統領内閣は、直ちに一黨獨裁に墮すべく、その結果ドイツ國內の分裂を甚しく深刻化するべきことを憂懼せざるを得ない。斯くの如き結果を生ずること』は、大統領の宣誓と良心との許さざるところであつた。
斯くてヒットラー氏が入閣の機會を失したことは、國民社會黨

内に於ても種々論議の対象となり、その非妥協的態度に對する非難の聲もあり、ヒットラー運動没落の徴候とまで云ふものさへあつたが、十二月に至つて、大統領は前國防大臣クルト・フォン・シュライヘル氏に組閣を命じ、こゝに一八九〇年以來最初の現役軍人を首班とする政府は成立した。この内閣も亦所謂『大統領内閣』であつて、首相フォン・シュライヘル氏は、依然として國防大臣を兼攝し且プロイセン州統監をも兼ね、外相としてコンスタンチン・フォン・ノイラート男爵留任し、プロイセン州副統監たるフランク・ブラハト氏は内相に、選相エルツ・フォン・リューベナハ氏、藏相ルッソヴエリン・フォン・クロジック伯、法相フランツ・ギルトネル氏、勞働相フリードリヒ・ジルプ氏、經濟相ヘルマン・ワルムボルト教授、農相フリードリヒ・エドラード・フォン・ブラウン男爵の外、無任所大臣ヨハンネス・ボピッツ氏をして、プロイセン州財政の局に當らしめ、尙ほ失業救濟事務長官としてグンテル・ゲレケ氏を任命したのは注目すべきであつた。新内閣は、大體に於て前内閣の政策を繼續することとし、唯、國會に對しては聊か讓歩するところあり、例へば無產政黨側の要求も或る程度まで認め、憲法改正問題の審議を中止し、或ひは從來の如く解散權を以つて威脅する如きことをせず、クリスマス前後の期間に互つて政争休戦を宣して、輿論の緩和に努めるところがあつた。

新國會は、十二月六日開會となつたが、年長者として議長席

に就いた國民社會黨のリツマン大將が開會の挨拶に於て、ヒットラー氏を推賞して、ヒンデンブルグ將軍を貶したる劇烈なる演説に次いで、正式議長として選出されたのは、同じくヒットラー派のウイルヘルム・ゲーリング氏であつた。國會々期三日間に於て、共產黨其の他では、新内閣の政見發表を要求したが、之は否決となり、次に國會社會黨提出の憲法第五十一條修正案は可決となつた。之は、大統領の職務執行不能の場合首相が之を代理すべき規定を改正して、大統領の代理として最高法院長を任ずるやうにしたので、この改正の結果、前皇室の復位は愈々困難となるものと見做されて居つた。然し一方に於て、ヒンデンブルグ大統領が、ヒットラー氏を首相に任命する事を拒絶したのは、第五十一條規定の適用を恐れた爲めであつたと云はれても居る。會期中議場は例によつて共產黨員とヒットラー派との抗争により喧噪を極め、負傷者さへ出たが、恒例の政府不信任案の提出は見なかつたのは珍らしいと云はれて居る。右の外、國會の可決した法案には、政府提出の特赦案と九月四日の緊急令の一部撤廢とがあつた。前者は、政治犯又は不況の結果たる犯罪人の五年以下の刑期のものを釋放し、それ以上の重刑をも輕減することを目的としたもので、後者は、雇主にしてその使傭労働者を増加するものに、賃銀低下を許した規定を廢止したのであつた。

十二月十一日には、かねてドイツの要求する軍備平等の原則

を認めた五箇國協定は、デュネーヴ軍縮會議に於て調印となつたが、同十五日フォン・シュライヘル首相は、全國に向つてその施政方針を放送した。それによれば、新内閣の政策は、失業巨救を中心としたもので、それが爲めかねてゲレケ博士の立案たる國內移住を實施すべき明年度豫算には、その經費として五十萬マルクを計上する外、國立銀行からも同額の出資をなし、以て人口稀薄なる東プロイセン地方の土地約三十萬エーカーを移住者に提供すべく、一方この政策の成否は農業の健全なる發達によつて決定する關係上、首相は閣内の意見を統一したと云ひ、其の他青年の修養鍛鍊の方法として徴兵制度を最も有力なりとしヴェルサイユ條約の結果強制的服役は不可能なるため、政府は青年體育局を初め各種の訓練機關を設けたのであると述べた。尙ほ、新政府の方針としては、從來發布せる緊急令中出版の制限政治的暴動の嚴罰等に關するものは撤廢すべきことをも言明した。

斯くして一九三二年中は、表面上政局はやゝ小康を見たが、こゝに重大なりしは、前皇帝の入國禁止を規定せる共和國防護法の適用期間の十二月二十日を以て満了し、之に對して政府が何等の措置をとらざりしこと、國民社會黨内部に於て分裂の惹起したことであつた。從來帝政復活運動は、主としてフリーデンベルグ氏のドイツ國民黨によつて支持されて居つたが、帝政派の勢力未だ大ならざるは、十二月初頭國會の議長選舉に於

て國民黨側の候補者の落選して、却つてヒットラー派のゲーリング氏の支持されたことでも知られるのであつたが、ヒットラー派の分裂は、やがて一九三三年になつて一大政變の素因をなすに至つた。十二月初旬國民社會黨極左派領袖として知られたグレゴール・ストラッサー氏の脱黨が報道されたが、やがて一月初旬には、同黨參謀長格のベーム大佐及びベルリン地方突撃隊長ヘルドルフ伯も亦「賜暇」をとつた旨發表があつた。之等の事件は十二月七日より一月三日までの政治運動禁止期間に於て、政府及び在野各黨が政局拾收の爲め各暗躍策動せる事實と照應して何等か重大事件の惹起を豫想せしめるものがあつた。特に注意すべきは、ストラッサー氏脱黨後、ヒットラー派の政府に對する絶對反對の態度が緩和され、又政府側に於ても例へばヨセフ・ゲッベルス博士の國事犯事件の起訴を特赦令に基いて撤回したこともあり、果てはヒットラー氏入閣説さへ噂されり、或ひはヒットラー氏とフォン・パーベン氏とが政府顛覆協議のため會見したりと云ひ、或ひはストラッサー氏のヒットラー氏との意見の衝突は、國民社會黨の財政窮乏の爲め、次回の總選舉の費用に差支へある爲め、ヒットラー氏の政府反對を緩和せよとの點にありしと云ひ、再び形勢混沌たる状態となつた。政府側では、あくまで政局安定を標榜して、各黨の態度闡明に努め、又國會に於ける地位を鞏固にするため、ヒットラー派の入閣を勸誘したる如く、之等の事情より國會の開會を再三延期したが、遂に政府は國會に

於ける多数を制し得ざること明らかとなり、國會解散に決したが、大統領の裁可拒絶のため、こゝに共和國創立後第二十回の内閣は、在職六十五日間に於て、一月二十八日辭職し、次いで成立したのは、ヒットラー氏を首相とせる國權黨及び國民社會黨の聯立内閣であつた。

労働組合

アムステルダム系統労働組合中央機關たるドイツ労働組合總同盟(ADGB)の一九三二年度報告によれば、全國の加盟組合員数は、一九三二年初頭現在合計四百十三萬四千九百二人で、之を前年に比すると、五十八萬一千六百六十七人の減少になつて居り、打撃不況と國內の社會的不安の影響がこゝにも明らかに看取される。一九三二年に於ける總同盟の活動は、主として反動勢力擡頭への抗争が中心となつて、屢次の選挙戦にはよく社會民主黨と協力して左派勢力の維持に努めるところがあつた。

一九三二年に於ける總同盟の活動中最も注目すべきは、その經濟改造案の確立であつた。總同盟では、かねてから時局對策協議の爲め特別大會を開催すべき計畫であつたが、それは一九三二年四月十三日ベルリンに於て開催せられ、その際總同盟としての政策の一端は決議として作製された。

總同盟特別大會

大會の出席者中には、中央政府労働大臣シュテーゲルワルド氏及びプロイセン州政府首相オットー・ブラ

ウン氏なども居つた。シュテーゲルワルド氏は、その演説中に、政府の社會政策につき辯明するところがあつた。ブラウン氏は失業對策としての唯一の方法は、労働時間の短縮にありと云ひ氏が一週間四十時間以下にすべき用意あることを言明した。今回の大會の眼目たる政府當局の有效なる對策による労働者需要の擴大に關する報告は、總同盟副會長エッゲルト氏によつて提出されたが、討議の結果大會は、それに基いた左の決議を可決した。

『失業と窮迫の全國に亘つて極度に悪化したる今日に於ては、國家は經濟活動の日に増に衰頹するを防止し、且生産工程より放逐されし労働者の爲めに就職の方途を發見するが爲め、より全精力を傾注して努力すべきである。』

本大會は、政府に對して即刻公共事業に着手し、政府の註文を發行し、適當なる民間の註文を促進し、以て失業救済上或る程度の具體的效果をあげんことを要求する。この目的の爲めには、苟しくも經濟的價値ある補助的事業にも着手する必要があるが、その種の事業に於ては經費のなるべく大部分が労働者の所得たる如きものでなければならぬ。最も實行性あるものは、道路の補修建設、農業改善、國內農業移民、水害豫防築堤、小住宅建築、既成住宅修理、鐵道及び郵便事務擴張等である。

『この種の事業の労働者に對しては、通常の團體協約に基く賃銀を支拂ひ、且労働時間は一週四十時間を超過してはならない。』
『本大會は、この種の事業の財政の困難を知らないものではない』

然しながら今日の狀況は、その困難を克服する爲め一層大なる盡力をなすべきことを必要として居る。獲得し得べき凡ゆる資金(資本逃避税及び家賃調節税の如き特別課税による収入をも含む)は、凡て當分の間事業振興の爲め之を支出すべく、又失業者の再雇傭により生じたる失業手當の餘剰及び就職者により支拂はるべき税金及び失業保險離出金の總額をも亦支出すべきである。

『本大會は民間に死蔵されし蓄財を誘出し得る如き條件にて全國事業振興公債を起さんとする社會民主黨代議士會の要求を支持するものである。この公債中金融市場に提供し難き部分は、銀行に於て事業振興資金の臨時的手段として使用すべきである。而して利子及び減債基金の安全を確保せんが爲め必要の際は、債務者團の特別聯合體を創設すべきである。』

『物價に對する凡ゆる投機は、賢明なる關稅及び輸入政策と共に嚴重なる物價統制を行ひ、以て之を防止すべきである。』
『事業の迅速に着手し、公平に分配せられんことを監視する爲め、充分の権能を有する全國的機關を設置すべく、而して事業振興政策に對する内外の信用を確立するをその任務とすべきである。』
『本大會は、又、労働時間を一週四十時間の最低限度に短縮し、且購買力を増進することを中心として、失業防止をせんとする労働組合年來の要求を繰返して主張するものである。』
『本大會は、我が國民全部が、事業振興の喫急たるを認め、且この政策を助長する爲め凡ゆる努力をせんことを要望する。』
『本大會は、目下事業振興の必要の殊に緊切なるものなるを認むると同時に我が國の政府が、現下の破滅的時局よりその必至的結論を

導き出し以て、國民及び國家をして斯くの如き災厄の再起の爲め苦しまざらしめんことこそその重大任務たるを宣言する。我が國民の極めて多數者が、私有資本制度の經濟的指導力に對する信頼の念を失ひ居るは、最近の體驗の教ふところである。經濟活動上に於ける國家の勢力とその監督及び協力とは、急速に之を擴大強化しなければならぬ。本大會は、總同盟執行委員會をして、再び政府に對して、かねて労働組合側にて作製せる緊要なる經濟的改造に關する要求を提出し、且最も力強く之を要望せんことを指令する。』

經濟改造案 前述の經濟改造案は、總同盟とドイツ自由使用人總同盟(AFA)との協力で作製されたもので、かねて現下經濟界の悲境と失業増加に對する方策を考究しつゝあつた兩團體では、進んで一般經濟政策を作製することとなり、専門家をも交へたる委員會に於て、左記譯出の對策を發表するに至つた。

『今や世界的經濟危機は、現下の悲境を克服し、且斯くの如き慘劇の再起を防止せんが爲め、組織的方策を樹立することを現代にとつて緊切の任務たらしめるに至つた。今や現在の放任主義經濟組織に代ふるに、全社會の利益を目的として組織せられし周到なる計畫經濟制度を以つてすべきことが緊要となつた。』
吾人の目指すところの計畫的必要充足經濟制度に於ては、社會は生産手段に對する統制権を有しなければならぬ。この點を眼目として吾人は、社會全體の眞の利益を増進すべき經濟政策の指導原則を左の如く立案した。

一、景氣政策と大衆購買力

經濟組織の緊密なる計畫的發展の爲めには、生産が社會の需要に適應すべきことを要する。

- (イ) 危機勃發を豫防し且經濟的進歩を促進する爲めには、大衆の購買力の組織的増大と資本の蓄積使用の調整とを必要とする。
- (ロ) 勞働の生産力の増加に應じて、勞働時間は短縮すべきである。一週四十時間制度を即刻法律を以て實施せしめ、之をば法定最高勞働時間と見做すべきである。
- (ハ) 經濟的周期律上の劇動を緩和する爲め、國、州及び地方當局者其他公共團體は、恐慌期に際して、公共事業を提供し註文を提出すべき資源として充分なる積立を準備すべきである。社會保險當局者は、好況期中に於て積立をなし、以て危機に際する大衆購買力の低下に備へざるべからず。

二、商工業

民主主義國家は、商工業の發展に對して、決定的の力を加へ、以てそれらにば、社會の利益の方向に誘導しなければならぬ。

(イ) 基本工業は、私有獨占機關の恣意的支配より之を脱却せしめ公共的統制の下に置かなければならぬ。鑛産、基礎的原料品産業、各種の動力事業、及び運輸業の全部は、近代經濟生活の基礎たるもので、之等は、公益を目的として、社會によりて組織的に經營しなければならぬ。

(ロ) それを爲め、先づ炭坑とそれに關聯せる諸産業の國有化をなし、次に屑鐵及び鐵鑛業をも含める鋼鐵業、次に大化學工業、別しては人造肥料製造業、次に建築業中獨占事業たる部門、殊にセメント業の國有を必要とする。

四、農村政策

勞働者階級は、都市農村間の公正なる均衡に努むるものである。

(イ) 耕作農民は、各その勞働に對する充分の報酬を獲得すべきである。農民の利潤は、大衆購買力の維持と増加とに依存するもので、従つて價格統制上の凡ゆる方策、殊に外國の競争に對する凡ゆる保護政策には、都市消費者の購買力を考慮すべきである。

(ロ) 利潤の極端なる變動を防ぎ、農業を安定せしむる爲めには、國家的獨占販賣と生産の量及び種類に對する組織的統制とにより、市場を調節すべきである。生産者の價格と消費者の價格との差額をば、國家政策と、農業販賣協同組合と都市消費者組合との直接両力とにより低減すべきである。

(ハ) 小農の地位向上の爲め國家は、技術的知識の應用を促進し、散在せる農地の集中過程を急速にし、且生産組合組織を促進すべきである。

(ニ) 今日で既に營利的價値なき廣大なる私有地は、自作農地又は大生産組合企業となすべきである。國內移住には、生計を營み得べき充分なる可能性を提供しなければならぬ。移住者の選擇には、農業勞働者を第一に考慮すべきである。土地資本階級に對する各種の補助政策は中止し、大私有地は、公有財產化すべきである。

五、外國貿易政策

現在私有商工業關係者の支配下にある外國貿易政策は、國民經濟生活に寄與するものたらしめざるべからず。而してそれは、ドイツ國民經濟をば、國際的分業の中に合一することを促進し、世界市場よりの孤立の危険を警戒すべきである。

(ハ) 動力及び運輸業は、凡て公共的統制の下に置き以て事業の改善と價格低下を期さなければならぬ。

(ニ) 國家カルテル・モノポリ統制局を設け、凡ゆるカルテル及びそれに類する企業結合、併びに凡ゆる獨占的合同事業及び私有企業の監督に任ずべきである。該統制局は、斷えず生産、販賣、價格等の調査をなし、公益の爲めそれを調節するを任務とする。

(ホ) 生産と大衆の需要とを計畫的に適應せしめ、分配費を低下せしめん爲め、消費者は、消費者組合に結合せしむべきである。

三、銀行及び信用制度

私營銀行制度を廢止して、國家統制制度となし、以て信用及び資本の分配を組織化しなければならぬ。

(イ) 銀行其他信用機關、併びに保險會社、殊に生命保險事業は之を國有にすべきである。

過渡期に於ては、國家は、銀行に對して資本による左右權を有しなればならぬ。官廳當事は凡て銀行への資本參與によつて銀行經營の統制の保持に努むべきである。

(ロ) 過渡期に於ては、信用の分配は組織的になし、以て計畫經濟的に需要を満す如く振向けなければならぬ。この任務の遂行の爲め中央銀行統制局を設け、それをして信用機關の投資政策の指導原則を定め、その指導原則の實行の監督をなさしめなければならぬ。

(ハ) 銀行統制局は、國立銀行と密接の協力をなし、國立銀行は、私營銀行及び産業界の支配的勢力より解放すべきである。國立銀行の理事會には、國家及び公共團體の外、凡ゆる重要經濟團體殊に勞働組合及び消費者組合の代表を參加せしむべきである。

(イ) ドイツの關稅及び通商政策は、通商障壁の撤去を目標としなければならぬ。

(ロ) ドイツは、國際的通貨及び信用關係を恢復する爲め、全力を傾注すべきである。

(ハ) 歐洲の經濟的勢力の協力の爲め凡ゆる努力をすべきである。

(ニ) 計畫經濟制度の發展と共に、外國貿易獨占を基礎にして國家の組織せる國際的商品交易が、現在の個人的外國貿易關係に代はるに至るであらう。

七、經濟計畫の建設

計畫經濟制度への諸種の傾向は、現存經濟組織の機構内に於て統一調整しなければならぬ。殊に個々の國營企業經營が保障せられなければならない。

(イ) 中央經濟統制局を設け、之に計畫經濟制度の發展及び運用を委任すべきである。この中央機關は、銀行統制局、カルテル・モノポリ統制局、專賣機關、及び公共經濟當局者と協力して、經濟生活の各部門を監視し、計畫制度に基いてそれらの活動を擴大する爲め、努力すべきである。

(ロ) 中央計畫局は、銀行國有の増加と公共的統制下の企業の發達に應じて、銀行統制局と協議の上信用分配上の案を起草し、又外國貿易獨占局と協議の上外國貿易の指導原則を定むべきである。

(ハ) 經濟計畫化の發展は、經濟生活の民主化と伴隨しなければならぬ。經濟生活又は個々の經濟部門或ひは經濟分野の向上と監督とを任務とせる各種の公共機關に於ては、憲法第六十五條の規定に基き、責任ある勞働者代表を參加せしむべきである。

フランス及南歐諸國

中歐及びバルカン諸國に於ては依然として暗雲低迷し、爲めに全歐洲に對して一大不安の陰影を投射せるに對して、フランス及び南歐諸國が、世界的不況の影響あるにもかゝらず、比較的明朗の相貌を呈し、政局も亦小康を得て居るのは、特異の情勢である。それは前年イギリスの財政的危機以來、フランスは經濟的安定を確立せる大國としては歐洲唯一のものとして、遙かに大西洋を隔て、合衆國と世界的覇權を争ふべき地位に立ち、その政局もやゝ小康を得て、一九三二年は總選舉の一回行はれしのみで近年になき政變の少き年であつたのと、イタリヤに於けるファシスト政權の漸く確立して、その國際的地位も鞏固となりしと、スペインが新興共和國として洋々たる前途を期待し得る情勢にあり、全國民をあげて輝ける希望を抱いて努力せるとの結果と云へる。

フランス

イギリスが前年の財政危機の結果その國際的地位を失墜して以來、フランスは歐洲に於ける唯一の安定せる強大國たるの地位を獲得した。その結果、一九三二年五月一日及び八日の二回に互つて行は

れたフランス國會總選舉は、對內的にも又國際的にもその結果は重大の影響あるものとして、ドイツの大統領選舉と共に各國の多大の注目するところとなつた。而して總選舉の結果左派諸政黨の進出著しく、この點各國の期待に反せず、やがてエリオール氏が首班とせる急進黨内閣の組織は、軍縮會議を初めとして、積年の懸案たりし賠償問題の好轉も一縷の希望を生ずるに至つて、全世界に互つて一大反響を惹起した。

「マンチエスター・ガーヂアン」紙の報道によれば、五月一日第一回投票に於ける各派得票数の状況は、政府諸黨三、六八二、〇〇〇票、アルサーズ自治派九〇、〇〇〇票、及び在野諸黨の五、五六四、〇〇〇票にして、全國有権者約千五百五十萬人中約八割五分は投票せるもので、その内左派諸黨の得票を一九二八年の總選舉に於ける成績と比較すると、次頁表の通りになつて居た。而して政府側たる右翼及び中央諸黨に於ては、一九二八年の得票合計約四、二二六、七八八票(代議士二百九十七名)であつたが、今回總選舉の結果得票數に於て六十萬票餘を減じ、代議士數に於て六、七十人の減少を示して居る。五月中旬政府發表の數字によれば、各派當選者數は、大略左の如くになつて居た。

黨派	得票數	増減
急進黨	2,072,000	417,000増
社會黨	1,996,000	298,000増
共和黨	774,000	289,000減
社會主義共和黨	313,000	97,000減
無產黨	98,000	74,000増
其他	311,000	253,000増
計	5,564,000	

極右(王黨)派 八
民主主義共和黨同盟 七六
無所屬共和派 二八
民主黨 一六
左翼共和黨(タルヂウ派) 七二
無所屬急進黨 六二
社會主義急進黨 一五九
社會主義共和黨 三七
社會黨 一二九
無產統一同盟 一三
共產黨 一〇

今回總選舉に於て興味あり

しは政府與黨たりし右翼諸派が、ボンカンレ内閣以來の國民主義的富國強兵政策を標榜せしに對して、社會黨が軍備豫算二割五分削減と國際的軍備縮小と社會保險制度の擴張とを以て之に對立し、之に對してエリオール氏の急進黨が共和主義大同團結を提唱して、在野各派を糾合した點であつた。而して投票の結果は、急進黨及び社會黨の大勝となつたが、急進黨に於ては、かねて一九二四年組閣當時の失敗に省みて、社會黨の入閣を希望せるに對して、社會黨側にては、その原則的主張を固持して、それを條件とせざれば、入閣せずとなし、一方、五月六日大統領ドローメー氏は暗殺されし上、タルヂウ内閣は同十日辭職し、新大統領ルブラン氏は選出せられしが、新議會は六月一日なら

では成立せざる爲め、後繼内閣の組織も一時不可能となつた。總選舉の結果に對する社會黨の態度は、やがて開催されたその年次大會で決定された。

社會黨大會 フランス社會黨(S.F.I.O.)第二十九回大會は五月二十九日より六月一日まで四日間パリ市モンパルナスに於て開催した。今回の大會は、折柄ドローメ大統領の暗殺後總選舉の執行せられ、その結果從來在野黨たりしエリオール氏の急進黨及び社會黨の優勢となり、一方タルヂウ内閣既に辭職したる結果、後繼内閣組織問題の未だ解決せざりし折柄として、大會議題も自ら社會黨の新内閣参加問題が中心となり、内外の注目するところとなつて、盛大なる大會であつた。

社會黨の入閣問題に關する意見は、大會に於ては、大略三派に分れて居り、無條件乃至殆んど無條件にて急進黨と提携して、聯立内閣を組織すべきことを主張するものと、條件付にて入閣せんとするものと、他黨との協力を絶対不可となすものであつた。而して地方農村の代議員の多數は、殊に入閣賛成論者であつたが、パリ附近の勞働者階級代表は、主として入閣反對で、セイヌ縣代表フリネー氏の如きは、急進黨の多數が、果して社會黨と提携して内閣を組織することを欲するか否かは疑問であると云ひ、急進黨の領袖たるラムール氏の社會保險反對論を引用して、社會黨としては、エリオール派が承認し得ざる如き條件を提出して、以て急進黨の偽善と不

誠意を曝露すべきであると主張した。又ツ、ロンスキー氏は、現下の政治経済の状況の下にあつては、苟しくも社会主義者たるものは、妥協的政綱を以て國政の衝に當るべきでないと言き、レオン・ブリュム氏の軍縮政策が「軍事費の實質的節減」を主張せるを批評して、餘りに漠然として居ると云ひ、軍事豫算は、須らく現在の百七十億フランより一九二八年當時の百十億フランに切り下ぐべきであると主張し、この差額こそ實に現在豫算の赤字と同額たることを指摘した。氏は、尙ほ一週間四十時間労働の實施をも主張し、『社会革命』の必要を説いて降壇した。入閣賛成の代表者としては、アン聯合會のカーン氏、前印度支那知事アレキサンデル・ヴ、レンヌ氏等があつて、折角左派政黨の多數得票ありしに、社會黨が入閣を拒絶するに於ては、徒らに右派の優勢となるべきを説き、無條件提携を力説した。斯くて大會第二日には、大體社會黨としては、或る條件を附して入閣を承諾すべきことに大勢は定まり、その條件の内容をいかにすべきか、残された問題となつたが、之に關して黨書記ポール・フール氏は、エリオー側で到底承認し得ざる如き條件を附すべきことを主張し、又ルノーデル、グリユンバク、マルケイ等の諸氏は、餘り嚴重なる條件を附せざることを固持した。この兩者を折衷した立場をとつたるは、ブリュム氏一派で、この派に屬するヴァンサン・オーリオル氏は、急進黨側が、政綱は組閣後作製すべしと云へるに反對して、豫め政綱を用意する必要があるを説

き、その内容としては、世界平和の樹立と軍備縮小、及び經濟的安定の確立を眼目とし、豫算の赤字は軍事費の削減によりて之を補填し、進んで鐵道の國有、保險會社の國有及び失業者救済をも包含すべしと云つた。次いで起つたレオン・ブリュム氏は先づ總選挙の結果を解剖して、有権者の同情が社會黨の經濟政策よりは、寧ろエリオー派のタルチュウ政府反對の態度に多く注がれてゐる旨を説明し、社會黨としては、未だ急進黨より入閣の招待を受けた譯ではないのであるから、大會では、萬一入閣の交渉があつた場合提示すべき條件を決定すべきで、之に對して急進黨が反對する際は、入閣せず、又その一部を採用し、他の部分に反對する場合には、再び大會を召集して協議すべきであると云つた。氏は、一九二四年イギリス労働黨の第一回内閣當時、同黨首ラムゼイ・マクドナルド氏が、労働黨の組閣は、労働黨が他の政黨と同様に國政に當り得ることを示す爲めになされたのであると云つた言を引用して、フランス社會黨の入閣はそれとは反對の意味ですべきで、即ち社會黨の入閣は、内外の政策上に於て一大變革を實現せんが爲めであると説いた。斯くて大會三日目に三、八六二票對一五四票の大多數で採決となつた決議は、左の通りであつた。

「わが黨は、現下内外の重大形勢が、萬一急進黨に於て政府に参加すべきことを申出づるに於ては、わが黨として之をあらかじめ拒絶するを許さざるものと信ずる。」

各黨の提携による政府は、共同政策あることを豫想する。社會黨は、左の諸項を以て直接緊急の必要に迫られしものと認めらる。

- (一) 各國間の諒解及び強制仲裁裁判による平和の組織化。フランスの軍事費をば、最長二回の豫算によつて、或は、デュネーヴに於てフランスの主唱に基き可能ならば、一層短期に於て、一九二八年の水準まで削減すること。
 - (二) 軍需品賣買の禁止、及び軍需品製造工場及管理及び國有即刻實施。
 - (三) 豫算の均衡をば、社會施設乃至教育費の節約、政府職員の減給又は戦時恩給減額によらずして行ふこと。
 - (四) 小投資家の保護及び銀行統制。
 - (五) 小麥及び人造肥料に關する官設事務所設置により投機に對して農家の保護をなすこと。
 - (六) 現存鐵道會社を廢し單一國有鐵道制度及び各種公共的運輸事務中央機關の組織。
 - (七) 失業保險及び農業天災保險を初めとして一般保險制度の確立
 - (八) 一週四十時間労働制立法。
 - (九) 一般政治犯特赦。
- 右綱領は、普通選挙制度の下に排撃されし反動的諸黨派を含まずして、大多數を占め居ることを豫想して作製されたもので、それが遂行の爲めには、金権の横暴に對して國家を防衛することを目的とせる大膽なる方法に訴へて始めて庶幾し得べきである。萬一急進黨にしてその希望あらば、本大會は、欣んで代表者を選

定して、本綱領を提出せしめ、且それに対する回答を本大會に持ち歸らしめんとするものである。その回答によつて、わが黨は、わが黨に提出さるべき申出に對する回答を決定せんとするものである。」

斯くてエリオー内閣の成立するや、社會黨では、右の決議を條件として入閣を承諾せんとする意見を表明するところがあつたが、新内閣の認むるところとならず、エリオー氏は急進黨單獨内閣を組織するに至つた。

イタリア

一九三二年はフランス革命十周年に當つてゐるが、ムッソリニ氏のファシスト政權は過去十年間の草創時代を経て、今日では既に基礎鞏固となり、愈々内部充實の時代に入つたことは、種々なる方面に於て看取せらるゝところであつた。殊に著しきは、その所謂組閣國家制度の着々として完備大成に向へることであつた。

労働組合 二月初旬下院に於ける豫算討議の際、職團省大臣の報告するところによれば、フランス労働組合員數は、一九三一年末現在合計三百七十三萬二千九百三十人あり、之を前年に比すれば十七萬一千九百六十六人の増加を示してゐるとのことであつた。その内譯は次頁表の通りであつた。

職團省活動 イタリアの職團省が、フランス制度中特異のものなるは云ふまでもないが、それは大體に於て従來の國民經濟省の事務を引繼いたもので、然し唯職團省の管下となつてか

組 合	代表人数	組合員数
全 國 工 業 勞 働 組 合 同 盟 會	2,428,550	1,661,874
全 國 農 業 勞 働 組 合 同 盟 會	2,814,102	1,408,607
全 國 商 業 勞 働 組 合 同 盟 會	815,397	321,457
全 國 海 運 内 國 回 航 空 勞 働 者 同 盟 會	250,000	191,883
海 員 航 空 勞 働 者 同 盟 會	124,563	41,402
銀 行 員 勞 働 組 合 同 盟 會	43,944	21,705
自 由 業 勞 働 藝 術 家 同 盟 會	110,910	86,002
合 計	6,587,466	3,732,930

することは任務としたもので、一九三二年一月二十三日の官報を以て公布せられたる、一九三一年十二月二十八日法令は、如上の追加任務の爲めに必要となりたる同局の完全なる組織更改と擴張とを規定して居る。同令によれば、監督局の任務は、上記の外更に左の各項を含むものである。

- イ イタリアの生産並に個々の産業及企業の状態と進歩とに關し、職團省若しくは労働裁判所の要求する一切の報道を蒐集し、並に職團省大臣の命令する調査及研究を遂行すること。
- ロ 職業團體、其他の公共團體及私人が労働者の福利の爲めに組織

らは、種々なる新味ある職能が増加したことは注意すべきであつた。例へば、労働監督制度の如きは職團省に於ては、之を全國的單一組織とし、職團監督局なる一部門を設けて之を管掌せしめて居る。この機關は、團體的協約及び之に類する諸規則の遵守を監督

する共済、救恤及保健の事業を監督すること。但し、公營救恤及扶助施設、並に國、州及市町村が其の人民の福利の爲めに直接管理する施設を除く。

ハ 全國職團會議の發布する法令、規則若しくは訓令に依りて責任を負ふ凡ての義務を履行すること。

同法令は、職團監督官の職務執行に際して彼等に與ふるに警察官吏の特権を以てする。労働者の健康状態、若しくは職場の保健を檢閲するの必要あるときは、監督官は、權限ある保健官、公共的施設の保健部若しくは工場醫の助力を請求することを得る。又監督官が其職務執行に當つて發する命令は即時效力を發生することを要する。之に對する控訴は、發令後二週間以内に職團大臣に宛て、之を提起することを得る。但し斯種の控訴は、特に本令に定むる場合を除き、右命令に對する停止力を有し得ない。

本令に従ひて要求せらるる報道を監督官に提供することを拒み、若しくは不正又は不完全なる報道を供與する者は、四、〇〇〇リラ以下の罰金を科することを得る。本法に従ひて發せらるる命令の違反は、一箇月を超えざる禁錮若しくは二、〇〇〇リラを超えざる罰金を科することを得る。但し右違反が一層重き罪を構成する場合は此限でなし。

職團監督局は、職團省所屬監督官の中央團體、イタリア國の主要なる工業都市に配置せらるる二十箇所の地方官廳及ローマ

に於ける監督局を以て編成する。

本令の附表には、職制一覽が掲げられて居る。此外、百三十六名の中央及地方監督官、各等級の事務官(A類)、百三十五名の代理監督官、及び百三十名の書記(C類)並に二十七名の屬官に對する規定が設けられて居る。

監督局に於いて競争に附せらるる、空位に對する候補者(A類)は工學、醫學、農學、法學又は經濟學及商學に於ける合格證を有しなければならぬ。右の中最後の二種の合格證は亦A類に於ける事務官の地位に對する競争の權利を與ふる。代理監督官の空位に對する資格を得んが爲めには、候補者は、第三種職業教育學院(Third Class occupational institution)又は、王室農業中等學校(Royal Agricultural Secondary School)、又は工業學院商業及簿記科(Commercial and Bookkeeping Section of a technical institute)の卒業證書、若しくは工業及手工科、簿記及商業科に於ける工業學院の上級課程の修學證書を有しなければならぬ。婦人職員は、第二種中等學校(The Second Class Secondary School)の卒業書を有たなければならぬ。

本令は右の外、中央及地方監督官の試験及任命、舊制度に依る工業技術監督局(Technical Industrial Inspectorate)及産業労働監督局(Industrial and Labour Inspectorate)常置職員の新組織に於ける相當地位への轉補、並に組合省次官を以て總裁とする檢閲局總務部の設立に對する規定を設けて居る。

『全國災害事故防止協會』("The National Association for the Prevention of Accidents")は之を廢止し、其職員は恩給を請求し若しくは、新設の監督局の相當地位に於ける任命を請求することが出来る。

監督局の經營は、舊制の産業及労働監督局に對して既に定められたる限度に於いて國家之を負擔する。此限度を超ゆる費用並に監督局の業務に關聯する凡ての他の費用にして四二〇、〇〇〇リラ(舊制檢閱事務を支配する規程に依つて定めらるる金額)を超ゆるものは、強制災害事故保險制度の適用を受くる社會保險機關並に工業及農業的企業が、從來、労働檢閲局及全國災害事故防止協會の維持の爲めに支拂ひたる贖金の中より之を支拂する。此の贖金は、工業的企業の場合には災害事故保險料の一・一パーセント、農業的企業の場合には、平均災害事故保險掛金の一・六パーセントを超えないことになつて居る。

次に職業紹介事務は、フランス労働統制上重要な部門を構成するもので、イタリアに於ては、かねて労働者の雇傭は必ず職業紹介所を経て之をなすべきことになつて居つたが、最近地方に於ける職業紹介所の連絡統一の不完全なるに省み、之が統一を圖ることとなり、前年十一月全國職團會議に於てもこの問題が討議されたことがあつた。當時職團大臣ボッタ氏は各州に於ける多數の紹介所管理委員會並に紹介所それ自身の合併を提案し、比較的に大なる諸州に在つては農業、工業及商業労働

者のそれ／＼の授職を取扱ひつゝある現在の各紹介所は、単一の州職業紹介所の地方支部として存続する事とし、而して新たに設置さるべき経営委員会は職團經濟州評議會(The Provincial Councils of Corporative Economy)の所屬とし、又新しき職業紹介所は、職團大臣の任命するファシスト労働組合の州聯合會の下に作業する事とした。是等の措置の目的は、諸州の職業紹介所の権能に關する現在の不確實性、並に或種の失業労働者が同時に數箇所を紹介所に於いて登録を受くる事實より生ずる弊害を一掃し、以て従來失業統計の往々にして正確を缺き、且つ一の州より他州への労働移動の監督上の困難を防止せん爲めであつた。それが爲め一九三二年初、職團大臣は、職業紹介所が相互間に求職の情報を交換すべきことを命じたこともあつた。管理委員會の合同は、彼等が各州に於いて諸方の地方職業紹介所間に一層密接なる連絡を確立することに依つて斯かる情報交換を容易ならしむるであらうと共に職業紹介所自身の合併より生ずる經費節約は、職業紹介所をして其の地方支部を増加し、且つ公共的職業紹介所の仲紹に依りて實行せらるべき凡ての労働者雇傭を規律する規定を一層嚴格に適用することを得せしむることとなる。

斯くて州内各地の職業紹介事務を統一すべき州紹介所設置に關する法令は、一九三二年三月三十一日付勅令によつて發布された。

全國職團會議 全國職團會議の春季總會は、六月八日より十日までローマで開催され、工業發明權法改正、規約承認、災害補償法改正、労働立法統一問題等が上程された。

工業上の發明に關する件は、現行法を改正すること及び將來發明者の權利擁護を調査する爲め勞資聯合の常設委員會を設くべきこと等が決定し、災害補償法に關しては、種々なる議論があつたが、ムッソリニ氏は、單一法規に統一すべきことを提案した。労働法の統一は、かねての懸案であつたが、今回の會議では、労働組合代表の提案に基き、常設的委員會を設けて、之を調査せしめることとなつた。

今回の會議に於て注目すべきは、労働時間短縮に關する討論であつて、労働團體側では、失業と生産過剰の状況に省みて、賃銀率を低下することなく一週四十時間制度を強制的に實施せしむる目的を以て、歐洲主要國間の國際協議會を召集すると同時に、國內に於ては、時間外作業、休日就業其他法律上の除外例を禁止すべきことを政府に要求せる決議案を提出した。之に對して資本案側では、左の決議を提案して、全會の可決するところとなつた。

『本會議は、失業問題と多數の労働者に授職すべき必要の重大性に省みて、正確なる國際協定を締結せんが爲め、凡ての企業及び官廳に於ける労働時間を強制的に一週四十時間に短縮すべき可能性を即刻調査せんことを要求す。而して又各職業團體に對しては時間外作

業と休日就業とをば、生産消費上絶対必要の場合に限らしむべき目的を以て運動を起すことを要求す。』

一九三二年九月デュネーヴの國際労働局に於て失業對策としての労働時間短縮問題が考究されるに至つたのは、實にこの決議に基いたのであつた。

スペイン

スペインの労働組合運動を代表せる中央機關たる労働者總同盟が社會黨と提携して一九三一年革命の完成に貢献ありしは周知の事實であるが一九三二年二月二日より三日間に亘つて開催せる同中央委員會は、アムステルダム・インターナショナル加盟團體としての總同盟の將來を決定すべき重要な會合であつた。

總同盟中央委員會 この會合は、會長コルデロ氏司會の下に、社會黨大臣三名出席の上、開催され、スペイン労働組合運動の將來につき協議するところがあつた。

革命以來總同盟の加盟組合員數は急速に増加して、今日では革命前の約三倍に達して居り、従つて總同盟の組織改造其他の改正の必要が生じて居るのであるが、總同盟幹部側では、目下サンデカリスト其他の分子が、スペイン民主主義制度破壊の爲め種々策動せる形勢に省みて慎重の態度をとつて居る。今回の中央委員會に於ては、組織改造の方針として、總同盟の加盟團體をば、産業別全國組合に改組すべきことが決定し、又従來共產派の教員インターナショナルに加盟せるスペインの教員

聯合會をして、アムステルダム側に加盟せしむべき交渉が行はれて居り、既に教員組合間に於てそれに対する可否の票決の結果、共產派脱退に決した旨報告があつた。又總同盟と社會黨との關係に關して、出席代表者中には、總同盟としては、將來労働組合運動に専心すべき旨主張するものあり、中央委員會では支持をすべきことが決定した。この討議には、列席の社會黨閣員も参加したが、前總同盟主事にして労働大臣たるカバレロ氏が、『我々は、屢々ブルジョア經濟制度を支援する手傳ひをしたと非難されたが、この問題に關しては、労働者間にも意見の相異あり、とにかく我々としては、労働者の境遇改善の爲めに入關したので、共和政府を支持するは實にこの目的の爲めである』と云つたのは、注意すべき言葉であつた。

中央委員會では、右の外、鐵道従業員側要求として、鐵道國有案が提出されたが、之は特別委員會を設置して考究することとなつた。尙ほ重大議題としては、現下の經濟危機に對する對策も上程され、かねて經濟問題調査の爲め設置されて居つた委員會提案の報告を可決した。

該報告の内容は、先づ共和政府の制定發布する諸法規殊に強制耕作、集團借地、及び都市の職業紹介事務に關する法令の實施を主張し、それ等の規定違反に對して嚴重なる處罰を要求し、進んでスペインの經濟的活動は單一的渾一體を成して居る

を以て、特に運輸及び商工業一般に注意すべき必要を指摘し、それが爲め農業、商業、運輸交通業、労働者團體及び技術家の代表を以て全國的機關を組織すべきことを提案して居る。この機關の職能は、現下の諸問題の調査とその結果の報告のみとし労働者總同盟では、之に代表を参加せしむべきことが言明されて居る。尙ほ、報告には、労働者總同盟中央委員會は加盟組合をして、下記要求條項の宣傳の爲め活動せしむべきことが勧告されて居る。即ち、國會及び政府の農村改善案確立、強制耕作に關する法令實施即行、労働省提案に基く失業救済制度設置、社會立法を刑務所労働に適用し、以て私有企業との競争を防止すること、公共事業振興、時間外作業の廢止、及び賃銀値下をせず一週四十四時間制度實施、十六歳未満少年雇傭禁止、及び不健康作業に従事する少年雇傭に關する法令施行、滿六十歳以上の労働者に養老年金支給、初等職業教育の奨励及び労働團體の監督の下に國及び都市の職業紹介事業奨励等であつた。

労働組合大會 労働者總同盟第十七回大會は、一九三二年十月十四日より十九日まで六日間に亘つてマドリッド市に於て開催した。之は革命後最初の通常大會であつて、従つて革命以來専ら中央委員會及び執行委員會が執りし運動方針等に對して加盟團體の嚴正なる批判を下すべき重要な大會であつた。出席者は加盟團體代表及び各國並に國際労働團體の代表合計一千八百名あり、近來の盛會であつた。

大會に提出せられし事業報告によれば、過去十年間に於けるスペイン労働組合運動の發展著しきものあり、總同盟加盟労働組合員數の如きも、プリモ・ド・リヴェラ伯の獨裁政府樹立前に於ける全國總計二十萬餘に過ぎざりしものが、左の如き累進的増加を遂げて、一九三一年六月現在合計百四萬一千五百三十九名(内女子四萬一千九百二十八人、少年二萬九千五百三十九人)に達したと云はれる。

年	次	組合員數
1922年	2	208,170
1928年	8	210,567
1929年末		228,501
1930年末		277,011
1931年(革命直後)		958,451
1932年6月		1,041,539

一九三二年の總計中男子組合員合計九十七萬七十二人の職業別數字を見るに、四十二萬一千人は農業にして建築業七萬八千七百三十六人、鐵道四萬八千五百人、坑夫四萬八十八人、運輸業三萬四千二百三十一人、金屬業二萬七千五百三十三人、木工二萬三千七百三十一人、飲食料品業二萬五千八百九十四人、海員一萬七千人になつて居る。尙ほ總同盟加盟組合員中失業者も甚だ多く、一九三二年六月末日現在失業者總計四十四萬六千二百六十三人中二十七萬六千八百八人は労働組合員にして、その大部分即ち十七萬三千二百六十九人は農業労働組合員であつた。今回の大會は、前述の如く、革命前後に於ける本部の方針を

批判し、且將來の運動方針を決定することを主要目的とせる爲め、各種の問題上程され、多數の重要決議の通過を見た。先づ社會政策の方面に於ては、聯合調停委員會及び産業裁判所による労働争議の解決を目的とせる立法を初めとして、業務災害法改正、労働契約法改正、一週四十時間労働法制定、時間外作業取締法規の嚴守、殘業賃銀割増(最初の二時間五割増、以後七割五分増、深夜及び日曜十割増)、出來高拂制度廢止、有給賜暇制度、最低賃銀確立、官營職業紹介所の一般化、及び強制的利用、並に私設紹介所廢止、團結の自由及び團結權の法認、工場監督制度の擴張、協同組合運動奨励、安價住宅建設、業務災害保險制度、工場衛生の擴張、業務疾病に關する立法、列車自動連結器採用、採礦其他危險産業取締立法等の要求に關する決議が可決され、次に社會保險に關する決議に於ては、從來の社會保險制度改正の調査機關設置を要求し、進んで諸種の社會保險機關の諮問乃至經營機關に總同盟の参加すること、及び社會保險立法殊に養老年金法規に於て、雇主の懈怠に對する責任を認むべきことが要求されて居る。失業問題に關する決議は、失業對策として、農地改良の實施、公共事業の計畫振興、不況の結果たる休業廢業の場合は勞資聯合委員會の協議を経て行ふべきことを規定する立法、労働者の經營参加に關する立法、一週四十時間制(危險有害作業には三十時間制)、殘業禁止、就業最近年齢を十六歳とすべきこと、男女同賃銀制度、有給休暇の嚴重

實施及び休暇期間二週間以上のこと等が要求されて居つた。尙ほ公共事業に關しては、公共事業調査委員會報告に基く鐵道、道路、港灣、水道等の敷設に着手し、事業進行の速度、安全設備及び成績等に關しては、充分保障をなすべきことが要求されて居る。運輸業に關しては、鐵道の國有及び都市軌道の市有、鐵道と自動車運輸の協力、軍用航空事業の民有化が要求されて居る。

總同盟では、かねて財政問題調査の爲め特別委員會を任命して居つたが、今日大會に於ては、右委員會報告に基き銀行業國有化の第一歩としてスペイン銀行の國有を主張し、國立銀行による民間銀行の統制、豫算の均衡化、公債利子の標準化、陸海軍費の削減、累進的所得稅率採用及びそれによる收入を以て國內經濟資源の開発、總同盟の管理下に全國的労働者銀行の設立、利子値下、貨幣制度改正、年收六千ペセタ以下の勤勞所得課稅廢止、軍需品工場の改造等を要求せる決議が可決となつた。又一般經濟問題に關する決議には、國有石油專賣制度、鑛山業改造、關稅障壁の撤廢、通貨安定、歐洲關稅同盟の創設等が要求されて居り、農村問題に關しては、強制耕作法の改正、農業労働者の職業紹介所設置、共有地利用改正、農村信用制度に關する立法改正、不動産裁判所の増設、土地改良調査局の改組、土地改良法改正等が要求された。

以上の外今回大會に於て特に重要であつた問題は、總同盟の

將來の方針及びその社會黨との關係に關する件で、大會では長時間に亙る論議の結果、規約の一部を改正することとなり、今後加盟團體は凡て全國的産業別聯合會たるべきこととなり、尤も自由職業に屬する労働者にして産業別組織不可能なるものは各職業別にも加盟を許すべく、而して同一産業の組合十團體以上ある場合には必ず全國的産業別聯合會を組織することとなつた。協同組合の全國的聯合會は「贊助加盟員」として加盟を許す可し、尙ほ前記全國的産業別聯合會の外に、地域的聯合會をも組織せしめ之を本部直屬することとなつた。以上の改造の完成するまでは、從來の加盟團體は、協同組合と同様、表決権なき加盟員として各種機關に参加することになつた。次に社會黨との關係については、社會黨側でもその大會に於て論議するところがあつたが、總同盟では、政治運動と組合運動との區別を判然確立することとし、例へば今回の大會に於て、社會黨員の政府参加問題も上程されたが、之は政治問題として組合大會では取扱はざることとなつた。而して總同盟は、「生産交換の手段を社會化し以て資本主義制度の改造を目的とする階級的團體なるを以て、社會黨とは主義を同じうするものにして……兩者の協力を必要とする場合には何時たりとも協力すべきもの一たる旨決議して居る。尙ほ教育問題に關聯して、指導者養成の爲め總同盟、社會黨、社會主義青年團及び教員聯合會の協力により、教育委員會作製の案に基いて全國的機關を創設すべき事が決議

された。

役員選舉に於て、大會は書記長としてラルゴ・カバレロ氏を選出したが、同氏は目下労働大臣の重職にあるため、大會後辭職したる結果、トリフォン・ゴメツ氏が書記長代理として就任することとなつた。

社會黨大會 労働總同盟の大會と共に、一九三二年に於ける重要な出来事としては、社會黨大會があつた。之はかねて本年初頭開催されるべきところ、政局の安定未だ充分ならず、やもすれば各地の王黨及び極左派たるサンデカリスト、共產黨員等の騷擾勃發する形勢に省みて、その開催を延期したものであつた。

三月二十五日開催された黨全國委員會に於ける執行委員會の報告によれば、黨支部数は一九三一年末現在九百五十三團體でその加盟黨員合計六萬六千五百六人、其の他に直接本部加盟の黨員八百三十人と云はれて居る。

スペイン社會黨は、革命以來新政府に参加して、労働者共和國としてスペイン建設に努力しつゝあり、その穩健着實の政策はよく革命後の不安動搖未だ靜まらざる新興國を統率して適歸するところを譲らざらしめて居るが、黨外に於ける反對派の策動に加ふるに、黨内にも極左派の勢力侮り難きものあり、殊に國內の情勢は何時動亂の勃發するや量り難き時期に際して、その進退措置は最も興味ある問題となつて居る。その意味から云

つても、一九三二年十月六日より十三日に亙り、マドリッドに於いて開かれたスペイン社會黨第十三回通常大會は、黨の歴史に於いて注目すべき出来事であつた。殊に之は一九二八年以降に開かれた最初の通常大會であり、従つてこの大會は、此の四箇年間、即ち獨裁政治及び王政の最後の舞臺面と共和制建設以後の建設的の數箇月とを包含する一時期に於ける黨の事業を檢討し之に關する意見を纏むる必要あり、加ふるにこの大會は、王政覆滅以降黨の體得したる議會及び臺閣の經驗を基礎として、黨の將來に對し最高の重要性を有する政治的並に戰術的決定を試むべき使命を負はしめられてゐたので、愈々重大性は増したのであつた。

總選舉後半箇月を経たる一九三一年七月、共和國政府に對する黨の關係、並に憲法制定議會に於ける黨の政治的態度を審議せんが爲めに、マドリッドに於いて黨の特別大會が開かれたが、今回の大會は、舊に是等の問題を再審議に附したるのみならず、更に進んで、執行委員會及び全國委員會が提出した一九二八年七月より一九三二年八月に至る時期に亙る廣汎なる報告、議會内社會黨議員團の活動及び社會主義新聞に關する報告、並に全國支部より出でたる約四百通の決議案をも上程した。

全大會を通じて最も重大なる討議は、一九三〇年十二月の革命運動及び共和黨との協力を關し、執行委員會及び全國委員會の提出したる報告を中心として展開した。大會の第二日に於い

て右の報告が上程せらるゝや否や、フリアン・ベステイロ氏は、一九三一年に於ける其の執行委員辭任の理由を載せた全國委員會議事録の公表を要求した。次いで共和國の出現が準備せられつゝあつた當時に於ける黨の戰術に關して討論が起り、連續五日間に及んだ。此の討議に於いてベステイロ氏は、黨の獨立と自主とが、共和黨との協力の擔保となり、革命委員會は、後に開委員となるべき筈であつた人々に依つて作られたものであり、同委員會の成立は、黨の政治的指導と「労働者總同盟」が同委員會の掌裡に在つたことを意味したと斷言し、黨の勝利は全然争ふべからざるものあるに拘はらず、以上の結果黨は今や脱出すること甚だ困難なる迷路に陥つたとする見解を固執して居つた。

之に應酬してカバレロ氏は、黨が未だ嘗て革命委員會と社會黨閣員とに左右されしことなきを述べ、黨は常に其の獨立を維持したと斷言し、コルデロ氏は、黨員の入閣に賛成したる者は共和國の進行が、政府に社會黨員を加ふる場合には、一層良好に統制せられ得るであらうといふ確信の下に此舉に出でたのであることを力説した。

此問題が十分に討議し盡くされた後、大會は二一七票對一二票を以て次の決議を採擇した。それには、本報告に交渉ある凡ての同志、就中一九三〇年十二月十五日の總同盟罷業に關係ある人々の意見を聴取したる本大會は、當時に於ける各人の行動は、時に反馳撞着する處措と色合とを示したるに拘はらず、常

に社會主義の理想に奉仕せんとする眞摯なる念願より迸發したるものなるを、マドリッド其他のスペイン各地に於けるストライキの失敗の責は、之を革命に關與せる諸要素と労働運動の指導者等との間に於ける整調の缺乏に歸すべく、決して欺瞞若しくは悪意に歸すべからざること、是等の問題は、共和國の出現と現下幾多の重大なる責任とに依つて既に追ひ越されたるが故に之を清算済と看做すべきこと、並に兩團體（黨及労働組合）の執行部の行爲を承認し、双方の加盟者が將來遺憾なき親善を以て黨の膨脹とスペインに於ける社會主義の勝利との爲めに働かんとすることを慫慂せらるべきことを認めた旨宣言してあつた。

以上を以て、過去の出來事に對する判断を確立し、之に依つて將來、黨の採るべき方針を決定せんとする企圖を現はした討議は終了した。此の討議に於ける兩巨頭に對して黨員が有したる感情は、其後の議長選舉の際にも看取された。即ちカベロ氏が一五、八一七票を以て當選したに對して、ベステイロ氏は落選候補者とは謂へ尙ほ克く一四、二六一票を制した。

以上の過去検討を終了したる後、大會は其の浩翰なる議事要項の殘餘の審議に着手することが出來た。討議の材料は、開會の當日、左記の題目に從つて提案を類別せんが爲めに任命せられたる各委員會に依つて準備せられた。

黨機關新聞。黨組織に於ける改革。議會候補者の公認に關する條件。最小限度プログラムの變更。農業問題。當局官憲に提出すべき要求。

に到達し、從つて適當なる時機に於いて全國委員會の召集する特別大會の討議に附すべきこと、並に全國委員會は右特別大會に於ける討議の爲めに、經濟的並に政治的要求の最小限度プログラムを作成すべきことを進言し、之は大會の採用するところとなつた。

農業問題に關する報告に於いては、議事項目に含まれたる三十五種の提案の殆んど全部が根本問題に關するものであり、是等の一をも十分に研究することは不可能であつたことが指摘された。一方、種々なる要求が、全國農業労働者聯合大會に提起せられてゐるので、委員會は、是等の要求の實現を將來せんが爲めに全力を盡くすべきことを執行部に命令すべきことを提言した。尙ほ同委員會は、農業に於ける失業を取扱ふ緊急意見書の一群を作成し、並に、執行部に命じ、労働者總同盟と協定して次期大會の爲めに農業綱領を準備せしめんことを提議した。此報告は満場一致を以て支持せられた。

政府に提出すべき要求に關する報告は、頗る浩翰なるものであつた。委員會は其の接受したる材料の多種多様なること述べ、國內の經濟、社會及文化に關する諸般の問題につき具體的提案を作成して次の通常大會に提出すべきことを提言し、大會は技術的専門家の助言を俟つて是等の提案を準備すべきことを執行部に命じた。尤も委員會自身は、或る特殊事項、例へば、警保隊、(Civil Guard)軍縮及び平和主義、労働問題、教育、經濟、

宣傳。戰術。協同組合及び市町村プログラム。事實上、二回の會議の全部を占めた黨機關新聞に關する討議は、「エル・ソシアリスタ」紙並に一般黨機關紙の改善に對する提案を審議し、並に同紙主幹及び黨執行部と協定して向後採るべき行動を決定せんが爲め、技術的専門家を任命する旨の決議を以て終了した。

黨組織改正に關しては、此問題が十分なる討議を遂げたる上ならでは解決すべからざること、それ故に特別大會を開きて之を取扱ふべきことに決した。從つて執行部は豫ねて此方針を以て準備を進めつゝあつた仕事を完成し、之を討議の基礎として右特別大會に提出すべきことを命ぜられた。

議會候補者に關する諸條件は、實際に於いて黨組織の項目に屬したものであるが、來るべき總選舉に對する用意として、特別大會を待つことなしに決定せられた。是等の條件は主として候補者公認に對する手段に關するものであつた。即ち、凡て公認は黨地方聯合會より之を執行部に通知し、之に對して執行部は變更に關する意見を提出し得ることとなり、但し最後の決定は、當該地方團體たることとし、又少くとも二箇年間黨籍に在り、且つ黨の一般方針の要求する條件に適合せざる者は、候補者として選ばれることが出來ないこととなつた。

黨の最小限度プログラムの修正の問題を考究した委員會は、此問題が偏頗なる方針を以て取扱はれてはならないといふ結論

問題及植民政策に關する確定的意見書をば提出した。

右の中、警保隊を解散すべしとする委員會提案は、二、二二七票に對する二六、〇四八票を以て可決せられた。軍縮及び平和主義の問題に關して、委員會は、スペイン社會黨は宜しくデンマルクの政策に追隨すべしとの意見を提出した。大會は、報告の此部分を承認するに當り、兩インターナショナルの軍縮提案に賛成の意を表示し、且つ社會黨が獨り軍備の縮小のみならず、能ふ限り速に之が撤廢を熱望するものなることを聲明した。次に、労働問題に關する提案は、それが數日後、労働總同盟大會に依つて討議せらるべき豫定であつたことに鑑み、委員會の意見に基づいて之を繰延べた。教育の問題については、委員會は特に本問題に關心を有する同志の特別會議を開催すべきことを提言し、大會の同意を得た。右會議を考慮して委員會は討議々題とすべき一般原則の一例を作成した。

經濟問題に關して委員會が提出し、大會が之を承認したる提案の中、主要なるものは、間接稅廢止を含む稅制改革、所得稅、土地價格稅、財産移動稅、各種産業及び勤勞社會化の端緒としての是等の國營化、並に國家改造計畫の樹立であつた。植民問題に關して委員會の提出したる詳細なる議案は、メリリア及チュアン（共にモロッコ海岸に於けるスペイン領要塞地區）の代表者の助力の下に作成せられたものであつた。是等提案も亦、ソヴェト・ロシアの政治的承認を含む種々なる要求と併せて大會の

承認を得た。

宣傳に關する委員會の報告は、滿場一致を以て可決せられたが、同報告は、社會黨の宣傳が、單に共和制宣傳たるに止まらず、進んで資本主義の打倒を目標とすべきこと、それが労働者以外の他の階級に向けらるべきこと、並に婦人及び青少年をも獲得することを聲明した。加ふるに宣傳は、教育事業より成るが故に、委員會は、圖書館の開設、社會主義學校及び社會主義研究の中央學府の組織、社會主義學刊の月刊叢書發行、並に社會主義研究幹事及宣傳幹事の任命を勸告した。

戰術に關する委員會の報告に於いては、入閣協力の問題について種々なる意見が開陳せられた。此問題の討議は完全に兩度の會議を占めた。さうして、イングリッチ・プリエト氏の動議に係る修正案の可決を以て終つた。主要なる演説は、プリエト自身と之を支持したるカベレロ氏とに依つて行はれた。之に對してベステイロ氏が發言を求めたのは、單に彼が本來社會黨の入閣協力の方針を採ることを喜ばなかつた者であるが、併し社會黨出身關係に取つて此際直ちに辭職する事は、議會の命數を縮め、時期尚早なる、従つて危険なる選挙に導く所以なることを感じたといふことを言はんとするに過ぎなかつた。プリエト氏の修正案は、亦全國委員會に依つても支持せられたが、結局六、五三六票に對する二、七七八票を以て可決せられた。同修正案の辭句は左の如くである。

『本大會は、共和制の確立と強化とを妨げ、又は新國家の基本法乃至既に協賛を経たる其の他補助的的法律に於いてその特徴を示して居り、且つ尙ほ立法議會に於いて協賛を経べき諸法律に於いても同様に表示せらるべき左翼的傾向を危くすることなくば、事情の許す限り速かに政府に於ける社會黨の參與を中止すべきことを宣言する。』

黨執行委員會及び議會内黨員團は何時たりとも事情が政府との絶縁に對して適當なりや否やを考慮するの自由を有す。但し社會黨關係が何等かの他の理由よりして自己の發意に依り政府と絶縁することとは之を妨げない。若し執行委員會の見解と議員團の意見とが合致せざるときは、問題は全國委員會の緊急會議に依つて最終的に決定せらるべきことを要する。』

戰術に關する委員會の報告は、右の外選挙戦に於ける他派との提携の問題に關する一勸告をも含んで居つた。議事項目に掲げたる決議案の一は、黨に對して、他の共和主義諸黨と没交渉に次回の總選挙を戦はんことを要求してあつた。併し乍ら委員會は、全國委員會に對して此決議に拘束せらるることなく事情に應じて行動する權限を與ふべしとの意見であつた。此の勸告は容れられた。

他の二種の委員會報告も同様に可決となつたが、其の一は協同組合主義の宣傳の強化、並に協同組合運動の發展に關する提案を含むものであり、他は、目下立案中の地方行政に關する法律に對する一基礎として役立つべき市町村綱領の内容を列舉した

ものであつた。

以上の外若干の議論を喚起した事は、議員團の浩翰なる報告であつた。大會は、大體に於いて議員團の行動を是認し、唯若干の點に關して批判を試み、就中或る黨員に對して特殊なる非難を與へた一決議が動議せられたが、結局右報告は可決となつた。尤も、社會黨員にして議會の討議に缺席する者の氏名をば毎日機關紙『エル・ソチアリスタ』に公表すべきことが決議せられた。

斯くして今回の大會は終了したが、今回の大會に於て過去を清算して將來の建設の基礎を固めたこと、友誼代表者として社會主義インターナショナルを代表して出席したイタリア社會黨のモリヂリアニ氏に對する熱誠をこめた歓迎に見られる國際主義的傾向の顯著なりしことは注目すべき事象であつた。

スミス

アムステルダム系統に屬するスミス労働組合總同盟は、創立後三十餘年を経過し、その加盟組合員數に於ても、又財政状態に於ても最も堅實なる中央機關として知られて居るが、スミス労働組合總同盟も一九三二年に於て不況對策を講究する爲め特別大會を開催した各國總同盟の一であつた。同大會は、九月三日及び四日の兩日に互つてベルヌで舉行され、賃銀問題、失業救済、社會保險、労働時間短縮等につき討議の結果、左の如き決議を可決した。

『(一)現今資本主義は其の經驗したる最も困難なる危機を通過しつつある。不況の原因は、經濟組織の有機的發展を妨げ、且つ戦後時代の過度の合理化に依つて資本の莫大なる損失を齎した經濟組織の無生産に存する。生産機構の大半は今日麻痺して居る。若干の國に在つては産業設備の六割乃至それ以上が遊んで居る。』

不況の最も辛辣なる結果を負担しなければならない者は労働者である。全世界を通じて現に少くとも三千萬人が無職にして無收である。經濟的破局が未だ嘗て夢想だもせられない擴がりに達すること防止せんが爲めには例外的努力が傾倒せられなければならない。』

本大會は、資本主義的不況の再來が、獨り幸福の爲めに計畫せられたる經濟組織の建設に依つてのみ回避せられ得ることを熟知する大會は現在の恐慌のあらゆる效果の克服の爲めに即座に實施せらるべき左の要求を提起する。』

(二)輸出貿易の減退は、スイス國を恐慌に引入れた。輸出が三分の一に激減したのは、海外市場の購買力が縮小し、各國が外國商品の輸入を阻止するに苦心しつゝあるが爲めである。斯かる事態の存続する限り輸出貿易に於いて秋毫の復活を期待する事が出来ない。』

(三)聯邦參議院の聲明に係る經濟政策は、賃銀及び物價の低下に依りて不況を克服すべく企圖せんことを欲する。しかも此政策は反對の效果を惹起するであらう。廣範圍の賃銀切下は輸出貿易の爲めに寸效なきと同時に、内國市場を完全に恐慌の勢力に委ねるであらう。賃銀減殺は、工業、貿易及び農業の生産物を購買すべき労働階級の力を低下せしめ、従つて國內生産の大部分を麻痺せしむる。故

を以て聯邦參議院の這般の政策は、甚だしく全國民經濟を危殆ならしむる所以に外ならない。資本の所有者が配當及びボーナスの形式に於て貿易好況時代の利益を享樂したるに反し、労働者が恐慌の全荷重を負担しなければならぬが故に、此政策は不當である。

大會は極めて強く此政策に對して、並に特殊なる強語調を以て賃銀低減に對して抗議する。

(四)本大會は、官吏の減俸に對する猛烈なる反對を敢てし、且つ聯邦參議院の此策動に對する力戰を敢行せん事を全國の労働者に檄する。聯邦參議院の賃銀切下の攻勢は新たに凡ての労働者の陣地を衝かんとするものである。全力を以て之を撃退しなければならぬ。

(五)恐慌の克服は、獨り現在の賃銀水準の維持を切要するのみではない。輸出の減退に依つて失業せしめられたる人々の購買力が援助せられなければならぬ。本大會は、第一に聯邦參議院が職業の創造の問題に對する其の消極的態度を抛棄すべきこと、並に職業の創造の爲めに支出を爲すべき用意ある、諸州、地方官憲並に公共事業團體に對して補助を與ふべきことを要求する。既に準備せられたる計畫は克く一方の失業者に職業を與ふるに足らざらう。餘剰資本を擁する吾國に在りては、從業の機會の創造に依りて失業を克服することが緊急義務である。

(六)失業者にして公共事業に雇傭せらるゝこと能はざる者に對しては、適當なる手當を支給しなければならぬ。大會は、失業手當を削減せんとする或種の人々の意圖に抗議し、且つ恐慌期手當の十分なる額に對する増加を疾呼する。恐慌期手當は激甚なる失業に累はされつゝある凡ての職業及び凡ての區域に於ける被保險失業者

に支拂はれなければならない。恐慌期手當は冬季手當及び家賃手當を以て補足せられなければならない。大會は、更に労働組合失業保險機關に對する不公正なる取扱に抗議し、之を以て一大不正義と看做す。

(七)社會保險の擴張も亦、不況の結果の緩和に對する緊急の必要事である。大會は一九三一年十二月六日の國民投票の消極的結果を遺憾とする。大會は、政府が養老保險、寡婦及び孤兒保險に對する新法案を準備すべきことを期待し、參議院議員ミュージの發案したる社會保險基金の削減を痛撃する。労働者は、貧窮化を目標とする一切の企圖、若しくは其方法如何を問はず苟くも原案の水準以下に在る一切の反對發案を斷乎として拒絶するであらう。

(八)職業の創造、失業手當の支拂並に困窮せる諸工業及農業の補助の爲めに必要な基金は、聯邦恐慌期課税に依りて調達せられなければならない。同税は自動的に本年を以て消滅する戰時税の代りに、比較的到大なる財産及び収入に對して課せらるべきである。比較的に低き収入及び財産は完全に課税を免れなければならない。諸州及び諸市町村は不況對策の遂行を容易ならしめんが爲めに、本税に依つて調達せられたる資金の按分割當を受くることを要する。貧困なる諸州及び諸市町村は、參議院より之に貸付を供與すべく、此貸付は要すれば公債に依りて之を調達することが出来る。萬一議會が恐慌税を拒否若しくは延期する場合には、本大會は國民投票を決行せんことを聯邦參議院に勧告する。

(九)本大會は現在賃銀を維持しつゝ、毎週労働時間を四十時間に短縮することが出来る限り速に實現せられんことを要求する。同時に

本大會は、工業に於ける労働時間に關して今尙ほ聯邦全體に通ずる成文法的取締規則なく、工業的企業及び運輸會社に常に時間外労働を爲すべき許可を得ることが出来る現状の維持すべからざるものなることを指摘する。

(一〇)本特別労働組合大會はスキスの全労働者に向つて、労働組合の間隙なき戦線を形成し、並に雇主及政府の危険なる經濟政策と労働者をして不況のあらゆる結果を負担せしめんとする企圖とに對し不屈の勇氣を以て闘争せんことを促がして止まない。』

ソウエーデン 聯邦

外

一九三二年はソウエーデン聯邦建國滿十五周年に當り、その記念祭は十一月七日殊に盛大に舉行されたが一方本年はその工業化五箇年計畫を四箇年にて完了すべき最終年度に當り、而も計畫實施の成績の漸く明白となり、その結果に於て驚嘆すべき成果を挙げると同時に種々なる缺陷弱點も曝露せし爲め本年初頭以來一抹の暗影の全國を貫きて横はれるを看取せられた。政府が前年以來遂行せる種々なる妥協的措置は着々實施せられたが之がやがて高級幹部間の問題となつて、その結果十月前後には除名處分を受くるものも多數に上ると同時に、從來の政策實施上の紀律も一層峻嚴となり、年末に近く重大の決定が見られた。

労働事情

昨年末聯邦中央委員會の發布せる一九三二年度五箇年計畫に關する指令によれば、一九三一年十二月に於ける全國の賃銀労働者数は、合計約千八百七十萬人であつて、五箇年計畫の豫定數たる千四百三十萬人を超過すること四百四十萬の多數に達して居つた。而して一九三二年度計畫として、尙ほ二百三十萬の増加が考究されて居つた。工業化五箇年計畫に所要の労働者數の豫定及び實數は下表の通りで、各年度とも從業實數は豫定を

超過して居つた。

年 度	豫 定 數	實 數
1928-29	11,901,400	12,394,000
1929-30	12,792,700	14,350,000
1930-31	13,772,300	18,700,000
1931-32	14,740,100	21,000,000 (豫定)
1932-33	15,763,700	

而してそれ等の労働者の各産業に於ける分布状態は、下表の如くになつて居る。(單位千人)

業 別	1932年 (豫定)	1931年 (暫定數)	1929-1934年	1928-1929年
工 業	6,803	5,808	4,243	3,678
建 築	2,852	2,525	1,321	818
運 輸	1,385	1,365	1,542	1,365
教 育	1,200	1,062	882	825
保 健	673	591	463	430
公 務	2,613	2,522	2,257	1,931
商 業	約 2,000	約 2,200	約 1,000	965
金 融	3,474	2,628	2,300	2,138
他 業	約 21,000	約 18,700	約 14,000	12,150
農 業				
合 計				

一九三二年度に於て新たに採用すべき労働者の約半數(四六・九%)は、女子労働者にして、本年度に於ては、工業に於ける

女子労働者の百分率をば三〇%に増加する豫定になつて居た。

一九三一年度の成績を見ると、労働者數合計は、重工業に於ては豫定數の九割三分二厘にしか達せざるに反して、輕工業に於ては、十割六分となつて居る。又從來労働者の不足せる産業にして計畫の豫定數に達し得たものも數種あつた。例へばドネツ炭坑に於ては、一九三一年第一期に於ては、労働者の不足は一割二分七厘(地下作業のみでは二割二分二厘)に達して居つたが、同年十月には豫定數を超過して、十割八厘(地下作業九割三分一厘)になつた。又金屬工業に於ても、年末には増加を示して居るが、之は、新賃銀制度實施の結果であると報告されて居る。

右の如く労働者の供給は、豫定以上の人員に達したが、生産額に於ては、豫定に達せず、最高經濟會議の統制下にある工業の一九三一年度總額の評價は、合計二百四十五億三千八百萬ルーブルの豫定なりしにかゝはらず、實際に於ては、二百十八億二分方の増加となつて居る。労働者一人當りの生産額は、二十八乃至三十五%の増加の豫定なりしに、六・六しか増加せず、之に反して賃銀費用は六・七%の増加の豫定なりしに、十七%の増加をして居る。賃銀の激増の原因は、一部は新賃銀制度實施上の過誤によると云はれるが、大工業中心地の多數の企業に於て採用人員の過多なりしことも與つて力ある。この種の過剩労働者數は、モスコイだけでも、一九三二年一月には一萬一千人に

達し、ロストフの一工場では四千人もあつたと云はれ、之に對して僻遠の地方では、依然として労働者不足に悩まされてゐる状態、一九三二年度計畫には、労働者の分布を一層合理化すべきことが規定されて居た。

過剩労働者の解雇は、失業者の殘存せし一九二五乃至二九年時代には、難事業であつたが、今日ではさうではなく、現に最高經濟會議では、一九三一年十一月豫定以上の労働者を雇備する場合に於ける労働組合の協賛を経べしとの指令を發布し、尙ほ各企業に於ける労働者數は、嚴重に五箇年計畫の豫定數と一致せしめることを命じ、また企業の賃銀基金を増加せんとする場合には、最高經濟會議の労働部の許可を要することとなつた。

この指令の結果解雇された労働者は多數あり、例へばモスコイの人事局(即職業紹介局)では、去る一月上旬だけでも解雇者八千人に達したが、それ等の解雇者は凡て他の企業に採用されてしまつた。從來の人事局の登録せる失業者の大多數は賃銀労働者ではなかつたので、求人の場合人事局に申込むことは、雇主側の任意となつて居つたが、將來前述の如き解雇者の就職を取扱ふこととなれば、人事局の事業も多少擴張された譯である。

失業問題 ソウエーデン聯邦に於ける失業問題が、他の歐洲諸國と趣きを異にするは周知の事實であつて、一九二五年—一九二九年當時失業者數の最高に達した頃でも、失業者の激増は、熟練工の間にはなく、凡て農村の不熟練労働者にして都市へ求職に

来たもの、増加の結果であつた。即ち一九二七年の失業登録者数一月平均合計百二十五萬六千人中、五割は不熟練労働者で、二割一分は智能労働者乃至俸給労働者であり、熟練又は半熟練工は僅かに一割六分に過ぎなかつた。而して不熟練工の大多數は、就職の爲め都會に出たものであつた。俸給労働者中には二種あつて、節約又は合理化の結果解雇されたものと、従來中産階級に屬したものでプロレタリア化したものとであつた。尙ほ失業中には、轉職希望者にして短期間失業してゐるものも多數あつた。當時の失業者数の一日平均合計は、左の通りであつた。

勞働省統計

年 度	失業者數
1924—1925年	848,000
1925—1926年	1,015,000
1926—1927年	1,256,000
1927—1928年	1,386,000
1928—1929年	1,520,000

勞働組合統計

年 度	失業者數	組員にす百率 合數對る分
1925年10月	837,700	10.7
1926年10月	1,218,000	12.7
1927年10月	1,504,000	14.4
1928年10月	1,708,700	15.5
1929年4月	2,293,800	20.0

あつて、當時登録失業者数は約百八十萬であつたが、爾來漸減して、勞働省發表の最後の失業統計たる一九三一年一月には、

失業者の最高に達したのは一九二九年四月で

二十三萬六千人になつて居る。尙ほ一九二五—一九二九年の期間に於ける全國賃銀勞働者數合計は、左の通りであつた。

年 度	就業者數
1924—1925年	8,506,000
1925—1926年	10,141,000
1926—1927年	10,911,000
1928年	11,552,000
1929年	12,394,000
1930年	14,462,000
1931年	18,108,000

近年勞働者數の激増したのは、一九二九年以來産業化進捗の結果であつて、一九二九年以後に於ける工業、建築業及び運輸業の從業労働者數は左の如く躍進的增加を示して居る。

年 度	工業	建築業	運輸業
1929年	3,353,000	923,000	1,314,000
1930年	4,264,000	1,606,000	1,505,000
1931年	5,414,000	2,398,000	1,907,000

然しながら今日のソウェイト聯邦に於ける餘剩勞力の蓄積が

上の如き數字を見れば、同

期間に於ける一般人口の増加も著しく、各年約三百萬の激増を示して居るが、それにして從業者數の斯く増加したのは、失業減少の結果たるは明かである。其の他ソウェイト聯邦に於ける失業減少の事情としては失業手當給付の廢止されたこと、失業者は職業を紹介されし場合その仕事の性質を問はず就業すること、萬一然らざる場合には職業再教育を受くることとなつたこと、及び農業集團化の結果、離村者の減少せしこと等を擧げることが出来る。

充分あることは明白であつて、殊に農村に於ては、農業労働力の利用は充分でない爲め、常に潜在的失業はあるとのことである。中央集團化農地局の計算によれば、一九三〇年に於て農村勞力の事實使用された程度は、男子にあつては全能力の三割乃至五割、女子にあつては三割五分乃至二割五分であつて、繁農期たる七月より九月の期間に於てさへも、一九三一年の集團化農業研究所の調査によれば、集團化農地の從業員の六割乃至八割しか稼働に従事してゐなかつたと云はれる。農村に於ける斯くの如き豫備労働者の量は、約八百萬人乃至二千萬人に達すると概算されてゐるが、この勞働豫備軍の存在は、今日でも勞働市場に對して直接の影響はないのであるが、況んややがて農業の合理化と機械化の進捗せる際は、その多數が吸収され得る可能性は充分ある。

尙ほ工業方面に於ては、目下組織化の不完全なると熟練工の不足の爲め、現業員及び事務員とも過剩を告げて居り、それが爲め政府では、最近上級職員乃至俸給労働者の淘汰を行ひ、又生産上眞に必要とする以上の從業員を削減する事になつたが、斯くして解雇された者に對して、之を解雇した企業では、直ちに他の職業を紹介し、或は轉業に必要な再教育を授けることになつて居る。然しながら將來萬一淘汰一層激しくなり、且産業の發展が多少とも停頓するが如き場合に於ては、人口の自然増加は急速ではあり、又農村の潜在的人口過剩の状態はあること

とてソウェイト聯邦に於ても再び失業問題の擡頭しないともかぎらない。

因にソウェイト聯邦に於ては、職業紹介事務は、勞働管理局の管轄に屬して居り、國家又は都市の公共團體、機關乃至企業に於ては、管理局の直接干渉なくして從業員の雇傭をなすことが出来るが、しかし新規雇人又は解雇の際には之を管理局に届出でなければならぬことになつて居る。一方失業者が、勞働管理局に失業の登録をした場合には、管理局では、その技能を考慮した上、三日間以内に就職せしめるか、若しくは、再教育を行はしめることになつて居る。再教育機關には、勞働省設置のものもあれば、又將來就職すべき企業で經營してゐるものもあるが、通常後者の方が多い。尙ほ、ソウェイト聯邦に於ては勞働者の種類の内に「生産攪亂者」と稱するものがあり、例へば、(一)理由なくして一箇月間缺勤せるもの、(二)一箇年間に二回以上轉職せるもの、(三)交迭者の雇人を待たずして退職せるもの、(四)規律違反(常習的成績不良、不用物品の過剰生産、就業拒絶、飲酒、技術者又は經營當事者に對する侮辱又は暴行)にて解雇されしもの等であつて、是等の種類に屬するものは解雇後六箇月間その業務に雇傭することを禁止してあり、その期間は、鑛山々森又は汽車汽船の荷役に不熟練労働者として従事しなければならぬことになつて居る。其の他にも、伐材、流材、泥炭採掘等の過激なる不熟練労働に従事する外、就職を許可されないもの

もある。是等は、憲法又は裁判所の判決によりてその権利を剥奪されたもので、労働管理局に登録する権利を有してゐない。労働者統計ソウェイト聯邦に於ける労働者の個人収入乃至ソウェイト聯邦國民収入中に於ける労働者の所得分を全體として知らうとするには、その個人的賃銀額だけで決定の出来ないのは無論で、それを正確に知るには、労働者とその家族が國家豫算を通してうける所の社會保險金（ソウェイトの社會保險は企業負擔であつて労働者の負擔でない）、恩給、無料教育その他諸種の形で行はれる特典をも計算する必要がある。

國家豫算が労働者とその家族のために一九三一年中に支出した各種の費用は主要次の如くである。（單位百萬留）

- 保健のための支出 一、一三五
- 社會保險及労働保護 一、〇五〇
- 社會保險 二、五〇〇

これ等の支出のうちには一時的労働能力喪失者にたいする支給金五億ルーブル、痾疾者とその家族への扶助料三億留、また診療所、休養の家（労働者の共同別荘）、子供收容所、幼稚園、託児所、小學兒童給食等かなりの額に上つてゐる。

かういふソウェイトの社會組織の特殊性は、自然ソウェイト労働者の収入及び生活水準を研究する場合に、特別の新しい観方が必要とされる譯である。表面にあらはれた労働者の個人的賃銀収入と、彼等の家計豫算だけで労働者の生活水準を決定す

る従来の方法によらず、労働者が家族全體としての要求を満足させるために設けられてゐる社會的・經濟的・政治的・文化的な特典を全面的に計算に入れなければならぬのである。

五箇年計畫時代となつて失業者が清算され、労働力が不足を告げるやうになつてから、今まで生産に従事しなかつた家族中の多くの成員が生産に引入れられた。その結果、個々の労働者家族の表面に現はれた家計状態も、數字的に急に高まつてゐる。

例へば一九二八年の末から一九三一年の半ばにいたる凡そ三年間の期間に、生産に従事する家族成員の率は二四・四%高まつてゐる。それと共に一人の働き手が養ふべき口數（彼自身をも含めて）は三人二五から二人六二に減じてゐる。つまり労働者各自の家族扶養の負擔は一九・四%だけ輕減された譯である。

一九二九年においては労働者一人の平均賃銀額と家族収入額の動きは非常に近い者であつたが、一九三一年の第三期にいたると、今まで生産に従事しなかつた家族成員が新たに生産に参加する率が高まり、一人の働き手の賃銀額と家族の収入額との動きがずつと開きを大きくしてゐる。一九二八年—一九三一年の間の労働者一人の平均賃銀増率は一九・四%であるが、家族収入の増率は四九・六%である。次頁の表が詳細にこれを示してゐる。

同時に労働者成員中に於ける性と年齢關係にも、最近一年半の間に急激な變化がおこつてゐる。工場付徒弟學校の生徒（職

年 度	月	家中働者數の族のく	働平均銀月者賃額(留)	家人収入月(留)
1928年	11月—12月	1.23	78.28	27.43
1929年	1月—3月	1.24	71.99	26.19
	4月—6月	1.25	80.87	29.77
	7月—9月	1.26	76.64	28.97
同 同	10月—12月	1.28	79.43	29.98
	1月—3月	1.30	80.02	30.20
	4月—6月	1.33	86.00	32.70
1930年	7月—9月	1.35	78.15	31.76
	10月—12月	1.43	83.29	36.31
	1月—3月	1.47	87.06	37.57
1931年	4月—6月	1.53	93.41	41.04

年労働者だけを取つてみれば一九三〇年一月—一九三一年一月の間に九・〇%賃銀増加を示してゐる場合に、この未成年労働者の群をも加へて平均する場合には七・一%の賃銀増加にとゞまるのである。

業教育をうけ

ながら労働してゐるの全労働者にたいする割合は一九二九年の四・七%から一九三一年一月には七・九%に増加してゐる。この關係は自然労働者中に於ける低賃銀層を大きくし全労働者の平均賃銀水準の向上を妨げてゐる。成

労働者の家計支出の方面でも興味ある變化がおこつてゐる。

労働者の國債購入にたいする支出は一九二九年における収入の二・九%から一九三〇年及び一九三一年の前半にかけて三・五%に増加してゐる。

商品購入のための支出にも可成りの變化がおこつてゐる。食養にたいする支出は一九二九年の四・六%から一九三〇年には四九・三%、一九三一年の前半には四九・八%になつてゐる。この食養支出の向上は他の商品購入率を減少することによつて行はれてゐる。例へば衣類や化粧品等への支出は前述の期間に七・六%から、一九三〇年に一五・四%に減少し、一九三一年には一三・七%に減少してゐる。燃料とアルコール飲料に對する支出も減じてゐる。

消費生活における『家庭で作る物』への支出も、一九三〇年—一九三一年の家計では、従前にくらべてずつと減少してゐる。これは婦人の労働への参加率の向上と、衣食の方面に於ける社會主義化の結果として、非常に興味のある現象である。家庭で食事を準備する代りに公衆食堂で食事をとる家族が増加した結果、食堂に於ける食事への支出が一年半の間に一・七%から五・三%に増加した。家庭でパンを焼く家族も少くなつたので、麥粉の購入額は一五%低下した。それから一九二九年には労働者の家族が織物一般に支出する額の五八%だけが既製品の購入に當てられてゐたのが、一九三〇年には六九%、一九三一年の前

半になると、八一%が既製品購入の支出に當てられる事になつてゐる。

こゝに「社會主義化賃銀」といふ新しい用語で表現されるのは、前にいふ様に個々の労働者が直接に企業からうける従來の意味での賃銀の外に、國家なり公共團體なりが行ふ労働者の生活に必要な文化その他の施政に對する支出のことである。

社會主義化賃銀は次のやうに分類される。

第一、社會保險金。第二、恩給その他各種の形でうける労働者の特典に對する國及び公共團體の支出。第三、公休日及び休暇中の賃銀、徒弟及び労働者の子弟の學習中に於ける補助金その他。

第一の社會保險にたいする支出は、失業者の清算と共に激減した。第二の社會主義化賃銀のうち最も大きな額を占めるのは義務教育制度と共に國家負擔の教育費である。國民教育費及び専門教育補助金總支出のうち労働者の上に懸けられるべき額は次の通りである。

(單位百萬留)

一九二七—八年度	一六七
一九二八—九年度	二二三
一九二九—三〇年度	三六一

この様に支出の激増した原因は(一)ソウェーデン聯邦の學校網に於ける就學者數の増加、(二)就學者一般大衆中に於ける労働

者及び労働者の子弟の比率の増加、(三)労働者出身の補助金をうけて學習する者の増加と補助金額の激増、(四)國民教育の一般制度の内で最も高價につく學習法の割合の激増等である。

國家の教育支出のうちで可なり負擔を加へてゐるのは、労働大衆の文化生活と教化のために支出される労働組合各團體の經費負擔である。

文化生活のために労働者が自分の懐ろから現金で支出する額と、國家が労働者に依つて負擔をして無料の特典を與へる額とは略ぼ匹敵する程度に達してゐる。一九二八—九年度に労働者が労働組合の手を経て無料の特典を與へられた年額は労働者總人口の平均一人あたり七留に達し、家族一人あたり六留八〇に達してゐる。

一般文化施設にたいする無料と有料との比率は次の如くである。(單位留)

	無料の分	有料の部
教育文化	19.25	1.35
其他生活計	7.07	6.60
	26.32	8.15

この方面では既に一九二九年に於て無料の部分が有料の部分の三倍に達してゐる。

醫療施設の方面では二つの形で特典をうけてゐる。

- 一、治療に對する援助(入院又は外來による)
- 二、療養に對する援助(サナトリア及び休養の家)

この二つの方面で労働者のために支出さ

れてゐる額は次の通りである。(單位百萬留)

一九二七—八年	二四一・九
一九二八—九年	二六八・六
一九二九—三〇年	三六二・一
一九三一年	五六三・〇

醫療において労働者が與へられる無料の部分は九四%といふ大きな率を示してゐる。

無料の特典中には或る場合に労働者に提供される無料住宅も計算に入れねばならぬ。

これら一切の社會主義賃銀の比率は、最近年の平均をとつてみて労働者の個人賃銀の三五・五%—三六%に達してゐる。

労働者が社會主義的賃銀の形でうける數字の向上と共に、その内容も變つてきてゐる。従來失業者の手當として支出されたものが、失業者の清算と共に他のものと積極的な支出項目によりかへられる事になつてきてゐる。

以上のうち、個人収入の動態の検討においては家族をもつ労働者の家計が基礎となつてゐる。ところが社會主義化賃銀については一般的に非農業労働者全體を包括する調査が基礎となつてゐる。従つて家族をもつ労働者の個々の家計のうちへ個人的収入と社會主義化賃銀とを加算する場合には、その點を考慮におく必要がある。

五箇年計畫時代に這入つてから大きな國營農場が建設される

にしたがつて、農村プロレタリアート、小作人、牧夫、貧農の多數が、農業労働者となつて國營農場に轉じた。これ等農村プロレタリアートの今までの生活水準は非常に低いものであつたが、國營農業労働者となるや、その生活が一變してゐる。

最近の小作農業労働者の家計調査によると、一家族の平均年収は三百八十六留であつた。全ソウェーデン聯邦にわたる一九二九—三〇年度の國營農場労働者の平均年収は千〇十五留である。

即ち小作農業労働者から國營農場へ轉じた者の家計は二倍六に向上してゐる。自作貧農の年収は小作人より低位にあつたのであるから、貧農から國營農場労働者に轉じた者の年収はそれ以上の向上を示してゐる。

若し大規模な機械化された國營農場の常備熟練労働者(トラクター手、コンバイン手、修繕労働者、自動車運轉手)を取つてみると一家族の家計は千二百四十四留で、小作農業労働者の三倍二に達してゐる。

この大規模農場に於ける農業労働者の家計は、全聯邦にわたる一九二九—三〇年度の工業労働者の平均家計千五百四十留と比べて一九—二%低だけである。農村に於ける食料品その他の物價の低いことを考慮に入れると進歩的な國營農業労働者の家計状態は工業労働者の家計状態にます／＼接近してゐることが判る。

労働日と労働時間の動態

工業労働者の一年間に於ける事實上

の労働日は次のやうな動態を示してゐる。

年次	労働日数	労働日数の割合
1928年	263.0	71.9
1929年	264.2	72.4
1930年	252.7	69.2

一九三〇年になつて労働日数が十一日半だけ減じたのは生産の年中無休採用と共に一週五日制による交代公休に變つた結果である。

一日七時間労働制の實施に移つた工業労働者の割合は、一九三〇年四月一日現在において三一%、一九三一年一月一日現在五八%、同七月一日現在七一%といふ風に漸次に比率が高まつてゐる。

労働者一人の一日平均労働時間が漸次に減少すると共に、労働者の文化と休養のために割く時間は漸増してゐる。

一九二三年に於ける一日平均労働時間は六・三時間（二十五歳未満）から七・一時間（三十五歳以上）までであつた。一九三〇年においては五・三時間—六・三時間に減少してゐる。

その結果、社會的活動のために割かれる時間は二倍乃至三倍になつてゐる。一九二三年に於ける二十五歳未満の労働者が社會的活動に割いた時間は一日平均〇・三時であつたが、一九三〇年には〇・六時間になつてゐる。二十五歳—三十四歳の労働者になつては〇・三時間から〇・九時間に増加し、三十五歳以上の労働者にあつては〇・三時間から一・〇時間に増してゐる。

文化的享樂に割かれる時間も次のやうに増してゐる。

労働者の年齢	1923年	1930年
	時間	時間
二十五歳未満	1.7	2.8
廿五歳—卅四歳	1.4	1.7
卅四歳以上	1.1	1.5

（以上ゴスプラン國民經濟調査部編、ソウエート聯邦に於ける労働）による）

労働運動

ソウエート聯邦に於ける労働運動が他の國のそれと全然面目を異にしてゐることは、今更云ふまでもないが、最近殊に著しいのは、その労働組合運動の性質の急激に且根本的に變化したことであつた。この傾向は前年中既に明白となつて居つたが、本年に至つて愈々獨特の發展を擴大したことは、左記労働組合總評議會の中央委員會及び年次大會の狀況によつても知ることが出来る。

労働組合中央委員會 ソウエート聯邦労働組合總評議會では一九三一年十二月十三日より二十日まで八日間に亘つてモスコウに於て中央委員會總會を開催して、種々なる重要問題、殊に一九三二年の五箇年計畫遂行上に於ける労働組合の任務、團體協約の改訂、食糧供給等に關する討議を行つた。

五箇年計畫に關する總評議會の意見としては、一九三一年には工業生産の増加は平均二十パーセントに達し、新工場も多數建設されたが、五箇年計畫實施の狀況は未だ充分の程度に達せ

ず、殊に金屬業及び炭坑業に於ては生産の低下を見たし、又生産の品質に於ても不満足之感ある事が認められた。之は個人的責任感の缺如と、賃銀率の平等、作業組織との缺陷、及び經營當事者の能率不足が原因であると看做して居る。従つて労働組合としては、一九三二年の計畫たる生産三十パーセント増加を實現する爲め、従来の官僚主義的作業組織を廢止し、各組合で完全なる事業プログラムを作製し、以て政府の計畫に適應せる案を起草することとし、それが爲め一九三二年一月中に於て各地に生産會議を開催し、その結果を二月二十五日まで評議會へ報告することとなつた。又生産の品質改善の爲め各企業には特別の検査機關を設けることとし、熟練工養成の爲めには或は講習會を設置し、或は突撃隊と各企業との協同努力によつて行ふこととし、これが爲め總評議會では、四十七萬ルーブルの豫算を計上して熟練工養成に盡力することとなり、技師及び技術的労働者の組合に對して、この方針の遂行上援助協力を依頼することとなつた。

次に新團體協約は、一九三一年六月二十三日スターリン氏の發表せる政策（昭和七年版海外労働年鑑三七五頁以下参照）に基いて改訂することになつたので、労働組合としては、賃銀制度の變更と労働者の經濟的文化的地位の向上とに關して、特に留意しなければならぬ状態にあつた。而して賃銀に關しては、生産額の増加せざる限りは賃銀の値上はなさざることとし、一九三

一年秋以來金屬及び炭坑業に實施せる等級賃銀率制度をば、必ずしも同時ではなくとも、全部の産業に實施せしめることとし、先づ一九三二年には、（イ）機械、トラクター、自動車、農具、機關車及び發電所（是等の賃率をハ等級に分ち、最高率と最低率との比をば一對三・二とす）、（ロ）鐵以外の金屬業（之は七等級に分ち、最高最低一對三・八とす）、（ハ）化學工業（七等級、一對三・二）、及び（ホ）セメント及び煉瓦工業（七等級、一對三・二）の各種産業に適用することとし、其の他の産業に對しては、總評議會及び労働人民委員會の特別決議によつて實施せしめることになつた。

尙ほ總會は、從來の出來高拂賃銀制度の實施方法は必ずしも完全なるものにあらずとし、將來スライディング・スケール及び割増制度の適用は、生産額が正規定量以上の場合のみ實施せしめることとなり、又從來の割増制度は廢止することとし、徒弟の賃銀率は七等級とし、最高級と最低級の差は一對九とすることになつた。又新賃銀制度實施の標準作業單位をば一層嚴密に定めることとし、それが爲めその方面の専門家を養成することとなつた。

必需品の供給に關して、總會は、ウクライナの労働組合總評議會及びモスコウ、レニングラード、ウラル其の他の労働組合の諸機關をして各企業に於ける配給状態を嚴密に監督せしめ、労働組合は、食糧省の諸部課と協力して配給カードを基礎とし

て配給の過不足ならしめん爲め、統計の檢閲をなさしめ、消費物品製造に従事せる労働者の組合は、工場附屬の倉庫の組織的監督を行ひ、且消費物は先づ大企業附屬の協同組合に搬入すべく注意せしめることとなり、それが爲め常設的の監督機關を設置することに決定した。又鐵道従業員組合中央委員会にも特別部門を設置して、食糧品の輸送を遅滞ならしめ、盜難を防止せしめることとなつた。

生産品の品質改善に關して總會の決議したところによれば、將來工場委員会は、國營通商機關、協同組合、及び一般消費者と協力して、特殊の生産會議を開催して品質及び製品の取捨選擇を協議せしめらるることとなつた。又労働組合の物價監督制度をも設けることとなり、組合の物價監督係は、一九三一年十二月四日の指令に基き設置された監督官と協力して消費物品價格の調査をなし、法定價格以上のものあるときは、之を訴へしめることになつた。其他集團農場と個人との直接取引を禁止し、或は工業中心地に隣接して農事企業を設置せしむる爲め、四十萬ルーブルの豫算を計上するとか、工場委員會をして場内食堂への各種供給を組織せしめるとか、食糧省及び消費者組合中央會をして小賣店を増設せしめ、その營業時間をば改正して労働者の時間を空費せしめざるようになるとか、又各労働組合をして配給問題の處理に當るべき特別部門を設けしむる等の決議をも可決した。

く組合員の増加した結果、總評議會では、一九三一年一月從來の労働組合の産業別分類を細分することになつたが、その結果中間團體が解散されて、各組合と企業との關係を單簡にするこゝとが出来たと云はれて居る(昭和七年版海外労働年鑑四一頁参照)。今回大會に於て、各労働組合の執行委員會の任務及び責任を改めて確定することになつたが、それによれば、今後各労働組合の中央機關は、貸銀問題、労働者組織化、住宅建築及び労働者の生活状態の改善をその職務とする事になり、次に労働組合と労働組合との聯合機關は、労働者に對する必要品の供給、市町村公同建築計畫、文化運動及び労働立法を管掌し、部落、州、自治共和國等の地域別聯合評議會に於ては、共產黨及び労働組合總評議會の指令實施の監督に當ることとなり、それと同時に各労働組合の組織單位たる工場委員會又は職業別班等の首腦部の組織化上の責任の重大となりしに鑑みて、之が權能を強大とし、労働組合のオルガナイザーの選任訓練には特に嚴重の注意を以て之を行ふこととなつた。

前回大會以來ソウェト聯邦の労働組合運動は、トムスキー氏一派の右翼日和見主義排撃に努めて居り、「生産強化」の標語の下に運動法も改正し、執行委員會の組織も改造する方針をとつて居つたが、この新方針は、今回大會に於て正式に協賛するところとなり、今日尙ほ多數の組合に見らるる「労働組合主義」の排撃運動を續行することとなり、それが爲め總評議會では、

労働組合大會 全聯邦労働組合第九回大會は、四月二十日より三十日までモスコに開催された。今回の大會は、一九二八年以來初めて開催されたもので、出席代表者数は、表決權を有するもの千五百七人、顧問資格のもの四百六十三人あり、表決權を有する代議員中千二百七十二人即ち八割五分は労働組合を代表するもので(一九二八年には七割七分)、七割六分は共產黨に屬するもので、(前回七割二分五厘)、四割二分は共產黨青年同盟に加入して居り、九割八分七厘は突撃隊員であり、八割九厘は自營隊員であつた。尙ほ代議員中には技師又は工人二十三名、外人労働者代表六名が居つた。

今回大會の議題には、書記長シュウェルニク氏の事業報告や、赤色インターナショナル書記長ロフスキー氏の報告などの如き一つの組合大會にもある如きもの外、労働省、重工業省等の報告あり、之はソウェト聯邦に於ける労働組合運動の本質が根本的に變化した結果生じた現象であつて、この點に於て今回の大會は、總評議會が新方針採用後最初の大會として興味あるものであつた。

事業報告によれば、ソウェト聯邦に於ける労働組合員は一九二八年以來五百萬人の増加あり、一九三二年四月現在合計千六百五十萬人に達し、内工業労働者は三百八十萬より五百三十萬に増加し、建築労働者は九十五萬三千人より百六十萬人に増加し、農業労働組合員は百三十萬より二百四十萬人に増加した。斯樹立することとなつた。

次に労働組合の財政状態を見るに、一九三一年に於ける収入總額は六億二千百萬ルーブルであつたが、之を一九二九年の三億六千六百萬ルーブルに比較すると殆んど倍加して居り、一九三二年には九億七千萬ルーブルに達する豫算であつた。而して支出の費目は新方針以來大分變化があり、一九二八年には新しい労働者の訓練費としては百四十萬ルーブルを支出したに過ぎなかつたが、之は一九三二年には一億千百萬ルーブルに増加され、文化費は一億五千萬ルーブルより四億五千萬ルーブルに増額した。監督委員會の報告によれば、總評議會の財政状態は決して良好のものでなく、労働者側の拂込不規則なる場合多く、その結果各組合費への拂込は九割一分に達せるにかゝはらず、總評議會の支出の超過は七百五十六萬ルーブルに達したと云はれる。之に對して大會は、本部に對して財政上の紀綱緊肅を要求し、各組合中央機關の財政的獨立を確立して、組合と總評議會本部との關係を圓滑ならしめんことを希望せる決議を採擇した。

今回の大會に於ては、新方針に基く種々なる運動の問題が上程され、例へば社會主義的労働組織の重要な一面として決定

された「社會主義競争」の組織上に於て、労働組合がやゝもすれば充分熱意を有さないことがあるといふことが指摘された。それに關して大會の可決せる決議によれば、一九三二年初頭に於ては社會主義競争運動に参加せるものは、労働者の七割二分技術家の五割九分に達して居り、社會主義競争の方法として最も成功してゐるのは、自營隊組織と従業者自身の考案起草せる生産計畫の實行とであつた。自營隊組織は、大規模工業にはかなり行はれて居る社會主義競争の一形態であるが、之は一九三一年初頭以來各地に行はれ、當初自營隊は約十二團體あり、隊員百三十人に過ぎなかつたが、一九三二年三月には十五萬五千團體あり、加入者合計百五十萬と云はれて居る。自營隊組織はレングラードの労働者から始まつたもので、同地では七割は自營隊に屬して居り、モスコ地方では、三萬團體、四十萬人の隊員を有して居る。自營隊運動の結果、生産費は低下し、品質は向上され、労働者は生産方法決定上に於て多大の勢力を有するのみならず、企業の經營管理の實際をも學ぶことが出来る。シニウエルニク氏は報告した。然るに、労働組合幹部は、自營隊の組織發展上に充分なる協力をしない状態であるので、大會に於ては、今後宜しくこの方面に努力し、自營隊幹部の養成に留意し、突撃隊員にして成績優良のものを、指揮官に選抜するやう努むべきことが決議された。而して一九三二年には自營隊幹部十萬人を養成する爲め特別講習會を開催し、尙ほ社會主義

競争成績を考査する方法も改良することになつた。

次に生産計畫を労働者自身で起草する方法も、或る方面では好成绩をあげて居るが、鋼鐵業労働者が作製した鉄罐年額一千萬トン生産案は、一九三二年初頭には實施されてゐない状態なので、是等に對して労働組合では宜しく指導の勞をとり、以て労働者側の要求する條件（原燃料の供給、工場内に於ける運搬方法の機械化等）の満足に努むべきであると主張された。

社會主義競争の發達するに伴ふて、生産協議會の活動も一變するに至つたが（昭和七年版参照）、之についても今回大會に於いて、一の決議が採擇となつた。それによれば、一九三一年以來開催された生産協議會は、總計八萬回以上に達し、出席者合計二百五十萬人と云はれ、企業に於ける生産協議會の数は平均七十五回であり、その結果労働者側からは多數の合理化案が提出され、又新發明の件數も増加して居り、それ等の案實施の結果生産費の節約は幾千萬ルーブルに達して居るが、この際労働組合としては、それ等の労働者側提案の實施に努力し、以て從來の如く提案の六、七割は實施せしむるべき事態ならしめ、又發明者に對する獎勵金制度も改良すべきであると云ひ、尙ほ今後は生産協議會に於て新しき技術的方法と労働の機械化の研究に一層注意し、又専門家を以て生産協議會に参加せしむべきであると述べ、社會主義競争オルガナイザー中の優秀者をば生産協議會主催者の助手に選任し、専任として之に當らしむべきで

あると主張された。

今回大會に提出された報告によれば、一九三二年初頭に於て工業労働者の八割三分は、一日七時間労働制を適用されて居るが、従來連續労働週間制度の實施は、やゝ穩當を缺くこと多く、暫定的に實施して居る一週六日制（五日間労働、一日休息）の企業では一交替制又は二交替制になつて居るのに對して、連續週間制では三交替になつて居るが、人民労働委員會及び總評議會では、連續週間の企業には四交替制を實施すべき努力しつゝあり、それによつて同一作業に四人を一組として、四日間從事しては二日休息し、以て一箇月につき十時間半の労働時間の短縮を行はんとする旨報告された。

労働者雇傭に關する大會への報告によれば、労働者募集方法を組織化して以來、國營企業と集團農場との間に締結された雇傭契約は成績頗る良好であつて、この雇傭統制の下に就職する労働者數は漸次増加の傾向あり、唯集團農場に於てその労働者が他に雇入れらるゝ場合、或は罰金を課し、或は所得の五割を農場基金に寄附せしめることや、または國營企業と農場との取極が指令通りに行かなかつたり、労働委員會の地方局で供給の如何を顧みず、同一地方で同時に多數労働者の募集を許すが如き弊害はあるが、今後も引續き労働者の募集は、集團農場との契約によつてなすべく、一九三二下半期には建築労働者百萬人の募集をなす豫定であると云はれて居る。國營工業では、婦

人労働者の數を増加し、且労働者の家族で健康のものは凡て生産労働に従事すべく奨励することになつて居り、一九三一年には婦人百六十萬人を雇傭する豫定であつたが、之は全部完了して三二年にも同様にする由、尙ほ婦人をして指揮者の地位に適する教育を授ける爲め特別講習會を開催することになつてゐると云はれる。

工業に於ける労働者の移動はやゝ安定し、殊に集團農場より雇入れた労働者の移動は少くなつたので、本年度製材及び建築業に於ける労働者の割當數を定むべき提案があり、又労働組合及び人民労働委員會地方局では、重量使用産業の機械化及び労働者の住宅、浴場、學校等の建設には特に留意することになつて居る。

人民労働委員會では、最近募集せる労働者の利用法を調査し、餘剩労働者の轉職を組織化しつゝあるが、その結果例へばモスコで解雇されたもの一萬七千人とレングラードの解雇者八千人の内大部分は同一地方で就職することが出来たと云はれる。人民労働委員會では、今後専門家の合理的配給を組織化し、技師工人の生活要件改善に關する方策實施を確實にすべく努力することになつて居る。

總評議會の前幹部は、新しい労働者の訓練を目的とする工場所屬學校の設置に對して充分の注意を拂はなかつたと非難されて居るが、この種の學校こそ共產黨の指令に基いて少年の職業

教育を施すに最も適當せるものであつて、新方針採用以來共産主義青年同盟員の努力の結果工場附屬學校に就學する徒弟の數は一九二八年の十七萬より一九三一年の百九萬九千人に増加した。一九三二年には三十六萬四千人の熟練工を卒業せしめることになつて居るが、之は工業方面の需要の約四割に相當することである。大企業に於ては、それ自身の必要上のみならず、新設工場の爲めにも労働者の訓練をすることになつて居る。成人労働者の職業教育は、一九三二年初頭までは人民労働委員會の責任になつてゐたが、一九一九年以來中央労働學院に於て訓練せる労働者數は合計七十五萬に達して居つた。一九三二年一月一日以降人民委員會の組織した職業學校は全部産業それ自身に移管したので、今後は各企業に於て行ふこととなり、労働組合では職業教育は凡ゆる職業に行きわたり且凡ゆる必要を満す如く努力することになつた。職業教育は、或る種の産業部門では頗る完成して居り、例へば機械工業に於ては、労働者の五割は之に参加して居り、電氣業では三割三分は職業教育を受けてゐるが、然し炭坑業では八分六厘しか職業教育の特典を得られざる程しか設備はなく、その他紡績業の九分四厘、鐵道の一割五分七厘、鋼鐵業の一割八分八厘の如く、施設不完全の産業もある。

總評議會前幹部の方針では、賃銀は平等主義であつて、熟練不熟練の區別なく、又産業部門によつて相異なることを許さな

等 級	舊 賃 率		新 賃 率	
	係 數	値上率	係 數	値上率
1 等 級	1.00	—	1.00	—
2 等 級	1.20	20.0	1.15	15.0
3 等 級	1.45	20.8	1.35	17.4
4 等 級	1.75	17.2	1.60	18.5
5 等 級	1.95	14.9	1.92	20.0
6 等 級	2.22	13.8	2.35	22.4
7 等 級	2.52	13.6	2.90	23.4
8 等 級	2.80	12.0	3.60	24.0

の六分値上の外、全國賃銀總數三千五百萬ルーブル(内炭坑業一千万ルーブル、鋼鐵業七百万ルーブル)へ追加して幾度か値上が實施され、各産業の重要性に應じて高給を支給することとなり、この方針は一九三二年にも繼續實施することになつて居るが、その結果例へば鋼鐵業は一九二八年には賃銀率による産業の等級からは第八位であつたのが、一九三二年には第二位に上り、炭坑業は第十四位なりしが第三位に變更された。この賃銀率の變更は、前頁表の通りになつて居る。

賃銀政策の改正の結果、熟練工と不熟練工との賃銀率にも差等を生じ、その結果高給を希望するものは作業の成績をあげるやうになつた。斯くして賃銀の値上した率は、高級労働者程割がよい事は上記金屬工賃銀の表にも明らかである。最近まで下級職員(工場

かつたが、新方針となつて以來、重要産業に於ける賃銀率は凡て引上ぐることにし、一九三一年には豫算に計上された一般的

業 別	賃 銀 月 額 平 均			新賃銀率による等級		
	1928年	1931年	1932年	1928年	1931年	1932年
機 械	92.94	120.87	136.08	1	1	1
機 械	90.34	109.00	109.75	2	2	8
機 械	86.72	96.54	103.88	3	8	9
機 械	85.82	108.40	121.40	4	3	4
機 械	85.70	95.25	102.49	5	9	10
機 械	82.09	99.83	110.50	6	7	7
機 械	81.30	105.75	118.90	7	5	6
機 械	79.79	82.80	88.60	8	14	14
機 械	77.95	106.12	119.30	9	4	5
機 械	75.61	102.94	132.73	10	6	2
機 械	73.37	87.94	95.59	11	12	11
機 械	67.04	91.10	88.92	12	11	13
機 械	63.73	74.66	82.13	13	15	15
機 械	63.27	93.95	122.50	14	10	3
機 械	60.98	85.09	89.42	15	13	12
機 械	59.89	70.03	78.43	16	16	16
機 械	41.58	58.54	65.04	17	17	17
機 械	70.94	96.01	111.37	—	—	—

等)のそれより多かつた爲め、労働者は監督級に昇進するを好まず、収入多くして責任の輕きを欲する傾向があつたので、今は後労働組合に於て技師工人に對してはその地位の重要さに相應せる賃率を支拂ふやう注意することとなつた。

賃銀支拂方法は、單純な出拂高拂制であつて、一九三一年十二月には労働者の六割一分四厘は出來高拂賃銀制を適用されて居り、被服業に於ては八割四分は出來高拂であつた。今後は、一定量以上の仕事をしたものに對しては、一定の率に基いてそれぞれ超過額を支給することになり、殊に金屬加工、コークス製造、紡織、土木及び鐵道で之を實施することになつた。それと同時に等級賃銀實施の成績思はしからざること、今回大會の問題となり、多くの場合に於て賃銀値上の結果必ずしも生産額は増加せず、全産業を通じて見ると、一九三一年の賃銀値上は豫算より五分七厘方多くなつてゐるに、はらず、生産額は一割五分の減少を示して居るので、労働組合は、生産額の増加に努め、等級制は一定生産量を超過せる場合にのみ適用することとし、作業の中絶又は不上市品生産に對しては賃銀控除の規則を嚴重に適用することになつた。又出來高拂制度の基礎たる能率基準適用を一層廣く行ふこととした。從來能率基準は、全國労働者の一割五分乃至二割には適用してゐたが、又特殊の技術工養成の爲めには、講演講習等を催してゐたが、講習期間短き爲め結果良好ならず、今後は労働組合にて注意して、三年乃

至五年間以上實際就業の経験あるものを選んで講習生にするこ
とになつた。

賃銀問題に關して、一九三一年中に於て賃銀支拂上に於ける
不正事實が発見され、人民労働委員会では、この種の弊害除去
の爲めそれ／＼企業理事者をして労働裁判所に告發せしめるこ
とを命じた旨報告があつた。

賃銀問題に關聯して大會の決議は、團體協約にも言及してあ
つた。それによれば、前幹部時代には、労働協約には、労働者
の生産參與又は社會的組織を規定せる條項を含めない方針であ
つたが、新方針となつてからは、團體協約をば労働者と經營當
事者との間に締結されし強制的相互協定たらしめ、協約の性質
を根本的に變へ、今日では團體協約は労働組合の中央機關と工
業トラストを當事者として成立するものにあらずして、經營當
事者と當該企業の工場委員会との間に締結するものとなつた結
果、協約の内容も正確詳細を極め得ることになつた。然しながら
ら調印者による協約の實行監督は未だ充分ならず、今回大會で
は之に對して將來労働組合は、協約の條項をば經營者側でも又
労働者側でも嚴守するやう注意すべく決議した。

今回の大會では、労働者に對する日常必需品供給問題に關す
る決議も採擇になつたが、それには、労働組合が、生産の増加
に注意すると同時に、労働者の物質的利益、殊に日常必需品の
供給に關聯せる事項をも忽にすべからざることを指摘してあつ

た。而してこの種の事項に關して無關心なる労働組合執行部は
宜しく改造すべしと云ひ、輕工業及び食糧品業の労働組合は、
一九三二年に於て日常必要物資の生産額を増進せしむべき豫定
なる生産計畫の實施の爲め全力を傾注すべく、中央アジア及び
カザクスタンの労働組合は、特に工業用農産の耕作を擴張すべ
く努力するやう激勵してあつた。

協同組合及び國營商事機關に關して、大會は、今日尙ほそれ
等の活動に卑屈なる營利根性の殘存せるを認め、労働組合をし
て商品が空しく協同組合倉庫に堆積し又は正規の價格の實施を
怠る如きことなからしめ、商品は凡て先づ第一に最も重要性の
高い企業の協同組合へ送附すること、突撃隊員は日用品分配上
に於て或る種の特權を有すること、及び小賣店鋪の數を増加す
べきこと等を決議した。

或る企業の従業員に專屬せる協同組合が、日用品供給上に成
績をあげてゐることも、大會の認むるところとなり、將來協同
組合は、工場委員会の指揮命令の下に屬さしめ、又協同組合は
農産物供給に關して集團農場と直接契約を取結ぶべきこと、但
この種の物資は供給計畫を立てる上には計算に入れざることに
決定した。工業中心地の近隣にある農業乃至蔬菜販賣協同組合
は、從來著しく發達し、一九三一年には蔬菜販賣組合の耕地面
積は三十三萬ヘクタールに達し、耕作豫定面積を超過する事一
割に達したが、一九三二年には四十二萬ヘクタールに擴張する

計畫であり、尙ほ協同組合用の家畜飼養も發達せることが報告
された。然しながら協同組合にて管理せる農場は、生産上に於
ては未だ充分なる成績をあげず、豫定では野菜一ヘクタールに
つき十三トンになつて居るが、實際上六トンを生産するに過ぎ
ず、この形勢に對して、大會は、その種の農場發達の爲め一
億ルーブルを支出し以て現行の食糧品配給の増加を計ること、
し、進んで野菜栽培上に對する労働組合の監督を便にし、且勞
働者の興味を喚起する爲め將來蔬菜販賣組合はなるべく工業營
造物に附屬せしめることに決定した。

共同食堂事業も著しく進歩し、共同食堂乃至料理店の數は一
九二八年の千八百軒より一九三一年末の一萬七千軒に増加し、
費用も一九二八年の千七百萬ルーブルより一九三一年六千萬
ルーブルに増額し、炭坑には地下食堂を設け、季節的労働者に
對して食糧品供給の便宜が増したが、是等の點についても労働
組合の活動未だ満足の域に達せず、今後食堂の清潔とか、サー
ヴィスの改善等に努力せしむることになつた。

労働者住宅問題に對する労働組合の態度は、各地とも不熱心
なる旨報告があり、労働者住宅建設の爲め、一九三〇年には五
億千百萬ルーブル、一九三一年には七億二千萬ルーブルといふ
巨額の經費を要しつゝある事情に省みて、今後労働組合は、そ
れ等の費途を嚴重に監督すべきことが決議された。因に建築計
畫による住宅の未完成のものは五割二分四厘に達し、又建築計

畫そのものが地方の事情を顧慮せず立案されたものたることも
指摘された。

社會保險制度に關する大會提出の報告によれば、被保險者數
は一九二九年の一千二百萬人より一九三一年の一千七百五十萬
人に増加し、一九三二年には二千七十萬人となるべき見込で、
豫算の總額も一九二八—二九年には十四億五百萬ルーブルなり
しものが、一九三一年には二十五億七千三百ルーブルに増加し
一九三二年には、三十五億八千四百萬ルーブルとなすべき豫定
で、社會保險は目覺しい進歩を遂げつゝあり、一九三一年一月
總評議會では、保險基金の組織を改造し、重工業の或る部門及
び運輸業には特別基金を設けたことがあり、手當支拂事務所は
三千箇所以上の企業に設置されて居り、基金も産業別にして最
重要産業には特に有利な條件を適用して居ると云はれる。療養
所及び餘後療院等の收容人員は、一九二八年には三十四萬人で
あつたが、一九三一年には百六十萬人に増加した。今後最重要
産業の労働者及び突撃隊員に對しては療養所の優先權を與へる
ことになつたが、一時労働不能の場合の手當については、労働
組合員も有利な取扱を受けることになつた。

一九三一年一月の總評議會の決議に基いて設置された新共済
組合基金（之は社會保險法の適用範圍外にある労働者救済を目的とし
て設けられたもので、基金は加入者より匯出せず、中央社會保險基金
及び労働組合より補給されるもの）も成績良好で、一九三二年初頭

には九百二十九箇所の新設あり、加入者数は約二百三十萬に達して居る。之に關して大會では、新基金は以上の如き成績を収めたが、労働組合は従來の醸金主義の共済制度を廢止すべき理由なしと決議した。

社會保險基金より他の公共團體（人民保健委員會、人民教育委員會等の如き）へ支給せる補助金の費途監督權は、人民労働委員會及び中央社會保險會議に委せられたが、大會はこれを承認し、且將來労働者が或る種の仕事に對する體質上の適否を檢査する事務をば人民労働委員會の手で改造して之を社會保險機關に委任することとなつた。

労働者保護施設に要する資金は、一九二八年には五千七百萬ルーブルであつたが一九三一年には一億六千九百五十萬ルーブルに増額し、殊に重工業及び運輸業に於ては多額の増加があつたが、この資金は通常豫算の七、八割しか使用せざる事情なので、大會は、労働組合をして労働保護基金の費途を嚴重監督せしめ、労働者保護に關する規定の嚴行を確保せしめることとし、尙ほこの決議實行上に於て篤志、社會的工場監督員の活動を期待することになつた。篤志、社會的工場監督員は、労働組合員の互選で任命されたもので、人民労働委員會の監督官の指揮の下に活動するものであるが、その数は約二萬三千人あり、人民労働委員會の監督官三千五百名（一九二九年には九百名）と協力して保護法規の施行を監督する譯であるが、大會の報告には、政

府の監督官の資質が必ずしも優秀でないことが指摘されて居つた。人民労働委員會の出張所では、工場委員會と協力して新募集の労働者の爲めに工場安全に關する講座を組織することになつて居たが、之に關聯して、大會は、安全設備に關する指令の實施及び災害豫防設備の完成の爲め活動する旨決議した。

赤色労働組合インターナショナル書記長ロフスキー氏は、同インターナショナル本部に参加せるソウェイト聯邦代表の活動及び國際労働界の情勢に關する報告を提出した。氏は世界的不況と極東の情勢に大會の注意を喚起し、今や資本家帝國主義者がソウェイト聯邦に對する戦争準備をなしつつあることを説き、改良労働組合が、或は不況期に於ける有效なる行動の不可能を説き、或は國際聯盟による紛争解決を勸告して、罷業破りや、労働者の政治的、經濟的行動の攪亂に努め、斯くして不況の全責任を労働者に轉嫁せんとする資本家を援助阿附せるに省みて、赤色インターナショナルは、全經濟行動を統一して、單一運動とし、之が指導に努めつゝある旨を主張し、ポーランドやチェコスロヴァキアに於ける罷業に於て共產派の進出せること、歐洲諸國に於て改良派に對抗して獨立の労働組合中央機關を設置せること、炭坑夫、建築工、金屬工、化學工業労働者等の業別インターナショナルを組織せること等を列挙して、共產派労働組合が今だに弱少なるは企業内部の充分なる知識なきに依ると説明し、殊に失業者の組織化に努力すべきことを力説した。

大會は、赤色インターナショナル第八回大會及び同中央委員會第八回總會（昭和七年版海外労働年鑑五九六頁参照）の報告及び決議を協賛し同インターナショナル執行委員會に於けるソウェイト代表の方針を承認し、進んでソウェイト聯邦の労働者と資本主義諸國の労働者との聯絡を鞏固にして、且つ赤色インターナショナル内の弱少なる支部を援助し、それが爲めには、ソウェイトの總評議會としては、國際的知識の普及と資本主義諸國に於ける革命的労働組合の情報の配布とに努むると同時に、赤色インターナショナルの事業に一層活潑なる参加をなすべき旨決議した。尙ほ滿洲に於ける戦争が新世界戦争となるべき處あるにつき、之に反對すべく全世界の無産階級に訴へ、帝國主義戦争を防止すべき唯一の途は一九一七年のロシアに於ける如く、滿洲の戦争を内亂に變更するにあることを聲明せる決議をも可決した。

共產黨大會 ソウェイト聯邦共產黨第十七回大會は、一九三二年一月三十日より二月四日まで六日間に亘つてモスコで開催された。本年度大會の主要議事は、工業生産問題と第二次五箇年計畫の準備とであつて、前者については、重工業人民委員長オルヂョニキヅ氏の報告があり、後者に關しては、人民委員會議長モロトフ氏及び國家計畫委員長クイブイシエフ氏より報告が提出された。

オルヂョニキヅ氏の報告によれば、一九三一年に於ける生産總額は、一九二六—二七年の物價を基準として概算すると、前

年に比して二割一分の増加を示して居り、最高經濟會議の統轄せる工業産額は合計二十一億八千萬ルーブルに達し、之は前年に比して二割五厘の増加であり、内重工業に屬するものは百十八億ルーブルに達して二割八分の増加を示して居つた。而して輕工業は總額七十六億ルーブルで一割二分六厘の増加、製材業は二十五億ルーブルであつた。食糧委員會の統轄せる食糧品工業は約五十億ルーブルに達して二割二分の増加を示して居つた。斯くして國營工業の生産總額は合計二百七十億ルーブルに達し或る部門例へば石油、電氣、ジャム、菓子製造及び機械業に於ては既に五箇年計畫の豫定を突破して居ることである。之に反して製鐵業に於ては生産減退し、紡績業は停頓し、石炭業は一九三一年度豫定に達せざる状態であつて、大體に於て一九三一年の豫定の四割五分が實現したと云ふべく、尤も之でも五箇年計畫當初の豫定を超過してゐる事は事實である、と。而して品質の改善に至つては依然として效果あがらず、或る種産業に於ては却つて惡質生産品が増加の傾向がある旨指摘された。

斯くの如き状態であるので、一九三二年の計畫としては、製鐵業の擴張と石油コークス製造の増加を主眼とすべきで、金屬工業促進の爲めには、衝風爐の設置を急ぐべきでありとし、一九三二年には衝風爐二十六臺、壓延工場二十一箇所及び電氣爐七臺等を設置する事になり、一九三二年新設の工場をして鑄鐵全産額の三割一分二厘、鋼二割三分八厘、板鋼一割三分七厘を分擔

せしめることになつた。之に要する資本として合計十八億ルーブルを支出することになり、衝風爐の作業中絶を防止する爲め特に原料輸送の鐵道の活動に注意することゝなつた。

石炭業は、一九三一年に於てはその豫定に達せず、石炭生産豫定八千三百六十萬トンに對して實際生産額は五千八百六十萬トン、コークス豫定九百四十萬トンに對して實際生産額六百八十萬トンに過ぎなかつた。一九三二年の豫定としては、石炭九千萬トン、コークス三千四十萬トンとし、凡て金屬工業に於ける品質改良を主眼として採炭に従事することゝし、採炭方法の機械化を七割二分に達せしめ、それと同時に従業者の労働條件も改善し季節的作業を最少にし、國家及び共産黨の諸機關をして各地方に於ける燃料資源を開發せしめ、鐵道輸送の必要を少くせしめることになつた。石炭業の資金としては、一九三一年には總計五億八千七百萬ルーブルであつたのを一九三二年には八億一千萬ルーブルに増加することになつた。

石炭及び金屬業の中心地は、最近東方に推移する傾向があつたが、南部及び中部の鑛産額の如きは減少したに對して、ウラル地方では一九三一年の一割八分四厘より二割五分四厘に増加せしめ、石炭に於ては、ドネツ地方は依然として全産額の三分二を分擔せしめるが、シベリアのクヅニエツク及びカラガンダ地方はいづれも産額分擔を増加せしめることになつた。トラクター及び自動車増加に従つて石油の需要も増加する

譯であるが、一九三二年には豫定産額の二千八百萬トンを算出せしめることゝし機械製造業に於ては新設工場設備充實の爲め、一九三一年生産の總額四十七億三千萬ルーブルに對して一九三二年には六十八億ルーブルを豫定することになつた。而してその製造も機關車及び車輛材料と製鐵石炭業に必要な機械との製造を主とすることになつた。

重工業の發達に伴ふて電力工業の擴張も必要となつた結果、一九三二年度に於ては、約百五十萬キロワットの供給増加をなすに足るべき發電所の増設が計上された。

次に輕工業乃至食糧品工業については、一九三二年にはそれぞれ増加が計畫され、輕工業は二割五分五厘方、食糧品は三割六分の増加の豫定で、尙ほ原料品供給の改善、新しき種類の原料品發達、及びその科學的利用法研究、及び完成品品質改良についても、一九三二年には特に注意することゝなつた。

斯くして全産業を通じて一九三二年は生産價格總額上に於て三割二分の増加を實現せしめ、以て三二年末に於ての五箇年計畫の完了を期することゝなつた。それが爲め新たに投資すべき金額は合計一千二百萬ルーブルとし、内九百二十萬ルーブルは重工業に向けられることゝし、投資に際しては、一九三二年末に全部又は一部運轉を開始し得る大工場を主とする事に決定した。又新企業の開始に當つて、従來往々手配宜しきを得ることがあつたのに省みて、一九三二年にはこの點を特に注意し、例へ

ば各部門の職員の準備訓練とか、一部分が完成したときは全部の完成を待たず開業し得るやうにするとか、なるべく迅速に効果をあげるやうにすることゝなつた。又職業教育も擴張して、一九三二年には教育完了の技師工人合計三萬八千人を出す豫定で、之は前年の二萬一千人に對して二倍に近き多數になつてゐた。而して在學生は、一九三一年の五萬一千人に對して三十五萬人に増加せしめることゝなつた。

右の計畫遂行の爲め、工業及び建築業労働者数は、一九三二年には合計百二十萬人の増加をする豫定で、従つて名目賃銀も工業では一割一分、建築業では五分六厘を増加し、生産額に於ては二割二分の増加、生産費に於て七分の減少をなし、特に品質の改良には注意することゝなつた。

以上の報告に對して、大會は、右の豫定の實行と一九三二年に於ける五箇年計畫の完了との爲め、社會主義競争及び突撃隊組織の擴大強化により全力を動員して努力する旨決議することゝあつた。

第二次五箇年計畫に關する報告中、モロトフ氏は主として黨の政策問題を取扱ひ、クイブイシフ氏は、各地に於ける經濟的發展の大綱を論じた。之に對して大會は、第一次五箇年計畫の成績に省みて、第二次五箇年計畫は一九三三年一月一日より實施して一九三七年に完了せしめる事に決定した。而して第二次五箇年計畫が第一次と比較して相異なる點は、第一次計畫が社

會主義經濟の基礎確立を目的としてゐたのに對して、第二次五箇年計畫は社會主義社會組織實現を眼目としたもので、其完成の上はソウエト聯邦は歐洲諸國中第一位を占め、その經濟的獨立を表現することが出来ることゝなると云ふ。従つて第二次五箇年計畫實施中に於ける政治的任務としては、社會階級の絶滅と階級的抗争及び人が人を搾取するとの原因の撤廢とソウエト經濟及びソウエト聯邦の人心より資本主義的の殘存せるものを除去することが主要事項となり、この最後の清算の爲めには各方面に互つて階級闘争を熾烈ならしめ、以て集團農場や工場は勿論官公署及び共産黨内部にまで未だに勢力を有するブルジョア分子を排撃すべく、それが爲めには、獨裁制度の強化と共産黨内の異端者排撃、別しては反動的傾向の排撃に努めなければならぬと云ひ、現在に於ては、社會主義社會に於ける國家の行政機關廢止問題を考慮する如きは不可能のことゝで、却つてソウエト國家を擴大強化して、内敵のみならず、資本主義諸國に對抗すべき力を養成發揮せしむべき必要があると主張して居つた。而して第二次五箇年計畫は、都會と農村との間の社會的經濟的差異を撤廢すべきで、農業集團化の完成によつて農民大衆の社會主義化運動は促進されるであらうと決議された。

右の報告討論中、筋肉労働者と智能労働者との差別撤廢の議も出たが、モロトフ氏は、共産黨中央委員會の意見としては、

この問題は尙早である旨言明した。

次に第二次計畫の下に於ける産業發展の豫定に關して、モロトフ氏の報告によれば、技術的再建の完成と資本主義社會よりの獨立を獲得する上に於て重大任務を帯びて居るのは機械工業であつて、之は一九三二年の三倍半まで擴張する豫定で、それに伴つて電化事業も發展せしめ、工業及び運輸業の電化及び農業への電力應用に應ずる爲め近代的の發電装置を新設する必要あり、電力の生産は六十割の増加をなし、一九三二年末の百七十億キロワットを第二次計畫完了期に一千億キロワットにしなければならぬと云ひ、又石炭の産額も一九三二年の豫定九千九百万トンから一九三七年には二億五千万トンに増加し、石油も二倍乃至三倍の生産額に達する豫定になつて居る。その他製鐵、鐵道其他運輸交通機關の發展も豫定されて居り、殊に重要なものは農業の發展である。之は集團及び國營農場の生産増加と旱魃

被害豫防とを中心として、穀産は百三十萬キントルに、棉花及び麻は二倍に、甜菜は三倍にすべく、それが爲めに農業の工業化を行ひ、第二次計畫終了年度に於てはトラクターの供給年額十七萬臺の豫定になつて居る。

尙ほ第二次五箇年計畫の特徴として民衆の生活標準の向上といふことがあり、モロトフ氏は、この點に於て第一次計畫時代にはなすところなかりしことを認め、第二次計畫の下にあつては、輕工業殊に紡織業及び食糧品製造の發展に注意し、國營商業殊に小賣業を發達せしめ、以て今日の配給制度を廢止し、集約的分配に代ふるに地方分散組織を以てすべきことを述べた。今回大會に於て可決された第二次五箇年計畫は、それ／＼の機關に廻はし、討究の上次回大會に於て最終的決定をすることとなつた。

バルト・北海沿岸諸國

ベルギー、オランダを初めとしてスカンディナヴィア、バルト沿岸諸國に於ては、一九三二年労働協約更新期に際して大争議の頻發を見たが、それ等の争議は多く労働者側の不利なる條件にて解決せざるを得なかつたのは、世界不況の影響の深刻性を表示せるものとして注目された。

一九三二年八月十日コッペンハーゲンにて開催されたフィンランド、スウェーデン及びデンマルクの労働組合及び無産政黨の代表協議會は、スカンディナヴィア諸國労働運動の連絡統一を鞏固にし、且時局に對するそれ等の諸國の労働階級の態度決定上重要な會合であつた。出席者は右三國の代表十二名で、デンマルク首相スタウニング氏議長として議題はノールウェイ労働運動のインターナショナル脱退以來破綻せし北歐諸國の結束を再成する問題が中心となつた。その他、民間の武装自衛團體組織に關する問題も上程されたが、之はドイツの形勢に省みて提案されたものであつて、決議としては、この種の民兵組織は平和的の社會進歩に有害なりとし、デンマルク及びスウェーデンに於て武装民兵團禁止の計畫あるを推賞したものが可決され、又ドイツの社會民主黨に對して激勵電報を打つことも決定した。而してこの北歐諸國労働運動の連絡統一のため常設機關を設けること

となり、當分その本部をデンマルクに置くこととなつて終了した。

ベルギー　ベルギーの政局は、さらでだに世界的不況の影響の下に經濟界の悲境と失業者の増加に悩みつゝあるに、加ふるに宗教問題及び民族國語問題等の紛雜せるにもかゝはらず、その社會民主労働黨の敢然健闘して、一九三二年十一月二十七日舉行されし國會總選舉に於ても、下院代議士三名を増加し、上院代議士亦三名の増加を見た結果、上院に於ては第一黨の地位を占めし如き發展を示して居るのは注目すべき現象である。

この十一月の總選舉に關して、黨首エミル・ヴァンデルヴェルト氏の發表せるところによれば、當時労働黨としては、去る七月の炭坑罷業以來共產黨の漸く労働大衆間に人望を博しつゝありし際とて、總選舉の結果如何については一般に多大の疑懼の念を以て見られて居つたのであり、殊に議會任期は一九三三年五月迄であるので、それまで解散延期をなすが労働黨としては有利なりとの説を有するものが多かつたのであつたが、十月六日舉行せられた市縣會選舉に於ける成功によつて従來の懸念は一掃せられ、やがてカトリック黨と共に聯立内閣を組織せる自由黨が突如解散を敢行せる爲め、こゝに労働黨は總選舉に直面する

に至つたのである。

總選舉當時の政府は、レンキン首相辭職して、ド・ブロックヴィル氏を首相とせる自由黨、カトリック黨及びキリスト教民主黨の聯立内閣であつた關係上、勞働黨はそれ等の三黨合同に對抗して總選舉闘争に従事せざるべからざる破目に至り、且一般に勞働黨は、カトリック主義の學校を破壊し、國防豫算を阻止して全國を敵國の侵略に委さんとするものなりと宣傳せられ、不利の立場に立ち至つたが、政府與黨がその財政計畫の内容を明示せず、爲めに一般民衆間には、新政府が赤字補填の爲め減給乃至社會施設の節約を行はんとしつゝあるにあらざるやとの疑ひを抱くもの多く、その結果勞働黨が意外の優勢を博するにあらずやとの豫想もされたと云はれる。尤も總選舉の結果は、左の如

	議席數		増減
	1929年	1932年	
カトリック黨	76	79	3増
自由黨	70	73	3増
キリスト教民主黨	28	24	4減
労働黨	10	8	2減
共和黨	1	3	2増
無所属	2	0	2減

る爲め、カトリック黨の増員三名中二名は、實際に於ては増加で

なく大體に於て著しき異動がなかつたが之は比例代表制度其の他の事情に基くものと見做されて居る。

上表中一九二九年當選の無所属二名は、カトリック黨のもので、今回の總選舉に於ては、いづれもカトリック黨公認候補者として参加せ

はなかつたのであつた。之に反して勞働黨の三名増加は、フランドル地方の新地盤(アラバント、アントワープ及び西フランドル)にて獲得せるもので、又共產黨の二名か、リエージュ及びシャルルロアにて選出されたものであるのも注目すべき現象であつた。尙ほ得票數に於ては、勞働黨では、合計八十六萬六千票を獲得したが、之は全國投票數合計の三割七分に當り、一九二九年の三割六分一厘に比較するときは聊か得票數に於ても増加されて居る。

總選舉後勞働黨では、大會を召集して今後の對政府方針を決定したが、この際可決せる決議は最近各國の無產政黨の態度に共通する特徴を示したものであつた。曰く『本大會は、勞働黨國會議員が單に消極的反對派たるに止らずして、進んで本黨が全國有權者に提示せる政綱の實行を目的とせる建設的政策を主張すべきことを宣言する。又カトリック黨の總選舉に於ける力は、主として宗教的感情を利用する陋劣手段に基くものにして、この戰術は、斯くして勞働階級の注意をば、その利權の擁護に關する健全なる觀念より轉向せしめんとするにあるを以て、本大會は宗教が個人的事項たるべきこと、及び本黨が、信仰の如何にかゝはらず、凡ゆる筋肉及び智能勞働者の加入を歓迎するものたることを再認し、且宗教上の當局者が政治方面に干渉するを不可とするものである云々』と。尙ほ右の大會に關聯してルイ・ド・ブルケール氏は、勞働黨が、聯立内閣に参加を拒絶し

たのは、責任回避の爲めではなくして、入閣條件が勞働黨の黨是と餘りに懸隔ありし爲めなることを發表して居る。

勞働組合の不況對策 ベルギー勞働組合評議會(C.S.B.)では失業及び不況對策を考究する爲め、一月三十日及び三十一日兩日間ブリュッセル市に於て特別大會を開催した。

世界不況及び之が對策に關する大會の決議は、左の通りであつた。

『經濟恐慌及び之に基づく失業を討究せんが爲め、一九三二年一月三十、三十一の兩日に互リブリュッセルに於いて開催せられたる特別大會は、經濟恐慌が資本主義政治の避くべからざる一結果であり、其の最も著しき形相は生産と消費との間に於ける不均衡と生産の唯一ならざるまでも主要なる目的が、生産手段の所有者の爲めに利益を獲せんとする點に在りとし、従つて生産を調整して、必需品と其の他の生産品を凡ての消費者の間に公平に分配せんが爲めに社會改造を敢行することは、益々絶對的なる必要となりつゝあるといふ結論に到達した。』

組織せられたる勞働階級の、より善き社會を得んが爲めの闘争は(一)現存制度の多くの犠牲者を社會に由つて扶持し、(二)働くべき年齢に在り働かんとする意思を有する凡ての生産者の間に、勞働組合の各種の組織と協定せらるゝ方法に依りて、仕事を分配すること

を保障せんが爲めに、活潑なる行動を伴はなければならぬ。本大會は、前次大會以來、全國勞働組合本部が失業保險制度改善の爲めに行ひたる堅實なる活動を賞讃すると共に、ベルギーの勞働

運動の幾多の大團體の共同協定に依つて提出せられたる行動及び要求の諸計畫に對する同意を表明し、且つ左に列舉する其の要求を提出する。

- (一) 生活賃銀
- (二) 一週四十時間労働制
- (三) 一九二一年六月十四日付法令よりの免除を規定する勅令の徹底的改正
- (四) 同法令第七條及び第十六條の嚴正なる適用
- (五) 上院に提出せられたる社會主義法案の通過に依る、工場監督制度の再組織及び強化
- (六) 若し必要あらば、或は任意公債に依り、若しくは任意公債が失敗に終つた場合には強制公債に依りて經理せらるべき公共事業の組織

雇主等は動もすれば、外國勞働者の存在を奇貨として勞働條件及び賃銀の低下を計るが故に、本大會は先に外國人勞働者の問題を考究せんが爲めに一九二六年一月三十日開催せられたる勞働組合會議の結論を確證し、且つ更めて吾人が既に幾多の機會に於いて政府に要求したる、共同全國委員會の任命の必要を宣言する。本大會は、現代の生産の速度が急激に勞働者を疲勞困憊せしむること往時に比して遙に大なること、並に勞働者が其晩年に於いて平和を保障せられざるべからざるを痛感する。故に本大會は、勞働者一般に對しては六十歳、特に不健康なる職業に従事する勞働者に對しては五十五歳に於いて供與せらるべき合理的なる養老年金を要求する。併し乍ら、失業者の扶持並に上に記されたる諸般の改造の若干の

確立は、社會の財政に對して恒久的要求を課するものであり、而もこれに必要な資金は、既に十二分に苦楚を嘗めつゝある労働階級に過重なる負擔を與ふることなしに調達せられざるべからざるが故に、本大會は

- (a) 等級的所得税
- (b) 超過所得税の再設
- (c) 一切の金融的並に産業的公益事業會社の國有を要求する。

加之、各國民の相互緊依は、凡ての國民の間に於ける誠實且つ親密なる協力の存在すべきことを、從來よりも一層必要ならしむるが故に、本大會は此目的の爲めに

- (一) 消費と生産手段との間に於ける健全なる均衡を維持せんが爲めに、各國民間の關稅障壁の撤廢及び交易の絶對自由
- (二) 右と同時に、ベルギーの需要に適應する經濟的構成を有する各國との間に於ける經濟的協定の締結
- (三) 賠償の爲めに當然なる金額を除きて、戦債の抹消
- (四) 普遍的且つ即時的なる軍備撤廢、並に諸國民間の最終的平和の確立

を要求する。
如上の要求の達成を促進せんが爲め、本大會は、現在責任ある統治者の徒の因循怠慢が却つて之を重大ならしむるの外なき幾多の困難より、能ふ限り速に活路を見出ださんとす。組織せられたる労働階級の確乎たる決意を表明せんが爲めに、輿論を喚起し、あらゆる機會を利用すべく全力を傾倒せんことを、凡ての産業的組合と労働者の確立

必要なる、十二箇月の期間に代ふるに六箇月の期間を復活せんことを、労働大臣に對して要求する。本大會は更に、恐慌の狀態が凡ての工業に對して並に貿易に對して宣告せらるべきこと、並に保險せられたる労働者、俸給被備者、音楽家及び技術的被備者の、手當の擴張に對する權利が、差別なく且つ現下必要な救済の程度を適當に考慮して承認せらるべきことを切言する。本大會は更に手當の擴張に關し、俸給被備者に就きて採られたる例外的措置、即ち

- (一) 商用旅行者、販賣係男子及び婦人の除外
- (二) 個別的請求を行ふ必要
- (三) 恐慌基金事務局に依つて行はるゝ個別的調査
- (四) 手當の擴張の供與を受くる者の場合に於ける手當不支給の月

に對して抗議する。

本大會は、地方官憲に與ふるに、失業者に對する補充的手當の支給を繼續すべき権能を以てする措置の採用、並に此の目的の爲めに失業救済事務局に依つて行はれたる前拂金の償還を急がんことを政府に督促する。本大會は憤義を以て、全國産業委員會(雇主)の陰謀と反動的新聞に依つて系統的に實行せらるゝ苦心ある批判とを排撃する。斯種の批判は、失業保險に依つて提供せらるゝ效用を弱め、労働者を其の組織より乖離せしめ、且つ彼等を雇主の徒の組織する失業救済機關に於いて徵募せんことを欲するものである。故を以て本大會は、雇主の斯かる要求、並に彼等が何等の關係を有せざる失業保險の種々なる效用に對する彼等の干渉を到底容認し難しとして問罪する。

労働組合の聯合とに要請する。本大會は採らるべき行動の整頓と促進とに必要な一切の手段を盡して遺漏なく、且つ全國に互る一大宣傳運動に依つて此行動を開始せんことを全國本部の執行委員會及び總務委員會に懇請する。

更に本大會は、凡ての産業の労働者に向ひて、此の闘争題目の重大なる意義を覺り、彼等の闘争組織を從來よりも一層強力にし、且つ彼等の労働組合に對して忠誠渝らざらんことを切に懇へて已まなす。

尙ほ失業保險に關して、左の如く決議するところがあつた。

『一九三二年一月三十日及び三十一日、ブリュッセルの人民クラブに於いて開催せられたる全國労働組合本部の特別大會は、自己の意思に基かざる失業に對する強制保險を設立し、凡ての労働者を包括すべき斯様の保險が、官憲、雇主及び被保險者に依つて經理せられ、且つ其の一切の施設が右の三當事者を代表する團體に依つて管理せらるべき法律の通過を議會に要求する。本大會は、全國恐慌基金(The National Crisis Fund)の配賦に關して労働大臣の採りたる制限的措置に抗議する。即ち右の措置は、(一)失業の時期内に於いて週間に在る公共的休日の手當を破壊し、(二)被保險既婚婦人の失業したる場合に對する手當の擴張を破壊し、(三)全然失業せる者に、毎月一日の手當損失を蒙らしむるが故である。本大會は、労働大臣の提起に係る、別個の『非常時期』の宣告に對する計畫に反對する。蓋しそれは被保險失業者の多數の手當の縮小を意味し、且つ全國的並に地方的の双方の失業基金事務局の行政的事務を絶望的に繁雜ならしむべきが故である。本大會は、新保險者の手當享受資格に對して

本大會は、労働者の雇傭を促がさんが爲めに、全國到る處の公益事業を買収し、並に學校及び廉價住宅を建設するに必要な資金を調達すべき手段を採るは政府の義務なることを宣言する。

本大會は、未だ組織せられざる筋肉労働者及び非筋肉労働者に對し、彼等がその階級利益の擁護に於いて有効に協力し得んが爲め、吾が全國本部と盟約せる所在の労働組合に遅滞なく加入せんことを促がす者である。

労働組合年次大會 ベルギー労働組合評議會(C.S.B.)第二十八回大會は、九月二十五日及び二十六日の兩日間ブリュッセル市で開催された。

大會に提出された事業報告によれば、近年評議會加盟組合員數は、左の如く逐年増加の傾向にあり、一九三二年現在合計五十八萬五千人になつて居る。

年次	組合員數
1928年	518,658
1929年	528,380
1930年	537,379
1931年	559,910
1932年	585,000

書記長メルタン氏は、その事業報告に關する演説中に於て、一週四時間労働制實施の急務を力説し、それが爲め『各國労働者が一層斷乎たる行動をとるにあらざれば、四十時間制度は確乎たる國際的事實となるを得ない』と主張した。尙ほ労働時間に關する討論中坑夫代表にして坑夫インターナショナル書記ドラットル氏は、一週四十時間制度確立は、主として労働者自身の力によつて之を獲得すべきである旨強調した。

事業報告に關聯して、評議會組織改正の問題も論ぜられ、殊に集中化と本部権限擴張とを中心として議論があつたが、この問題については特別の調査をなし、やがて特別大會を召集して之に附議することゝなつた。

大會上程の問題中最も重要なものは、現下の危機對策であつて、大會は、討議の結果、ベルギーを初め各國で實施中の保護關稅政策は、唯單に少數者の利益を擁護するのみにして、關稅を課し又は輸入比率を定める如き愚劣なる政策は、結局生計費の騰貴に終るのみなるを以て、即刻之を廢止すべき旨決議するところがあつた。次に有給休暇制度に關する決議も可決されたが、之は前大會に於ても決議されたことで、今回は從來の決議を再認した譯であつた。

社會保險制度に關する決議に於て、大會は、ベルギーが強制社會保險制度の施設なき少數の國々の一なることを指摘し、從來の大會に於けるこの問題に關する決議を再認すると共に、一般的社會保險立法の即時制定を要求することゝなつた。殊に失業保險制度に就いては、大會の決議は、賃銀乃至俸給勞働者全部に適用すべき法律を要求し、その財源としては、政府、雇主及び勞働者全部が醸出金をなすべきことを要求し、且それ等の代表を凡て經營上に参加せしむべきことを力説して居る。

最後に今回大會の重要問題としては、貨銀値下政策反對の決議があつた。此の決議に關聯して、一代議員は、現下の不況時

代が或る種の産業、殊に瓦斯電氣及び炭坑業等の國有化運動を起するに最も適當なる時機たることを指摘したが、之に關して興味あるは、ベルギー勞働黨では、既に炭坑國有法案を國會に提出してゐることであつた。

オランダ

オランダ社會民主勞働黨は最近著しき發展をなし、黨員數の如きも、前大會には六萬九千二百六十三人なりしものが、一九三二年には七萬八千九百二十人の増加をなし、機關紙購讀者も七百五十人の増加を示して居り、その院内總理たるアルバルダ氏及び最近古稀の祝賀をした老婦人闘士マチルダ・ウイバウト女史は共に社會主義インターナショナルの執行委員となつて居る。而して最近その極左派が、イギリスの獨立勞働黨や、ドイツの社會主義勞働黨などと相呼應して、反幹部的活動に従事せる點に於て、社會主義勞働インターナショナル加盟團體中有名であつたが、遂に一九三二年三月下旬開催された大會の結果、極左派は分離獨立するに至つた。

社民黨分裂 一九三二年三月二十六日より二十八日までハールレムに開催された社會民主勞働黨第三十七回大會は、かねて抗争せる左右兩派の遂に衝突して、極左派の分離獨立するに至つた重大大會であつた。黨主オウデゲースト氏病氣の爲め、ヴリゲン氏議長として、開會の辭に於て、今回の大會は主として黨内の紛争問題を論議すべきことを述べ、次いで院内總理アル

バルダ氏が、執行委員會提出決議案を上程した。之は、黨極左一派の人々の機關誌たる『デ・ソチアリス』及び『デ・フランク(炬火)』等の發行を禁止し、又「正當の黨機關の許可なくして、黨政策を論議する爲め召集せる會合」を禁止せんとしたものであつた。之に對して極左派に屬する執行委員のベテル・シュミッド氏は、當面の問題は單にそれ等の極左派的行爲の可否に止まらざることを説き、進んで黨が何等有効適切の失業對策を要求するところがあつた。この問題の討議は、約二日間に互つて行はれ、七十二名の代議員が論議に参加したが、妥協案として黨内の各種意見を代表せる委員會を設けて、『タクテイ・ク・エン・ベギンセル(戰術と原則)』と題する廉價の週刊雜誌を發行するか、或は黨機關紙に特別附録を添附するかにすべきこととが、サム・デ・ウルフ氏、ヴァン・デ・キープト氏、及びウイバウト氏などから提出され、殊にオランダ社會主義の母と云はれる老婦人闘士ウイバウト氏は、極左派の人々に對して、黨の統一を亂さざることを訴へるところがあつた。之に對して、極左派を代表せる國際運輸勞働者聯合會書記長エド・フィンメン氏は、妥協案を承認すべき旨言明するところがあつたが、アルバルダ氏あくまで反對を唱へ、一方、從來のまゝにて充分黨内に於て極左派の活動の餘地あることを主張して譲らなかつた。斯くて票決の結果決議案中間なき最初の五項は可決となつたが、第六

項乃至十一項は、一五九九票對四六〇票(棄權六)で可決となり、こゝに於てシュミッド氏は、極左派の脱黨を宣して、退席した。

ハールレム大會は、極左派の脱黨問題の爲め、中止となつたため、社會民主黨では九月十七日及び十八日兩日間ウトレヒトに於て再び大會を開催して、殊に緊急問題たりしウルテル報告(豫算節約の爲め官吏減俸失業手当其の他削減を勸告せるもの)に對する態度及び植民地問題を決定することになつた。前者に關しては、アルバルダ氏の提案によつて、その反勞働階級的勸告を不可とし、節約の方法として、軍縮による軍費削減、公債利子低減、財産稅、相続稅、資本利得稅を要求し、進んで公共事業の繼續擴張を初めとして煙草、保險及び擔保の國營、産業一部の社會化を要求せる決議を採擇した。

植民地問題に關しては、大會は、原則としてインドネシアの獨立承認及びインドネシア國民運動援助を主張することとし、インドネシア獨立完成までの過渡期として自治制の施行、行政機關の自主化、議會の權能擴大及び本國植民大臣權限縮小等を行ふこととし、インドネシアに於ては男女平等の選舉權を認め、之をば漸次擴大して普通選舉權となすこと等を要求することゝなつた。尙ほインドネシアの經濟的基礎を鞏固にして海外資本の侵入を防止すべきことも主張されたが、この點に關して個人土地世襲制度を存続すべしと云つて居る。

其の他大會に於て可決となつた決議事項は職業補習教育の獎

勵、學齡十八歳まで引上、機關紙『ゾチアール・デモクラート』發行繼續等の事項があつた。

ハールレム大會を退席した極左派側では、翌三月二十八日各地の代表四百六名會合して、新黨樹立を決定し、之をば『獨立社會黨 De Onafhankelijke Socialistische Partij』と命名し、エド・フィンメン氏を黨首として、書記長シュミット氏、會計長オルデンブレック氏、副黨首カッド、スタール、及びステンユイスの三氏、外九名の執行委員を選任した。執行委員中にはオランダ社會民主黨創立者の一人フランク・ファン・デル・ゲス氏も居る。

勞働組合大會 オランダ勞働組合總同盟(N.V.V.)加盟組合員數は最近累年増加して一九三二年一月には合計三十一萬九千九百八十五名あり、加盟組合數合計三十團體であつた。而して加盟組合の積立金も一九二九年一月には千三百三十八萬九百五十八フロリンなりしものが、一九三二年には千四百三十二萬四千二百八十六フロリンに増加し、其他總同盟の爭議資金のみにて約百五十萬フロリンより二百餘萬フロリンに増加して居る。

總同盟本年度大會は、六月二十日より二十三日までヘーグ市に開催されたが、今回大會に於ける重要問題は、少年勞働者及びその教育を中心としたものであつた。大會へ提出されし報告によれば、オランダには十四歳乃至十八歳の少年にして補習教育又は職業教育を受けざるもの約二十萬人ありとのことで、大會は、九箇年の初等義務教育制度及び滿十八歳までの義務的職

上に於て、種々なる重要なる事業があるが、殊に根本的問題としては、(イ)勞働の生産力を現在より大ならしむべきか、(ロ)各種標準の勞働時間に相應せる生活標準とはいかなるものが、(ハ)現存の勞働及び機械力をいかに利用せば必要量の生産をなし得るか、(ニ)いかにして生産をば産業の各部門に分配すべきか、(ホ)是等の疑問に對する回答よりいかなる結論を得べきか等の問題を考察する必要がある。是等の問題に對する回答を得んとせば、産業各部門に互れる勞働の生産力に關する夥しき統計を必要とする、而してその資料こそ實に計畫經濟案作製上最も必要なものである」と云ふのであつた。

デンマルク

一九二九年總選舉の結果組織された社會民主黨々首スタウニング氏を首相とせる急進自由黨との聯立内閣は、未曾有の世界不況期に際してよくその當初の政策遂行に努め、在職四箇年に達するを得、各國勞働界の等しく嘆仰するところとなつて居つた。従つて一九三二年十月政府提出の爲替管理法案の上院に於て重大の修正を加へられんとした結果國會解散となり、續いて十一月十六日總選舉の結果、社會民主黨の地位は益々鞏固となるに至つた。

社會黨政綱 今回の議會解散は、一九三一年十一月十八日制定の爲替管理法を改正せし一九三二年一月三十日の法律の施行繼續を政府が要求せるに對して、上院が同法の眼目たる爲替管理

業教育の確立を要求せる決議を可決した。それによれば、職業教育は從業時間(之は最大限一週四十八時間とす)中に之を授くべきで、又勞資各團體に對しては職業學校經營當事者を選出すべき權能を賦與することが主張されて居る。尙ほ職業學校は、國營とすべきであるが、私營の場合には勞働者代表をその經營に参加せしむべきことが要求されて居る。

次に勞働時間短縮問題について、大會は、一週四十時間制確立の爲め、(イ)國際的に四十時間實施を促進する爲め凡ゆる手段を盡すこと、(ロ)オランダに於て勞働時間を四十八時間以下とし、出來得れば四十時間とする爲め全力を盡すべきこと、(ハ)勞働時間短縮實施の爲め立法的措置をとるべく政府に要求することを執行委員會に指令した。

失業問題に次いで大會の重要問題となつたのは、計畫經濟の件で、之に關する報告はティンベルゲン博士が提出したが、友誼代表として出席せるアムステルダム・インターナショナル書記長シヴェネルス氏も亦生産分配の組織的統制こそ勞働組合運動の重大主張の一たるべきことを説き、經濟の計畫化の完成せざる内は、クレデット及び通貨政策の確立不可能なりと云つて激勵するところがあつた。大會の可決せる決議には、『組織的なる經濟の計畫化は、國際的なるべきもので、それが爲め國際的綱領を完成する爲め、アムステルダムと社會主義インターナショナルの協力を必要とする。計畫經濟を目標とせる國內的改革をなす

局に對する上院の統制確立を目的とせる修正を提案したことの原因になつて居るが、社會民主黨では、總選舉に際して左の宣言を發表して、有權者に訴ふところがあつた。

『今や我國が重大時局に面せる時に際して、自由黨(農民)と保守黨とは、選舉區民の解決を必要とする政争を強ゆるに至つた。資本主義と軍國主義と世界戰爭の結果として外國より輸入せられし世界的危機の前に全國民は膝を屈して居る。資本過多と負債の重荷とに苦しめる農業は勿論、過剰となりし手工業者及び一般勞働者も、一大恐慌の下に悩みつゝあり、この恐慌は、手工業より商運の各業に擴大して凡ゆる方面の幾百千の勞働者にまで波及して居る。この恐慌の對策として重要且つ貴重なる多數の法律は、政府の指導の下に制定せられ、打撃最も甚大なる農業經營者は救護を受け、又廣汎なる失業の結果苦しめる勞働階級も多少の支援を受くるところがあつた。』

多大の金額、即ち農業には五、六千萬クローネ、失業者に對する諸種の立法の爲めにも殆んど同額の支出は、人口中の他の方面の犠牲によつて獲得し得た。現に就職する勞働者も、又その一部を分擔して居る。しかも之は、組織勞働者が失業保險の爲め年々醸出する二千萬クローネとは別個である。

然しながら政府與黨は、この第二次的救濟事業以上の任務を有して居つた。即ち商工業にとつて重大なる諸種の事情に力を振つたのである。

各國との交渉の結果、それ等の國々の隔離政策を緩和せしめ、殊

に農業にとつて有利ならしめる一方、外國爲替及び輸入の統制を過去一箇年間維持せる結果は、農産品輸出貿易を多大に確保するを得しめた。この政策は、又、農産物輸出の條件に關する交渉上次の段階を準備するに至つた。

斯くの如き背景の下にあつて在野黨のとりし行動は奇怪を極めたものであつた。外國爲替と對外貿易政策に關する現在の方針を繼續すること最も緊急の際に當つて、クローネの暴落を防止し、外國に於ける新しき排他的政策に對抗し、失業状態の悪化を阻止し得る立法上の協力を拒絶せるは、實に農民自由黨であつた。……

社會民主黨は自信を以て選挙闘争に参加するものである。我國貨幣制度上の秩序と、財政上の秩序と國益を害する投機の防止と、オランダ労働者の雇傭増加と、是今回總選挙政見の根本であつて、之に次いで議會内の政策としては、建築の擴大、社會改良、労働時間短縮、軍備撤廢、土地分割、産業助長を主張する。

デンマルク國民は、自由黨及び保守黨の提案する如く、不正の選挙制度に基く上院の多數を基礎とせる少數者の獨裁制を承認するものではない。云々

開票の結果、政府與黨の一たる急進自由黨では議席減少を見たが、社會民主黨では、得票増加約七萬票に達し、議席一の増加を見た。

各黨の得票及び議席数は、下段表の通りになつて居る。

労働組合 デンマルク労働組合總同盟中央委員會の年次大會は、五月十九日及び二十日の兩日コッペンハーゲン市で開催され

政 黨	1932年		1929年	
	得 票	議 席	得 票	議 席
社會民主黨	660,782	62	593,971	61
急進社會黨	145,206	14	151,746	16
保守黨	289,529	27	233,935	24
農民自由黨	381,760	38	405,607	44
正義國家黨	41,215	4	25,801	3
共産黨	17,172	2	3,656	0
シユヒスウ	9,867	1	10,422	1
其他(國民社會黨を含む)	1,342	0	—	—

註 一九三二年一議席未定
として提出されたもの、内容は、一週四十時間制實施、殘業及び二重所得の禁止、公共事業振興及び學齡引上を要求し、且労働者購買力維持の爲め實質賃銀の標準をなるべく高率にすべきことを主張したものであつた。この決議は、九一票對一六票で可決となつたが、反對者側では、斯くの如き要求は、之が實施された際には、必ず賃銀の低下と失業の増加を來すものである。現に雇主組合側では、四十時間制度反對及び賃銀二割値下を決議してゐると云つて反對したのであつた。

た。

大會に提出された報告によれば、總同盟加盟組合員数は合計二十六萬九千五百三十二人(内女子四萬四千六十八人)にして、之を前年に比すれば一萬四百二十七人の増加である。

今回の會合に於ける重要問題は、失業對策であつて、之に關して執行委員會案

因にデンマルクに於ける失業者数は、一九三一年十月には四萬八千八百七十八人に過ぎなかつたが、一九三二年五月には九十萬に増加して居ると報告された。

スウェーデン

スウェーデン國會は、一九三二年任期満了の結果、同年九月十八日總選挙が行はれた。スウェーデンは、經濟的にこそ世界不況の影響は免れず、今回總選挙に於ても、農産物の價格暴落を初めとして、外國貿易殊に對ドイツ通商の不振、豫算節約、失業問題等が題目となつたが、政治的には、他の歐洲諸國に見る如き民主主義制度に對する根本的の疑惑等に煩はされる事なく、従つて極端矯激なる右傾運動の不安を知らず、偶々今回の總選挙には國民社會主義を標榜せる一派も参加したが、その得票は全投票數の〇・六パーセントに過ぎず、議席として一も獲得し得なかつた位であつた。

之に反して社會民主黨の發展は眼醒ましきものあり、その結果從來の人民黨内閣惨敗となつて、こゝにスウェーデン社會民主黨第四次内閣組織を見るに至つた。社會民主黨の今回の大捷は、マッチ會社社長イヴァン・クルーゲル氏事件の影響と、社會民主黨の農村進出の結果であると云はれる。即ちクルーゲル氏が、その國際的欺偽行爲の結果自殺後間もなく、人民黨が同氏より二回に互つて資金合計五萬クローネルを受領し、それに關聯して去る八月六日人民黨創立者たる首相カルル・グスタフ・エクマン

氏の辭職せしこと、及び續いて後繼内閣を組織せし同じく人民黨のフリックス・テ・ハムリノ氏の政府が、最近の全國農業危機に對して責任ありと見做された結果、全國の人氣は翕然として社會民主黨に集り、殊に先年故ブランチング氏の政府の治績の記憶は、社會民主黨をして農村及び山林地方の農民間に新しき支持者の多數を獲得せしめたのであつた。

年 度	得 票 數	議 席 數
1921年	630,855	93
1924年	725,407	104
1928年	873,931	90
1932年	1,039,249	104

スウェーデン社會民主黨の最近の發展は著しきものあり、その黨員數は、一九三〇年末現在合計二十七萬七千七人なりしものが、一九三一年末には二十九萬六千五百人となり、最近三十萬以上に達したと云はれ、それ等新入黨者は主として農村方面から來たものである。而して過去十箇年間に於ける

總選挙の成績は右表の通りになつて居る。尚ほ今回總選挙の結果を前回のそれと比較した統計は次頁掲載の通りである。

總選挙後農民黨の聯立内閣組織の議が出たが、之の不可能となるや、首領ベル・アルビン・ハンソン氏をして人民黨と協力して左翼聯立内閣の組織を命ぜられたが、之が亦失敗に終つた結果、こゝに社會民主黨が少數黨ながらも單獨内閣を組織することとなり、ハンソン氏を首相として、前首相リカルド・サンド

	1932年		1928年	
	得票	議席	得票	議席
極右	582,843	58	692,434	73
農	351,150	36	263,501	27
自	40,855	4	70,820	4
中	4,551	—	—	—
央	250,279	20	304,995	28
(政	15,160	—	—	—
國	—	—	2,563	—
民	—	—	—	—
社	1,039,249	104	873,931	90
共	132,369	6	151,567	8
共	74,017	2	—	—
産	—	—	—	—
派	—	—	—	—

ラー氏外相にて、書記長グスタフ・メレル氏も入閣し、其他黨の少壯有望の幹部を以て第四次社會民主黨政府は成立した。社會黨大會スウェーデン社會民主労働黨第十四回大會は、三月十八日よりストックホルムに於いて開かれ、

出席者は、代議員四百十四名と、黨執行委員、黨役員代議士會代表者の外、來賓が居つた。友誼代表としてはデンマーク社會民主黨首にして、過去三年間同國政府の首班に在つた現首相スタウニング氏も列席し、大會の熱誠なる歓迎を受け、黨領袖ハンソン氏は、スタウニング首相を迎へる挨拶に於てスウェーデン労働階級が、社會民主運動の先達としてのデンマルクに負ふ所極めて大なる事を力説した。フィンランド代表J.W.ケトー氏は、其演説に於て現在のフィンランド労働階級の特種なる苦境を強調した。大會第一日は、農業及び林業労働者の諸問題、並に昨年中ス

ウェーデン労働界に未曾有の激昂を惹起したる一問題に捧げられた。即ち約一年前北部スウェーデンのアダーレン市に於ける一労働争議が、軍隊力の特に野蠻なる使用の動機と爲つたことがあつたが(昭和七年版海外労働年鑑三五頁参照)それに就いて黨大會は、更めて且つスウェーデンに於ける最も強力なる政治運動の代表者會議の完全なる權威を以て、労働争議に於ける兵力使用の許すべからざることを宣言した。其の他の問題にして可決せられたるものは、社會保險の現在制度を發展せしむること、並に此労働時間に関する立法に病院労働者を含ましむること等であつた。大會は既婚婦人の就業に關する法規に反對を表明すべしといふ意見は、有益なる教訓を含まない討論の後大多數を以て否決せられた。三月二十一日には、大會の全時間、國防問題に傾倒せられた。單獨的軍備縮小、並に此問題に關する國民投票に關する諸提案が、軍需品の製造販賣の禁止に關する一提案と共に大會に提出された。黨執行委員が大會に提出した報告には、右の中第一の問題に對し一九二八年大會の採つた態度に言及してあり、黨の綱領に於ける現在の公式は、單獨的軍備縮小を可とする黨員に十分なる行動の餘地を與へたものであることは、當時一般の意見の一致したことで、又同一公式は、軍備縮小の原則に關する全黨員の意見を統一したものであつた。されば是以上に出づる事は、

プログラムに於いて獨り原則の宣言のみならず、亦戦術の細則をも包含することになるのであつた。

國民投票の問題については、P.A.ハンソン氏は、其討論開始の挨拶に於いて、黨としては、黨自身の選任したる院内委員會が、單獨軍備縮小の問題をも含む國防軍事問題全體に關する仕事を終了するまで、國民投票の可否を決することは出来ない」と聲明した。

之と關聯する第三の問題については、大會は、國營製造、輸入獨占權並に國際管理を含む軍需品の製造販賣に關する黨の一般的對策の聲明を發表することに決定した。

討論の終結に當つて二回の投票が必要であつた。それは、大會に提出せられた凡ての以上の動議は、之を査閲委員會に附託すべしといふ動議が出で、之は一八九票對一九九票を以て否決せられ、次に、單獨軍備縮小問題は、院内委員會が其の審議を終了するまで之を繰延ぶべしといふ黨執行委員會の提議があり、之は一六五票對二四三票を以て可決せられた爲めであつた。

大會の右の決議に對し、『ニ・テッド』紙社説に現はれたる批評には、黨執行委員の提議に對する反對は、『軍備縮小の遅々たる進行に關し、諸方面に遍ねく存する焦慮を表明せんとする要求』と解釋せられてゐた。

上記討論と同日に、全大會はストックホルムの街上に於ける失業示威行進に参加した。約五萬の人が此行列に参加したと評

價せられた。労働者の要求は、市中行進の途上、法相及び交通相を同伴した首相に手交せられた。

黨議長ハンソン氏の提出したる一般政情説明書は、三月二十二日別段の討論を俟たずして承認せられた。九月に行はるべき總選挙に對して聲明書を發表することは時期尚早であると決議せられ、特別委員會が適當なる時期に於いて此の任に當るべき權限を與へられた。

次いで黨首たる議長ハンソン氏及び書記長ギスタウ・モラーは満場一致を以て再選せられた。

黨執行委員は悉く再選せられた。ウイクフォルス、エングベルグ、フリチック、エクマン、サントラー及びZ.ホーグランド諸氏である。計畫委員、エングベルグ、サンドラー、モラー、ベール・アルビン・ハンソン及ウイグフォルスも悉く重任した。

イヴァール・ヴェンネルシュローム、エドヴァールト・ヨハンソン、ゲオルグ・ブランディング、アルベルト・フォルスランド、アドルフ・ヴァレンタイム、シグヴァールド・クルーゼ、ヒルディング・モランダールの諸氏は、黨執行委員候補者に任命せられた。

第一次ブランディング内閣以來、大規模に研究中であつた社會化の問題に對しては、特別なる討論が行はれた。此事業に於いて顯著なる役目を演じたスウェーデン前首相代議士リッカード・サンドラー氏は、委員會の事業の最終段階に關する報告を大會に提出した。委員會の最終報告は二部に分たれることになつて